

# 明治大学人文科学研究所紀要

第 85 冊

MEMOIRS  
OF  
THE INSTITUTE OF HUMANITIES  
MEIJI UNIVERSITY

VOLUME 85



2019年3月

明治大学人文科学研究所

# 明治大学人文科学研究所

◎ 研究所長 豊川浩一 TOYOKAWA Koichi

◎ 運営委員

池田 喬	IKEDA	Takashi
石黒 太郎	ISHIGURO	Taro
大楠 栄三	OGUSU	Eizo
織田 哲司	ODA	Tetsuji
落合 弘樹	OCHIAI	Hiroki
梶原 照子	KAJIWARA	Teruko
加藤 尚子	KATO	Shoko
釜崎 太	KAMASAKI	Futoshi
小財 陽平	KOZAI	Youhei
清水 則夫	SHIMIZU	Norio
瀧口 美香	TAKIGUCHI	Mika
竹内 拓史	TAKEUCHI	Takushi
田村 久男	TAMURA	Hisao
内藤 まりこ	NAITO	Mariko
中澤 高志	NAKAZAWA	Takashi
藤山 龍造	FUJIYAMA	Ryuzo
前田 更子	MAEDA	Nobuko

## 出版刊行委員会

委員長 落合 弘樹 梶原 照子  
委員 小財 陽平 清水 則夫 瀧口 美香

## 明治大学人文科学研究所紀要 第85冊

2019年（平成31年）3月31日 発行

発行者 豊川浩一

発行所 明治大学人文科学研究所

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1 TEL 03-3296-4135

FAX 03-3296-4283

印刷所 株式会社 外為印刷 ISSN 0543-3894

©2019 The Institute of Humanities, Meiji University

PRINTED IN JAPAN

# 明治大学人文科学研究所紀要 第85冊

## 目 次

### 《特別研究第2種》

ジークフリート・レンツの『国語の時間』

——ノルデの《描かざる絵》とナンセンの《見えない絵》について——……渡 辺 徳 美 1

### 《特別研究第3種》

日本武道の固有性に関する研究

——budo 概念の検討と、海外武道クラブ調査——……………長 尾 進 19

### 《特別研究第3種》

アグネス・キースのボルネオと日本 ——『白人の帰還』を中心に——……………林 ひふみ 35

### 《公募論文》

何が起こった（ている）？

——ウィリアム・ドレイの歴史的説明論と戦後社会学，現代日本の社会運動論

……………大 畑 裕 嗣 49

### 《公募論文》

高等学校と警察の連携によるボランティア活動に関する研究（2）

——愛媛県西条市の高校生防犯ボランティア C.A.P. の事例に基づく考察——

……………林 幸 克 83

### 《公募論文》

トスカーナ大公国における封建貴族とコジモ1世

——アリドーシ家の一族間係争と君主……………北 田 葉 子 107

### 《公募論文》

ジェイソン・コンプソンの不安といら立ち ——『響きと怒り』，近代との格闘……………竹 内 理 矢 133

### 《公募論文》

米国大学のフラタニティとソロリティの家庭環境と入会動機に関する一考察……………天 木 勇 樹 153

### 《公募論文》

近代における和語の用字法の変化

——カワル・カエルとアラワレル・アラワスを中心に——……………高 橋 雄 太 173

\* \* \*

2018年度 第43回人文科学研究所公開文化講座 記録

2022年度，高校地理必修化。どうする？ どうなる？…………… 209

MEMOIRS OF THE INSTITUTE OF HUMANITIES  
MEIJI UNIVERSITY

Volume 85      2019

CONTENTS

WATANABE Narumi	Der Roman „ <i>Deutschstunde</i> “ von Siegfried Lenz: Zu Noldes „ungemalten Bildern“ und Nansens „unsichtbaren Bildern“	1
NAGAO Susumu	Research on the Uniqueness of Japanese Budo: Study of Budo Concept and Overseas Budo Club Survey	19
HAYASHI Hifumi	Agnes Keith’s Borneo and Japan — with a focus on White Man Returns	35
OHATA Hiroshi	What Happened (or Is Happening?): William Dray’s Argument on Historical Explanation, Postwar Sociology and Social Movement Theory in Contemporary Japan	49
HAYASHI Yukiyoshi	A Study on Volunteer Activities on Cooperation between High Schools and Police Offices: C.A.P. Practices in Saijo City, Ehime Prefecture	83
KITADA Yoko	I nobili feudali e Cosimo I nel Granducato di Toscana: I conflitti della famiglia Alidoshi e il principe	107
TAKEUCHI Masaya	Jason Compson’s Anxiety, Irritation, and Struggle with the Modern in <i>The Sound and the Fury</i>	133
AMAKI Yuki	How Much Do Parental Educational Level and Parental Involvement Influence the Decision to Join Fraternities and Sororities in the American Higher Education System?	153
TAKAHASHI Yuta	Changes of Character Usage in Japanese Native Words in <i>Kindai</i> —“ <i>Kawaru</i> ” “ <i>Kaeru</i> ” and “ <i>Arawareru</i> ” “ <i>Arawasu</i> ”—	173
*      *      *		
The Institute of Humanities, The 43th Open Seminar 2018		209

ジークフリート・レンツの『国語の時間』  
— ノルデの《描かざる絵》とナンセンの《見えない絵》について —

渡 辺 徳 美

## Der Roman „*Deutschstunde*“ von Siegfried Lenz: Zu Noldes „ungemalten Bildern“ und Nansens „unsichtbaren Bildern“

WATANABE Narumi

Der Roman „*Deutschstunde*“ (1968) von Siegfried Lenz handelt von dem Konflikt zwischen Macht und Kunst in der NS-Zeit. Siggie Jepsen, der auf einer Elbinsel in der Jugendhaftanstalt sitzt, sollte in einer Deutschstunde einen Aufsatz über die „Freuden der Pflicht“ schreiben. Die Aufgabe erinnert Siggie an seinen Vater, den Polizeiposten von Rugbüll in Schleswig-Holstein, zurück, der dem Maler Max Ludwig Nansen zunächst das Malverbot überbringen und dann dessen Einhaltung überwachen musste. Der zwanzigjährige Siggie erzählt also, was er als Zehnjähriger in seiner Heimat gesehen und gemacht hat.

Siegfried Lenz machte beim Konzipieren der Künstlerfigur zahlreiche Anleihen sowohl bei Noldes Leben als auch seinen Kunstwerken, insbesondere den „ungemalten Bildern“. Nansen hingegen beschäftigt sich jedoch mit „unsichtbaren Bildern“. Diese Abhandlung will anhand einer literarischen und kunsthistorischen Untersuchung die beiden Bildarten eingehend betrachten. Gemeinsam sind ihnen die kleinen Formate, das Japanpapier und der Malgrund. Doch gibt es bemerkenswerte Unterschiede zwischen den „ungemalten Bildern“ und den „unsichtbaren Bildern“, die meiner Ansicht nach Schlüssel werden, um damit eine neue Interpretationsmöglichkeit der Künstlerfigur aufzuschließen.

Die Kunstwerke von Emil Nolde wurden 1937 in der Diffamierungsausstellung „Entartete Kunst“ gezeigt. Er wurde 1941 mit Berufsverbot belegt, folglich war ihm jede künstlerische Tätigkeit untersagt. Trotz des praktischen „Malverbotes“ malte er heimlich in der Abgeschiedenheit seines Hauses in Seebüll kleine Formate in Aquarellfarben. Diese Bilder nannte er „ungemalte Bilder“, weil er vorhatte, sie später in großformatige Ölbilder umzusetzen. Sie sind also nach Noldes Meinung noch nicht vollendet. Aber die „ungemalten Bilder“ waren die größte Stütze für den Maler, der in soziale Isolation geriet und ein seelisches Tief hatte. Er malte meist illusionäre Menschen und Figuren, indem er in seine eigene traumhafte, phantasievolle Innerlichkeit schaute.

Die Blätter, die der Maler Nansen in „*Deutschstunde*“ ungeachtet des Malverbots malt, heißen „unsichtbare Bilder“. Eines Tages zeigt er dem Polizeiposten leere Blätter und sagt ihm in provozierendem Ton, es seien unsichtbare Bilder. Diese sind nicht immer leer: In Wirklichkeit malt er auf den „unsichtbaren Bildern“ bloß kleine Hinweise, Zeichen und Andeutungen. Dennoch enthalten sie alles, was er über die Zeit mitteilen muss, wo er Erfahrungen gesammelt hat. Im Gegensatz zu Nolde kämpft Nansen gegen den Wächter Jepsen an, wobei er sich mit dem Schild der „unsichtbaren Bilder“ deckte. Er möchte damit etwas vermitteln, was er bis dahin erfahren hat. Seine Blicke richten sich also zur Außenwelt, während sich Nolde in seine innerliche Welt zurückzieht. Es ist selbstverständlich für Nansen ganz wichtig, dass er mittels der „unsichtbaren Bilder“ seine Kunst gestalten kann. Die Pflicht der Künstler ist ja nämlich das Gestalten der Kunst.

Andererseits wird in „*Deutschstunde*“ auch der Missbrauch des Pflichtbegriffes thematisiert. Der Polizeiposten Jepsen ist jedem Befehl einfach gehorsam und denkt sonst nichts, was eigentlich seine Schuld ist. Das bedeutet, dass er unbewusst mit den Nazis Verbrechen begeht. Der Maler Nansen will tapfer und schlau diesem sturen Pflichterfüller entgentreten. Auch in diesem Sinn musste Siegfried Lenz die Figur des Künstlers originell, ganz anders als Emil Nolde, gestalten.

# ジークフリート・レンツの『国語の時間』

## — ノルデの《描かざる絵》とナンセンの《見えない絵》について —

渡 辺 徳 美

### 1. 序

2014年の春、突如としてジークフリート・レンツ (Siegfried Lenz, 1926-2014) の長編小説『国語の時間 (Deutschstunde)<sup>1)</sup>』(1968年) を巡って議論が巻き起こった。それは、同時期にフランクフルトのシュテューデル美術館 (Städel Museum) で開催されていた「エミール・ノルデ回顧展<sup>2)</sup>」に端を発していた。その展覧会の図録のなかに含まれていたA. ゴイカとB. フルダの研究論文がノルデとナチの緊密な関係を改めて指摘した<sup>3)</sup>。それを取材した『フランクフルター・アルゲマイネ紙 (Frankfurter Allgemeine Zeitung)』のJ.ヒーバーが、「私たちは間違いを習った<sup>4)</sup>」というセンセーショナルな見出しの記事によって、ジークフリート・レンツの『国語の時間』がナチの犠牲となった芸術家ノルデという誤ったイメージを広くドイツ人に植え付けたと批判したのであった。それを皮切りに、新聞各紙が賛否両論を書き立てたのだが<sup>5)</sup>、はたして、レンツは本当にノルデの偽りの姿を描いたのであるか。そして、そのことで責任を負うべきなのであるか。

今からちょうど半世紀前の1968年に、ジークフリート・レンツの『国語の時間』は出版された。この小説はナチ時代における権力と芸術のあいだの葛藤をテーマとしている。第三帝国の最北の地を舞台にして、ひとりの画家が国から命ぜられた絵画制作の禁止を守っているかを狂信的な義務感から監視し続ける警察官が登場する。その画家のモデルとなっているのが、エミール・ノルデ (Emil Nolde, 1867-1956) である。レンツはナチ時代における芸術と権力の対立をテーマとする小説を書くために、実在のドイツ人画家の生と芸術を素材にしたのだった。

学生運動の嵐が吹き荒れた1968年のドイツで、反権力や復古的体制の拒絶の風潮にも後押しされて『国語の時間』は驚異的なベストセラーとなり、それ以降現在まで、若者世代の課題図書として幾世代にもわたって読み継がれてきた。また、この小説は24以上もの言語に翻訳・出版され<sup>6)</sup>、戦後作家レンツは国際的にも認知される人気作家となった。

そのように大勢の人々の心をつかんで大成功を収めた『国語の時間』を批評家や文学者はどのように捉えてきたのであろうか。この小説は1970年代からよく研究対象にされてきたが、包括的な研究としては、T. エルムやF. ミュラーによる成果などが挙げられよう<sup>7)</sup>。他にも、辺境におけるナチのイデ



オロギーの浸透を描く「時代小説」、画家の人生と芸術をモチーフとした「芸術家小説」、画家と警察官の父親とのあいだで葛藤する息子の精神的成長を描く「教養小説」など、いろいろと解釈されてきた。さらに、私が大変興味を抱いているエミール・ノルデに着目した先行研究もある。1979年に発表されたW. グロスマンの論文<sup>8)</sup>が先駆的なもので、1995年に出版されたS. ペーターセンの博士論文<sup>9)</sup>と2013年に出版されたD. ミュラーの文献<sup>10)</sup>がそのあとに続いた。「ストーリーはほとんど地味と言っているもので、芸術と権力の対立は第三帝国の大量殺戮に比較すればアカデミックな性質のものだ<sup>11)</sup>」などといった批判もなされたが、冒頭に述べた2014年の批判が冷水を浴びせるまで、一般的には『国語の時間』は「読書の喜び」を与えてくれる小説として長らく親しまれてきた。

エミール・ノルデの生と芸術はジークフリート・レンツの『国語の時間』に一体どのように取り入れられているのであろうか。私には、文学と美術が融合したようなこの小説を理解するには、文学と美術史の両面からのアプローチが不可欠に思われる。本稿は、エミール・ノルデの《描かざる絵》と『国語の時間』の《見えない絵》を比較することで、この長編小説に登場する芸術家像を新たに読み解こうする試みである。そのために、レンツや作品についての先行研究に加えて、ノルデの自伝や画集、彼の芸術に関する研究も参考資料とするつもりである。また最後に、2014年のレンツへの非難が妥当かどうかについても考えてみたい。

## 2. ジークフリート・レンツの『国語の時間』

ジークフリート・レンツは、1926年3月17日に東プロイセンの小さな町リュク (Lyck) に生まれた<sup>12)</sup>。ギムナジウムを17歳で卒業し、海軍に入隊した。デンマークで軍隊を脱走したのち、イギリス軍の捕虜となる。敗戦後、ポーランド領になった故郷へは戻らず、ハンブルクに移り住んだ。1948年まで大学で、哲学や英米文学、文学史を学ぶと同時に、北西ドイツ放送などに放送原稿を提供したり、イギリス占領軍の新聞『ディー・ヴェルト (Die Welt)』で文芸欄の編集者として働いたりした。最初の長編小説『大鷹は空にいた (Es waren Habichte in der Luft)<sup>13)</sup>』を1951年に発表したのを機に、作家活動に専念した。それ以降、多数の長編小説や短編小説、戯曲やラジオドラマなどを発表して、2014年10月7日にその生涯を閉じるまで、ドイツ語圏における最も重要な戦後作家および現代作家のひとりとして活躍した。

ところで、1965年の秋、優れた戦後作家を大勢輩出した「グルッペ47 (Die Gruppe 47)」でレンツは『国語の時間』の最初の12ページを朗読し、慧眼をもって鳴る批評家たちから高評を得ることができた<sup>14)</sup>。レンツの伝記作家E. マーレッケによると、『国語の時間』は4年の歳月を費やして完成された渾身の作だという<sup>15)</sup>。となると、作家がこの小説に着手し始めたのは1964年頃と推測できる。実は、エミール・ノルデがナチ時代に密かに描いた《描かざる絵》もその年に初めて公開され、大きな話題を呼んでいた<sup>16)</sup>。もしかしたら、それを耳にしたレンツにインスピレーションが湧いて、ノルデをモデルにしたのかもしれない。「権力と芸術のあいだの葛藤」という問題を扱う小説を書こうと考えていた作家は、初めの構想段階では登場人物の芸術家の職業を作家に設定していた。だが、彼自身とあま

りに距離が近かったためにうまくいかなかった。そのため、造形芸術家にその問題を託して書くことにした<sup>17)</sup>、とのちのインタビューで答えている。

さて、『国語の時間』の原題のDeutschstundeを文字通り訳せば「ドイツ語の時間」である。しかし、この小説の題名が示唆するのは、エルベ川に浮かぶ島にある少年院に収容されている20歳のジギイ・イエプセン (Siggi Jepsen) が、1954年のとある日「ドイツ語の時間」に課せられた「義務の喜び (Die Freuden der Pflicht)」(D9) というテーマの作文である。曜日毎の日課が決まっているこの更生施設で、ドイツ語で作文を書く金曜日は「秩序の日 (der ordnende Tag)」(D448) であるため、秩序立てて考えることが求められている。作文を白紙で提出した彼が、その罰として独居房で数カ月に渡って作文を書くことになる。その内容は、ジギイがまだ10歳だった1943年、ドイツ最北端にある寒村の故郷で起きた出来事である。ジギイはシュレースヴィヒ=ホルシュタインのルークビュル (Rugbüll) にある派出所で警察官をしている父親イエンス・オーレ・イエプセン (Jens Ole Jepsen) と近所に住む画家マックス・ルートヴィヒ・ナンセン (Max Ludwig Nansen) の衝突、それに巻き込まれた自分のこと、家族のことを書くことにする。

まずは、『国語の時間』の構造について説明しよう。ジギイが作文に綴った少年時代の思い出がこの小説の主な内容となる。だが、完全なる枠構造によって語られるわけではなく、合間に何度か、少年院にいるジギイに場面が戻り、彼の「現在」も語られる。要するに、彼の視点から双方の物語が語られるのである。ジギイは『国語の時間』の語り手でありながら、時空を超えて現れる登場人物でもある。彼が知り得ない客観的情報は、若い心理学者のヴォルフガング・マッケンロート (Wolfgang Mackenroth) によって読者に提供される。マッケンロートは、ジギイの事件をテーマにした学位論文を執筆するために、ときどき彼を少年院に訪ねてくる人物である。次に、ジギイの思い出、つまりこの小説のストーリーを追ってみよう。

1943年4月のある金曜日、警察官のイエプセンは、ルークビュルからほど近いブレーケンヴァルフ (Bleekenwarf) で隠遁生活を送る画家ナンセンに、「制作禁止の命令 (Malverbot)」(D20) を知らせること、さらに彼がその命令に従っているかどうか監視する任を上から受ける。のちに、ナンセンの絵を没収する役目も加わる。イエプセンは幼馴染の画家に対して執拗に義務の遂行を果たそうとし、息子にも監視の手助けを頼む。だが、ジギイは画家の味方になって、父親から彼の絵を守るために、古い風車のなかに隠す。終戦によってナチによる支配が終わり、画家の制作禁止が解かれたあとも、三カ月の拘禁生活から復職した父親は、依然として「義務」に執着し、画家を見張ったり、作品を燃やしたりする。ジギイはナンセンの絵を守らなければという思いを募らせ、各地で彼の絵を盗んだ罪で刑に服すことになる。ジギイの長い回想の最後のほうでようやく、彼が少年院に収監された理由が明かされる。そして、作文を書き終えたジギイに恩赦が下され、少年院を去ることになる。

『国語の時間』の主人公は、画家ナンセン、彼と相対する警察官のイエンス・オーレ・イエプセン、その息子のジギイの三人と見なすことができる。本稿では芸術家に焦点を当てて論じるつもりなので、ここで警察官の「義務の喜び」とジギイの出所後について考察しておきたい。

制作禁止の命令書を画家に渡したイエプセンは、「おまえがやっていることはただ、あいつらが不当

な行為をすることができるよう世話しているだけだ」(D74)と画家に非難されるが、「わしはただ自分の義務を果たしているだけだ」(D75)と淡々と答える。警察官は、彼自身も自覚しているように、ヒトラーや彼の側近のような大物の権力者が決定したことを実行したり、仲介したりする役目を担っているに過ぎない。「絵の制作禁止の命令はベルリンで決まったことさ。わしが考え出したことじゃない。絵の没収だってそうさ。どんなことに対しても指示されたことをやっているだけで、それを超えてやり過ぎたことは一度もないね」(D104)と自己弁護する。没収した絵の行方を郵便屋に尋ねられたときも、「そんなことは何も聞いておらん。そいつはわしの管轄じゃない。わしの管轄はルークビュルだけさ」(D105)と平然と答える。そもそも画家は、なぜナンセンが絵画制作の禁令を受けたのか理解していない。「なんだってまた、あんたに絵をやめさせようとするんだ?」<sup>18)</sup>(D34)と、事も有ろうに画家に尋ねる。要するに、イエプセンは自分の行為の意味をまるで理解していない。正しいことなのかどうか内心疑ってみることもせず、ただただ上から命じられた任務の遂行に努めている。「自分の義務を果たす者は、何の心配もする必要はない。たとえ、時代がいつかどんなふうに変ったとしてもだ」(D105)、「人は自分に忠実でなければならないのだ。たとえ事情が変わっても、自分の義務をやり遂げなければならぬ。一度請け負った義務のことだ」(D362)、と再三再四「義務」に関する自説を主張する。イエプセンは思考を放棄して、一貫して職務に忠実である。ナチズムを浸透させようとする大きな組織の末端で、意味も分からずに自分の義務を果たすことだけに自己の存在意義を見出している。そのような彼の態度に、ハンナ・アーレントが指摘していた「危険性」が思い出される。ヒトラーの第三帝国において、「西洋の道徳性の基本的な掟<sup>19)</sup>」がいとも簡単に逆転された。そうした状況のなかで、思考する能力と習慣のない人は、新しい規範を何ら疑うことなくそのまま受け入れてしまうのだが、危機的な瞬間に思考することが破滅的な結果を避けるために必要なことである<sup>20)</sup>、とアーレントは考えていた。

他方、ジギイは父親と対照的に、自分の頭で考えて行動することができる賢い子供である。頑固で横暴な父親の義務は間違っていると感知して、画家の作品を守ろうと必死になって隠す。戦後、千里眼のような能力をもつ父親はますます病的になっていく。ジギイも、父親がナンセンの絵を燃やそうとしているのではないかという不安感から画家の絵に近づいてくる炎の幻覚を見る(D391)。さらに、絵を安全な場所に移さなければならないという強迫観念にとらわれて、グリュエゼルプ、フーズム、シュレースヴィヒ、キールなどでナンセンの絵を盗み、最後にハンブルクで捕まるのである(D411)。

しかし、逮捕されたジギイは、父親の代理で少年院に収容されていると考えていた。息子は「誰も、ルークビュルの警察官にあえて禁断療法を指示しないからです。それで中毒患者のまま自分の義務を果たしています。それに僕がここにいるのは、一定の年齢に達している彼が職場に不可欠だからなんですよ」(D445)と言う。彼には、戦後もナチ時代の任務に執着している父親の非ナチ化が行われなかったため、自分が代わりに囚われの身となっているとしか思えない。本来罪に問われるべきはジギイではなく、相変わらず義務を果たしている父親のほうだとすれば、息子は犠牲者だと解釈できる。

そうして作文をようやく完成させたジギイは少年院からの出所を許可される。行く先を決めかねている彼は、通り過ぎるイギリスの海底ケーブル敷設船を見ながら考えを巡らせる。

その船はどの海に積荷を沈めるのだろうか。どの国と国を結びつけるのだろうか。僕のケーブルは決してルークビュルを超えて敷かれることはないだろう。少なくとも、ケーブルの一方の端はいつでも漆喰の剥がれている煉瓦の家につながれていて、僕が電気を送ったら、はっきりと怒鳴り声が答えるだろう。こちらはルークビュル派出所と (D458)。

ジギイはそんなことを思ったかと思えば、また次のようにも語る。

僕は、僕の人々に取り囲まれて、思い出に取り囲まれて、僕の場所で起きた出来事のなかにとっぷりと浸かって、時は何にも、まったく何にも癒してくれないということが徐々に身に染みた。これから何をしなくてはならないのか、明日の朝自分は何をするのか、分からない。ルークビュルのことでは失敗したのであろうか？ おそらくそう言えるだろう (D462)。

ジギイの心中に去来する思いは複雑である。ジークフリート・レンツは出所後の青年ジギイの運命を読者に委ねて、物語の幕を閉じている。1954年9月25日に21歳になった (D348)、という記述から、彼が生まれたのは1933年であったことが分かる。ナチによる支配が始まった年に生まれ、少年院で成人したジギイはどこへ行こうとするのか。私にはケーブル船の比喩がジギイの行方を仄めかしているように思える。父親の代わりに少年院で時を過ごしても、長い作文によって出来事を整理しても、何も解決しないことを悟った彼は、それにもかかわらず、否それだからこそいつかまた故郷へ戻るであろう。『国語の時間』に見られる親子のあいだの葛藤と息子の父親へのかすかな歩み寄りの気持ちには、世代間の断絶が見られた1960年代末のドイツの若者へ向けた作家の願いが込められているような気がしてならない。

### 3. エミール・ノルデの《描かざる絵》

『国語の時間』は、エミール・ノルデの生と芸術作品が作家の言葉によって紡がれて創造された。本章では、ジークフリート・レンツが小説を書くにあたって参考にしたであろうノルデの経歴<sup>21)</sup>を明らかにしたい。さらに、画家がナチ時代に制作した《描かざる絵 (ungemalte Bilder)<sup>22)</sup>》に込めた思いを、同時期に書き留めたアフォリズム『余白の言葉<sup>23)</sup>』から抽出しよう。

1867年8月7日、ハンス・エミール・ハンゼン (Hans Emil Hansen) は北シュレースヴィヒ地方のノルデ (Nolde) という村の農家に生まれた。画家になる夢を抱いていたが、フレンスブルクの家具工場で木彫の修業をしながら、素描を学んだ。木彫職人としての徒弟期間を終了すると、ミュンヘンやカールスルーエの家具工場で働いたり、ザンクト・ガレンの産業工芸博物館で工芸図案素描の専任講師になったりした。ようやく画家としての勉強をミュンヘンの絵画学校で始めることができたのは1889年のことであったが、そのとき彼はすでに30歳を過ぎていた。さらにパリやベルリン、イ

タリアなどヨーロッパ各地に滞在して、美術館で模写をしながら芸術作品の研究をした。

コペンハーゲン滞在中に出会った、デンマーク人の女優、アダ・ヴィルストルプ (Ada Vilstrup) と 1902年に結婚した。それを期に、姓を故郷の地名に変えてエミール・ノルデと名乗るようになった。夫妻はベルリンに移り住むが、夏は好んでユトランド半島で過ごした。

1906年、若い芸術家集団「ブリュッケ (Die Brücke)<sup>24)</sup>」に請われてメンバーとなり、彼らの展覧会に加わったが、一年ほどで脱退した。美術史においてノルデは初期のドイツ表現主義<sup>25)</sup>の画家と見なされているが<sup>26)</sup>、彼は画家として独自の道を歩み、ハンブルク、エッセン、イェーナなどで個展を開催できるようになっていく。1913年秋に、ノルデは帝国植民庁が派遣する「ドイツ領ニューギニアにおける医学および人口統計学的学術調査団」のメンバーとして、一年におよぶ南洋旅行に妻と一緒に出発し、様々な民族をモデルに制作した<sup>27)</sup>。

ノルデ夫妻は、1926年にそれまで住んでいたウーテンヴァルフ (Utenwarf) がデンマーク領に属したため、国境を数キロ超えてドイツ領のゼービュル (Seebüll) に移り住んだ。ノルデはその地に自身の設計で広い花畑のある住居とアトリエを10年かけて建設した<sup>28)</sup>。ここが二人の終の住み処となった。

1927年、60歳の誕生日を記念する展覧会がドレスデンやハンブルクなどで開催されたそのとき、ノルデは名実ともにドイツを代表する画家となっていた。ほとんど独学で自分の画業に精進してきた彼の芸術は、表現主義的な風景、北ドイツの自然、色鮮やかな花々、ベルリンのナイト・シーン、エキゾチックな南洋の人々やモチーフ、宗教的な作品など実に多彩だ<sup>29)</sup>。

しかしながら、画家としてのノルデの成功の影にあったのは、ナチとの微妙な関係である。ナチ党が1933年に政権を握ると、表現主義、抽象主義、ダダ、シュールレアリズムなどの近代美術を監視下に置いた。だが、ゲッベルスなどのナチ党の幹部から「北方の、土着の芸術家」として親近感をもたれていたノルデ自身は、ナチ党が宣伝するイデオロギーに共鳴し、1935年には北シュレースヴィヒ地方に設立されたナチ党支部の会員になった。それにもかかわらず、表現主義芸術などへの政府の弾圧が決定的になると、1937年、国内の美術館に収蔵されていたノルデの1,052点の芸術作品が押収された。さらに、ナチが気に入らない近代芸術<sup>30)</sup>を「悪」として誹謗するために「頹廢芸術展」をミュンヘンで開催した。ノルデの作品が44点と最も多く展示され、連作《キリストの生涯》が誹謗の中心的な対象となった<sup>31)</sup>。1941年には、帝国芸術院から過去二年間に制作した作品の提出を求められ、54点の作品を提出した。そして、追い打ちをかけるように、帝国芸術院から追放され、ついには「造形芸術の分野における副業も含めたあらゆる職業活動 (jede berufliche - auch nebenberufliche - Betätigung auf den Gebieten der bildenden Künste)<sup>32)</sup>」が禁止された。これらはノルデにとって寝耳に水の仕打ちであり、到底納得がいかなかった。しかし彼は外国へ亡命せずに、ゼービュルで「国内亡命」をすゝる道を選んだ。ゲシュタポによって監視され、世間から隠れるように過ごす年月は足早に過ぎ去っていった。ノルデは自叙伝のなかで、その頃の暮らしぶりを次のように回顧している。

半ば夢見つつ徘徊していた。私はひっこみ思案になっていた。見知らぬ人を避けながら、ただ隣人と少ししゃべるだけだった。その際も、自分の運命について話すことはなかった。いかに私が無力で、抵抗する力がな



いことも口にしなかった。私は殉教者になりたくなかったのだ<sup>33)</sup>。

芸術家ノルデにとって、絵を描かないことは死を意味していたのかもしれない。1938年から密かに、目立たないように小さなサイズの水彩画を多数描き、友人たちに預けていた<sup>34)</sup>。それが、ノルデの《描かざる絵》である。彼の自叙伝の記述を読んでみよう。

人目を忍んで、小さな、半ば隠れた部屋でときどき仕事をしていた。それをやめることはできなかった。しかしながら材料の入手は剥奪されていた。そうして、ほとんど単なる私のささやかな、でも特別な思いつきで、ごくごく小さな紙に描いて、記録しておくことができた。私の《描かざる絵》はできれば、大きな、真の絵になるべきだ<sup>35)</sup>。

私自身はそれらを長いあいだ、そして何度もじっと見つめて、何度も一枚一枚に手を加え、色彩とデッサンと表現の質を高めて、もうそれ以上できなくなったところで筆を置いた<sup>36)</sup>。

これらの小さな紙《描かざる絵》は、人としての私に、画家としての私に多くの喜びを与えてくれた。(……)それは何百枚にもなった。全部を絵に仕上げよと言われれば、私の生涯は二倍以上に延びなければならないであろう<sup>37)</sup>。

ノルデは消去法で水彩画を選び、消極的に描いていたわけではなかった。では、なぜ《描かざる絵》と名付けたのであろう。どのような意味が込められているのであろうか。水彩画はノルデが長年重視して取り組んできた形式であったので、たしかに水彩画それ自体も《描かざる絵》も軽視していたわけではない。そのことは、彼の言葉に表れている真剣さからも窺える。だが、ノルデはこの《描かざる絵》を油彩画として仕上げたあとに初めて完成する作品群だと考えていた。その呼び名には、油彩で描きたいものが描けないというジレンマが含まれているように思える。また、それと同時に《描かざる絵》は、苦境にあって精神的に落ち込むことが多かったノルデにとって大きな喜びであり、精神的な支えでもあった。画家は当時《描かざる絵》を描きながら、以下のように綴っていた。

幸いなことに以前は意欲が湧いてきて、絵を描かずにはいられなかった。今は、とにかく何かをしていなければ耐えられないので描いている。それでもまだ背筋を伸ばし、私の小さな絵たち、おまえたちだけには、ときおり私の悲しみ、私の苦しみ、私の痛み、私の蔑みを打ち明けよう<sup>38)</sup>。

ノルデは精魂を傾けて終戦まで《描かざる絵》に取り組み、その作品は実際1,300点以上に上った。《描かざる絵》には幻想的な人物や形象が登場することが多い<sup>39)</sup>。ノルデはそのような絵を描きながら、次のように考えていた。

夢や空想、幻想のなかは、法則や冷静な判断とはまったく関係のない世界だ。そこは自由で素晴らしい場所であり、明るく、深かったり軽かったりする精神体験のなかにある魅力と熱狂に溢れた領域だ<sup>40)</sup>。

緊張が強えられる外界とは対照的に、画家の内面は夢や空想に満ち溢れていて、唯一自由な場所だった。ノルデはその自己の内面を見つめ描き続けたからこそ辛い時代を生き抜くことが可能であったにちがいない。《描かざる絵》に表現されたのはまさしく「ノルデの精神世界<sup>41)</sup>」である。それらは、ノルデにとっては制作の途中にあるものであったが、それ自体魅惑的な芸術作品である。

第二次世界大戦が終わると、78歳のノルデは、まだ描くことが可能であることを喜び、ほとぼしるような感情とともに精力的に制作に励んだ<sup>42)</sup>。怪我をする1951年までに、100点を超える《描かざる絵》を大きなサイズの油彩画に仕上げた。そして、水彩画は1956年4月13日に88歳で没する前年まで描き続けていた。

おそらく以上が、ジークフリート・レンツが小説を書いた当時に、入手することができたエミール・ノルデの経歴であろう。だが、本稿の冒頭で紹介した、新たな研究成果に触れないわけにはいかない。A. ゾイカとB. フルダの実証的研究は、ナチがエミール・ノルデを「頹廃芸術家」と扱い、「職業活動の禁止」を言い渡したあとも、彼がヒトラーを賛美したり、反ユダヤ主義的な発言をしたりしていたことを突き止めた。つまり、彼らが集めた証拠は、ノルデが紛れもない国家社会主義者だったことを示している。さらなる驚きは、ノルデはたしかに絵の販売と展覧会開催を禁じられたが、私的に描くことは禁じられていなかったという点である<sup>43)</sup>。しかし実際のところ、帝国芸術院から追放された画家は、カンバスや絵の具の入手が困難だったため、油彩画の制作を諦めなければならなかった。それゆえ、もっぱら水彩画に従事することにした。ノルデは戦後、自叙伝のなかで「職業活動の禁止 (Berufsverbot)」を「制作と販売の禁止 (Mal- und Verkaufsverbot)」と言い換えている<sup>44)</sup>。つまり、厳密に言えば、レンツはノルデの虚像をモデルにして小説を書いたようだ。しかし、小説は虚構なのだから、もしかしたら作家にとってはたいした問題ではないのかもしれない。いずれにせよ、ノルデの実像と彼の戦後のイメージ・チェンジについては、別の機会に論じることにした。

ちなみに、ノルデが《描かざる絵》を描いたゼービュルの邸宅は、1957年以降、彼の遺志によってエミール・ノルデ美術館<sup>45)</sup>として公開され、今なお作品と共に美しい庭や周辺の自然が美術愛好者を惹きつけている。ノルデ生誕150周年の2017年から翌年にかけて「北部におけるノルデ (Nolde im Norden)<sup>46)</sup>」というキャッチフレーズのもと、北ドイツにある八館の美術館が彼の展覧会を開催し、多数の観客を集めた。もちろんノルデ美術館はそのうちの二館であった。

#### 4. 『国語の時間』におけるナンセンの《見えない絵》

本章では、画家、マックス・ルートヴィヒ・ナンセンの《見えない絵 (unsichtbare Bilder)》を中心に考察する。そのタイプの絵は、エミール・ノルデの絵画を模して、『国語の時間』のなかで詳述されているナンセンのいくつもの作品<sup>47)</sup>とは異なり、作品自体の描写がほとんどなされていない。そ

れゆえに《見えない絵》に関する登場人物のコメントを手掛かりにそれを探り、ノルデの《描かざる絵》と比較したい。

ジギイは小さな頃から近所に住む画家のナンセンと親しく、彼に可愛がられていた。警察官である父親のイエンス・オーレ・イエブセンと画家の対立もつぶさに目撃していた。そのジギイが語るナンセンはノルデを彷彿させる。何と言ってもノルデとナンセンに共通し、この小説の核となっているのは、ナチに制作を禁止されても、公的権力によって監視されていようとも、ドイツ最北の地で密かに絵を描き続けるという行為である。

他方、心理学者のヴォルフガング・マッケンロートはナンセンの経歴 (D161-164) を調査して、ジギイに読ませる。前章で明らかにしたノルデのそれと比較すると、こちらも驚くほど似ている。S. ペーターセンはナンセンの経歴と W. ハフトマンが作成したノルデの年譜<sup>48)</sup>を詳細に比較した結果、レンツが後者を利用して小説を書いたと推測している<sup>49)</sup>。マッケンロートが参考にした文献『友人の書 (Das Buch der Freunde)』(D161)のタイトルさえも、ノルデの友人、ハンス・フェール (Hans Fehr) による『エミール・ノルデ：友情の本 (Emil Nolde: Ein Buch der Freundschaft)<sup>50)</sup>』のタイトルと似ている。

さて、ナンセンの経歴のなかでとりわけ興味深いのはナチとの関係である。

そのあとすぐに彼は、プロシア芸術院の会員資格を剥奪され、同じように「帝国造形美術院」から除名された。ドイツ各地の美術館に所蔵されていた八百点以上の作品を没収されるという圧力を受けたあと、マックス・ルートヴィヒ・ナンセンはナチ党を離脱した。彼は、アードルフ・ヒトラーが入党したわずか二年後に入党していた (D164)。

注目すべきは、ナンセンの経歴に「ナチ党」や「ヒトラー」といったナチとの繋がりを直接示す言葉がはっきり表現されていることである。ナンセンは作品が没収されたことでナチ党から離れたが、ノルデはナチからの弾圧が始まって離党はせずに、ゲッベルスに手紙を書くなどして、自分に対する処遇が改善されることを期待していたという<sup>51)</sup>。そのことを小説の執筆当時、ジークフリート・レンツは知る由も無かったのかもしれないが、上記の引用によって少なくともノルデがナチ党のメンバーであったことは承知していたことが分かる。作家は2014年に、ノルデについて「おそらく〈疑問点の多い人物〉で、政治的に〈少し破滅的な〉態度をとっていた<sup>52)</sup>」とインタビューに答えている。またその際、「ちなみに小説の画家も〈まったくもってアンビバレント〉だ<sup>53)</sup>」と付け加えた。しかし、小説に登場する画家にはそれが認められない。またナチズムも反ユダヤ主義思想もナンセンの口から発せられることはない。彼はもっぱら権力の手先として働く警察官と対立する芸術家として描かれている。D. ミュラーは、ナンセンのノルデとは異なる点は、小説のなかで重要な意味をなしている「彼の明確な政治的見解<sup>54)</sup>」であると述べている。たしかにその通りであるが、私には、レンツが画家自身にナチ党のメンバーであった過去にあえて触れさせなかったように思える。作家の狙いは、あくまでもナチに弾圧される被害者、ナチと闘う芸術家を生み出すことにあったにちがいない。また、その芸術家



のモデルはほとんどノルデに依存しているように見えるが、小説の構想段階では、彼と共にエルンスト・ルートヴィヒ・キルヒナー (Ernst Ludwig Kirchner) やマックス・ベックマン (Max Beckmann) のこともレンツの念頭にあったそう<sup>55)</sup>。このことから、この時代に弾圧された表現主義の芸術家たちの運命をノルデをモデルに創造したナンセンに凝縮させたと推測できる。

ところで、「殉教者になりたくない<sup>56)</sup>」というノルデの精神はナンセンに植え付けられており、その現れが《見えない絵》であると考えられる。制作禁止の命令を受けても、作品を没収されても<sup>57)</sup>、ナンセンは独自の《見えない絵》を描き続ける。《見えない絵》とは一体どのようなものだろうか。それはノルデの《描かざる絵》に対応するものであろうか、はたして同じものであろうか。

制作禁止の命令が記されている書類を手渡しに来た警察官に、画家は「この気遣いどもは、絵画制作禁止などできっこないことをまったく知らないようだ。(……) この馬鹿者どもは目に見えない絵もあることをまったく知らないようだ」(D35) と言う。画家は最初から《見えない絵》に言及している。さらに別の日にも、次のように明言する。

私はこれからも描くよ。目には見えない絵を描くことにするよ。その絵のなかには、光がいっぱい含まれているため、おまえたちは何にも見抜くことができないだろう。目には見えない絵だ (D76)。

ナンセンは制作禁止の命令など意に介する様子もなく、絵を描き続けることを自分をしつこく監視するイエブセン警官に表明する。また「私から目を離さないことだ」(D36) と彼を挑発することもある。イエブセンはナンセンの幼馴染であるが、あまりに大胆で危険な態度である。さらに、画家はあるとき、何も描いていない紙を彼に見せながら、「これは目に見えない絵だ」(D140)、「どのみち頭のなかまでは家宅捜査できないだろう。(……) 頭のなかから押取できるものなど、何ひとつありはしない」(D140) と言い放つ。ジギイが「何も描かれていない」と絵を見て思うことから、画家は明らかに彼の父親をからかっていることが見てとれる。

ナチ時代、世間と隔絶して生活していたノルデとは対照的に、ナンセンは自由な創作を阻む権力と《見えない絵》によって闘おうとする。制作禁止令を彼に守らせる任務を自分の義務と思い込んでいるイエブセン警官とそれを決定した支配者たちに賢く対抗するつもりだからである。画家は理不尽な要求をする傲慢な権力者に服従するつもりはない。彼の強固な意志が、警察官に向けた以下の発言において認められる。

人は自己の義務を果たさなくてはならないとおまえが信じているのなら、私はその反対のことを言おう。人は義務に反することを何かしなければならぬのだ。義務、そいつは私にとっては、見境のない思い上がりにすぎん。義務が要求しないことを行って当たり前だ (D171)。

では、《見えない絵》とは一体どんな絵なのであろうか。ジギイはナンセンの考えを語る。

《見えない絵》は、ナンセンの考えでは、不当な権力を振るう者たちには文字通り見えない。彼らは見えるものにしか目を向けていない。それに対して、画家は見えないものを拠り所にしているのだ (D139)。

小説のなかで《見えない絵》の作品はほとんど描写されることはない。作家はナンセンの《見えない絵》以外の絵画<sup>58)</sup>と差別化を図り、描写したり、解釈したりするのを避けているようである。しかし、一度だけ《見えない絵》の作品自体が小説に現れることがある。画家が半島の小屋に隠していた鞆を父親が見つめてきて、ジギイと二人でそのなかに入っていた何枚もの《見えない絵》を眺める場面がある。「その絵には、すでに言った通り、まさしく、僕から見ればそれは七分の一……と認めざるを得ないんだけど、残りはどう見ても、その残りの大部分は見えないままだった」(D258) というのが、ジギイの感想である。一枚一枚の絵になんとか見えたものを、水車の輪、老人の眼、ひまわりなどと順に挙げていくが (D258)、どの絵においても「ごくわずかな部分についてしかコメントできない」(D260)。そこには、ほんのわずかな象徴や暗示、ヒントのようなものが描かれているだけのようである。

ナンセンの《目に見えない絵》は、「彼がこれまでの人生を通して聞き知ったすべてのことを問題とするための告白だ。だから、彼が時代というものについて伝えておかなければならないものすべてをそのなかに描き込んだ」(D258)。要するに、画家の過去における経験を表現したのが《目に見えない絵》で、その目的は他の人々にそれを伝えることだということだ。ジギイは《目に見えない絵》をどのように見ればよいのか不思議に思っていたが、「彼の目は吟味しなければならならなかったものを吟味し、その手は省略しなければならなかったものを省略したけれど、それでもやはり彼はすべての絵のなかに何かを表現していたのだ」(D258) と思に至る。

また、ナンセンの考えによると、《見えない絵》においては「見る」ということが大変重要である。次のように画家はジギイに見ることの大切さを説く。

見ることはお互い同士が歩み寄ること、距離を縮めることだ。ちがうかい？ バルタザール<sup>59)</sup>は、それだけでは不十分だと思っているけど。見ることは剥き出しにすることだと言い張っている。事物の覆いを剥がされれば、世界中の誰も安穏としていられなくなる。なぜかしら、私にはその剥ぎ取りゲームを好ましく思えないんだけどね。玉葱の皮は全部むくことはできるけど、そのあと何も残らないからだ。おまえに言うておくれよ。いたずらに観察者であることをやめて、必要なものを、この木、この波、この浜辺を創り出せば、見ることを始めることになるのさ (D331f)。

ナンセンはジギイに、芸術家にとって創造の源である見ることは、すなわち自ら創造することだと教える。だから、彼は事態を傍観するのではなく、現実を直視し続けているのだ。また、あるときナンセンは自画像に取り組みながら「見ることは、貫き通すこと、増加させることだ。あるいは、創作すること。自分を自分に似せるためには、自分を創作しなければならないのだ。繰り返し、見るたびに。創作するものが、現実になるのだよ」(D331) と言う。ナンセンを監視することがイエブセンの義

務であるというなら、芸術家のナンセンにとっては創作することが義務である。警察官が何も考えることなく盲目的に命令に従うのに対して、ナンセンは自らの内的欲求や思考に従って芸術活動が続ける。しかし、巨大な権力に頽廃芸術家の烙印を押された芸術家が、制作禁止命令を無視して描き続けるのは生命にかかわる行為である。そのために創り出したのが《見えない絵》なのである。モラルが転覆した第三帝国で芸術家として自分を貫くための絵画形式である。

## 5. 結び

ジークフリート・レンツは1968年、長編小説『国語の時間』において、画家エミール・ノルデの生と芸術から多くのものを借用し、文学的に手を加え、画家マックス・ルートヴィヒ・ナンセンの人物像を新たに創造したことが改めて確認できた。とりわけ重要な点は、ナチに頽廃芸術家という烙印を押され制作を禁止された画家が、ドイツ最北の地で密かに水彩画を描き続けていたという事実が、そのまま小説の内容的な核となっていることである。そして、そのノルデの《描かざる絵》は、小説では画家ナンセンの《見えない絵》として現れる。しかし、本研究によって、両者は似て非なるものであることが明らかになった。まさにその相違点こそが、『国語の時間』の芸術家像を新たに読み解くための鍵となる。

芸術家エミール・ノルデはナチ時代、幻想的な人物や形象などを描いた小さな水彩画を《描かざる絵》と呼んで、心の支えとしていた。世間から隔絶した生活を送りながら、自分の精神世界を見つめて、夢のような世界を幻想的な色で和紙に表現した。しかし、彼にとって《描かざる絵》は、油彩画にすることで初めて完成する類の絵であった。たしかにこの作品群は画家の心の拠り所であったが、それらを描きながら、心の底では自由に創作できる日を待ち望んでいたであろう。

ノルデとは対照的に、『国語の時間』の画家ナンセンは、制作禁止令の遵守を見張るために嗅ぎまわるイエプセンに《見えない絵》で対抗する。暗示や印によって表現する《見えない絵》を盾にして、彼の住む世界を支配する権力と闘っているのだ。他方また、《見えない絵》は彼の芸術創造のための唯一可能な形式である。支配者のモラルが崩壊していた時代、それなくしては創造という芸術家としての義務を果たすことができない。つまり、ナンセンにとって《見えない絵》は権力に対抗する手段であり、芸術作品を創造するための唯一無二の形式である。

さらにまた、ナンセンによると《見えない絵》においては「見ること」が重要である。芸術家にとって見ることはすなわち創造することであり、創造することによって事物が現実になるのだ。ナンセンは自分の経験をすべて芸術において表現して、人々に伝えたいと考えている。彼の眼差しと責任感以外の世界に向けられており、自己の内面だけを見つめて、夢や幻想を描いたノルデとはまったく違う。ナンセンにはナチ党のメンバーだった過去があるが、現在はナチズムから脱却した人物として描かれている。さもなければ、権力の手先、頑迷なイエプセンに対抗することができないからである。

実は、『国語の時間』には「義務という概念の悪用」というもうひとつの重要なテーマが盛り込まれている。イエプセン警官はベルリンから遠く離れた辺境の地で公的な職務に服する市民の代表者であ

る。いわゆる普通の人間が、日常のなかで自らの職務を遂行することによって、悪い権力者が犯す犯罪の片棒を担ぐことになる。それはナチと一緒に犯した罪であり、彼もその責任をとらなければならない。支配者のモラルが崩壊している世界で、思考を放棄して命令に従うことは危険だ、と指摘したのは哲学者ハンナ・アーレントだったが、作家ジークフリート・レンツは小説において、ナチ時代から戦後にかけて執拗に自分の義務を果たし壊れていく警察官を画家の監視役として描くことで、アーレントと同じことを警告している。

最後に、本稿冒頭の議論について本研究を踏まえて考察したい。《描かざる絵》と《見えない絵》の意味合いや目的に著しい違いがあることからしても、私たちはノルデとナンセンを同一視してはならない。ジークフリート・レンツは明確な目的を持って、エミール・ノルデとは異なるナンセン像を創り上げた。『国語の時間』がたとえ実在の人物をモデルとして書かれた作品だとしても、あるいはモデルが実像を偽っていたとしても、小説はあくまでフィクションであり、その信憑性と真価は小説に負っている。『国語の時間』において、あらゆる世代の人々は自分自身を再認識した<sup>60)</sup>、とマルセル・ライヒ＝ラニツキは述べている。それは現在と後世の読者にとっても同様であろう。

#### 《注》

- 1) Lenz, Siegfried: *Deutschstunde*. Hamburg: Hoffmann und Campe, 1968. 本作品からの引用は、論文中にDとページ数を示す。ドイツ語テキストは紙数の都合で割愛する。日本語訳は筆者による。
- 2) Vgl. Städel Museum. *Ausstellung: Emil Nolde. Retrospektive*. 15. März bis 15. Juni 2014. [<https://www.staedelmuseum.de/de/ausstellungen/emil-nolde-retrospektive>] (最終検索日：2018年9月28日)
- 3) Vgl. Soika, Aya / Fulda, Bernhard: „Deutscher bis ins tiefste Geheimnis seines Geblüts“. *Emil Nolde und die nationalsozialistische Diktatur*. In: Krämer, Felix (Hrsg.): *Emil Nolde. Retrospektive*. München u. a.: Prestel, 2014, S. 45-55.
- 4) Hieber, Joachim: *Der Fall Emil Nolde. Wir haben das Falsche gelernt*. In: *Frankfurter Allgemeine Zeitung*. 25. 04. 2014. [<http://www.faz.net/aktuell/feuilleton/buecher/der-fall-emil-nolde-wir-haben-das-falsche-gelernt-12908490.html>] (最終検索日：2018年9月28日)
- 5) Vgl. *Debatte um Lenz' „Deutschstunde“*. entfacht. In: *Süddeutsche Zeitung*. 30. 04. 2014. [<https://www.sueddeutsche.de/news/kultur/literatur-debatte-um-lenz-deutschstunde-entfacht-dpa.urn-newsml-dpa-com-20090101-140430-99-06092>] (最終検索日：2018年9月28日)
- 6) Vgl. Maletzke, Erich: *Siegfried Lenz. Eine biographische Annäherung*. Springe: zu Klampen Verlag, 2006, S. 102.
- 7) Elm, Theo: *Siegfried Lenz – „Deutschstunde“: Engagement und Realismus im Gegenwartsroman*. München: Wilhelm Fink Verlag, 1974; Müller, Fred: *Siegfried Lenz: Deutschstunde*. München: Oldenbourg Wissenschaftsverlag, 1996.
- 8) Grothmann, Wilhelm H.: *Siegfried Lenz' „Deutschstunde“*. Eine Würdigung der Kunst Emil Noldes. In: *Seminar 15*, Tronto, 1979, S. 56-69.
- 9) Petersen, Swantje: *Korrespondenzen zwischen Literatur und bildender Kunst im 20. Jahrhundert*. Frankfurt a. M. u. a.: Lang, 1995, S. 19-77.
- 10) Müller, Dominik: *Zu Emil Noldes Ungemalten Bildern*. Aphorismen – Kunstkritik – Autobiografie – und der Roman *Deutschstunde* von Siegfried Lenz. In: *Fliedl, Konstanze u. a. (Hrsg.): Gemälderedereien: Zur literarischen Diskursivierung von Bildern*. Berlin: Erich Schmidt Verlag, 2013, S. 271-283.
- 11) Wagener, Hans: *Siegfried Lenz*. München: Beck, 1979, S. 52.

- 12) ジークフリート・レンツの伝記的事項に関しては以下を参考にした。Maletzke, Erich: a. a. O., 2006; Kesting, Hanjo: Begegnungen mit Siegfried Lenz: Essays, Gespräche, Erinnerungen. Göttingen: Wallstein Verlag, 2016.
- 13) Lenz, Siegfried: Es waren Habichte in der Luft. Hamburg: Hoffmann und Campe, 1951.
- 14) Vgl. Maletzke, Erich: a. a. O., S. 94f. 1967年秋の「グルッペ47」の会合で再び『国語の時間』の続きを朗読した際は批判を受けたが、ギュンター・グラスとギュンター・アイヒも容赦なく批判されていたことがレンツの慰めであったという。Vgl. Maletzke, Erich: a. a. O., S. 100f.
- 15) Vgl. ebd., S. 100f.
- 16) ロイター, マンフレート「働きかけることから作品は生まれる」—ノルデの水彩画と版画について」『エミール・ノルデ』展覧会カタログ, 木村理恵子他編, 2004年, 13-29頁, 18頁参照。
- 17) Vgl. Rudolph, Ekkehart: Ein Gespräch mit Siegfried Lenz. In: Ders. (Hrsg.): Aussage zur Person: 12 deutsche Schriftsteller im Gespräch. Tübingen; Basel: Erdmann, 1977, S. 137-156, hier S. 153.
- 18) その警官の問いに対して, ナンセンは「おそらく私が語りすぎるからだ」(D34), 「色は, いつだって何かを物語っているのだ。ときには主張することだってある」(D34)と答えるが, ジークフリート・レンツは「色彩の画家」エミール・ノルデを意識していたにちがいない。
- 19) Arendt, Hannah: Thinking and Moral Considerations. In: Responsibility and Judgment. New York: Schocken Books, 2003, p. 178. 【翻訳: ハンナ・アーレント: 「思考と道徳の問題」『責任と判断』ジェローム・コーン編, 中山元訳, 筑摩書房, 2007年, 230頁。】
- 20) Vgl. ebd., S. 159-189. 【翻訳: 同上, 209-250頁参照。】
- 21) ノルデの経歴については以下の彼の自叙伝や伝記などを参考にした。Nolde, Emil: Das eigene Leben (1867-1902). Berlin, 1931; 2. erweiterte Auflage, Flensburg, 1949; 8. Auflage, Köln: DuMont, 2002; ders.: Jahre der Kämpfe (1902-1914). Berlin 1934; 2. von Nolde überarbeitete Auflage, Flensburg, 1958; 7. Auflage, Köln: DuMont, 2002; ders.: Welt und Heimat (1913-1918). Köln, 1965; 4. Auflage, Köln: DuMont, 2002; ders.: Reisen - Ächtung - Befreiung (1919-1946). Köln, 1965; 6. Auflage, Köln: DuMont, 2002; Jüngling, Kirsten: Emil Nolde. Die Farben sind meine Noten. Berlin: Propyläen, 2013. ロイター, 前掲書; 木村理恵子: 「北方の芸術家—ナチ体制下のエミール・ノルデ」同上, 138-145頁; ロイター, マンフレート(編): 「年譜」同上, 147-153頁。
- 22) Haltmann, Werner: Emil Nolde. Ungemalte Bilder. Köln, 1963. Zweite Auflage der 1996 erschienenen korrigierten Ausgabe, Köln: DuMont, 2002.
- 23) Nolde, Emil: Worte am Rande. In: Ebd., S. 35-39.
- 24) ドイツ表現主義の一翼を担った芸術家集団「ブリュッケ」は1905年にドレスデンで誕生し, やがてベルリンに活動の場を移し, 1913年に解散した。Vgl. Schmidt, Hans-Werner / Hüsch, Anette (Hrsg.): Nolde und die Brücke. München: Hirmer, 2017.
- 25) ドイツ表現主義の概念については以下を参考。神林恒道(編)『ドイツ表現主義の世界: 美術と音楽をめぐって』法律文化社, 1995年, 1-18頁。
- 26) ノルデ自身は表現主義の画家と呼ばれたくない, と言っていた。Vgl. Nolde, Emil: Ich musste malen. In: Der Spiegel, 2. Jg. (1948), Nr. 52, S. 28.
- 27) Vgl. Reuther, Manfred: Emil Noldes „Ostasienfahrt und die bewegte Südseereise“. In: Nolde, Emil / Reuther, Manfred: Die Südseereise. Köln: DuMont, 2008, S. 21-42.
- 28) ロイター, マンフレート: 「エミール・ノルデとゼービュル—ノルデ美術館とノルデ財団」『エミール・ノルデ』展覧会カタログ, 木村理恵子他編, 2004年, 9-11頁参照。
- 29) Vgl. Krämer, Felix (Hrsg.): a. a. O.
- 30) 「ナチが認めえた美術とは, たんにナチズムの世界観を写実的表現に翻訳したような美術に過ぎず, それ以外の近代美術は, ひとまとめに退廃的と呼ばれ否定されたのであった。」斎藤郁夫「クレイ, ノルデと退廃美術: 内面における結晶と豊饒」『芸術の危機: ヒトラーと退廃美術』神奈川県立近代美術館他編, 株式会社アイメックス・ファインアート, 1995年, 392-404頁, 392頁。
- 31) Vgl. Barron, Stephanie (Hrsg.): „Entartete Kunst“: Das Schicksal der Avantgarde im Nazi-Deutschland.



Ausstellungskatalog, München: Hirmer, 1992.

- 32) Vgl. Nolde, Emil: *Reisen – Ächtung – Befreiung (1919-1946)*: a. a. O., S. 123f.
- 33) Ebd., S.125f.
- 34) Ebd., S.147.
- 35) Ebd., S.126.
- 36) Ebd., S.147.
- 37) Ebd., S.148.
- 38) Nolde, Emil: *Worte am Rande*: a. a. O., S. 39.
- 39) Vgl. Haltmann, Werner: *Emil Nolde. Ungemalte Bilder*: a. a. O.
- 40) Nolde, Emil: *Worte am Rande*: a. a. O., S. 38.
- 41) 木村, 前掲書, 143 頁。
- 42) Vgl. Nolde, Emil: *Reisen – Ächtung – Befreiung (1919-1946)*: a. a. O., S. 175f.
- 43) Vgl. Soika, Aya / Fulda, Bernhard: a. a. O., S. 51.
- 44) Vgl. Nolde, Emil: *Reisen – Ächtung – Befreiung (1919-1946)*: a. a. O., S. 125.
- 45) ロイター: 「エミール・ノルデとゼービュル — ノルデ美術館とノルデ財団」前掲書参考。
- 46) Vgl. NOLDE IM NORDEN: 150 Jahre Emil Nolde. [<http://nolde-im-norden.de/>] (最終検索日: 2018年9月28日)
- 47) 以下に、小説の画家による絵のタイトルとそれらと類似しているノルデの絵のタイトルが一覧表にされている。Vgl. Petersen, Swantje: a. a. O., S. 36f.
- 48) Vgl. Haftmann, Werner: *Emil Nolde*. [1958] 6. Aufl. Köln: M. DuMont Schauberg, 1975, S. 40-44. 【翻訳: Werner Haftmann 『Emil Nolde (日本語版)』宝木範義・大高保二郎訳, 美術出版社, 1970年, 39-44頁。】
- 49) Vgl. Petersen, Swantje: a. a. O., S. 21-27.
- 50) Fehr, Hans: *Emil Nolde. Ein Buch der Freundschaft*. Köln: M. DuMont Schauberg, 1957.
- 51) 木村, 前掲書, 141 頁参考。
- 52) Hieber, Joachim: a. a. O. 88歳になったレンツは『国語の時間』の芸術家像を巡る議論に巻き込まれ、インタビューに答えた。
- 53) Ebd.
- 54) Müller, Dominik: a. a. O., S. 276.
- 55) Vgl. Rudolph, Ekkehart: *Ein Gespräch mit Siegfried Lenz*. In: Ders. (Hrsg.): *Aussge zur Person. 12 deutsche Schriftsteller im Gespräch*. Tübingen; Basel: Erdmann, 1977, S. 137-156, hier S. 152.
- 56) Nolde, Emil: *Reisen – Ächtung – Befreiung (1919-1946)*: a. a. O., S. 126.
- 57) ナンセンに「この二年間に描いた絵は、残らず差し押さえるという連絡がきた」(D74)とジギイは語る。
- 58) ナンセンの絵は、語り手のジギイによって描写されたり、画家自身によってコメントされたりしている。Vgl. Petersen, Swantje: a. a. O., S. 37-54.
- 59) バルタザール(Balthasar)は、ナンセンの孤獨な創作活動のなかで彼の内部から飛び出てきた想像上の形象。画家の分身のような存在なので、彼の発言は画家の言葉と違ってよい。Vgl. Müller, Dominik: a. a. O., S. 277.
- 60) Vgl. Reich-Ranicki, Marcel: *Deutschstunden*. In: Ders.: *Meine Geschichte der deutschen Literatur*. München: Deutsche Verlags-Anstalt, 2014, S. 420-429, hier S. 424.

日本武道の固有性に関する研究  
— budo 概念の検討と, 海外武道クラブ調査 —

長 尾 進

## Research on the Uniqueness of Japanese Budo: Study of Budo Concept and Overseas Budo Club Survey

NAGAO Susumu

The summary of this research project is split into the following two broad sections: One of the factors comprising Japanese *budo*'s internationalisation is "Among the various factors that comprise *budo* (Japanese martial arts), how many can we say are 'inherently Japanese?' This question formed the fundamental research for this project.

I focused on the things promoted by the late Donn F. Draeger's advanced research in the 1970s. He identified that the martial arts that emerged during the battles of Japan's middle ages, while being influenced by the social situation at the time, including understanding of Zen and the performing arts that arrived in the Muromachi period (approximately 1336 to 1573), had characteristics such as "a peaceful intention to avoid unnecessary conflict," and that *budo* is "not simply about the acquisition of skill but rather the pursuit of spiritual depth."

He then labelled *budo* as a "martial way" rather than a simple "martial art" creating a clear difference between the two. In addition to this, I hypothesised several other characteristics of *budo* (aiming for lifelong learning, etc.), and presented them anew at the Japanese Academy of Budo 50th Anniversary Conference (2nd International Budo Conference) so that we could use them as the basis of our future discussion.

The second aspect is regarding fans and practitioners of Japanese *budo* outside of Japan. It concerns their understanding of *budo* and within that, how they see the inherent Japanese essence. To research this, I undertook a study in the United Kingdom at British judo, kendo and kyudo clubs. For judo, I gathered data from the Budokwai in London, which has been active since the 1900s. Since judo is already included in the Olympics, they fundamentally focus more on the competition aspect, but this doesn't stop them from giving consideration to creating an environment in which judo practitioners in their 70s and over can participate in *randori* (freestyle practice), with other members regardless of weight or age. In this regard, I observed concern for "judo as lifelong learning."

For kendo, I conducted a study at the Kodokan club, founded by Mr. Paul Budden. During the study I observed the following: With assistance from the National Lottery fund which took the London Olympics (2012) as an opportunity, the club sought to reproduce an as accurate as possible Japanese environment in the dojo, and base themselves more on the ideas of "kata (form)" and other cultural aspects of kendo beyond simple competition. This tendency was also confirmed in the interview at London Kenyukai.

For kyudo, I studied the London Kyudo Society's annual competition. The London Kyudo Society has continued the vigorous activities of the late Liam O'Brien and contributed much to the internationalisation of kyudo. Here kyudo is not just about competing to hit the target — more so



than both judo and kendo, efforts are made to faithfully reproduce the various ceremonial aspects of kyudo, like *sharei* (the ritual ceremony of shooting), and the transposition and spread of kyudo's characteristics and culture as they are found in Japan can be clearly seen.

# 日本武道の固有性に関する研究

## — budo 概念の検討と、海外武道クラブ調査 —

長 尾 進

### I はじめに

本研究の構成は、大きく次の二つに分けられる。日本武道の国際化をめぐる諸課題のうち、一つは「日本武道のもつ諸要素のうち、どの部分が、単なる martial art とは異なる“日本固有”のものであるといえるのか？」という問いかけに対する基礎的研究を行うことである。その成果の一端は、日本武道学会第50回大会（第2回国際武道会議）において発表した<sup>1)</sup>。

もう一つは、日本武道の海外における愛好者・実践者たちが、日本武道のもつ固有性のどの部分に意義を見出しているかについて、英国の柔道・剣道・弓道クラブを対象に実地調査を行った。

### II budo 概念の検討 — Draeger “Classical Budo” に見られる記述から —

日本語の「武道」という術語の指し示す意味内容は、一般には柔道、剣道、弓道、空手道、合気道などの現代武道各種目がイメージされるであろう。これらに加え、中世・近世以来の流れを汲む武芸流派（いわゆる古武道・古武術）も含めた日本に伝わる武技・武芸の総称として用いられる場合もある。さらには、古代以来（神話も含む）の刀剣をめぐる思想研究や、武士道の研究、および上記した現代武道の国際普及の実態調査等も含めた広がりがあるが、これまでの日本における研究対象としての「武道」の範疇であった。

一方で海外に目を向けてみると、武道（budo と表記。国際的な martial arts 研究の世界では、あえて語頭を大文字にせず、一般名詞的に使われる）については、国内以上にその意味内容を広く捉える傾向が出てきている。武道を研究する海外の学術研究団体のなかには、いわゆる日本の現代武道各種目や古武道のみでなく、ボクシング、キックボクシング、レスリング、総合格闘技等のいわゆる combat sports も研究対象として含める団体もあり、また武器学（hopology）的観点から世界各地に伝わるエスニックな武術を研究対象とする団体も出てきている。

こうした研究団体のなかには、一例を挙げれば、相手へのリスペクトを有さず完べきな粉砕をもちとわぬ bloody な総合格闘技も研究対象（主に自然科学の立場から）とする傾向が出てきている。加

えてそれらの団体の考え方には、budoよりも martial arts を上位概念に置き、budo を martial arts の一部分として位置づける傾向がある。

そこで筆者は、故 Donn F. Draeger によって1960年代から budo 概念に関する先行的研究が進められていたことに着目した。Donald (Donn) Frederick Draeger は1922年ミルウォーキーに生まれ、1943年から1956年までアメリカ合衆国海軍に所属した。シカゴ近郊にいた7・8歳頃から jujutsu (柔術) に親しみ、その後 judo (柔道) に励んだ。1948年には柔道4段となり、米軍キャンプなどでも柔道を指導した。1952年には、米国柔道連盟の前身である米国柔道有段者会の指導者となり、1964年には、日本における米国 Amateur Athletic Union Judo の代表となり、全日本柔道選手権大会において形を披露したこともある。

Draeger はまた、<sup>てんしんしょう でん か とりしんとうりゅうへいほう</sup> 天真正伝香取神道流平法 (剣術をはじめとする総合的武術流派) の日本人以外ではじめての修行者であり、初の同流指導者ともなった。そのほかにも、<sup>しんとう む そうりゅうじょうじゅつじょうどう</sup> 神道無想流 杖術、杖道、剣道、合気道などを修め、そのいずれも高段位となるまで修行を重ねた。日本古武道振興会のメンバーにもなり、また人間の戦闘行為の発達・展開についての研究を続け、International Hapology Society (略称 IHS) 東京支部長を亡くなるまで務めた。晩年は、年間のうち多くをアジア地域 (主に、マレーシア、インドネシア) の武術研究に費やした。その過程において赤痢を患い、のちには歩行困難となり、武術の修行も中断せざるを得なかった。その後、癌が転移し、1982年、生誕地であるミルウォーキーの病院において死去した<sup>2) 3)</sup>。

Draeger によって書かれた一連の作品は、日本の古武道と現代武道の先駆的な総合研究として、海外の武道研究者によって引用されることも多い。彼の著作群の特徴は、彼自身の武道実践・研究にもとづくそれぞれの刊本のタイトルや構成 (プロット) にある。一例を挙げれば、代表シリーズである The Martial Arts and Ways of Japan は、*Classical Bujutsu*、*Classical Budo*、*Modern Bujutsu & Budo* の3冊から成っている<sup>4)</sup>。

第1巻の *Classical Bujutsu* では、hopology (武器学) 的観点によって、武器の形状の特徴から章立てがなされている。たとえば、<sup>そうじゅつ なぎなた</sup> 剣術・居合術・槍術・薙刀術は、Bladed Weapons として分類され、棒術・杖術・鉄棒術は、Staff and Stick Weapons に入れられている。こうした分類法は、日本の武術・武道研究ではあまり見られないものであるが、海外の研究には、この Draeger の分類の影響を受けた論考もみられる。

筆者がとくに注目するのは、Draeger における bujutsu (武術) と budo (武道) の使い分けである。とくに、彼が budo (武道) を使用する場合、単に武技を修得するだけでなく、その修得過程に含まれる「精神的深遠さ」を学ぶ、あるいはそれについて言及する流派・流儀に対してのみ用いている。その具体的例を、第2巻 *Classical Budo* のなかから見ていくこととする。

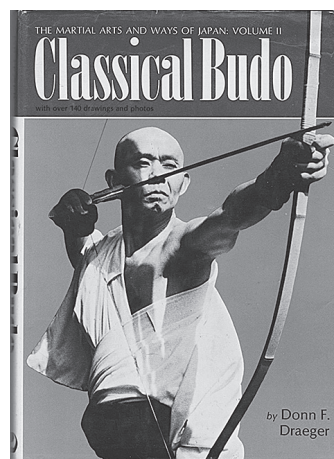


図1 Draeger “Classical Budo” 表紙

## 1. 「剣術」から、「剣道」への展開

### 1) 神道流における、「剣道」につながる感性の芽生え

Draegerは、*Classical Budo*において、天真正伝香取神道流平法における「道」の感性の芽生えについて述べている。

- ・ budo (武道) 概念の顕在化は1600年代前半であり、それ以前からその萌芽はあった。たとえば今日の剣道でも強調される「人間形成」などの精神的規範が加えられたのも、この頃からである。(p. 68)
- ・ 剣術の技術そのものは極めて実用的なものであるにも拘らず、その技術は、「大いなる哲学的深遠さ」の下に位置付けられた。武士の多くは、剣術の徹底した修練が精神の安定をもたらすことと、単なる殺戮を嫌忌する感性を生ずることに気づいた。そうした感性が、剣術を「剣道」と呼ぶことになる基礎を与えていた。(p. 70)
- ・ 天真正伝香取神道流平法は、日本の最も古い武術流派の一つであるが、敵を倒すためにつくられた剣術を、むやみに使用することは禁じられていた。この倫理的感覚は、流祖・飯篠家直(いひざいえなお ちやうい) (長威斎さい)の教えの本質であり、多くの剣術家たちに影響を与えた。一例を挙げれば、塚原卜伝(ぼくでん たかもと) (高幹)などはそうした内省的な部分を発展させ、「無手勝流むてかつりゆう」という境地に至った。(p. 71)

Draegerはこれらの記述に続いて、卜伝が琵琶湖を渡る舟のなかで若い剣術家から果し合いを求められた際、小舟に乗って湖中の小島へ行きそこで戦おうと提案し、その若侍が先に小島に飛び降りたとたん、卜伝は小舟を返し、憤って叫ぶ相手に向かって「これが、無手勝流だ」と答えた、という有名な逸話を紹介している。

われわれ日本の武道研究者は、今日的意味における「武道」という術語が近代に入って用いられるようになったことを知っているがゆえに、江戸期よりも前に「武道」的感性が芽生えていたことを見落としがちであるが、Draegerはこうしたエピソードのなかにも、「武道」的感性の芽生えを発見し、それが「術」から「道」への展開の基になっていると指摘している。

### 2) 新陰流・柳生新陰流における「無刀」「活人剣」

続けてDraegerは、新陰流や柳生新陰流にみられる、そうした「武道」的要素をとりあげてゆく。

- ・ 柳生宗厳(やぎゅうむねとし) (石舟斎せきしゅうさい)は、「ひきはだ撓しない」を持った上泉伊勢守(かみいずみ いせかみ) (秀綱)のち武蔵守信綱(しんこう)に敗れたが、この模造の武器が、剣術の稽古や試合における重篤な傷害を蒙る危険性を減らした。(p. 72)
- ・ 柳生宗矩(むねのり)が師事した禅僧・沢庵の思想は、後世の偉大な剣術家たちに影響を与え、とくに柳生新陰流の発展の陰には、その思想が通底している。(p. 72)

- ・柳生新陰流の全ての教えには、禪の哲学性と方法論が影響を与えている。剣術の技術は戦闘における効果性・効率性を追求するものであるが、その技術は究極的には意図的な努力を必要としないレベルまで高められなければならない。「無念」や「無想」という境地であり、そこで発現される技術は、概念化や思考から離れた完璧な「空」より自ずと発生するものでなければならない。(p. 73-74)

ひきはだ撓は、上泉信綱が発明したと言われ、丸竹を根元から先端に向かって細分化してゆき、それを先端から皮革でくるんだもので、実際に当たっても損傷を蒙ることはなく、それまでの刀や木刀での稽古や試合に比して、致命的傷害の危険性を大いに減じた。この発明は、徳川の時代に入って、泰平を希求し不要の争いを避ける幕府の政治姿勢とマッチし、また今日使われる竹刀の創案にも影響を与えた。

上泉信綱は、神道流をはじめ多くの武術を修していたが、とくに愛洲移香・小七郎父子の愛洲陰流から、「<sup>まろぼし</sup>転」という「奇妙(極意)」を抽出して自身の剣術を構成しなおし、「新陰流」と称した。「転」とは、敵の動きに逆らうことなく、「懸・待、表・裏」にこだわらず、円転する毬のように相手に対応すること、いわゆる「後の先」で勝つことをいう。また、これを禅語である「殺人刀・活人劍」を用いて説明した。

柳生宗矩著『兵法家伝書』によれば、自分は刀で相手は槍や薙刀、あるいは自分は脇差で相手は刀、もしくは自分は丸腰というような、不利な状況下にあっても、機会や距離感によってアドバンテージをとり、相手に技を働かせてのち自分が勝つことを「無刀」いう。上泉やその弟子の柳生宗嚴・疋田豊五郎(景兼)というような新陰流の剣術家は、相手が木刀であっても自らは袋しなないを持って対峙し、負けることはなかったという。逆説的にいえば、かれらのように「無刀」の境地に至るような修行を積んでのち、はじめて可能なことであったのかもしれない。

柳生宗矩は、徳川将軍家剣術指南役であったが、禅僧・沢庵と昵懇の間柄であり、『兵法家伝書』は沢庵の思想的影響を受けている。また宗矩は、上泉が用いた「殺人刀・活人劍」を、徳川幕府の政治姿勢に転用した。禅語としての「殺人刀・活人劍」の本来の意味は、「参禅入門者の我執を、一旦徹底的につぶし(殺人刀)、そのちに懇切に導いてゆく(活人劍)」ことをいう。しかし、宗矩は天下泰平実現のためには、「不祥の器である刀ではあるが、必要最小限用いること(殺人刀)で万人を救えるならば、それは活人劍ともなる」という論理を同書のなかで展開し、「平和のための劍」という概念を構築した。

このように、新陰流・柳生新陰流において工夫・継承されてきた、撓、転、無刀、無念・無想、殺人刀・活人劍などは、剣術が「剣道」へと発展する重要な基盤を提供している。

### 3) 馬庭念流における「剣法」

Draeger はまた、江戸期に入る前から伝わる馬庭念流における道場訓に着目し、

・馬庭念流では幕藩体制が安定するなかで、ときの社会情勢にあわせて、市民社会のなかにおける剣術の在り方を模索し、道場訓にそれを反映した。

一、 剣法は、護身の術である。

二、 剣法は、人々の生命を守るものであり、その生命を奪うものではない。

三、 剣法は、「和 (peace)」から成り立つものであり、敵を倒すことのみを目的とするものではない。

「護身」と「敵を倒すことのみを目的とするものではない」という定義づけは、こうして浸透していった。(p. 75-76)

と記し、1600年代後半から馬庭念流において「剣法」という概念が生まれたことも「武道」概念の萌芽として位置づけている。

#### 4) 一刀流における「切落」「文武」「兵法」

柳生新陰流と並んで徳川将軍家の指南役となった一刀流（小野派一刀流）のなかにも、Draegerは「道」の形成を見出してゆく。

・一刀流流祖・伊藤<sup>いっとうさい</sup>一刀齋<sup>かげひさ</sup>（景久）は、数多い剣術技術も究極的には「切落<sup>きりおとし</sup>」という一つの原理によって働かせることができると説いた。一刀齋は彼の剣歴のなかで、生死の間に入り出す経験を多く積み、その結果得られた境地が、「万物の生成・消滅は、同じ原理である」というものであった。(p. 76)

・武士の学ぶべき法は、戦闘において有効な技術を学ぶことではない。不道德な人物が剣術を学び続けるならば、その剣は戦闘のための技術だけを目的としたものであり、彼自身を破滅させるものである。武士は、自身の人間形成のために、鳥の両翼の如く「文」と「武」のそれぞれを磨かなければならない。こうした一刀齋の教えは、徳川政権が文治主義にシフトしてゆく時代にマッチした。(p. 77, 79-80)

・一刀齋は、「剣術」という言葉を嫌い、代わりに「兵法」と呼んだ。江戸期においては、「兵法」という言葉が剣術を表すこともあった。「兵法」の究極の姿は、「敵に勝とうとして刀を抜くのではなく、刀を鞘に納めたままにしておく」ことであった。(p. 80)

・剣士は、刀を鞘に納めたままでも精神的優位に立つことが第一とされ、このことが「最上の勝利」への鍵であり、卜伝の無手勝流よりも上位のものである。(p. 81)

・江戸期に入る以前からあったこうした（「道」につながる）底流は、多くの流派が成立する江戸期に入って表出し、増幅されていった。剣術における思想的側面は、実戦における実利の追求のみという側面を緩和し、剣術のもつ戦闘的性質を、より上位の精神的規範へと導いた (p. 81-82)

筆者は、Draegerがここに記述した伊藤一刀齋に関する事項、すなわち「文武両道」や「兵法」の



使用について、現段階では確認できていない。ただし、一刀流はその前身は、<sup>とだりゅう</sup>富田流であり、<sup>ちゅうじゅうりゅう</sup>富田流は中條流に由来する。中條流では、「へいほう」という場合に、「平法」と記す。また、小野派一刀流の伝書類では「兵法」が使われている。このことから、一刀齋が「平法」「兵法」を用いた可能性は類推することができる。なお、前出の香取神道流においても、「太刀を抜かずして人に勝つこと、神道流の建立也」という意味において「平法」と表記する<sup>5)</sup>。新渡戸稲造が『武士道』で、「幕末の騒然とした世情にあっても、たとえば勝海舟のような熟練した剣士は、けっしてその刀を血で汚すことはなかった」と記した原点は、この「平法」の考え方にあるといえよう。

## 5) 剣術道具（防具）の開発と、「スポーツ」化

- ・ 剣術道具（面、小手、胴）は、（直心影流や一刀流中西派などにおける改良によって）1700年代には完成した。1800年代以前においても、道具のない部分を故意に打つことは禁止され、審判をつけず、相互の試合者による判定であった。（p. 83）
- ・ （こうした剣術道具の完成は）一方で、古い武道がもっていた精神的規範に新たな方向性を与え、「スポーツ」としての性格を付与していった。（p. 83-84）

おそらくここでDraegerが言わんとすることは、剣術道具の開発によってフルコンタクトによる打撃が可能となり、形骸化していた剣術に迫真性を持たせることとなったが、そうしたなかでも道具（防具）外れのいわゆる「<sup>あきどころ</sup>明処」を故意に打つことは慎まれていたとし、そこにも「道」の精神を見出そうとしている。

しかしながら、1700年代半ばから1800年代前半位までは「明処」を故意に狙って打つような記述のある伝書もあり、この点については正確ではない。ただし、しなみの発明とともに、剣術道具（防具）の開発は、剣術における安全性を高めた側面があり、遠慮のない打撃による長時間の疑似戦闘が可能にし、そのことに武士の鍛錬的価値を認め、採用する藩が多くあった。こうした側面も、今日の剣道へとつながっている。

その一方で、たとえば一刀流中西派の系統では、上記した道具着用の本来的意義（鍛錬性・迫真性の確保）よりも、自由乱打形式のしなみ打込稽古（<sup>げっけん</sup>撃剣）の攻防にのみ面白さ・楽しみを見出す傾向が出てくる。それは、ある種の「競技」化と呼ぶことができ、また、sportの根源的意味合い（気晴らし・楽しみ）に近い「スポーツ」化とも呼ぶことができる。

いずれにしても、剣術が「剣道」へと発展してゆく基盤的要素は、ここでDraegerがとりあげた神道流・新陰流・馬庭念流・一刀流などの流派の諸事項のなかに多く見出すことができるのである。

## 2. 「居合術」から「居合道」へ

Draegerは、「居合術」から「居合道」への展開について、次のように記している。

- ・（居合道の開祖）<sup>はやしぎきじんすけ</sup>林崎甚助は、刀を鞘から抜く技術を、敵から襲われたときの防御時に限定したと

される。もしそれが事実であるならば、それ以前の必要に応じて攻撃時にも防御時にも用いられた居合術（抜刀術）とは、違うものである。(p. 87)

- ・林崎の刀を抜く技術がどのようなものであったとしても、長い年月をかけて夢想神伝流<sup>む そうしんでんりゅう</sup>やほかの流派の技術では、真に「精神的」な規範が尊ばれた。夢想神伝流では、「どのような状況下においても、刀の所収者が平静な心を養うことによって、道は達成される」といわれる。(p. 90)

ここでは、林崎以降の居合が、それまでの戦闘における攻防両面での抜刀の技術から、「心の平静」を養う「道」へと昇華していった過程が、端的に記述されている。

### 3. 「柔術」から「柔道」へ

「柔術」から「柔道」への発展の兆しについて、Draeger 次のような記述をしている。

- ・1400年代から続く天真正伝香取神道流の教えには、甲冑着用時の柔術<sup>かつちゅう</sup>についての体系的記述はないが、「やわらげ」(peacemaker)と呼ばれる技術がこの流派にはある。やわらげは、その武芸者が主たる武器を持っていないとき、あるいは主たる武器を使用しないときに用いる柔術のスタイルである。(p. 107-108)
- ・1500年代前半に創始された竹内流<sup>たけのうちりゅう</sup>柔術は、小具足を着けた武士の柔術であることが特徴である。この柔術は短刀<sup>ほじょう</sup>と捕縄のための縄をその腰につけていることから、「小具足腰之廻」と呼ばれる。江戸期に入り、3代目の竹内加賀介久吉の頃までに、犯罪者を捕獲する「捕手<sup>とりて</sup>」が確立されたが、竹内流に伝わる徒手格闘術が含まれている。(p. 108)
- ・柔術のシステムには大きく二つの流れがある。戦場で、主要な武器での戦闘の二次的なものとして、「やわらげ」「やわらぎ」「小具足腰之廻」「捕手」「柔<sup>やわら</sup>」「和術<sup>わじゆつ</sup>」「体術<sup>たいじゆつ</sup>」などとよばれる柔術が発展した。もう一つは、江戸期に入り、むやみに刀を抜けないことが要求された世の中における処世の方法として考え出されたものであった。(p. 117)
- ・「柔術」や「柔」という言葉は、「柔<sup>やわら</sup>」の原理に基づくものである。その原理は、どのような状況下にあっても、精神的にも肉体的にも「柔軟性」を保つことが重要とされたことに由来するものである。(p. 121)

Draegerはこのように、敵の攻撃力を和らげるといった概念のなかに、柔術における「道」の原点を求めている。竹内流柔術の演武は、動画などでも見ることができるが、柔術の技術に加え、活法<sup>かつぽう</sup>（蘇生術<sup>そせいじゆつ</sup>）と殺法から構成されている。また、その捕縄術は、捕縄を素早く解くような結び方がされている。捕縄術には早縄と本縄があり、とくに早縄は、犯罪者が有罪であるか無罪であるか、敵であるか味方であるか判明しないときに、すぐに開放できるような結び方がなされる。筆者はかつてこのことを、竹内流現当主・竹内藤十郎氏に尋ね、竹内流の捕縄術における解放に容易な結び方を賞賛したのだが、竹内当主の答えは、「本来は、その捕縄さえしないことを良しとするのです」というものであ



り、深く感銘を受けた。この答えのなかに、日本武道の理想とするものが表出されていると言えないだろうか。

## II のまとめ

上記したような Draeger の記述、およびその分析から、今日的意味における「武道」という言葉が一般化してゆく大正期よりずっと以前、室町期から江戸期にかけての武術のなかに、「budo」(武道)的要素の萌芽を確認することができる。

剣術の「<sup>まろぼし</sup>転」や柔術の「<sup>やわ</sup>和らげ」の技術にみられるように、基本的には「護身」「防衛」を目的とする「後の先」のものであり、あくまでも「和」「和平」を目指すものである。戦わずして、あるいは相手を傷つけずして勝つことを究極の理想とし、別の言い方をすれば、「鍛練・修練によって蓄えた力や技術を、行使することなく勝利することを理想とする」とも言えるだろう。もちろん、海外発祥の武術においても「護身」から発展したものは多いが、相手の攻撃を単に否定するのではなく、それを利用する、もしくは転化して自分の技とする「後の先」を理想とする発想は、日本武術のもつ固有性としてあげることができよう。

また、そうした「後の先」は、単なる技術面の開発だけではなく、その徹底した修練によって得られるある種の不敗の法則(一刀流の「<sup>きりおとし</sup>切落」など)や精神的境地の深遠さ(柳生石舟斎の「<sup>むとうのくらい</sup>無刀之位」など)の獲得によってはじめて可能となるものであり、この境地までを目指すことも日本武道のもつ特長としてあげることができよう。

## III 英国の武道クラブにみられる、日本武道の固有性受容

本研究を構成するもう一つの側面は、日本武道の海外における愛好者・実践者たちが、どのように「budo (武道)」をとらえ、また日本武道のもつ固有性をどのようなところに見出しているのかについての実地調査を行ったことである。本研究においては、2017年9月に、英国の柔道・剣道・弓道クラブを対象に調査を実施した。

### 1. 柔道 (Budokwai)

柔道に関しては、1900年代初頭からロンドンにおいて活動を続けているBudokwai取材した。Budokwaiは、1918年に日本の柔術家・小泉<sup>くんじ</sup>軍治が、バッキンガム宮殿の裏通りであるLower Grosvenor Placeに柔術と剣術のクラブを開いたことに始まる。日本からの移民であり、漆器商であった小泉は、このクラブを始めた経緯について、「自分や日本の学生がこの国(英国)の人たちから与えられた無償の親切とホスピタリティに良心がとがめていたことを、少しでも和らげる手段であった」という<sup>6)</sup>が、実際はビジネス上の販路拡大の一助であったともいわれる。

当初は、同時期の英国において柔術ジャケット・マッチで活躍していた谷<sup>たにゆきお</sup>幸雄をインストラクターに招いての柔術指導が中心であったが、1920年に嘉納治五郎が来英し、同所で指導したのは、谷と

ともに柔道2段を与えられ、その後は柔術・柔道を指導するクラブとして英国やヨーロッパにおいて著名な存在となった。小泉は、クラブをSocietyと呼ぶことにこだわった。そのロゴやバッジは、漢字の「武」をもとにデザインされたものであり、「矛を止める」という「武」の朱子学的解釈にもとづき、武道の修練が単なる武技の修得ではなく、「争いを止める」ことを目的とすることを表している<sup>7)</sup>。

オリンピック選手やメダリストも輩出し、現在では、柔道（一般、ジュニア）、合気道、松濤館空手、グレイシー（ブラジリアン）柔術などのクラスをもつ総合的な徒手武道クラブとなっている。クラブの場所も、サッカー・チームで知られるチェルシーの高級住宅街の一角に現在では位置している。筆者は、2017年9月16日にBudokwaiを訪ね、1964年東京オリンピック柔道競技に英国代表として出場したTony Sweeney氏に1時間ほどのインタビューを行い、また同クラブ柔道クラス（一般）の稽古を見学した。

玄関上部には、小泉・谷・嘉納3氏の写真が掲げられ、創始者たちや日本柔術・柔道へのリスペクトが感じられるが、オリンピック選手も輩出するようなクラブであるので、基本的には競技志向である。約1時間の稽古は、受け身・打ち込みなどの基本練習に続いて、お互いが自由に技をかけあう、いわゆる「乱取り」<sup>らんとり</sup>がその大半を占めていて、一見日本の道場や部活動でみられる稽古風景とほとんどかわらない。ただし、70歳以上の高齢者や軽量級のクラブ員が、若者や重量級のクラブ員と、体重差や年齢差に関係なく、かつ安全に乱取りができるような環境作りへの配慮が随所にみられた。このことは、日本柔道が本来持つ「柔能く剛を制す」<sup>じゅうよく</sup>という性質や、「生涯学習（修行）としての柔道」への志向が強いことの表れであり、Sweeney氏へのインタビューにおいても、そのことは確認できた。



図2 Budokwai Judo Class

## 2. 剣道（Kodokan, およびLondon Kenyukai）

剣道では、2017年9月12日・13日にKodokanと、同14日・18日にLondon Kenyukai取材した。

### 1) Kodokan

元英国剣道連盟事務局長Paul Budden氏が主宰するKodokanは、1980年より活動を開始した老舗クラブであり、現在ではロンドン北部郊外WatfordのRembrandt House内の一室を、ロンドン五輪（2012）を契機とした「Sports England 'Inspired Facilities Grant' in 2011」を通じたlottery（宝くじ）基金によって改装し、活動の拠点としている。

Sports Englandの「Inspired Facilities Grant」は、ロンドンオリンピック大会開催に触発（インスパイア）されて行われる非営利事業に対し、申請に基づき2012年大会のロゴマークが入った「インスパイア・マーク」の使用を認める事業で、インスパイア・マークの使用が承認された事業では、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等でマークを使用でき、2012年大会のブランドが宣伝に活用され

た。教育、ビジネス、文化、スポーツ、持続可能性、ボランティアの6つの分野の非営利事業で申請が可能であり（重複有り）、「2012年大会に触発されて行われる事業であること、事業資金が十分であること、いかなる商業団体からも支援を受けていないこと」等の申請条件を満たすとともに、各分野の条件を満たす必要があった<sup>8)</sup>。

Kodokanは非営利事業団体であり、とくに、上記の「触発された事業」として、2013年より毎年9月にJunior Shiai Dayという大会を開催し、6歳から17歳までの少年・少女たちに、剣道の試合や審判を経験する機会を与えており、少年剣道のエンカレッジに力点を置いている。またBudden氏の意志で、道場内は、神棚、木刀・竹刀掛け、道具置き場など、狭いながらも日本における私道場の可能な限りの再現を行っている。さらに、「日本剣道形」や「小野派一刀流」の「形」など、日本剣道のもつ競技以外の文化性に触れることをクラブの主意としていることが見て取れ、Budden氏へのインタビューにおいても、これらの諸点を確認できた。



図3 Kodokan “An Inspired Facility”のパネル

## 2) London Kenyukai (ロンドン剣友会)

London Kenyukai (ロンドン剣友会)は、ロンドン東部の大規模ウォーターフロント再開発地域で、近年目覚ましい発展を遂げているドックランズの旧西インドドックにある総合スポーツ施設「Reebok Sports Club (通称Third Space)」の一室で活動する比較的新しいクラブである。エア・コンディショニングはもとより、サウナ、バブなどが完備されたロンドン中心部の総合スポーツ施設内での活動は、これまでの英国の剣道クラブにはあまりみられない新しい活動スタイルである。(取材当時は上記場所での活動であったが、その後2018年11月に同じドックランズ地区内の他の総合レジャー施設Poplar-Baths-Leisure-Centre-and-Gym内に活動拠点を移した)。

場所が一等地であるだけに、フィーも安くはない。1回のセッションの参加費は、約1,500円で、他のクラブとの比較においても若干高いが、それでもクラブ員は多く、こうした新しいスタイルへ参加することに対する必要経費として受け止めているようである。主宰するのは、武道具ビジネスを営む韓国籍のPark Young氏である。氏は、全日本剣道連盟が主催する外国人剣道指導者講習会にも参加したことがあり、日韓剣道界の間にはその起源説やオリンピック参加の是非をめぐって意見の相違もあることを理解しつつ、日本剣道のもつ特長を前面に出しての指導をしている。同クラブでは、「剣道は、日本の伝統と文化に深く根差した武道であり、その技術習得と同様に、規律と相互尊重を重んじ、情緒の安定と社会性の発達を促すものである」「剣道は、剣道具を着けることと、定められた部位を打ち合うことによって安全が確保され、年齢、性別、体力を問わず行うことのできるフルコンタクト・スポーツであり、身体コンディションを整えることや、よりよく生きることに貢献できる」と謳っている<sup>9)</sup>。また、10世紀の日本において、「鑄<sup>しのぎ</sup>つくりの彎<sup>わんとう</sup>刀」がつくれ、その使用法の研究から剣術が発生したことを、剣道のオリジンとして明記している<sup>10)</sup>。

もう一つの特長は、Kodokanと同じく、一回の稽古の前半を、日本剣道形など、競技以外の部分の練習に割いていることである。大学の剣道部をはじめとして、日本の学校での剣道部活動は、ほぼ競技志向と言っても過言ではない。日本剣道形も、昇段審査に義務付けられているため、審査の直前に練習するものがほとんどであり、形を文化としてとらえる部活動や道場は少ない。このロンドンの2道場をはじめ、ヨーロッパにはこうしたクラブが多く、剣道の文化的側面は、むしろ海外の方が真摯に向き合っている傾向がある。

Park氏がもうひとつ大事にするのは「一期一会」の精神である。「一期一会」は茶道から来た言葉であるが、剣道の稽古や試合は、全く同じことの再現はないし、その都度違うものである。また、今日稽古できた相手と、いつまた稽古ができるとも限らない。であるからこそ、その稽古の一瞬一瞬に全力をつくすべきという指導である。このように、日本の文化としての剣道の側面を前面に出した指導であるが、一方で、同クラブからは第17回世界剣道選手権大会（2018年、韓国）に英国代表選手も輩出しており、競技面でも力をつけてきている。

### 3. 弓道 (London Kyudo Society)

ドイツ人哲学者、オイゲン・ヘリゲルの『弓と禅』以来、日本の弓道も欧米の人たちに知られるようになった。当初は、アーチェリーという固有の文化がある欧米において弓道はなかなか根付かなかったが、近年ではヨーロッパを中心に愛好者も増え、世界大会も3回開催されている。

英国においては、日本で11年に及ぶ弓道の本格的修行を積み、英国弓道連盟会長・ヨーロッパ弓道連盟会長・国際弓道連盟理事をつとめ、NHKのドキュメンタリーにも出演した故Liam O'Brien氏（1946-2015）によって普及がはじまった。O'Brien氏が創始したLondon Kyudo Societyは、ロンドンの日本人学校の近くにあるTwyford Sports Centreにおいて活動を行っている。常設の弓道場をもたない海外の弓道クラブにおいては、日本でいう<sup>あずち</sup>（的のあるところ）を設置する作業から始めなければならず、そうしたこともあって月4~5回に活動は限られている。筆者は、2017年9月17日に同クラブを訪れ、取材を行った。同クラブは、O'Brien氏亡き後は、同氏とともに英国・欧州での弓道普及に尽力してきたRay Dolphin氏を指導者として迎え、活動を継続している。当日は、O'Brien氏の功績を顕彰して行われるLiam O'Brien Annual Taikaiを終日取材した。

参加者総出で、午前中より会場設営がはじまり、午後から試合が行われた。試合の方式は、的中制で、一人1回一手（矢2本）を的に向かって引き、的に中った本数で勝敗を決定する。段によってカテゴリーが分けられ、レベル別の試合が行われた。試合そのものは、日本で行われている弓道試合と同じ方式であるが、その試合を開始する前の「射礼<sup>しゃれい</sup>」も、日本で行われている「矢渡し」などを含む射礼儀式や、<sup>たいはい</sup>（入退場を含む所作）、服装（和服）などを忠実に再現したものであった。

試合中は、音一つない静謐さが保たれ、凜とした空気が張り詰めていた。ヘリゲル同様にO'Brien氏も弓に「禅」的世界を見出し、禅の修行も併修していたが、そうした創始者の姿勢が厳密に引き継がれていることが見て取れ、単なる的中を競うことよりも、「足踏み→胴造り→弓<sup>ゆがま</sup>構え→打起し→引分け→<sup>かい</sup>会→離れ→残心（残身）」といういわゆる「射法八節」や体配を繰り返す行中での内省的修練に、



その意義を見出していることが見て取れ、参加者へのインタビューからもそのことは確認できた。柔道や剣道以上に、日本弓道の固有性・文化性をそのまま移行した形での活動が認められた。

### Ⅲのまとめ

今回の特別研究における海外での調査は英国に限られ、また、英国は伝統や文化を重んじる国柄でもあることから、日本武道の固有性を大事にする姿勢はある程度予測できたものではあったが、現地で実見し、インタビューを実施してみて、3武道の競技的側面もさることながら、むしろ、日本武道に通底する固有的な面の重視（精神修養も含めた生涯学習・修行の重視、パフォーマンスにおけるプロセスの重視、形など文化的側面の重視など）が、日本以上にみてとれた。



図4 Liam O'Brien Annual Taikai

### Ⅳ おわりに

武道の国際化に伴う、日本武道の固有性をめぐる議論について、Draegerの budo 概念の検討から、budo（武道）が単なる格闘技術としての martial arts ではなく、

- ① 本来的には「護身」「防衛」を目的とし、「和」「和平」を目指すものであり、そのためには「後の先」の技の獲得を至高とし、究極的には「武」を行使しないことを理想とするものであること。
- ② 徹底した修行を通じて、ある種の「不敗の法則性」や、「精神的境地の深遠さ」の獲得を求めるものであり、そのことが「後の先」を可能にするものであること。

などの確認ができた。それらに加え、従来から確認されていた

- ③ 的中結果が最優先されるアーチェリーに比して、弓道では「射法八節」「真・善・美」などが大事にされることにみられるように、budo では「内容」や「プロセス」が大事にされること。
- ④ そのためには、そのbudoのエッセンスの表出である「形」など、文化的側面が大事にされること。柔道の世界形大会の開催や、オリンピック・世界選手権における空手道形部門の設定は、コンバット形式の競技スポーツ種目のなかに、こうしたエッセンスを遺そうとする趣旨である。
- ⑤ 柳生新陰流に伝わる「昨日の我に今日は勝つべし」という言葉に代表されるように、単なる生涯スポーツ種目への参加としてではなく、生涯にわたって自らのbudoの技法・心法を向上させてゆく志向が強いこと。

などの事項を、budo（武道）というものの固有性として、現時点では仮設的に挙げておきたい。

あるいは、このほかに「武士の一騎打ちの思想にもとづく、相手に対するリスペクトを有していて、それが礼法に表れていること」もbudoの特長として挙げられようが、一騎打ちそのものは海外においても古代ギリシャ・ローマの時代から存在する、ある種の「フェアプレイ」精神の表出であり、騎士道のコードにも見出せることから、これについてはbudoの固有性として挙げることは現段階では

控えておきたい。なお、今後は、海外のbudo研究者とのディスカッションを通じて、ここに挙げた固有性が妥当であるか否か、検証を続けていきたい。

最後に、英国のみの例ではあるが、budoの競技面だけでなく、上記したような日本武道の固有的(文化的)特長が、英国の中心的武道クラブにおいて保護・継承されていることを、日本の武道関係者にあらためて喚起して、本稿の終わりとしたい。

#### 註

- 1) Susumu NAGAO: To what areas should the study of budo extend? : With the descriptions of Donn. F. Draeger as a clue, *Proceedings of the 2017 International Budo Conference*, Japanese Academy of Budo, pp. 110-111.
- 2) Grigoris A.Miliaresis: *Donn F. Draeger: The Pioneer*, BAB Japan社運営サイト「BUDOJAPAN.COM」掲載記事 (<http://budojapan.com/feature-articles/donn-f-draeger-the-pioneer/>), 2016年4月18日, より。
- 3) Robert Smith: *Draeger: Pioneering Leader in Asian Martial Traditions*, Via Media Publishing, 2016.
- 4) Donn. F. Draeger: *Classical Bujutsu*, Whetherhill, 1973.  
Donn. F. Draeger: *Classical Budo*, Whetherhill, 1973.  
Donn. F. Draeger: *Modern Bujutsu & Budo*, Whetherhill, 1974.
- 5) 大竹利典: 平法 天真正伝香取神道流, 日本武道館, 2012, p. 6
- 6) The Budokwai 公式ホームページ中の「100 YEARS OF BUDOKWAI」(<http://budokwai.co.uk/history>) より。
- 7) 同前より。なお、「武」の漢字としての本来的成り立ちは、「矛を持って、足で進むこと」であるが、江戸期以降は、ここに挙げた朱子学的解釈「矛を止める」がみられるようになる。
- 8) 細越俊矢: Clair Report No. 402 2012年ロンドンオリンピック・レガシーの概要, Clair Report No. 402, (一財)自治体国際化協会 ロンドン事務所, 2014, p. 48.
- 9) London Kenyukai 公式ホームページ (<https://www.kenyukai.london/>) より。
- 10) 同前, 「History」のページ (<https://www.kenyukai.london/history>) より。

アグネス・キースのボルネオと日本  
— 『白人の帰還』を中心に —

林 ひふみ

## Agnes Keith's Borneo and Japan with a focus on *White Man Returns*

HAYASHI Hifumi

*White Man Returns* is the final volume of Agnes Newton Keith's Borneo Trilogy. Whereas the first book *Land Below the Wind* was set between 1934 and 1939, i.e. the last days of "happy" colonialism, and the second book *Three Came Home* in the period of Japanese occupation during the Pacific War of 1941–45, the third book is set between 1947 and 1950, the era of post-war reconstruction. This essay aims to show the changes in the North Borneo society and its people as well as in the author's view on them through comparing the narratives of the first and the third volumes. The themes examined are: the issue of Eurasian children; seizure by the British of the valuable bird's- nest caves; the rising of Chinese; the author's "friendship" with a former Japanese soldier; the implication of the title *White Man Returns* in the age of self-determination.

Although the Imperial Japan's attempt to build Greater East Asia Co-Prosperity Sphere had failed, the pre-war order of European rulers and Asian subordinates never fully came back to the region. During the Pacific War, as an American citizen and the wife of British colonial officer, Keith had been interned into Japanese POW and civilian camps for her white skin. The hellish experience made her wonder if the European rule of Asians which had continued since the Age of Discovery could be justified. As a result, upon returning to North Borneo, she started questioning certain negative aspects of the British rule that had not been revealed in the first book.

The most notable of all was the Eurasian issue. The off-springs of white men and Asian women were illegitimate and thus welcomed by none. Keith points out the inhumane nature of such relationships since there involved the sexual exploitation of Asian women as well as the abuse of Eurasian children who were not provided with proper education nor social welfare including medication.

Secondly, Keith reveals that the destination of jungle trips frequently made by her husband was actually Gomanton Caves where invaluable bird's nests were gathered. Until the late 19th century, the caves were owned by local strongman, yet in the eyes of white colonizers, they were like "gold mines in early California". So, the strongman was killed and his daughters were left without father nor property. The native name appears in this volume most often, in fact, belongs to the eldest daughter who after seventy years was still negotiating the monetary compensation with the officer in charge that happened to be the author's husband.

Third, upon arriving at Hong Kong, the entrance to Asia, Keith noticed the relative standings of



the Europeans and wealthy Chinese had changed. In North Borneo, she also found the Chinese attitude towards modernization and Western civilization was not the same as before. Unlike the natives of Borneo, the Chinese were rising rapidly and their confidence was coming from the establishment of new China under the Communist Party rule.

The fourth issue is Keith's relationship with a former soldier of Japanese Army who had been personally kind to her despite being an enemy. After the war, relative positions of the two were overturned, and to prove her belief that the country and man are two and different, she sends a Christmas gift to the former enemy.

And then, the issue of self-determination is finally put on the table. The independence of neighboring new Republic of the Philippines and the assassination of the colonial governor in Sarawak seemingly showed two possible blueprints for the future of North Borneo. The title, *White Man Returns*, appears in the last sentence of the entire volume. There is no doubt that the author was highly conscious of the race and the gender of the colonizers who were back again for the time being.

After exploring how the author's perception on colonialism changed after the Pacific War, the essay comes to the conclusion: *White Man Returns* by Agnes Newton Keith is an early example of critical observation on colonialism based on the races and genders of those who ruled and were ruled. No need to say that those are two crucial points of view that would become popular only in the late 20th century.

## アグネス・キースのボルネオと日本

— 『白人の帰還』を中心に —

林 ひふみ

### はじめに

アメリカ人作家アグネス・キース (1901-82) の長編エッセイ『白人の帰還』(1951) は、『風下の国』(1939)、『三人は帰った』(1947) に続くボルネオ3部作の3作目である。著者は、第二次世界大戦前、英国勅許会社が経営していた北ボルネオに、林務官のイギリス人ハリー・キースの妻として渡航、新聞記者出身の観察眼と筆力で「まるで17世紀のように幸せな」<sup>(1)</sup> 南洋植民地の模様を描き出し、米アトランティック誌ノンフィクション賞を受賞、『風下の国』単行本は米英で80万部を売るベストセラーとなったばかりか、遠く日本でも翻訳出版された。ところが、そのわずか2年後に太平洋戦争が勃発、ボルネオは日本軍に占領される。著者家族は他の欧米人とともに、3年9か月の間捕虜収容所に入れられ、餓死寸前で、オーストラリア軍により救出された。その悪夢のような日々を描いた『三人は帰った』は、ニューヨークタイムズのベストセラーリストに19週間上ったほか、映画化もされ、アメリカでは著者の代表作と見なされている<sup>(2)</sup>。続く第3作目の本書で描かれるのは、ようやく故郷北米に生還した著者家族が、当初の予定に反し、戦後早々北ボルネオに戻り過ごした復興の日々である。1951年に出版されると、ベストセラーリストに15週間上る人気となったが、日本では翻訳刊行されず、紹介記事も見当たらないまま今日に至っている。

アグネス・キースのボルネオ3部作が、他に類を見ない作品である理由の一つは、永遠に続くかと思われた植民統治から、太平洋戦争中の白人捕虜収容を経て、戦後、民族自決、独立に向かう移行期という3つの異なる時代を、ボルネオ現地での滞在経験を基に、英国官吏の米国人妻という特殊な立場から、同時代的に描き出した点にある。特に第3作では、第1作と同じサンダカンを舞台としながら、終戦とともに撤退した日本軍の記憶が、繰り返し甦っては著者を怯えさせることで、3つの時代が串刺しにされている。そして、戦争で生じた世界観の変化が、植民統治に対する眼差しにも影響を及ぼし、結果的に20世紀後半の世界に徐々に定着していくことになる「人種/ジェンダー」という新たな視座を、著者は時代に先駆けて獲得するのである。

筆者はこれまでに、「アグネス・キースのボルネオと日本 (1)『ボルネオ—風下の国』」, 「アグネス・キースのボルネオと日本 (2)『三人は帰った』と菅辰次」の2編を発表している。本論文は、ボルネ

オ3部作を扱う論文の第3編にあたり、キースが英国による植民統治を批判的に見る視座を獲得していったプロセスを「ユーラシアン混血児の存在」, 「ツバメの巣をめぐる利権」, 「中国人の抬頭」, 「旧日本兵との交流」, 「白人の帰還という題名と民族自決」という4つのテーマに則り、跡づけることを目的とする。

## 1：ユーラシアン混血児の存在

アグネス・キースによるボルネオ3部作の題名は、第1作がボルネオを意味する『Land Below the Wind (風下の国)』, 第2作が捕虜収容所からの生還を指す『Three Came Home (三人は帰った)』, 第3作が『White Man Returns (白人の帰還)』である。第2作の邦題を参照して、本論文では第3作の題名を『白人の帰還』と仮に訳している。ただし、21世紀の規範に照らせば、「White Man」は「白人男性」であり、その点について、著者が全く無頓着だったかといえ、答えは否である。

第1作では、東南アジアにありながら、英国統治下の北ボルネオを、おとぎ話のごとく幸せな国として描いた著者だったが、太平洋戦争を経て執筆された第3作中には、葛藤が見え隠れする。具体的には、白人統治を正当化しようとする記述が頻出するのだ。日本による大東亜共栄圏構想は、建前として「アジア人によるアジア統治」を打ち出しながら、現実には建設よりも破壊を多くもたらし、結果的に白人統治の相対的な優位性を示すことになった。だが「相対的な優位性」とは、言い換えれば、確信の喪失に他ならない。

1945年の9月にサラワクのバトゥ・リントン収容所から救出され、這々の体で米海軍輸送艦USカタリーナ号に乗り込んだ時、夫妻は「二度とアジアには来ない」と誓い合った<sup>(3)</sup>。けれども、わずか5か月後の46年2月、英国軍政から直轄植民地への移管が決まった北ボルネオ当局より食糧生産の責任者として帰任するよう求められた夫ハリー・キースは、日本軍の虐待による負傷のため2度の大手術を終えたばかりで、著者が「奴隷コンプレックス」と呼ぶ精神症状<sup>(4)</sup>も呈しているながら、迷うことなく召集に応じ、最初の船で出発する。著者の夫を含め、大英帝国の建設に携わった者たちは、植民地経営を野蛮な侵略行為ではなく、1899年にラドヤード・キップリングが、米比戦争に際して詠んだ詩のタイトルのごとく「白人の責務 (The white man's burden)」と捉えていた。そして帰順した現地人たちも、白人官僚を「父のよう、母のよう」<sup>(5)</sup>と慕う関係が、出来上がっていたとされる。著者は、自分たちが再びボルネオに渡るのは、「戦時中を通して白人政権に忠誠を示し続けたアジア人たちに報いるため」だと記す<sup>(6)</sup>。彼らが身を挺して食料や金銭を差し入れてくれなければ、著者ら白人捕虜たちは、いつ命を落としてもおかしくはない状況だったのだ。

にもかかわらず、著者が葛藤を覚えるのは、第一には、「奴隷コンプレックス」が端的に示すように、日本軍による虐待がトラウマとなっているためであろう。さらに、著者は、日本軍の捕虜として生きた日々を経て、「白人＝統治階級」という図式を自明には受け取れなくなっている。「欧米人は4等国民だから、4等の待遇を与える」と日本兵は言い、問答無用で虐待する根拠は、捕虜たちが白人だと言う事実以外になかった。それが、大筋のところ、白人たちが長期に渡り、アジア人など有色人

種に対し示してきた態度の裏返しであることに、著者は気づく。そのため、終戦後、再度イギリス人がアジアの統治者の地位に戻るることについて、「周辺国で相次ぐ政治的混乱が起きていない」ことなどを「白人支配の優越性」として言挙げする必要に、他の誰からでもなく、自らの良心により迫られる。白人支配への確信が揺らいだ結果、著者の筆は、第1作では触れられなかった大英帝国の醜悪面に恐る恐る触れ始める。

その筆頭はユーラシアン混血児の存在である。戦前、サンダカンの白人居住者は約75人、うち女性は20人と、著しい男女差が存在していた。さらに、英国人政府職員とアジア人の通婚は、規則で禁止されていた<sup>(7)</sup>ため、両者の間に生まれた混血児は、例外なく私生児となり、どちらのコミュニティからも排斥された。しかし、おとぎ話のような第1作『風下の国』で、こうした白人統治者に不都合な事実が書かれることはなかった。唯一の例外として、フランス人を妻とする中華民国領事についてのエピソード中、夫妻が寛容な人柄である証拠として、領事館での食事会には白人、アジア人と並び、ユーラシアンも招かれるとの記述があるのみだった。もっとも、社会階層こそ違い、領事夫妻の子どもたちは、血統的にはユーラシアンである。

それに対し本作では、第1部「我々は還る」の末尾で、アジア人の赤ん坊を「黄禍」呼ばわりする白人医師に対し、著者は真正面から「だったら、どうして誕生を望まれない混血の胎児に妊娠中絶手術を施さないのか」と切り込む<sup>(8)</sup>。医師の答えは「私は法律に従うだけ」である。さらに続く第2部「草の家に住む人々」では、「異人種間の内縁関係は、白人男性の主導で始まると思われているが、実際には現地人女性が積極的である場合も多い」と踏み込んだ説明がなされている<sup>(9)</sup>。また、現地の友人アンジェラ（インド人とフィリピン人の混血）に関するエピソードの中でも、ユーラシアンたちが適切な教育を施されないため、経済的弱者となっていること、ハンセン氏病など重篤な病にかかっても、白人とアジア人どちらの病院からも受け入れを拒絶されることなどが同情的に書かれている<sup>(10)</sup>。本作刊行から10数年後の1963年、北ボルネオが新生マレーシアの1州（サバ州）としてついに英国統治からの独立を果たす時、リーダーとなるドナルド・ステファンが、「帝国の建設者」を祖父に持ち、親子2代に渡るユーラシアンで、特定の民族に属さないが故に、サバ（北ボルネオ）という土地に対するナショナリズムを提唱できた<sup>(11)</sup>ことを考えると、著者のユーラシアンに対する関心の高さは、一層際立つ。近年、カナダ人作家で著者家族と付き合いのあったピーター・グラント氏により、著者の夫ハリリーが結婚前、中国人女中と見られるアジア人との間に娘をもうけ、結婚後は、彼の母親がカナダで面倒を見ていたことが明らかにされている<sup>(12)</sup>。著者はボルネオ3部作では直接その娘の存在に触れていないものの、晩年の小説『Beloved Exiles』（1972年、未訳、仮訳題『愛された異邦人たち』）には、中心的登場人物として混血児が登場し、戦前のサンダカンでは、親に捨てられた混血児を育てるための孤児院が修道院により運営されていた事実も明らかにされる。

以上、第二次大戦後、白人統治の正統性が揺らぎ始める中、アジア人女性に対する性的搾取とユーラシアンへの非人道的取り扱いが、著者の問題意識に上って来たことが読み取れる。表題中の「White Man」には、「大英帝国の建設者」という美名の陰で、本国では堂々と語り得ない行為が蔓延していたことに対する批判が含まれていたと考えられる。

## 2：ツバメの巣をめぐる利権

第1作『風下の国』では、著者が夫ハリーの調査に同行し、ジャングルを探検したエピソードが、第3部全5章に渡って詳述され、調査は「誰も採取したことのない植物を見つけること」が目的だと書かれていた。ところが第3作『白人の帰還』で、息子ジョージの初ジャングル探検を記すにあたり、著者は「自分の場合も息子の場合も、初めてのジャングル探検はゴマントン洞窟行きだった」と明らかにする。第4部「金色の雨」中の記述によれば、ゴマントン洞窟は北ボルネオ最大のツバメの巣<sup>(13)</sup>産地であり、1880年に勅許会社が統治を開始した頃、年間2万5,000ドルの売り上げをもたらす大洞窟は、「アメリカ開拓期の金鉱のような意味を持っていた」というのだ。そして、ジャングルの洞窟で収穫されるツバメの巣は「森林資源」とみなされるため、20年以上に渡り北ボルネオの森林保全を担った林務官ハリー・キースこそ、その責任者であった。

英国企業による北ボルネオ統治権の獲得は、ボルネオ島西北部ブルネイ王国と東北部海上スルー王国の領地内で、反乱鎮圧に手を貸し、その見返りに租借権、統治権を得たヨーロッパ人から、何度かの転売を経てもたらされた。ゴマントン洞窟は、もともと現地部族ブルドゥピーの頭首ベンギラン・ディガドン・サマが支配していたが、英国人との銃撃戦で死亡した。その後、北ボルネオ政府が地元民にツバメの巣の収穫業務を委託する形となり、本作が書かれた1950年時点でも、中国向け輸出額が年間10万ドルに上る重要な産業だった。そして、本作中最も頻繁に登場する先住民は、キナバタンガン川上流から船でサンダカンまで下って来ては、ハリーに補助金の前借りをねだる老婆シニョーラ、ファティーマ姉妹とその家族だが、彼女たちこそ、1880年に殺されたベンギランの娘であり、補助金は父親と巨額の資産を二つながらに失った遺児に対する賠償金で、その支払いが第二次大戦後まで続いていたのだ。

第1作に書かれなかったこのような歴史的事実が、本作で明らかにされた背景には、ユーラシアン混血児の存在と同様、英国勅許会社が現地人から暴力的に資源を強奪した経緯について、著者が批判的あるいは内省的視点を持つに至った変化があったものと推測される。

## 3：中国人の抬頭

ボルネオに残る中国人の足跡はヨーロッパ人よりはるかに古いが、サンダカンなど北ボルネオの都市に多数が居住するようになったのは、19世紀末、ヨーロッパ人経営のプランテーションが労働者を香港で募集したことによる。本書によると、主に内陸のジャングルで暮らすボルネオ先住民は就学率が低く、大学教育を受けたものは一人もいない。北ボルネオには、政府が運営するマレー語小学校、教会が運営する英語小学校、中国人コミュニティが独自に運営する中国語小学校があるが、中等以上の教育機関がなく、先住民は文化的にも経済的にも、子供を留学に出す余裕を持たないことも、教育レベルが向上しないことの一因である<sup>(14)</sup>。



一方、中国人は、欧米人と現地人の中間的地位にあり、それゆえ著者夫妻はわざわざ経由地の香港でコックを雇い、調理器具を買わせてサンダカンに同道した。片言の英語を話すアサンは、当初ハリリーの不機嫌な態度に悩み、著者は「芸術家気質のコックを慰めるのは初めての体験だ」と記す。彼を追って香港から来た妻のアミンは、売春婦出身で無教養だが、迷信にとらわれることなく、清潔な西洋式の病院で出産することを受け入れて、息子は健康に育つ。一方、ボルネオ先住民セニョーラの娘夫妻は、生まれてくる子どもを次々と不衛生な環境のために失うなど、近代文明の受け入れを拒絶し続ける。中国からやって来たアサンの長男は機械工を目指し、夜学で英語を学び始める。アメリカの大学院に行きたいという別の若者は、ハリリーに推薦手続きを依頼する。中国人の明確な向上心は、学校に通うよう勧めてもやめてしまう博物館管理人の先住民養女や、実用性のないレース編みは得意なのに普段着を縫うことができない混血児アンジェラなどと対照的だ。それは、戦後サンダカンに中国系書店が3軒開き、シンガポールから来る中国語、英語、マレー語の新聞雑誌や書物を扱っていることから見て取れる。

太平洋戦争後、再びボルネオに向かった著者は、経由地の香港で、統治者である白人と富裕な中国人の間に経済的地位の逆転が起きていることに気づいた。一部の人々は、戦争で富を蓄積した。他の人々は、共産党が政権を握ろうとする中国大陸から、資産を移動させている。その後、国民党との内戦に勝った共産党が、若い世代の支持を得て、アジアの秩序を変えつつあることに、著者は不安な思いを抱く。中国人の父とヨーロッパ人の母を持つジャネット<sup>(15)</sup>が共産党治下の上海から寄越した手紙を読み、著者は近代以降初めて、中国人が祖国に誇りを持つようになったことを知る。日本は欧米列強に戦争を仕掛けて敗れたが、中国が戦勝国の一員として抬頭してくる兆しを著者は明確に読み取っていた。腐敗した中国国民党は大陸で人心を失い、1947年の台湾228大虐殺からも道徳的敗北は明らかだ。それなのに、アメリカが蒋介石政権を支持し続けていることに、著者は不満だが、ソ連と接近する中国共産党に対しては警戒が解けない。世界的に戦後の経済復興が進む中、1950年の北ボルネオでも、豊かな中国人は白人同様に自家用車を持ち始めている。

#### 4：旧日本兵との交流

ボルネオ3部作の第2作『三人は帰った』に書かれた悲惨な収容所体験を思う時、本作中、著者が日本に対する恨みをあまり表していないことは、むしろ意外に感じられる。戦前と同じサンダカン湾を見下ろす丘の上に、再建された家に入居した彼女は、収容所に送られる直前の恐怖をまざまざと思い出し、「この家には幽霊が出る」と書く<sup>(16)</sup>。それにも拘らず、直接日本人を罵る記述はほぼなく、「戦争中は誰もが、敵国の女性たちも、辛い目にあったのだ」と自分や息子を納得させようとする。しかし、厳しい収容所暮らしの記憶に、実際には家族3人がなお苦しめられていることは、家から散歩に出た先の日本人墓地に、兵士の遺骨が散らばり、咲き誇るクチナシの匂いを嗅いだ息子のジョージが、「日本の石鹸の匂い、スガ中佐の匂いだ」と口にするエピソードなどからも想像される。

「戦争は国と国の間の事柄で、個人と個人の関係は別だ」とする著者の考え方は、1943年にサンダ



カンからクチンへ向かう捕虜輸送船上で出会い、幼い息子の食費にとポケットマネーから10ドルを寄越した旧日本兵で、日本語版『風下の国』の読者でもあったマツイタクオとの関係に端的に表れている。マツイは戦後日本に戻り、『三人は帰った』の出版と映画化を知って、著者に手紙を送って来た。そこには、船上での個人的な親切への感謝を記した著者のメモを撮った写真が同封されていた。戦後の日本がアメリカ占領下で急速に変貌を遂げ、その国でマツイと家族が窮乏に陥っていることを知った著者は、シアトル在住の知人に頼み、救援物資をクリスマスプレゼントとして贈る。それは「贈ることの出来る方が恵まれている」という信念に基づく行為だった。二通目、三通目の手紙に、「あなたの作品を翻訳したい」「自分も作家になってアメリカで本を出したいので、出版社を紹介してくれ」などと書いてくるマツイとの関係は、著者にとって、個人的な友情と呼ぶには程遠いが、人類愛を実践し、わずかでも癒される機会とはなった。また、文学的な角度から見れば、特に目立ったところのない市井の人々を生き生きと描き出すところに、著者の作風の真骨頂があることは、かつて戦時中にボルネオを訪れた作家の林芙美子が、『風下の国』について書いた「ボルネオで傭った下男と下女のみをあつかったその作品にどんなにか共鳴するものを感じたのです」<sup>(17)</sup> という記述が伝える通りである。

著者は晩年となった1974年、前年に設立されたばかりの国際交流基金による招待で、夫とともに日本を訪れ、その記録を『Before the Blossoms Fall: Life and Death in Japan』(1975, 未訳, 仮訳題:『花が散る前に——日本の生と死』)として出版する。かつて3年9か月に渡り、敵国人として捕虜収容所に入れられ、日夜残酷な扱いを受けた経験を考えれば、意外とすら言えるような旅が可能になった背景には、「国と個人は別」という長年の信念、またマツイのごく普通の日本人との交流があった。そして、マツイとの交流の記述に本書中まるまる1節が割かれているのに比べ、収容所生活で最も深い影響を著者らに及ぼし、『三人は帰った』映画化の際には、ハリウッドの日本人名優早川雪洲によって演じられた男性主人公菅辰次中佐について、本作がほとんど触れていないことに、改めて驚き、トラウマの深さに思いをはせずにはいられないのである。

## 5: 『白人の帰還』という題名と民族自決

1948年6月、著者夫妻は東海岸総督代理夫妻とともにタートルアイランドに出かけ、現地の行政権を英国から新生フィリピン共和国政府に引き渡す儀式に参列した。それは1930年に米英両国間で国境を確認した際、結んだ取り決めを施行したもので、英国領土がこの日失われたわけではないと著者は繰り返し強調する。しかし、英国政府の立場をひとまず置くならば、17世紀以来、スペインとアメリカに相次ぎ植民統治された土地が、300年を経て、ようやく現地人の手に戻ったという事実は重い。同時に、ここはもともとイスラム教を信仰するスルー王国の領土であり、アメリカ英語を話す元王女が島の総督代理に任命されて帰還し、旧臣下であった人々の歓迎を受けている。キリスト教国フィリピンへの併合を関係者がどのように感じているかは、また別の問題であろう。著者は、式典で新生フィリピン共和国の国歌が流れた際、フィリピン人だけでなく、自分自身も感極まったことを意外に感じたとしながらも、「国歌は誰にとっても、故郷を思わせるものだから」と言い、ナショナリズムの

情緒的側面を現場で体感している。

それにひきかえ、1949年12月3日のニュースは、ハリーの出張中、留守を守る著者の心肝を根本から寒からしめた。同じボルネオ島西海岸に位置し、日本の敗戦を経て、英国植民地となったばかりのサラワクで、着任早々の第2代イギリス人総督が、マレー人少年により刺殺されたのだ。暗殺者はサラワクの英国植民地化に反対し、旧領主の白人王ブルック家を中心とした独立を画策するグループのメンバーで、他の三人とともに死刑に処された<sup>(18)</sup>。3代続いたイギリス出身のブルック家によるサラワク統治は、日本軍の占領により終わりを告げ、戦後、経済破綻のため、イギリスの直轄植民地となった経緯は、北ボルネオと類似していた。また、何よりも同じボルネオ島にあるサラワクでの出来事とあって、著者のショックは計り知れないほどだった。民族自決について、当時英国政府の立場は、「地元民による国家運営が可能となった時点で行政権を引き渡す」というものであり、北ボルネオではついぞ独立運動が起きないまま、本書の刊行から13年後の1963年、新生マレーシアの1州となるかたちで、ようやく独立が果たされる。一方、ボルネオ島で国境を接するインドネシアは、太平洋戦争終結後、即座に旧宗主国オランダに対する独立戦争に入り、事件が起きた49年12月、ついに正式な独立を果たしたところだった。事件を起こしたサラワク独立派は、ボルネオ島全体の領有権を主張するインドネシアと連携していたが、イギリス側が外交的配慮から、その事実を伏せたとの見方もある。

本作の最終章に、この血なまぐさい事件が置かれているのは、翌1950年早々、カナダへの一時帰国を控えた著者が、時系列に沿って記述したに過ぎないとも見えるが、かつて第1作の末尾に、在サンダカン日本領事館の家に招かれた際のエピソードが置かれ、第2作となる戦争体験記につながって行ったように、期せずして、時代の変化が明記されたものとも言えよう。そうした時代環境の変化を思う時、本書のタイトルが『白人の帰還』という現在形になっていることの意味を改めて考えずにはいられない。それは、主語たる「White Man」の意志と態度を示している点で、捕虜収容所から生還を果たしたのちに書かれた第2作が『Three Came Home (三人は帰った)』と過去形で事実を示したのとは対照的なのである。

実は、本作の最末尾には、カナダ到着後の1950年12月クリスマスイブの日付で、「The white man returns - as man, to remain.」と書かれている。直訳すれば「白人は還る。人として、留まるために」となるのか。その前提となるのは、この年一時帰国し、カナダの家族とともにクリスマスを過ごすはずだった夫のハリーが、同年6月の朝鮮戦争勃発、10月の中国軍参戦を経て、急遽北ボルネオへの帰還を命じられ、一足先に旅立った事実である。

ボルネオ3部作を読み続けて来た読者であれば、激しい既視感を覚えずにはいられないだろう。第2作巻頭に書かれていたのは、新婚早々4年余りをボルネオで過ごし、1939年に一時帰国を果たしたキース夫妻が、同年秋、夫の研究のためイギリスに渡る準備をしていた最中の9月3日、ヨーロッパで第二次世界大戦の火蓋が切って落とされたことから、ハリーが急遽帰還を命じられ、著者もアトラティック誌のノンフィクション賞を受けた『風下の国』の刊行すら待たずに、太平洋を渡った経緯だった。その後待っていたのが、軍隊を持たない北ボルネオで、丸腰のまま日本軍に襲撃され、先の見えない収容所生活に突入していく悪夢のような日々だったことは繰り返すまでもない。そして、

第3作である本作の始めでも、また、ようやく地獄の収容所生活から生還して故郷に落ち着いたのに、夫は半年も経たないうちに、再び召集されて北ボルネオに向かい、妻である著者もまた、小さな子どもを抱えた母として悩みながらも、1年後には子連れで後を追ひ、戦争で様変わりしたサンダカンに降り立った経緯が記されていた。

ここまで第3作『白人は還る』を読んで来た読者は、太平洋戦争終結から5年を経て、ボルネオも北アメリカも、日本すら着々と復興を遂げつつあるとの印象を受けていたはずだ。ところが、あろうことか、最後の最後で、世界は再び戦争状態に突入し、中国の朝鮮半島への介入が、「新たなアジア人による白人への宣戦布告」と受け止められたことも加わって、人種間戦争が起きつつあるらしいアジアに、再び赴かざるを得ない事態に、著者アグネス・キースは置かれているのである。

『白人の帰還』とは、「白人の責務」を背負うと信じ、命じられれば、いつでも、何度でも、即座に持ち場に帰還する夫に対し、著者が向ける視線を言語化したものである。そこには、「White」という人種と「Man」という性別が書き込まれている。本作では、白人による統治の醜悪面も指摘し始めた<sup>(19)</sup> 著者だが、「帝国の建設者」としての自負を持つ夫を、妻として支えるためには、その正統性の根拠を考え続ける必要がある。その答が、最後のページに書かれた「戦争が起き、憎悪を迫られる事態になっても、個々人は人間であり、互いを必要とし続けていることを忘れない、それが唯一の逃げ道だ」という1行にある。だからこそ、著者は記す。「白人は還る。人として、留まるために」と。

## 終わりに

日本軍による大東亜共栄圏構想は、他国にも自国にも大きな被害をもたらして終わったが、戦場となったアジア各地に、戦前の秩序が戻ることは、2度となかった。本書の舞台であるボルネオ島の場合、旧オランダ領東インドは独立してインドネシアのカリマンタンとなり、勅許会社が経営していた英国保護領北ボルネオ、白人王が統治していたサラワク王国は、ともに財政破綻のため英国直轄植民地となって、最終的な独立への道を探り始めた。15世紀の大航海時代にさかのぼる西洋による東洋統治は、とうとう終わりを遂げたのである。

アメリカ人作家アグネス・キースは、北ボルネオ政庁の林務官である夫に嫁いだことで、18年に渡り熱帯の国の変化を現場で観察し、自作のイラストで飾られた、類い稀なる3冊の長編エッセイに綴る機会を得た。彼女は白人ではあるが、男性ではなく、女性であったために、無知や迷信が先住民にもたらす不幸とともに、植民統治が女性や子どもに強いる苦悩に目を向けることができた。「白人の責務」を背負い、文明を伝えるという建前の陰で、暴力的手段により、貴重な資源を一方的に奪い、また欲望の赴くままに現地女性に子どもを産ませせては、孤児院に捨てる—それが、いかに非人道的なことであるかを深く受け止めているからこそ、著者の日本軍に対する態度も一方的な断罪に陥らないのであろう。

『白人の帰還』に書かれた時期の後、ハリー・キースは1952年1月まで北ボルネオ政府の仕事が続けた。その後サンダカンを離れ、新たに国連食糧農業機関の職員としてフィリピン、リビヤで駐在生

活を送り、1964年に引退してカナダに戻った。アグネス・キースはそれぞれの赴任地についても著書を出版しているが、生涯を通じての代表作はボルネオ3部作とされる。

「アグネス・キースのボルネオと日本」という角度から見た場合、3部作自体に加えて、夫の引退後に書かれる小説『Beloved Exiles』と日本旅行記『Before the Blossoms Fall: Life and Death in Japan』が前者の脚注的意味合いをもち、たいへんに興味深い。小説中には北ボルネオのイギリス人官僚と「ユキ」という名の日系混血児の性的関係、また著者を彷彿させるアメリカ人女性捕虜と日本人収容所長との関係も描かれている。一方、日本各地を巡る旅行記で、著者が最も重きを置くのは、終戦後自決した元ボルネオ収容所長菅辰次の遺族を広島で探すくだりである。いずれもが、後年振り返った時に、アグネス・キースのボルネオ体験中最も重要な物語が、日本との関係であったことを示唆する。晩年の2作については、別の機会に改めて論じることとしたい。

#### 参考文献

- キース, アグネス. 『ボルネオ——風下の国』. 野原達夫訳. 東京:三省堂.1940年.
- キース, アグネス. 『三人は帰った』. 山崎晴一訳. 東京:岡倉書房. 1949年
- ハイアム, ロナルド. 『セクシュアリティの帝国——近代イギリスの性と社会』. 本田毅彦訳. 東京:柏書房. 1998年  
[Hyam, Ronald. *Empire and Sexuality: The British Experience*. Manchester: Manchester U P. 1992. Print.]
- 林ひふみ. “アグネス・キースのボルネオと日本 (1) 『ボルネオ——風下の国』”. 『明治大学教養論集』 第513号. 2016年.
- 林ひふみ. “アグネス・キースのボルネオと日本 (2) 『三人は帰った』と菅辰次”. 『明治大学教養論集』 第523号. 2017年.
- 山田昭子. “「新しき」ボルネオ論”. 『専修国文』 第95号. 2014年.
- 山本博之. 『脱植民地化とナショナリズム——英領北ボルネオにおける民族形成』. 東京:東京大学出版会, 2006年.
- Baring - Gould, S., and Bampfyld, C.A.. *A History of Sarawak under its Two White Rajahs 1839-1908*. Kuala Lumpur: S.A.Majeed & Co. 2007. Print
- Ishikawa, Noboru. *Between Frontiers: Nation and Identity in a Southeast Asian Borderland*. Ohio UP. 2010. Print.
- Keith, Agnes Newton. *Bare Feet in the Palace*. Toronto: Little, Brown & Company (Canada). 1955. Print.
- Keith, Agnes Newton. *Beloved Exiles*. Toronto: Little, Brown & Company (Canada), 1972.Print.
- Keith, Agnes Newton. *Before the Blossoms Fall: Life and Death in Japan*. Toronto: Little, Brown & Company (Canada), 1975.Print.
- Keith, Agnes Newton. *White Man Returns*. Kota Kinabalu: Natural History Publications (Borneo), 2001. Print.
- Ooi, Keat Gin. *The Japanese Occupation of Borneo, 1941-1945*. Oxon: Routledge, 2011. Print.
- Ooi, Keat Gin. *Post-war Borneo, 1945-1950: Nationalism, empire, and state-building*. Oxon: Routledge, 2013. Print.
- Tan, Gabriel. *Japanese Occupation Sarawak 1941-1945*. Kuching, Sarawak: Penerbitan Sehati, 2009. Print.
- Runciman, Steven. *The White Rajahs: a history of Sarawak from 1841 to 1946*. Kuala Lumpur: S.A.Majeed & Co. 2007. Print
- Teng, Emma Jinhua. *Eurasian: Mixed Identities in the United States, China, and Hong Kong, 1842-1943*. Los Angeles: University of California Press, 2013. Print.
- Wong, Tze Ken Danny. *Historical Sabah: Community and Society*. Kota Kinabalu : Natural History Publications (Borneo), 2004. Print.
- Wong, Tze Ken, Danny. *The War*. Kota Kinabalu : Opus Publications, 2010. Print.

## 注

- (1) P. 75。以下、ページ数はKeith 2001に対応する。
- (2) ボルネオを含むマレーシアでは、一貫して『風下の国』の人气が突出している。なお、『三人は帰った』は日本で原作が翻訳出版されたが、映画は公開上映されなかった。
- (3) p. 12。
- (4) p. 13。いつ殴打されるかもしれないという恐怖から、相手の些細な動きに反応して顔を手で覆ったり、体をかがめたりする反射運動など。
- (5) p300。
- (6) p. 13。
- (7) ハイアム。
- (8) p. 65。この場面には、夫のハリーも同席し、医師と同様の発言をするが、著者の批判は医師にのみ向けられている。
- (9) p. 77。
- (10) p. 117-125。
- (11) 山本 p. 69。
- (12) KEEF AND MORE KEEF:GETTING TO KNOW AGNES AND HARRY KEITH, [http://oakbaychronicles.ca/?page\\_id=1628](http://oakbaychronicles.ca/?page_id=1628), 2017年7月18日閲覧。
- (13) もっぱら中国料理の高級食材として輸出される。
- (14) Wongによれば、勅許会社は利益目的の組織であったため、北ボルネオ政府には当初約30年間、教育担当官が置かれず、修道院と中国系互助組織に任されていた (p. 77)。
- (15) 『風下の国』の登場人物でこの記述に当てはまるのは、在サンダカン中華民国初代領事呉勤訓とフランス人妻の子供で、作中フィフィユと呼ばれている娘のみである。
- (16) ドッベルゲンガー（自己像幻視）現象とみられる。
- (17) 山田より引用。
- (18) 現在ではサラワク州シブ市のモスク（Masjid An Nur）敷地内に、処刑された4人を愛国的戦士として顕彰する記念碑が建てられている。
- (19) 本作の次に、フィリピンでの経験を主に記した『Bare Feet in the Palace（1955、未訳、仮訳題『裸足の宮殿』）のp. 24-32では、著者の問題意識はさらに先鋭化し、「白人至上主義」「人種の偏見」「機会不平等」などの用語でアジアの植民地に置ける白人の態度を糾弾するに至る。

## 何が起こった(ている)?

— ウィリアム・ドレイの歴史的説明論と戦後社会学, 現代日本の社会運動論

大 畑 裕 嗣



What Happened (or Is Happening?):  
William Dray's Argument on Historical Explanation, Postwar Sociology  
and Social Movement Theory in Contemporary Japan

OHATA Hiroshi

The purpose of this paper is to clarify the implication of the argument on “historical explanation”, presented by historical philosopher William Dray in the 1950s, for the orientation of social movement studies in recent Japanese sociology almost sixty years later. Following Popper's pioneering discussion, Hempel formalized a method of historical explanation as a set of statements describing the initial conditions for the occurrence of certain events, and the statements as “general law”, asserting the occurrence of that event derived from those initial conditions. Dray, naming Hempel's formalization as a “covering law model”, maintained that a covering law model was not suitable for the actual historical explanation, referring to Gardiner's doubt, and presented a “model of continuous series” as an alternative explanatory model. Within sociology, however, where a covering law model was considered to be available, as well as history, Dray's critical discussion was practically neglected. Mainstream postwar American sociology identified itself as the discipline on social phenomena, represented as “repeated” ahistorical mapping, and continued to uphold the covering law model. Even critics of the covering law model in recent historical sociology did not adequately evaluate Dray's argument. In examining the covering law model, Dray maintained that a form of questioning, such as “What was that?” or “What happened?” was crucial to historical studies, as well as forms such as “how-possibly” and “why-necessarily”. The explanation on “What happened?” means the synthesis of information such as “X, y, z amount to a Q”, and is different to the covering law model as a mode of explanation. The problem of comparison between “explanation (in the narrow sense) of social movement” and “interpretation (understanding) of social movement”, which Ohata (2004) pointed out through the review of postwar Japanese social movement studies, indeed, must be further investigated with reference to the question, “What happened?” revealed by Dray. Referring to Ohata, Eiji Hamanishi seems to give “understanding of social movement” priority over “explanation of social movement”, and show the doubt about “mobilization theories” which he roughly regards in the same light as “explanation of social movement”, for its applicability to the contemporary social movement phenomena. On the other hand, Kyoko Tominaga seems to concentrate on the distinction between “why” questions and “how” questions in social movement research. As a result, that concentration causes Tominaga to shirk facing up to “what” questions, in other words, questions such as, “What is social movement going to be?” There is no doubt that their explorations will open the frontier of social movement studies. Their directions, however, do not seem to coincide with the attempts to develop Dray's question, “What happened?” as a component of social movement theory. The initial question of social movement theory as a contemporary social theory should be “What is happening now?” rather than (as covering law postulated) “Why social movement~?” or “How social movement~?”.

《公募論文》

## 何が起こった（ている）？

——ウィリアム・ドレイの歴史的説明論と戦後社会学，現代日本の社会運動論

大畑 裕嗣

わからない。多分、「何か」が起こっているんだ。「後進国におけるありふれた政治紛争」とかレットルをはってしまうには重大すぎるなにかが。そう、確かにこれは「ありふれた政治紛争」として終わり、後年の史家はそのように記述するかもしれない。そうだとしたら、その「紛争」の中に存在した「もうひとつの可能性」が完全に見失われたからにはほかならない。ああ、じれったい。何かが起こっている。俺には、「それ」を把える枠組がない（大畑，1987年12月10日，韓国・ソウルでの日記（大畑1994:273））。

### 1. 問題の所在

筆者のような社会学を専攻する者は、社会運動を研究する場合、「社会運動について社会的に研究する」のは、当たり前だと思っている。社会運動が元来、分野横断的（interdisciplinary）な現象であることを認めてはいても、他分野の社会運動研究のやり方についてはあまり知らないためである（Klandermans and Roggeband 2007: 2-3）。

いっぽう戦後日本の社会運動研究に即し、「静態的，局部的，非歴史的方法」という「弱点」を持つ社会学が「流動的，連関的，歴史的现象である」社会運動を扱うにはきびしいところがあるという日高六郎（1962: 3）の警告も、常識として頭にはいつてもはいる。そのくせ、筆者に関して言えば、社会学という枠組と社会運動という対象の性格のあいだに存する緊張と矛盾について、今までどれほど突き詰めて考えてきたか、疑わしい。

本稿の目的は、歴史哲学者ウィリアム・ドレイが1950年代に提示した「歴史的説明」に関する論議が、それから60年あまりを経た近年の日本の社会学における（筆者自身を含む）社会運動研究の方向性に対して示す意味を検討することにある。ドレイの『歴史における法則と説明』（*Laws and Explanation in History*）（1957）は、社会学全般を見渡せば、完全に「忘れられた著作」だとは言えない。1990年代後半以降のアメリカにおける歴史社会学方法論をめぐる論争の中では、時おり言及、引用される著作である。しかし、日本の社会学や社会運動研究の中ではほとんど言及されることはない。

ドレイの批判の射程は長く、その内包する問題は根深いものがある。現在の社会運動理論の潮流を大きく、資源動員－政治過程論系列と「新しい社会運動」論系列に二分すれば、北米学界において支

配的パラダイムとなった前者の根底に、アメリカ的な実証主義的社会学的前提が存在しているのは間違いない。ポパー、ヘンペルによって提唱された（歴史的説明の）「カバー法則モデル」(covering law model)に対する批判は、同時に、実質的にカバー法則モデルに依拠していた戦後実証主義社会学の基本的な説明枠組をも揺るがす可能性を内包していた。にもかかわらず、社会学は歴史学の分野における歴史的説明方法論の論議をほとんど無視し、自らの説明原理としてカバー法則モデルを護持し続けた<sup>1</sup>。本稿の前半は、社会運動研究の方法論を論じる前提となる、ドレイによるカバー法則モデル批判とその批判が「実証主義」社会学全般に対して持つ意味を論じる。

後半ではドレイが区別した（歴史における）「なぜ—必然的だったか」(why-necessarily), 「いかにして—可能だったか」(how-possibly), 「何だったか」=「何が起こったか」(what) という三種の説明の区別について検討する。現代日本の社会運動研究における方法論上の不毛さは、それがドレイが言う「なぜ」と「いかにして」の区別にのみ拘泥し、最後の「何」という説明に明確な位置づけを与えていないことから生じるのを、筆者のレビュー論文に対する濱西栄司と富永京子の論議を事例として検討する。最後に、現代の社会運動研究においては「何が起こったか」とも異なる「何が起こっているか」という問いが必要であることを指摘する。

## 2. 「歴史的説明」論争——ポパー、ヘンペル、ガーディナー、ドレイ

歴史学における法則と説明に関してポパーとヘンペルがなした定式化と、それらを批判的に検討してガーディナーが表明した懐疑、ガーディナーの主張を踏まえつつ、ドレイによってなされた、歴史学におけるポパーとヘンペルの定式化の有効性に対する否定（さらに、それに対するヘンペルの反論）という一連の論議——本稿では一括して「歴史的説明」論争と呼ぶ——は、歴史哲学の分野では共有された知的財産であると同時に、今日もなお、それに関連した新たな主張と論議を生みつつある長期にわたる未解決の難題とみなされている。ところが、この論争の随所において関連する隣接科学として「社会学的法則」「社会学的説明」のあり方が引き合いに出されたにもかかわらず、社会学の分野では、ポパーとヘンペルの定式化のほうはともかく、この定式化に挑戦したドレイの主張には、ほとんど関心が示されてこなかった。本稿は、このきわめてポレミカルで複雑多岐にわたる争点を含んだ「歴史的説明」論争を、歴史学や歴史哲学の内在的文脈において再検討することを意図するものではなく、あくまでも——今まで等閑視されてきた——主流派戦後社会学が保持し続けてきた前提や近年の日本における社会運動研究（この分野に関し、本稿で取りあげる著者たちは、ドレイにはまったく、あるいはあまり言及していないにもかかわらず、かれらの著作に見られる問題設定はなおドレイの議論の圏内にある）と関連する限りにおいて、検討することをめざすものである。

そのように射程を限定したうえでまず述べておきたいのは、「歴史的説明」論争の中では一括して扱われることが多い、ポパーとヘンペルの歴史的説明に関する見解には看過すべきでない相違点があるこ

1 社会学内部における「実証主義」に対する批判は、カバー法則の適用自体の可否をめぐる歴史学の場合とは異なったかたちで生じた (Bolton 1963) (松井 1973)。

とである。この点を押さえたうえで、この一連の論争の中で筆者が特に重視したいのは、カバー法則モデルに代わる歴史的説明のモデルとしてドレイが提起した「継続的系列モデル」(model of continuous series)である。2-6では歴史学のみならず、社会学研究における継続的系列モデルの示唆についても若干の論議を行う。

## 2-1. ポパー — 「一般化科学」と「歴史科学」における説明の違い

ドレイ (Dray 1957: 1) は、歴史哲学の分野において当時、主流と認められつつあった、説明に関するある一般的定式化、すなわち「説明は、説明されるべきことを、ある一般法則の下におくことによって、あるいはそうすることによってのみ達成される」とする考え方を、「事例をある法則の下におく、言い換えれば、ある法則で「カバーする」という意味で、「カバー法則モデル」と命名した。ドレイによれば、カバー法則モデルを最初に提示したのはポパーであり、後にヘンペルによってこのモデルはより厳密に定式化された。

たしかにポパー (Popper 1959=1971: 71) は、出来事の(自然科学的な意味での)因果的説明を、(1) 普遍的自然法則という性格を持った仮説と(2) 当該の出来事にかかわる若干の特殊の言明(出来事の初期条件)の組み合わせとして定式化した<sup>2</sup>。ポパー (Popper 1950=1980 (第2部): 244) によれば、「このような因果的説明の分析から、われわれは若干の事柄を理解できる。その一つは、われわれは原因と結果とを絶対的に語ることは決してできないが、ある普遍的法則を引合いに出すことによって、ある出来事はある出来事の原因であり、そして後者は前者の結果であると語れるということである。」

ただし、ここでポパーは、理論科学もしくは一般化科学(ポパーによれば、「物理学、生物学、社会学」はこの分類に属するとされる)と歴史科学(歴史学)の区別に注意を促している。一般化科学の関心は、普遍法則あるいは仮説にある。それらの科学は、ある法則ないし仮説が真であるかを知りたいのだが、それを直接的に知ることはできないので、特定の出来事ないし事例を「データ」として用いて、誤った仮説(にせの法則)を除くというやり方をとる。言い換えれば、一般化科学にとって、特定の出来事ないし事例は、仮説を検証(一般化を達成)するための材料でしかない。これに対して歴史科学は、多くの歴史家が主張するように、普遍的な歴史法則よりも特定の出来事に関心を集中する。言い換えれば、歴史学にとって、法則や仮説は特定の出来事をよりよく理解し、説明するための、いわば補助的な手段として参照されるのである。ポパー (Popper 1950=1980 (第2部): 246) は歴史的説明においては、「瑣末な」「普遍法則」は当然の前提として自明視されて意識されないか、あるいはそのような瑣末な「社会学的法則、心理学的法則」を利用するよりも、ポパーが「状況の論理」と呼ぶ考え方に依拠することが多いと指摘している<sup>3</sup>。

2 この定式化を行った『科学的発見の論理』の英訳版(初版)の刊行は1959年になったが、ドイツ語版(初版)はより早く1934年に刊行されていた。

3 ポパーが言う「状況の論理」には、あいまいな点もあるように思うが、人間の最小限の合理性の仮定を「些末な一般法則」としたうえで、「個人的な利害、目的、個人に利用可能な情報などの状況的な要因」を初期条件としつつ、行為の帰結を説明する方法として考えられているようである。(Popper 1950=1980 (第2部): 246)

つまり、たしかにポパーはのちにドレイによって「カバー法則モデル」と命名された科学的探求の論理の原型を提示したけれども、歴史的説明、すなわち歴史学方法論が「カバー法則モデル」に従っているとはみなしていない。どちらかと言えば、従いえないとみなしている。ポパーの歴史的説明に対する考え方は、歴史的説明もまた科学的説明である以上、「カバー法則モデル」に従うとしたヘンペルの考え方とは明確に異なる。後に見る、ガーディナーやドレイのポパーへのコメントあるいは「ポパーの歴史的説明の理論は、(中略)かれの因果的説明の一般理論の特殊な適用である」としたドナガン (Donagan 1964: 3) の、ポパーの考え方の理解には不適切な点があると言える。

## 2-2. ヘンペル——歴史的説明におけるカバー法則モデル

ヘンペルは、カバー法則モデルをポパーより厳密に定式化し、しかもそれが歴史的説明にも適用可能であるとした。

ヘンペルの主張は、その後、今日に至るまで(ある意味、歴史学の範囲を超えた)行動科学一般にとっての確立された定式化であるとともに、本稿の検討にとっても重要なので、煩をいとわず、核心部分をそのまま引用しておく。

ある時、ある場所での特定の性質Eを持った出来事の生起は、(中略)Eの原因ないし決定因にかかっている。ここで説明される出来事を生起させる一連の出来事を $C_1, C_2 \dots C_n$ と表わすとすると、ある一般法則に基づいて、この種の一連の出来事が、Eという性質を持った出来事にもなうことになる。ゆえに、問題となる出来事の説明は以下の要素から成る。

1. ある時、ある場所で出来事 $C_1, C_2 \dots C_n$ が起こったという言明の組み合わせ
2. 1から出来事Eの生起を演繹する一般的仮説の組み合わせ
  - (a) 1と2が両方とも経験的な根拠によって合理的に裏づけられているという言明
  - (b) 1と2の両方の言明から出来事Eの生起を示す文が論理的に演繹できること

(Hempel 1942: 36)。

すなわち、ヘンペルによって定式化された歴史的説明は、出来事Eを生じさせた初期条件 $C_1, C_2 \dots C_n$ の存在を示す言明と、当該の初期条件からEが生じることを示す言明である「一般法則」からなる。「一般法則」は、特定の初期条件に当てはめられて、特定の結果Eの生起を「説明」するのである。

ヘンペル (Hempel 1942: 40) は、歴史における一般法則がこのような「理論的機能」を果たせない場合として、(1) 当該の法則が確定され、よく知られているものなのでとりたてて言及されない場合、(2) 「法則を十分に精密に定式化することは難しく、同時に適切な経験的根拠を用いるという点について歴史家のあいだに合意がない」場合を挙げている。

ホワイト (White 1943) は、ヘンペルの歴史的説明モデルの有効性を一般的に認めつつも、モデルに対する内在的批判を行った。ホワイトの批判の焦点は、ヘンペルは、上記のように歴史的説明の必要条件を示したのみであり、「歴史学に固有の法則」の存立可能性については「中立」(Hempel 1942:



47) を宣言してしまったことに向けられる。ホワイトは、ヘンベルのモデルに依拠するのみでは、他の因果的説明と異なる「歴史的説明」のアイデンティティは確立しがたいことを問題にするのである。この批判は、カバー法則モデルを歴史学に適用することへの疑義としては首肯しうる。ただ、カバー法則モデルと社会学、社会運動研究の関係を最終的な論点とする本稿の視座に立つと、ヘンベルが「歴史学に固有の法則」の問題に対する「中立」的立場を表明する文脈において——ポパーとは異なり——歴史学における法則と（社会学を含む）他の社会科学における「普遍的仮説」の形式的相同性を示唆している点、つまり、カバー法則モデルは、歴史的説明に対してと同時に社会学的説明の形式としても妥当であることを示唆している点がより重要である。ここにおいて、カバー法則モデルは、歴史学方法論のみならず、社会学方法論の問題ともなり、したがって、歴史的説明におけるカバー法則モデルの適切性に関して提起される疑義は（本来）社会学においても考慮すべき論点となるのである。

### 2-3. ガーディナー —— 歴史的説明の複雑性

ホワイトのような内在的批判はみられたものの、ポパー・ヘンベル・モデルは歴史的説明の様式に関する標準的定式化として次第に定着した。ポパー・ヘンベル・モデルを批判的に検討した論者たちにおいても、その定式化の妥当性をくつがえすのは困難だったということほかならない。

ガーディナー (Gardiner 1952=1993) は、「歴史における因果連関」をめぐる論議の中で、ポパーとヘンベルの主張を取りあげている。まず、ガーディナーは、歴史学は「特定のケースが一事例であるような法則の公式化」をめざすのではなく「さまざまな出来事を互いに確定しあっている連関において記述すること」をめざすものであるというマンデルバウム (Mandelbaum 1938: 13-14 傍点はガーディナーによるイタリック) の見解を引用し、このような見解は、歴史的連関の一回性、すなわち「一回だけの機会に存在しえて、けっして繰り返さない連関」を強調することによって「歴史における因果関係の解釈」という課題を排除してしまうものだと批判する。

そのうえで、ガーディナーは、歴史における因果的説明を可能にするための前提である（とかれには考えられた）ポパーとヘンベルのモデルの検討に向かう。

ガーディナーは、ポパーの定式化について、「われわれは絶対的な仕方原因と結果について語ることは出来ないというポパーの陳述に同意できる十分な理由がある」としつつも、「ポパーのこの問題の取り扱い方には『科学的』な響きがあり、その点については検討の余地がある。言いかえれば、それは歴史家のやっていることを人工的に描いたものであり、過単純化され、きれいすぎる定式化になってしまっているかもしれないということである」と書く (Gardiner 1952=1993: 106)。

ここでガーディナーが例として挙げているのは「ルイ 14 世の不人気」である。ポパーの定式化に従うならこの事例は、たとえば「国家の財政を悪化させる政策をとった場合、支配者の人気は低下する」という普遍法則の適用として「説明」されうるということになる。ガーディナーは、歴史家はこのかたちの説明に満足するだろうかと問う。ガーディナーは、「ルイ 14 世の不人気」は、特定の類型に帰属させること自体が不可能な、一回的な歴史的現象であるがゆえに、普遍法則による説明は不適切と



する反論は退ける。しかし、ルイ14世の不人気と関連する政策としては、財政政策以外も、拡張主義的政策と戦争、重税、宮廷政策、宗教政策等、他にも多数の要因が考えられるとして、「歴史家がルイ14世の不人気をかれの政策と結びつけて説明する場合、不人気がとっていたかたちや、かれの不人気とそれを説明するかれの政策の特徴のあいだの関連についてより詳しく知る必要があり、不人気を決定するそれらの特徴により重きと重要性をおく必要がある」と指摘する (Gardiner 1952: 90)。ガーディナーは、歴史の歴史的事象の説明に普遍法則を適用すること自体は否定していないが、そのような適用には、説明される出来事と説明する出来事の、「法則」によって定式化されている以上の特徴の明細化が合わせて必要だとしたのである。

ヘンペルの定式化に対しては、ガーディナーの示す危惧はさらに大きくなる。ガーディナーは、ヘンペルの定式化の要点を「すべての事例において  $x$  が  $\phi$  か  $\chi$  であれば、 $y$  は  $\psi$  である。そして同じくすべての事例において  $x$  が  $\phi$  でも  $\chi$  でもなければ、 $y$  は  $\psi$  ではない。したがってある事例において  $y$  が  $\psi$  であって、 $x$  が  $\phi$  でなければ  $\chi$  が  $\psi$  の原因である」という全称命題的なものであると解し、歴史的説明についてよく知っている人は、実際はそれほど単純ではありえないと考えるを書く。ガーディナーは、(どのような科学においても)「一般的な仮説、あるいは「法則」から特定の事例へ移る際には、いつもリスクがともなう。しかし、歴史的説明の場合は、そのリスクは多くの科学的手続きの場合よりもはるかに大きくなる」と指摘し、(一般的にもよく言われる)歴史における「計算できない要素」に注意を促す (Gardiner 1952=1993: 109-110)。

しかし、ガーディナーは結論として「歴史的説明がきわめて複雑なものであることは否定できない。また歴史的説明をするうえで、個別の事例について時間をかけてよく分析しなければならないことも確かである。しかし、だからといって、歴史も他の科学と同様に、ある出来事が厳密に定式化された法則に適合しているか否かを判定する方法を持つがゆえに」(Gardiner 1952=1993: 124)として、結局は、歴史的因果連関の解明における普遍法則の適用を擁護している。このような、ポパー、ヘンペルの立場の擁護ゆえに、ガーディナーは、ポパー、ヘンペルとともに、ドレイによって批判されることになる。ただ、ガーディナーは、歴史的説明は、通常の科学的説明から「横すべり」(slide)してしまふことにも注意を促し、歴史の「機会」(chance)あるいは「偶発性」(contingency)理論に関心を示している (Gardiner 1952=1993: 132)。

#### 2-4. ドレイ — 歴史的説明における「継続的系列モデル」

ドレイは、ガーディナーが、ポパーやヘンペルの立論を検討するにあたって、それが歴史家の実際に行っている作業に照応したものは必ずしも言えず、過単純化された、きれいすぎる定式化になってしまっていることを指摘した点を肯定的に評価する。にもかかわらず、ガーディナーはポパーやヘンペルの定式化が歴史的説明の実際に合っていないことを認識しつつもそれを説明の規範的範疇として採用すること自体は否定しておらず、ポパーやヘンペルと同様に歴史的説明を初期条件に対する一般法則の適用とみなす論者にとどまるとみなす (Dray 1957: 18)。

ドレイは、ガーディナーが示したような、カバー法則モデルへの懐疑を超えて、歴史的説明をカバー

法則モデルの様式で理解することの不適切性を論証しようとする。ドレイの論証の中心は、ガーディナーと同様に、歴史家が現実に行っている説明に照らして、歴史学における実際の因果的説明と（ヘンペルが定式化したような）カバー法則に基づく因果的説明を区別することにある。ドレイの中心的論旨は、シンプルであり、歴史における因果的説明は可能（現に歴史家によって行われている）、しかし、そのためにはカバー法則は不要（実際の説明においては用いられていない）という点に尽きる。

では歴史学は、どのようにして、すべての事例を包括する法則なしに説明を行うのか。ドレイは、歴史家によって用いられる説明モデルを「継続的系列モデル」と呼ぶ（Dray 1957: 66-72）。

継続的系列モデルを考える糸口としてドレイが挙げているのは、歴史に関するものではなく、「私の車がエンストしたとしよう。修理工場の作業員は、車を調べて私に言う。『これはオイル漏れのせいですよ。』これはエンジンの停止の説明になっているのだろうか。」（Dray 1957: 67）という日常的なものである。

この例で問題になっているのは、歴史的事例ではないにせよ、出来事「エンスト」(E)の生起を、それに先行する別の出来事「オイル漏れ」(C)で説明する因果的説明であることには議論の余地はない。ただ、ドレイは「オイル漏れのせいですよ」という作業員の話は、横でそれを聞いている工場の補助作業員にとっては「説明」になっているかもしれないが、運転者である「私」がエンジンの仕組みについてまったく知らないとしたら、「私」には「説明」にならないとする（Dray 1957: 67）。

では、これをヘンペルが言うカバー法則モデルのかたち書きかえて、

初期条件 (C)：この車のタンクからオイルが漏れた。

カバー法則 (L)：どんな車であっても、タンクからオイルが漏れると、遅かれ早かれエンジンは止まる。

帰結 (E)：よってこの車のエンジンは止まった。

というようにしたとしよう。ドレイ（Dray 1957: 70-71）によれば、こんなことをしても「私」にとっては、「これはオイル漏れのせいですよ」と言われた以上のことはわからず、単に話が長く、まわりくどくなっているだけであって、やはり「エンスト」の納得のいく説明にはならない。カバー法則モデルは、理解しうる因果的説明のためには役に立たないのである。

ドレイ（Dray 1957: 67-68）によれば、このような場合、もし「私」がエンジンの停止について理解しようと思ったら、エンジンの機能と潤滑システムの基本的な役割について知ったうえで、トラブルが起こった基本的な流れをたどってみるしかない。それは、たとえば、次のようになるだろう。「エンジンを動かしているのは、シリンダーのなかのピストンの動きである。もしオイルがピストンに行かないとすると、シリンダーの内側が乾いてしまって、ピストンが動かなくなる。オイルは、普通はポンプによって、あるパイプを通して、シリンダーに運ばれており、パイプは最後にはタンクにつながっている。だから、タンクの下のところからオイルが漏れると、オイルはなくなってしまい、その場合、オイルはシリンダーに送られなくなってしまう（だから、エンジンが止まった。）」これが、「私」にも理解できる、トラブルの普通の「説明」である。これによって、この場合、オイル漏れがエンストの原因であったことがわかる。しかし、この説明のどこにカバー法則が必要、現に上の説明のどこ

にそれが介在しているだろうかとドレイは問う。この場合、エンスト（エンジンの停止）の説明は、カバー法則に依拠するのではなく、「起こった出来事の過程をたどることによって得られ」(Dray 1959: 68) ている。

ドレイは、継続的系列モデルは、「車のエンスト」のような日常的な出来事の説明だけではなく、実際の歴史的説明にもよく用いられていること、にもかかわらず、カバー法則モデルとは異質な説明の方法であることに注目する。ドレイは、継続的系列モデルが「説明」と呼ばれるすべての営みに適用されるものなどとは、もちろん考えないし (Dray 1957: 72)、ラッセルの因果性に関する古典的論議 (Russell 1918=1995) にてらせば、継続的系列モデルは「哲学的には素朴すぎる」(Dray 1957: 68) という批判にさらされざるをえないことも認めている<sup>4</sup>。にもかかわらず、ドレイが継続的系列モデルを重視したのは、日常世界を生きる人びとも、歴史家も、すべてを（というのが言いすぎであるなら、ある特定の領域における出来事を網羅的に）説明できる「一般理論」の完成を待ち、その適用によって達成されるだろう論理的整合性を「説明」に求めているというわけではなく、かれらの探究を通じて得られる「アハ体験」(aha-experience) を求めているという点は共通していると考えたからだろう<sup>5</sup> (Dray 1957: 60)。ドレイの主張にてらすならば、歴史学的探究の——そして含意として、社会学的探究の課題は、ある種の普遍的ないし包括的な法則の定立をいかにめざすかにあるのではないことになる。この点をより明白にするために、ドレイの批判に対するヘンペルの反論の概要をみたくて、カバー法則モデルと継続的系列モデルを対比してみよう。

## 2-5. ドレイに対するヘンペルの反論

ヘンペルは、自らの論文 (Hempel 1942) に対するドレイの批判の論点を詳細に検討し、ドレイの論点も取り入れて自らの科学的説明論を拡充しようとした (Hempel 1965=1973)。ヘンペルは、ドレイの「カバー法則」という表現を採用し、同時に、科学的説明には、当初の論文でかれが定式化していた (1) 演繹的・法則的モデル以外に、(2) 演繹的・統計的モデル、(3) 帰納的・統計的モデル、(4) 概念による説明 (当初ドレイによって注意を喚起されたこのタイプの説明については4-3であらためて検討しよう) など、さまざまなタイプがあることを認めつつも、(1) と (2) は明確にカバー法則モ

4 しかし、ドレイは、時空の無限分割性を根拠に「原因」(cause) という語を科学的用語としては認めないとするラッセルの議論は、継続的系列モデルにとって「本当の意味での難点を示すものにならないと思う」(Dray 1957: 68) と主張している。

5 ガーディナーにも見られたような、実際に行われている人びとの思考のパターンに注目するドレイの日常言語派的発想は、カバー法則モデルにおける「法則」(law) という語が与えられてる意味にも疑いを投げかける。ドレイ (Dray 1957: 104-107) は、「スピードの出しすぎは交通事故を引き起こす」とか「マラリヤの原因は蚊だ」というような「法則」は、はたして「法則」と呼ぶうのかと問う。前者の言明について言えば、実際の多くの交通事故の事例について「この事故の原因は、スピードの出し過ぎなのか」を検証し、積みあげていった結果の一般化に過ぎず、それを警察が公共の安全のための警告といった目的に利用するのであり、個別の事故の因果がこの言明を利用することで「説明」されるものでないことは自明ではないのか。このような傾向性を示す言明は「法則」(それに「蓋然的」という修飾語を付そうと付すまいと) と呼ぶよりも、「一般化」(generalization) と呼ぶにとどめるべきではないのか。ドレイはこのように主張する。

デルに当てはまり、(3)(4)などの他のタイプの説明には、理念型としてのカバー法則モデルからのずれが見られるものの、これらもまた「一般的法則ないし原理に演繹的あるいは帰納的に包摂されることを求める、あるいは前提するものである」(Hempel 1965=1973: 105)と主張する。

ヘンペル(Hempel 1965=1973: 136-137)は、ドレイが歴史的説明にはカバー法則モデルは不要であること示すために提起した継続的系列モデルを「歴史の発生的説明」の一類型として位置づけ、その例である「オイル漏れとエンスト」の場合は、「正しく作られた自動車のオイルタンクに油漏れがある時には常にエンジンの停止が起こる」という言明に「法則の資格を与え」れば、「オイル漏れ」と「エンスト」のあいだの因果関係はカバー法則モデルに従って示すことができ、継続的系列を考えることは、なんらカバー法則モデルの妥当性に対する批判たりえないと主張する。

このような反論をみると、ヘンペルの関心は、ある種の説明のあり方が「カバー法則モデル」として示すことができるか否かにかかっており、説明をもってある種の問題(課題)を解決しようとしている当事者が、実際にはどのようなかたちの「説明」を行っているかとか、現実の説明のかたちをカバー法則モデルとして定式化することで、現実の説明の内実にどのような違い、認識上の利得(あるいは認識上の損失)が生じるかというような点には関心が払われていないことがわかる。このような点こそが、かつてホワイトによってなされた実際の歴史的説明の内実をどのようなものとみなすかについてのヘンペルの「中立性」に対する批判につながるものであろう。

## 2-6. 「継続的系列モデル」の評価

ヘンペルは、継続的系列モデルは、カバー法則モデルのかたち書きかえることが可能であると主張する。もし、ヘンペルが、カバー法則モデルの普遍妥当性に対する疑義の表明として問題をとらえ、自分が提起したモデルを擁護するためにこう主張したのだとしたら、それは妥当と言えるだろう。

ここでヘンペルとドレイの主張の対立を別の観点から考えてみよう。それはカバー法則モデルと継続的系列モデルは、その発想の原点に立ち返ってみると、もともと根本的に異なる発想と言えるのだろうかということである。そのことの例証として、ヘンペルがカバー法則モデルの典型例として考えた演繹的・法則的説明(D-N説明)を定式化するにあたってあげている、デューイによる「石けんの泡」の運動とその説明の例をみてみよう。

石鹸の熱い湯からガラスのタンブラーを引き上げて盆の上に逆さまに置いた時にタンブラーのふちから石鹸の泡が現われ、しばらくの間大きくなり、やがて静止し、最後にはタンブラーの中に入ってゆくのが見られた。このようなことがなぜ起こったのか。デューイはこれに対する説明を概略次のように述べている。タンブラーを盆に移した際、冷たい空気がその中にとじこめられた。その空気は、最初は石鹸の湯と同じ温度であったガラスによって暖められる。これによってとじこめられた空気の体積の増加が起こり、次いで、盆とタンブラーのふちとの間に石鹸の被膜の膨張が起こる。しかし徐々にガラスが冷え、したがって内部の空気も冷えて、その結果、石鹸の泡は後退したのである(Hempel 1965=1973: 5)。

デューイが挙げているこの説明の例を、ヘンペルは「個々の事実」と「一般的な法則」の組み合わせとして考えることができると言う。ヘンペルによれば、この場合、問題とすべき「個々の事実」とは「タンブラーが周囲の空気よりかなり高温の石けんの湯の中につけられていたこと」「タンブラーが盆の上に逆さまに（すなわち、暖められた空気を内部に閉じこめるように）置かれたこと」「盆の上にたまった石けん水が、タンブラーと盆のあいだに石けんの被膜をつくったこと」などである。いっぽう「一般的な法則」とは、「気体膨張の法則」「温度の異なる物体間の熱の移動の法則」「石けんの泡の弾性的性質に関する法則」などになる。なるほど、たしかにヘンペルが言うように（補い）整理すれば、この「石けんの泡の生成と移動」の説明は、「石けんの泡の移動という出来事の生起を説明するさまざまな初期条件としての事実」とそれらの初期条件からその出来事の生起を演繹する言明である「一般的仮説（法則）」の組み合わせからなる、カバー法則モデルに従っていると言えないこともない。

しかし、（ヘンペルがかれなりの要約でまとめている）デューイによる「石けんの泡の生成と移動」に関する実際の説明は、カバー法則モデルに基づく定式化よりも、「車のエンスト」に関してドレイが提示した継続的系列モデルにより類似しているとは言えないだろうか。すなわち、

車のエンスト（ドレイ）：穴からのエンジンオイルの漏れ出し→シリンダー内部に潤滑油がなくなる→乾いたピストンの運動によるシリンダーの過熱→加熱したシリンダーの膨張によりピストンが抜けなくなる→エンジンの停止

石けんの泡の生成と移動（デューイ）：タンブラーの中の空気がガラスの熱で膨張→盆とタンブラーの間に石鹸の皮膜の膨張が発生→ガラスの冷却→タンブラー内部の空気の収縮→石けんの泡の後退

このように「車のエンスト」の例と「石けんの泡の生成と移動」の例は、一連の出来事が生じた過程を観察者が推定し再構成している、そのようなかたちで出来事を「わかるものになっている」（説明している）という点では同様の記述と言える。言いかえれば、デューイ（Dewey 1910）によって記述された「石けんの泡の生成と移動」は、ヘンペルによってカバー法則モデルのかたち書き換えられるまでもなく、すでにそのままのかたちで、ドレイが示唆した継続的系列モデルという、カバー法則モデルとは別種の「出来事の説明」になっているのである。「石けんの泡の生成と移動」は、カバー法則モデルに基づいてのみ適切に説明することができ、逆に「車のエンスト」は継続的系列モデルに基づいてのみ適切に説明できるというわけではない。これら2つの事例はいずれも、カバー法則モデルに基づいても、継続的系列モデルに基づいても説明できるのである。とすれば、問題は、「石けんの泡の生成と移動」なり「車のエンスト」なり、その他の自然・社会現象なりを、カバー法則モデルあるいは継続的系列モデルに基づいて説明することで、どのような認識上の利得（また、それに基づく実践上の利得）が得られるかにかかってくる。

ただ、ここでドレイが言う継続的系列モデルとはどのようなものかをはっきりさせるために、かれ



が挙げている「車のエンスト」とデューイが挙げている「石けんの泡の生成と移動」の違いにも注意を促しておこう。「石けんの泡の生成と移動」はそれを報告している人によって直接に観察された「事実」である。タンブラーを見ていた人の前で、実際に泡が生じ、大きくなってから静止し、タンブラーの中にはいつかいったのであろう。これに対し、「車のエンスト」の場合、車の修理を頼まれた作業員も、作業員から説明を受けたドレイも、エンストの「過程」として説明されている「出来事の生起」を直接に観察していたわけではない。作業員にしろ、ドレイにしろ、タンクに穴があくところ、その穴からオイルがもれだし、なくなるところ、ピストンが次第に乾き、加熱するところ、そしてエンジンが停止するところ等々を実際に自分の目で観察したわけではない。ドレイは、この例で「[作業員は]エンジンを調べた後」(Dray 1957: 67)と簡潔に書いているのみであるが、おそらく、作業員は車のバンパーを開け、エンジンの状態を確認した後、経験に基づいて、オイル漏れを疑い、そのうえでオイルタンクのオイルが空であること、タンクの底に穴があいていることを確認したうえで、「これはオイル漏れのせいですよ」という(かれにとってはきわめてありふれた)説明をなしたのであろう。ドレイは「エンストに対する私の理解は、出来事の生じた過程を私がたどれる (trace) という事実なきわめて直接的に関連している」(Dray 1957: 68)と書く。たしかに出来事の継続的系列モデルが説明として行うことは、過程の追跡(トレース)にはほかならない。しかし、その過程を構成する個々の「事実」は、研究者によって直接経験、観察されたことではなく、他のデータによってその存在が暗示されるものに過ぎない。その意味で継続的系列モデルの説明とは、何らかの事実に基づき、出来事の過程を推測し、再構築することだと言える。そのような過程の再構築が可能だとすれば、再構築された過程自体が「どのようにしてそれが生じたか」の説明になるのである。

カバー法則モデルに比べると、社会科学における探求の論理としてそれほど広く認知されても正当化されてもいないと思われる継続的系列モデルの明細化は残された課題となる。出来事の説明の論理として、カバー法則モデル以外にも継続的系列モデルのような代替的モデルが存立可能であるにもかかわらず、戦後の「主流派」社会学においては、カバー法則モデルが、あたかも唯一可能な科学的探究の様式であるかのような地位を長く占め続けたのはどうしてだろうか。

### 3. ドレイの「カバー法則モデル」無用論と戦後社会学の枠組

#### 3-1. 戦後社会学におけるカバー法則モデルの護持

以上のような歴史的説明に関する論争に対しては、戦後社会学の中ではほとんど関心が払われることはなく、またポパー・ヘンペル・モデルに対するガーディナーのような懐疑やドレイのような批判が「社会学的説明」の問題として社会学者の中からはなされたことも(3-2でみるようにごく近年に至るまでは)なかった。

ヘンペル(Hempel 1942)は、「歴史における一般法則の機能」の焦点を、論文の表題が示すように、歴史学における一般(カバー)法則モデルの適用の問題にしぼったが、論文中では歴史学とともにしばしば社会学も引き合いに出して論じている。2-2でみたようにヘンペルはカバー法則モデルは歴史



学と同様に社会学にも適用可能と考えていたと言える。

しかし、1930年代以降のアメリカ社会学にとって、自らと歴史学及び歴史哲学との関係設定の問題と、カバー法則モデルの位置づけの問題のあいだには、いくぶん複雑な関係があった。まず、後発学問分野であったアメリカ社会学は、自らの「科学性」の根拠を、歴史哲学から自らを区別することを通して、言いかえれば、歴史学とは異なる認識論（方法論）を有する科学として認められることで得ようとした。このような立場からすると、2でみたような歴史的説明をめぐる歴史哲学上の論争は自らの領域には関わらない論議とみなされる。そのいっぽうで、アメリカ社会学の主流は、自らの科学的説明の論理としてカバー法則モデルを採用した。すなわち、カバー法則モデルはことさらに言及されない自明の前提とされつつ、歴史学におけるカバー法則適用への疑義は、社会学にはあてはまらない問題だとされたのである。

戦後アメリカ社会学の基盤を実質的に構築した始祖のひとり、ソローキンは、社会学の基本的性格を、歴史科学との対比において定義した。ソローキンによれば、歴史科学が「研究される固有の現象（ある人物、制度、社会的対象、ある諸条件の社会的関連布置）の独自の素描」に関心を抱くのに対し、社会学は「時間的にあるいは空間的に、あるいはその双方の意味において反復される、したがって、結果的にある種の統一性、恒常性、典型性を示す社会現象とその關係的側面」（傍点は引用者）に関心を抱く。歴史科学とのこのような関心の違いによって、社会学の目的は次のように定まる。社会学は、「繰り返される社会現象の合成写真としての、2つ、あるいはそれ以上の社会的変数、あるいは社会的類型の関係における（数量的であれ、他の方式で記述されるのであれ）繰り返される統一性を描き出す抽象的な定式化（法則）を提供」するものとされる（Sorokin 1931）。

ランドバーグは、ソローキンによる社会学と歴史科学の区別を前提として、「一般社会学」（general sociology）の目的を「すべての社会現象あるいは社会的状況に共通する特徴と関係」を発見し、そのような現象の分散を明らかにすることだとした（Lundberg 1939: 97）。ランドバーグは、このような目的を持つ社会学が、自然科学と同様に法則定立的科学であるのは当然のこととみなした。ランドバーグによれば、科学的法則とは「述べられた諸条件下でいかにある出来事が生じるかに関する、計測可能な程度の正確さを有する、一般化された、検証可能な言明」である。より具体的に言えば、「言語あるいは数学的シンボルの集合」であり、分析対象となる出来事に（そのケース数に制約されることなく）あてはめることができ、「特定化された操作の遂行により、計測可能な範囲内において予測可能な結果を生じさせる」（Lundberg 1938: 189）ものでなければならない。

それゆえ、法則は次の3つの構成要件から成る（Lundberg 1938: 189）。(1) ある行動連鎖について一般化された言明、(2) その一般化が真だと検証される条件についての言明、(3) その言明がこれらの条件の下に真だと検証される度合（the degree）についての言明。ランドバーグの定式化は、ポパー、ヘンペルによるカバー法則モデルの定式化と形式上はやや異なっているものの、その基本的構成は同一である。(1)の「行動連鎖」は、カバー法則モデルにおける初期条件と帰結の関連を示したもので、(2)(3)は、初期条件と帰結の関連を裏づける一般的仮説を示すことになる。このような定式化から明らかのように、ランドバーグは社会学的法則の価値をそれが適用された場合に得られる人間

行動の予測可能性に還元しようとする (Lundberg 1939: 97)。カバー法則モデルと同様に、ここでも「説明」と「予測」は同一視される。

もちろん、社会学の内部においても、ランドバークのような自然科学的方法論に対する批判が行われなかったわけではない。ただ1930~50年代にかけての社会学における多くの批判はランドバークの立場を「新実証主義」(コント以来、社会学の底流となってきた古典的実証主義と区別して)ととらえ、社会学の「行動科学」化に疑義を表明するかたちでなされた (Bolton 1963)。それらの批判の要点は、ランドバーク自身も答えているように、社会事象の「主観性」や「複雑性、個別的な性格」、さらに実験的統制の不能性ゆえに「自然科学的方法」の適用に疑義を表明するものであった。

これらの論点も重要でないことはないが、歴史的説明に関する論争との対比でより注目すべきであるのは、ソローキンによって、社会学が「繰り返し可能な」、無歴史的世界を扱うものとされ、その分析対象が、現実の個々の出来事それ自体ではなく、繰り返しされる「出来事」の合成写像である「社会現象」だとされたということである。このような前提に立つとすれば、ガーディナーやドレイの「個別の」歴史記述に関する論議は、社会学とは関係のない問題だということになってしまう。また「予測」と「説明」の同一視も、ヘンベルとランドバークの強固な一致を裏づけるポイントといえる。

さらに社会学の説明様式に関してみると、その様式の力点が、因果的説明から機能的説明に移行しても、このようなカバー法則モデルの自明の重視には何らのゆらぎもなかったことが見てとれる。

マートンにおいて、「社会学理論」の強調点の明らかな変化が見られる。1940年代末にマートンは、かつての師であるパーソンズの論文「社会学理論の位置」(Parsons 1948) へのコメントを通じて、社会学は「一般理論」に過度な関心を置くのをやめ、「限定された範囲のデータに適用可能な特殊理論」を發展させることにより力を注ぐべきこと、少なくとも、自らの関心はそちらの方向にあること (Merton 1948: 165-6) を明言する。マートンはパーソンズの一般理論志向性を批判することによって、本稿で述べたような、パーソンズ以前に、ソローキンやランドバークが提唱したような「すべての社会現象や社会状況に共通する特徴」の発見をめざす「一般社会学」の構想も間接的に批判したことになるわけだが、興味深いのは、にもかかわらず、マートンにおける「中範囲の理論」の構想は、ソローキンが提起し、パーソンズの社会システム論の全構想を通じて自明の前提として護持されていた、「時間的にあるいは空間的に、あるいはその双方の意味において反復される、したがって、結果的にある種の統一性、恒常性、典型性を示す」ものとして、社会現象と「その関係の側面」を把握しようとする方向性を否定するものでは、何らなかったということである。マートン (Merton 1957=1961: 88-89) は、「社会学的一般化」を単なる「経験的一般化」と、「一つの理論から引き出せる恒常性についての立言」である「科学的法則」に分けるが、後者のような「社会学的法則」の論議に関しては、ランドバーク (Lundberg 1938) の所論が (ランドバークがこの論文で社会学的法則の実例をひとつも挙げていないのを認めつつ) 参照されている。

このような定式化の試みは、ゼッターバーク (Zetterberg 1963=1973) の命題検証理論において、ひとつの極点に達する。ゼッターバークは、社会学の知見を検証可能な二変数命題の体系として整序することを試みる。社会学の命題は「決定要因」(独立変数) と「結果」(従属変数) から成るものとされ、

決定要因と結果の関連づけが、(1) 可逆的か不可逆的か、(2) 決定的か蓋然的か、(3) 継続的か同時的か、(4) 十分に条件づきか、(5) 必要か代替可能か、という5つの観点から分類される。ゼターバーグの命題体系においては、伝統的な意味での「因果」という用語自体が注意深く避けられる。(1)における可逆の関係、(3)における同時的關係に注目することにより、社会学における変数関連の分析は、原因と結果のあいだに不可逆的で、時間的前後関係を想定して行われる歴史的因果関係の論理から解放される。変数Xと変数Yのあいだの変化は、通常の歴史的時間の外にある「社会現象」間の「一般的相関性」を示すものとされ、その変化において同時性ないしは可逆性を想定することは、何ら問題ではなくなる。

社会学におけるカパー法則モデルへの依拠の表明の明白さは、理論的立場によっても異なる。方法論的個人主義に依拠した交換理論においては、カパー法則モデルの受容は特に強調される。交換理論の主唱者であるホマンズは、1980年代初頭の段階で「社会学理論の現状」を展望しつつ、(アメリカ)社会学理論が、主流派である構造機能主義理論に加え、シンボリック相互作用論、エスノメソドロジー、ゴフマン流ドラマトゥルギー、紛争理論、交換理論、さまざまなマルクス主義学派など多様に分化しつつも、交換理論を除いては、何が「理論」の実質であるかを明確にしていまいと主張する。ホマンズにとって「理論」とは、「単一の分野における数多くの命題から成る説明」であり、ある理論におけるすべての説明はその分野における「一般的命題のあるものを共有している」(Homans 1982: 286)。ホマンズが社会科学を含むすべての科学に適用可能であるとする説明モデルこそまさに、カパー法則モデルである。ホマンズ (Homans 1982: 286) はすべての哲学者がカパー法則モデルによる説明の妥当性に同意しているわけではないと認めつつも、カパー法則モデルに対する反対者たちのあいだによりよい説明モデルに関する合意が成立するまでは、カパー法則モデルに依拠すべき(依拠するしかない)と主張する。ホマンズが社会学においてカパー法則となるべきものと目するのは、行動主義心理学の命題群である (Homans 1982: 286-287)。ホマンズ (Homans 1982: 295) は、このような信念に基づき、他の学派、たとえば「機能分析」の理論を(交換理論と同様の)行動主義心理学のカパー法則に基づいて書きかえてみせている。

### 3-2. 歴史社会学とカパー法則モデルの相対化

アメリカ社会学においては、1970年代後半から顕著になる比較—歴史社会学(以下、単に「歴史社会学」と略記)の活発化という背景の下に、1990年代にはいと、歴史社会学分野での方法論的論争を通じてカパー法則モデルへの批判が顕在化した。そのような論争の中で歴史哲学における先駆的な著作ということでドレイ (Dray 1957) も時おり言及されることもある。しかし、歴史社会学というカパー法則モデルに対する疑義が表面化した分野においてさえ、カパー法則モデルが正当性を失ったとまではいえない。またカパー法則モデルの妥当性を批判する論者たちからもドレイの著作は十分な評価を受けているとはいいがたい。歴史社会学における一般理論の役割を論じた論争的な論文 (Kiser and Hechter 1991) とこの論文に対するコメントとして書かれた論文 (Somers 1998) (Calhoun 1998) の検討を通じてこの点のみてみよう。

ここで扱う3つの論文の相互的位置は、アメリカの歴史社会学における一般理論の欠落を憂慮し、合理的選択論を一般理論として位置づけた、新たな歴史社会学の構築を訴えるカイザーとヘクター、かれらの主張を「理論的実在論」(theoretical realism)と呼びうる極端な反実証主義に与するものとして退け、合理的選択論を歴史社会学の一般理論とするべきではないと主張するソマーズ、カイザー、ヘクターとソマーズの対立する主張を調停して、歴史社会学における理論・方法論的な幅を確保しようとするキャルホーンという構図になろう。

本稿の主眼は、合理的選択論を歴史社会学の一般理論とすべきだというカイザーとヘクターの主張の検討にはないので、かれらに対するソマーズとキャルホーンの批判のほうからみる。ソマーズとキャルホーンがカイザーとヘクターを批判する際に出発点とするのは、カイザーとヘクターはカバー法則モデルを意味ある研究の前提としているが、カバー法則モデルは社会学の原則とするには問題があるということである。

このようなカバー法則モデルへの批判は、まさに2で扱ったドレイのヘンペルに対する批判の主眼であったが、ソマーズは、この文脈ではドレイ(やその先行者としてのガーディナー)に言及せず、クーン(Kuhn 1962=1971)の科学論に依拠して、カバー法則モデルを批判する。ソマーズ(Somers 1998: 736)によれば、カバー法則モデルがもたらした最大の混乱は、因果関係のとらえ方にある。カバー法則モデルは、因果関係に関するヒュームの古典的批判(経験に基づいて認めうるのは継起関係であって、それは現実の(actual)因果関係とは異なる)を受け入れて、初期条件と法則の組み合わせというかたちでは示しえない因果関係の存在を否定したとソマーズ(Somers 1998: 737)は考える。したがって、カバー法則モデルの受容により(逆説的なことに)出来事の連続として示される因果メカニズムを解明することはできなくなる。出来事の生起における偶発性は、考察の対象外とされ、一時的な連鎖や出来事の複合の重要性も考慮されなくなる。「その結果、現実の行為(いまや法則に割り当てられる)が起こる時空は、空虚な「写真のフレーム」(範囲という媒介変数)となる。」(Somers 1998: 737)このような結果は、歴史社会学にとって「バカバカしいこと」(Somers 1998: 737)ではないのかとソマーズは問うのである。

またキャルホーンは、説明をカバー法則モデルと同一視するカイザーとヘクターは、カバー法則モデルからの逸脱は、「[「相対主義的」科学研究]の隆盛にともなう近年の傾向だと考えているが、実際は、カバー法則モデルに対する批判は、以前から存在していたと指摘する。この批判の中で、キャルホーンは、物語としての歴史への主体の関与を問題にするダントー(Danto 1968=1989)などを引きつつ、(カイザーとヘクターが依拠する)カバー法則による歴史的説明に対する批判は、結局、歴史をナラティブ(語り)としてみる立場につながることを暗示する。キャルホーンの考え方に従えば、カイザーとヘクターを批判するソマーズの議論も大きくみれば「ナラティブとしての歴史」を擁護するものになる。キャルホーン自身は、歴史社会学のためには、カイザーとヘクターが依拠するカバー法則モデルと、ソマーズが重視するナラティブの両方がともに必要と考え、両者の立場を調停しようとする。論文の結論において、キャルホーンは、「社会学的に意義のある歴史現象の説明」については(カバー法則モデルに基づく)一般理論も、ナラティブもともに活用されるべきであると主張している。



このようにキャルホーンは（ソマーズとは異なり）カバー法則モデルの有用性を否定しているわけではないので、論文の結びに例として挙げられている「グローバル資本主義」の説明に関しても、ナラティヴと一般理論の双方が有効とされているだけではなく、それらとは別に「マートンの意味での「中範囲の理論」」(Calhoun 1998: 869)の可能性も担保されているのを見ても驚くにはあたらない。「中範囲の理論」もまた（カイザーとヘクターが言うような）一般理論と同様に、実質的にカバー法則モデルを前提として構築されており、カバー法則モデルに対する批判は、それに依拠する「中範囲の理論」にも向けられるべきだとする視角は、ここでのキャルホーンには見られない。

ただソマーズにしても、キャルホーンにしても、このようなカバー法則モデル批判の文脈では（「カバー法則モデル」という用語のそもそもの造語者である）ドレイの業績には言及していない。ソマーズは前述したとおり、カバー法則モデル批判の論理は、クーンの「通常科学論」の展開から生じたとしているし、キャルホーンがカバー法則モデルへの以前からの批判者として挙げているのは、リクールなどに代表される解釈学一般に加えて、歴史的説明は一般的に法則には基づかず、「整った語りの順番に組み合わせられれば、全体としてある出来事を十分に説明できる、たくさんの条件の明細化」(Calhoun 1998: 857)によるとしたグッジ (Goudge 1958)や、「その出来事に一時的に先行する必要条件の明細化」(Calhoun 1998: 857) で十分だとしたギャリー (Gallie 1968) のような哲学者たちである。

ドレイについては、カイザーとヘクターは、合理的選択論に依拠する歴史社会学の一般理論の正当性を論証するためには、その論敵となりうる歴史主義の批判が必要と考え、歴史主義を経験的歴史主義と解釈的歴史主義という二類型に分類する、ひとつの脚注の一部でドレイ (1957) に言及しているにすぎない。カイザーとヘクター (Kiser and Hechter 1991: 10, n.18) は、「知識を過去に関する事実の収集を通じての蓄積」とみなし、「理論を持た」ずに「事実自身に語らせよう」とする、経験的歴史主義にふれる中で、ドレイの著作を引用している。そのうえで「哲学者あるいは比較・歴史社会学者のあいだ」ではこのような経験的歴史主義を支持する者はほとんどいないとして、それを検討の対象外としている。ソマーズとキャルホーンは、おそらく『歴史における法則と説明』5章「行為の合理的根拠」(Dray 1957 ch.5) に注目してのことだろう、人間の行為の説明は合理的根拠に基づく場合が多いという論議と、カイザーとヘクターが重視する現代の合理的選択論の関連性を追求するという流れにおいて、やはり簡単に脚注の中でこの著作に言及しているのみである (Somers 1998: 750, n.19) (Calhoun 1998: 864-5, n.21)。

総じて言うと、アメリカの歴史社会学においては、ごく近年に至って、社会学的説明がカバー法則モデルに基づいてなされてきた、また、なされていることの意味と、それゆえの限界が自覚され、カバー法則モデルを相対化するような説明のあり方が模索されるようになってきている。しかし、キャルホーンの結論に端的にみられるように、カバー法則モデル、さらには社会学における中範囲の理論の有効性は、近年の論議においてもけっして否定されたわけではない。単にゆらぎ、一定の相対化にさらされているだけである。

また、このような論議においてドレイの著作は先行研究として正当な評価を受けているとはいいがたい。古典となっている先行研究のどの部分をどのように評価するかについては引用する側に選択権が

あり、当該の論文の主題に合ったかたちでしか先行研究には言及できないというのは、一般論としてはそのとおりである。また、カイザーとヘクターのような、カバー法則モデルを公準とすることを自明の前提とする論者たちにドレイの業績を適切に評価することを期待するのは無理かもしれない。しかし、ソマーズやキャルホーンが社会科学におけるカバー法則モデルの適切性を批判する文脈の中でドレイの議論にまったく言及しないこと（そもそも、ヘンペルの歴史的説明論を批判的に検討するために「カバー法則モデル」と命名したのがドレイであることにさえ言及しないこと）、ドレイに「行為の合理的説明」の文脈でのみ言及していることは、やや不当であろう。そもそもドレイ（Dray 1957）が「出来事の説明」について論じた後、「行為の合理的説明」にまで論を及ぼせたのは、行為をその合理性に留意して説明することができるのであれば、この場合も、説明のためのカバー法則モデルは不要になることを指摘するためであった。ソマーズもキャルホーンも論じているように（合理的選択論のような）行為の合理的説明とカバー法則モデルの結びつきは、カイザーやヘクターが想定しているような必然的な関係とは言えないのである。この点について、ドレイの業績に適切に言及すれば、ここで紹介したような歴史社会学方法論に関する論議は、さらに深みのあるものになるのではなかろうか。

#### 4. ドレイにおける「なぜ／いかに／何」の説明

##### 4-1. 「どのようにして可能だったか」と「なぜ必然的だったか」

3-2までで、ドレイによるカバー法則モデル批判と、カバー法則モデルに替わる代替的説明モデルとしてドレイが提起した継続的系列モデルの要旨を紹介し、戦後社会学における方法論論議を振り返って、社会学においてはカバー法則モデルを当然の前提として支持する傾向が強く、ドレイのような論議は受け入れがたいものであったことを述べた。

ただ、ドレイの社会学的説明に対する注目すべき貢献は、このような点に尽きるものではない。本章では、ドレイが行った「なぜ／いかに／何」という説明様式の区分の含意を検討する。

ドレイは、『歴史における法則と説明』の終章（Dray 1957 ch.6）において歴史学における問いのかたちは（一般的によく言われるように）「なぜ～は～だろうか」というかたちに限定され、その問いに対して「なぜなら～だからだ」と答えるのが、唯一の歴史的説明なのだろうかと問う。ドレイによれば、歴史学には「なぜ～」とは別の型の問い「いかに～」があり、それに答える別の説明のあり方が存在するのである。

ドレイが「いかに」という問いの例として用いているのは、ここでも（ふつうの意味での）歴史的現象に関する事例ではない。ある野球の試合に関するスポーツ記事という予想外のものである。ドレイが挙げている記事をそのまま引用しておこう。

ヴィクトリア球場で行われた野球の試合の [ラジオ] 中継でアナウンサーは言った。「バッター打った！ 打球はセンター後方！ フェンスの上だ！ センター、バック！ 落下点にはいった。捕りま



した！ バッターアウト！」この球場のフェンスの高さが20フィートあると知っているリスナーは、野手がどうしてフライをキャッチできたかわからない。球場で見ていた人なら、ラジオを聴いていた人に、ありえないと思えるような説明ができるだろう。センターの裏側に、スコアラーがいるための高い足場があったのだ。センターははしごを駆けあがり、グラウンドから20フィートの高さにあるボールをキャッチしたのである (Dray 1957: 158 [ ]内は引用者)。

ここで「説明」されていること (捕球) は、合理的なエージェント (野球の野手) の行為である。しかし、「外野手はなぜ捕球したのか」は、この場合は問題にならない。野球の外野手は、試合に勝とうとしている限り、通常、フェアの飛球を完全捕球し、アウトカウントを増やすことを期待されるからである。(ラジオを聴いていた人にとって) 問題になっているのは「フェンスの高さは20フィートもあるのに、どうやって外野手は手を伸ばしてフライを捕れたのか」である。この問いに答えるためには「法則的一般化」のようなことは、いっさい必要ない。「大飛球を捕球する野手に関する一般化」というようなことは、もし、それが知られているにしても、上の疑問に答えるうえで、現在の事例に関してはまったく興味を引くものとならない。スコアラーの足場とはしごのことがわかれば、この問題にとって、そのような一般化はまったく余計なことだと明らかになる。ドレイがここで言おうとしているのは、野球というのは、直観で理解できるような主観的な出来事であって、ダイヤモンドで起こることを理解するには、起こったことの原因が何であり、それはどのような一般法則に従っており、起こったことが行われたのにはどんな理由があったかを知るような必要はないというようなことでは、まったくない。問題は、特定の出来事に関して、どんな説明が要求されているかである (Dray 1957: 159)。

説明が求められている事柄は、ここでは「何がそれを引き起こしたか」でも、「それを行ったかれ (野手) の動機は何だったか」でもなく、「状況を考えあわせるとどのようにしてそれが起こりえたか」である。なぜそういう説明が要求されるかと言うと、(いっけん) この状況下ではそういうことは起こりえないように見えるからである。

ドレイ (Dray 1957: 161) は、このような観点から、歴史的出来事に関するそれが「なぜ必然的だったか」(why-necessarily) とそれが「いかにして可能だったか」(how-possibly) という問いを区別している。「なぜ必然的だったか」という問いは、可能性としては、現実が生じたあらゆる歴史的出来事に向けることができるものである。ここで問題とされているのは、その出来事が「実際は起こらなくてもよかった」とする、あらゆる疑問であり、「なぜ必然的だったか」の説明は、それらの疑問にひとつひとつ反駁して、その出来事が「起こるべくして起こった」ことを論証する必要がある。

これに対して、その出来事が「いかにして可能だったか」という説明は、あらゆる歴史的な出来事に関して求められるものではない。この問いが成り立つのは、先ほどのフライキャッチの例にみられるように、「いっけん (ふつうに考えると) 起こるはずのないことが起こった」という場合に限られる。説明のやり方としては「それは起こるはずがない (不可能だ)」という前提をくつがえせばよいのである。

ドレイ（Dray 1957: 162）によれば、歴史学がこのような「いかにして可能だったか」という問いを立てるのは、ある出来事が、それに先行する諸条件からすると、それとは逆の事態が生じて当然と思われるのにもかかわらず、どのようにして生じたかを説明する場合ということになる。その例として、1714年のハノーヴァー朝の成立をドレイは取り上げる。ハノーヴァー朝の成立に関する歴史的説明のポイントは、大ざっぱに言えば、なぜ、一時的にはあってもイギリスの王権が議会の力より弱くなったか（それによって、ドイツから国王を迎えて王朝が創始され、「王は君臨すれども統治せず」の原則が成立するわけだが）を説明することにある。この歴史的説明においては、さまざまな条件や要因が考慮されるわけだが、その中で政治発展の一般法則のようなものは言及されない。そうでなくて歴史家は「どのようにして、このような憲政状況が生じたのか」という問いのかたちで問題を扱うのである。

#### 4-2. 考察：「いかに」と「なぜ」

ドレイが「いかにして可能だったか」の論議を提起したのは、ヘンペルの論議がもっぱら「なぜ～」というかたちの問いを念頭に置いていることに対し、歴史学ではそれとは別に「いかに～」というかたちの問いが問われることがあり、後者の問いに関してもカバー法則モデルに基づく説明は不適切であることを示すためであった。

筆者は、このようなドレイの主張の方向性を基本的に認めるとともに、「いかにして可能だったか」と「なぜ必然的だったか」に問いの対比を、とりわけ社会学の研究に適用する際に考えるべき点を3点、コメントしておく。

第1に、「いかにして可能だったか」の説明は、前述した継続的系列モデルの特殊例だと考えられる。継続的系列モデルの例として示された「車のエンスト」と「いかにして可能だったか」の説明の例として挙げられた「フェンス上のフライキャッチ」の例を対比してみよう。前者の一連の過程における「オイルタンクにあいた穴」に対応するのが、後者の例の「足場とはしご」である。このように考えると、ドレイが言う「いかにして可能だったか」の説明とは、偶発的条件（contingency）の介在なしには、出来事の生起が不可能であったと思われる事例において、その偶発的条件に重点をおきつつ構成された継続的系列に他ならない。

第2に、ドレイは「いかにして可能だったか」の説明を引き合いに出すことで、「なぜ」と「いかに」は異質な問いでありうることを示そうとした。「フライキャッチ」の例にみられるように、「どのようにして、そのように信じられないフライキャッチが可能だったか」という問いは、「なぜ、その野手はフライを捕ったのか（捕らざるをえなかったのか）」という問いとは別物であることははっきりしているからである。しかし、（ドレイ自身も認めているように（Dray 1957: 166-167））「いかにして」という問いには、実際にはさまざまな内容の問いが含まれる。「いかにして可能だったか」という問いは、さまざまな「いかにして」の問いにおけるひとつのパターンにすぎない。また、ドレイが「いかにして可能だったか」と対比する「なぜ必然的だったか」についてみると、「それは起こらないでもすんだかもしれない」というあらゆる前提に反駁して、それらをくつがえし、その出来事が「こうである

がゆえに「起こるべくして起こった」という生起の必然性を論証するなどということは、現実の歴史学においても社会学においても、そもそも可能だろうかという疑念が筆者にはある。このように考えると、ドレイが示した「いかにして-可能だったのか」と「なぜ-必然的だったのか」というそれぞれの問いにおける、可能性と必然性を示す後半部は、ひとまずカッコにいれ、より広い意味での「いかに」と「なぜ」の対比を問題にすべきではと思われる。

第3に、「いかに」と「なぜ」の問いが、どの程度、明確に区分できるかは、問われているのが「行為」であるか、「出来事」であるかによって異なってくる。もし、問われているのが、特定の行為者による行為である場合、「なぜ」に関する問いと「いかにして」に関する問い、「Aはなぜ $\alpha$ を行ったか」と「Aはどのようにして $\alpha$ を行ったか」は明らかに異なる。ところが、問われているのが「出来事」だとすると、「なぜ」に関する問い、「なぜ出来事Xは生じたか」と「いかにして」に関する問い、「どのようにして出来事Xは生じたか」は、それほどはっきりと区別することはできない。「出来事」の場合、「なぜ」と「いかに」の区別は、Xの生起に至る継続的系列の中で、どの配置のある要因をより重視するかという、相対的な問題になってくるのである。

#### 4-3. 異なった問い：「何が起こった」

ところが、ドレイの問題提起は「いかにして」と「なぜ」という問いの対比にとどまらない。ドレイは「いかにして」や「なぜ」の説明とは異なるが、やはりカバー法則モデルでは扱えない別の説明の例として、「これは何であるか」を問う説明が存在すると主張する。

ドレイが「これは何か」の説明の例として挙げているのは、ミューア (Ramsey Muir) が『イギリス小史』(*Short History of the British Commonwealth*) の中で示したような18世紀後期イギリスの全般的变化に関する説明である。ミューアは、エンクロージャー、工業生産のはじまり、通信手段の改革などの変化の特徴を列記し、「それははじまったばかりの単なる経済的な変化ではなかった。それは社会革命だったのだ。」(Dray 1959: 403より再引用)と断じる。ドレイによれば、ここでミューアが、そのような変化がなぜ、どのようにして生じたかは述べていないにもかかわらず、「それは社会革命であった」というのは、その出来事に関する説明の一種になっている。歴史家にとって、根本的な課題は「生じたことは本当は何であつたのか」(Dray 1959: 403)を問うことであり、その答えは、上の例にみるように「それは何々であった」というかたちになる。

「何が起こったか」に関するドレイの論議は、ここでもヘンペルのカバー法則モデルに対する批判に直結する。ヘンペルは、科学的説明の唯一可能な形式は「概念を含む普遍的仮説(法則)」であることに固執する。ヘンペルにとって仮説的定式化を伴わない概念は「認知的な内容なき隠喩」(Hempel 1942: 41, n.3)にすぎない。しかし、ドレイは「何が起こった(起こったことは何々である)」の説明は、ヘンペルが言うようなカバー法則としての定式化は前提としないが、概念を用いた経験的説明になりえているとする。ここでドレイは「通常の経験的概念である」(Dray 1959: 404)「革命」を検討の対象とする。「1789年にフランスで起こったことを「革命」として説明するのは、明らかに「 $C_1, C_2, \dots, C_n$ 」の場合は常に革命が生じる」という法則の形式で説明するということと等値ではない。」(Dray

1959: 404)「ある物事が何であるか、言いかえれば、それをどのようなものとして認めるべきかの説明は、それが(何であれ)なぜ生じたかの説明、それがなぜある経過をたどったかの説明、どのようにして生じたかの説明、ある事情にてらしてどのようにしてそれが生じたかの説明とは同じことではない」(Dray 1959: 404)のだ。

もっともドレイは、このような概念による説明が法則による説明と関連性を有する場合もありうることを認めている。ドレイ(Dray 1959: 405)は、レーニンがロシアの2月革命を「ブルジョア革命」と断じた例(というよりも、後年の歴史哲学者によるこの断言の解釈)を引く。ドレイは、レーニンが「ブルジョア革命」という分類を正当化するにあたっては「ある法則にしたがって、ある結果が生じるという、歴史過程についてのかれの一般理論にてらしての結論」がそれに先行してあったらと推定する。すなわち、2月革命に先行する諸事件についてのカバー法則モデルに基づいた説明があったゆえに、レーニンは「2月革命はブルジョア革命」という「概念による説明」をなしたとドレイは推定する。しかし、レーニンのようなケースは「革命」という概念に基づく(「今、起こっていることは革命だ」という論断全般に一般化できるものではないとするのだ。このようなレーニンの2月革命論に関するドレイの論議をどう考えるべきかは次節であらためて検討することとしよう。

ドレイは「これは何か」の説明に着目することで、ヘンペルの(そしてポパーの)科学的方法論の根本的前提のひとつであった「説明」と「予測」の論理形式上の同一視に疑義を表明し、「何が起こったか」の説明を予測可能性という基準から切り離そうとする。ドレイが示唆するのは、カバー法則モデルが念頭におく「yがそれに先行するxによって説明される状況」、そこから導かれる「xであるならば(つねに)yである」という定式化の相対化である。「概念による説明」で考えられているのは、「x, y, zという出来事ないし条件の集合」であり、そこから導かれる定式化は「x, y, zをまとめるとQとなる」という形式をとる。

ドレイが提起した「何が起こったか」の説明、または「概念による説明」に対するヘンペルの反批判の趣旨は明確である。ドレイが言う「x, y, zをまとめるとQとなる」という言明のすべてを(科学的)説明と認めるわけにはいかないが、それが「説明」と言える場合は、カバー法則モデルに基づく説明を前提としている、ないしはそれに書き換えることができるとヘンペルは主張する。「1789年にフランスに起こったのは革命であった」という言明は、「出来事の説明」と言うよりも「きわめてばくぜんとした記述」に過ぎない。しかし「もし革命の概念がある限定された専門的な意味に理解されて、その過程における特有の段階の系列や政治権力の構造における何らかの特徴的な変化、あるいはそれに類したものが含意されているならば、何らかの説明的な意味があるということができよう。」(Hempel 1965=1973: 143) このようにドレイの立場とヘンペルの立場は最後まで対立しあうものであり、すでに述べたように、社会学の主流において採用されたのはヘンペルの考え方であった。では、筆者自身を含む現代日本の社会運動論をめぐる論議の文脈の中で、この「何が起こった」の説明はどのような意味を持つのだろうか。

## 5. 「なぜ」「どのように」から「何が起こった」を経て「何が起きている」へ ——今日の社会運動論におけるはじまりの問いを求めて

4でみたように、ドレイはカバー法則モデルに必ずしも従属しない歴史的説明の類型として、「概念による説明」、言いかえれば「何が」に関する説明を提起した。ドレイは、その実例としてミューアによる「社会革命としての産業革命」やレーニンの2月革命＝「ブルジョア革命」論を引証した。この実例の挙げ方は恣意的なものとは思えない。「何が」に関する説明の問題は、産業革命や社会主義革命も下位類型として含むような、広義の社会運動の理解という課題と実質的に結びついている。

ドレイがなした問題提起は深く、その影響は、社会学と社会運動論全般に及んで然るべきものであるが、その運動論的含意を全体的に扱うのは筆者の力量を越える。本稿では、現代日本の社会運動研究動向をレビューした拙稿と、それに対する同学の反応というごく限られた観点から、社会運動論における「何が」という問いの根本性について考えて結びとしたい。

ただ、多くの社会運動論者と同様に、このような議論の根底にあるのは筆者自身の社会運動に関する原体験であり、筆者の議論はその原体験に抜きがたく拘束されていること、筆者の場合、そのような実存被拘束性を潔く認めるまでかなりの時間がかかってしまったことを断っておこう。

本稿の冒頭に引いたのは、以前（大畑 1994）にも言及させていただいた、筆者の1987年の韓国、ソウルにおける日記の一部である。当時、筆者は外国人研究者として韓国に滞在しており、今日の韓国では「6月抗争」と呼ばれている80年代韓国民主化運動の最高潮期の余波の周辺にいた。その時、民主化運動の現場を目撃し、筆者に浮かんできた疑問は「これはいったい何（what）だろう？」「いったい何（what）が起きているのだろうか？」というものであった。「この運動はどのようにして（how）起こったのか？」とか「なぜ（why）起こったのか？」という疑問は、率直に言って、ほとんど頭を占めていなかった。当時の筆者からすると、そういう「なぜ」、ましてや「どのように」というような問いは、ともかく起きていることが「何か」わかったうえで、余裕があれば考え、わかればいいというような思いだった。想像してみるのだが、どなたか賢明な社会学者が、日本では見たこともないような光景の中で呆然と立ちつくしている若造をつかまえて「この運動に関する「なぜ」や「どのように」がまずわからないと、君の頭にある「これは何」も結局わからないのだよ」とご親切に説いてくださったとしても、愚鈍な筆者は「いや、とりあえずぼくが（ここで生き延びるために）知りたいのは、そういう高尚で、深い構造に根ざしたような「何」じゃないんです……これは、いったい、どういことですか？」というような繰り返言を述べたであろう。そして現在も、社会運動に関する筆者の基本的視座はあの頃と大きく変わることはないのである。

筆者（大畑 2004）はかつて、日本の社会学における「社会運動論の説明枠組」の相対化を促すために、メルッチ、ギデンス、パウマン、ウルリヒ・ベックなどの現代社会論の知見をレビューし、これらの知見と社会運動研究の接点を検討した。ここでの議論の前提として、ウリクト（von Wright 1971=1975）を引照しつつ、社会運動論の説明様式を「『これは何であるか』という問いに答えることをめざす」解釈（理解）と「なぜデモ行進が行われたのか、あるいは何が革命の『原因』だったのか」



(傍点原文)を問う(せまい意味での)説明に大別した。そのうえで戦後日本の社会運動論は、運動の「解釈(理解)」よりも「(せまい意味での)説明」に重点をおく傾向があったことを、塩原勉、曾良中清司、片桐新自、栗田宣義、長谷川公一らの業績を参照して述べた。筆者がこのような概観をなしたのは、筆者にとって核心的と思われる「いま起っていることは『社会運動』と言えるのか」、あるいはこの表現が誤解を招くとしたら「『社会運動』はどのようなものになりつつあるのか」という問いは、基本的に、戦後日本の社会運動論が注力してきた運動の「(せまい意味での)説明」に属するものではなく、未発達の「運動の解釈(理解)」に属するものであることを確認したかったからである。

筆者がここで下敷きにしたウリクトが「歴史学と社会科学の説明」の議論において依拠しているのが、本稿で詳細に検討したドレイの議論である。ドレイとの対比において、大畑(2004)の論議の要点を補足、明確化しておく。

第1に、大畑(2004)は、ウリクトの用語法に基づき、「解釈(理解)」と「(せまい意味での)説明」という区分を用いているが、ドレイ(Dray 1957, 1959)によれば、両者はともに「説明」ということになる。ドレイの区分に従えば、「解釈(理解)」は「何が」に関する説明、「(せまい意味での)説明」は「なぜ」(必然的か)に関する説明に該当する。大畑(2004)のこの部分は、ドレイが言う「いかに」(可能であるか)に関する説明には明示的には言及していない。それは、ひとつにはウリクトがそうしたからであるが、2004年の論文を書いた時点でもまた現在でも(4-2で述べたように)筆者には、ドレイが言う「なぜ」と「どのように」の対比は、出来事の(そして筆者は社会運動は基本的に「出来事」の一種だと考える)説明様式における絶対的な区分ではなく、相対的なグラデュエーションのように見えるからである。大畑(2004)では、「(せまい意味での)説明」が、暗黙的には「なぜ」に関する説明と「いかに」に関する説明の双方を総称するものとして想定されていたとも言えよう。

これに対して、ドレイが言う「何が」に関する説明と、「なぜ」「いかに」に関する説明のあいだには明確な断絶が存在する。本稿で述べたように「何が」は、「なぜ」や「いかに」のように、ある変数を他の変数に経験的(蓋然的)および論理的に結びつけるという手続きのみによっては説明しえないものだからである。

第2に、大畑(2004)が、運動の「解釈(理解)」と「(せまい意味での)説明」を分けたのは、直接的には、両方の分析視座を総合した「運動の綜合理論」のようなものの構想を示唆するためでもなければ、「(せまい意味での)説明」という枠組の優先性を受け入れて、「解釈(理解)」によって得られた知見を「(せまい意味での)説明」に繰り入れるという方向づけを主張するためでもなかった。筆者は単に、運動の「解釈(理解)」という分析の視点自体に注意を促し、現代の運動の「解釈(理解)」に明示的に立脚した問いを立て、それに答えていくことが、現代社会論と社会運動論のより有意義な結びつきにつながることを示したただけである。筆者自身にとっては、大畑(2004)の基本的な欠落点は、運動の「解釈(理解)」と「(せまい意味での)説明」をいかに総合するかという、はるか先にある(かもしれない)課題に指針を与えるに至っていないというようなことではなく、(レビュー論文という限界はあるにせよ)とりあえず運動の「解釈(理解)」をどのようにして行うのかという当



面の方法論的問題にほとんどふれていないという点にある。

第3に——この点は大畑（2004）の執筆時点では十分に自覚していなかったことだが——本稿でみたようにドレイの歴史的説明論は、「なぜ」「いかに」「何が」のいずれについてもカバー法則モデルの適切性を否定するものである。ところが、戦後日本社会運動論の主流であった、運動の「（せまい意味での）説明」は、3で検討したようなマートンによる「中範囲の理論」、言い換えれば、広い意味でのカバー法則モデルを自明の前提としてきた。もし、ドレイのようなカバー法則否定論の立場に立ち、日本の社会運動論における「（せまい意味での）説明」を見直すとしたら、前提となるカバー法則モデルの影響を差し引いたうえで、諸知見を再評価、再構成していくという作業が必要になる。これも（そもそも、そうすることの妥当性に関する理解を得るという出発点からして）かなりの難題である。ただより緊急に問題になるのは、そうなると、少なくとも運動の「解釈（理解）」のほうは、カバー法則モデルとは異なった手続きによってすすめるのが妥当ということになる。では、運動の「理解（解釈）」はどのようにして行うことができるのか。上の第2の論点に繰り返しになるが、これがまず立てるべき研究上の問いとなる。

以上のような大畑（2004）の主張とその含意は他の研究者によってどのように理解され、展開されただろうか。

濱西栄司（2005, 2006, 2016）は、自らの経験運動論を構築するうえで、大畑（2004）の「運動の解釈（理解）」と「（せまい意味での）説明」の対比に繰り返し言及している。濱西（2005: 116）は「ウリクトの議論に基づいて「大畑（2004）が提案する区分」においては「社会運動研究は「運動の説明」と「運動の解釈」に大別される」とする。「運動の説明」とは、「「社会運動」の生起、構造・過程、結果を因果的・目的論的に説明するアプローチ」であり、「運動の解釈」とは「そもそもある活動が「社会運動」といえるのか、現在、「社会運動」はどのようなものになりつつあるのか、などについてモダニティに関する何らかの理論を基盤としつつ解釈（理解）するアプローチ」である。このような「運動の説明」と「運動の解釈」の規定は、濱西が断っているとおり、大畑（2004）のパラフレーズであり、同論文がややあいまいに記述してしまっていた、2つのアプローチの違いをより明白に示そうとして頂いたものとして、元の論文の筆者としても大きな異議はない。ここで濱西は、「運動の解釈」を（1）理論と運動の関連性について、モダニティ論から運動を解釈する「一方向的」アプローチと、モダニティと運動が解釈しあう「双方向的」アプローチ、（2）分析の水準として、「集合体」に焦点を当てたアプローチと「個人」に焦点を当てたアプローチに区分する。このような「運動の解釈」の下位区分は、大畑（2004）が明示化していなかった点であり、後述する富永京子にも影響を与えたと思われる濱西独自の展開の試みと言える。このような下位区分を行うことの妥当性と正当性は、濱西の研究が示すべきことであり、筆者は本稿の枠内では特にコメントしようとは思わない。

しかし、濱西（2006）は大畑（2004）の同じ部分を取りあげつつ、それをより広範な研究状況に結びつけようとする。濱西（2006）が問題としているのは、「新しい社会運動」論やモダニティ論、カルチュラルスタディーズ、そしてとりわけトゥレーヌ学派と「資源動員論、政治的機会構造論、フレーム論、およびそれらの総合理論、そしてとりわけ近年の「対決の政治」(contentious politics) と

呼ばれる学際的研究」などに大きく二分されているという国際的なレベルでの社会運動論の分裂である。濱西(2006: 60)はこの状況を「社会運動論の「分裂」がいよいよ通約不能なほど激しいレベルに達した」と見、「このような社会運動論の「分裂」状況に対して、大畑(2004)の議論は、もっとも有効な対処策となりうる」とする。ここで大畑(2004)の議論は、このような社会運動論全般の「方法論的整理・統合」に向けられるものとされるのである。

さらに濱西(2016: 122)では、大畑(2004)の同じ箇所における「運動の説明」と「運動の解釈」の区別の紹介が微妙に異なった表現でなされる。前者は「運動がなぜどのように発生・維持・変化するかを説明する」ものとされ、その内実は「動員論を中心とした中範囲理論」とであると名指しされる。後者は「目の前の諸活動が何であるかを解釈しようとする」ものとされ、「新しい社会運動論」やモダニティ論」がこれにあてはまるとされる。そのうえで、濱西は後者の観点に基づく、前者の方法論的妥当性に関する批判をストレートに展開する。それは次のような一節に端的に示される。

たとえば近年、サミット・プロテストやオキュパイ・ウォール・ストリート、アラブの春のように一つの集合行為、組織とはいえない運動スタイルが登場し、またNPOや社会的企業のように敵手との持続的対決をおこなわないような運動も盛んに誕生している。これらが、従来の「社会運動」定義に合致するかどうかは、じつはそのこと自体、検討してみないとわからない。仮に定義から外れるかもしれないのであれば、これらの研究に従来どおり、動員論のモデルを、あたかも権威あるもの、立証済みのもののように適用してしまうことは本来、適当ではない(濱西 2016: 144)。

ここにおいて「運動の説明」と「運動の理解」の区分は、前者に対する後者の優先性を主張するためのものとなり、濱西は、前者と同一視された「動員論」の現代の社会運動現象への適用可能性に疑義を表明しようとする。そのうえで濱西は「運動の説明」を、その上位の枠組とされる「運動の理解」の一部に、いわば繰り入れようとするのである。

いっぽう、富永京子は、大畑(2004)における「運動の説明」と「解釈」の区分を次のように記述する。

大畑(2004)は、社会運動論がいままで社会学において担ってきた役割は、大きく分けて運動の「説明」と「解釈」であると論じた。「説明」に分類される研究が、人々が「どのように」(how)運動を組織するのか、運動に参加するのかを論じるものであれば、「解釈」に分類される研究は、人々が「なぜ」(why)運動を組織し、参加するのかを主に論じるものとなる(富永 2016: 30)。

本稿のこれまでの検討から明らかなように、これは、大畑(2004)による運動の「説明」と「解釈」の区分を述べたものというよりも、富永自身が考える、その区分を示したものと解すべきだろう。富永にとって、運動の「説明」とは、運動参加や組織化過程における「どのように」(how)を明らかに

することであり、運動の「解釈」とは、そこにおける「なぜ」(why)を明らかにすることである。しかし大畑(2004)は実際は、この両者の問いを明示的には区別せず、ともに運動の「(せまい意味での)説明」に含ませている。そして、大畑(2004)が運動の「解釈」に帰属させた「運動とは何(what)」には、富永(2016)は明示的には言及していない。思うにこれは大畑(2004)と富永(2016)の問題関心の違いによることだろう。富永(2016)の関心の焦点は、「人々」、というよりも「ある人」に、さらに「その人」が「どのように」そうしたかではなく、「なぜ」そうしたかにある。これに対して、大畑(2004)の関心の焦点は、そういうそれぞれの人なりの「なぜ」と「どのように」を経て、人びとがそうした結果生じる「社会運動」、その「社会運動」とは「何か」にある。かりに富永がこの記述にいらだち、あるいは困惑し、「その「何か」とやらは、この人はこう思って、こういうふうに行った、あの人はああ思って、ああいうふうに行った(それを明らかにするために、聞き取りに基づく事例研究がある。)……。そういう無数の「なぜ」と「どのように」の合成以外のものではないはずだ」というように考えたとしても、大畑はそれに全的に納得するつもりはない。

濱西栄司や富永京子の仕事は、経験運動論を導入することによって、日本の社会運動研究に重要な新生面を拓くものであろう。にもかかわらず、筆者は自らの仕事と直接的に関わる、「運動の説明」と「運動の解釈」の位置づけという、限定された論点においてではあるが、かれらの仕事に、それぞれ異なった違和感を禁じえない。

濱西は、かれが言うところの社会運動論全般の「方法論的整理・統合」のために、基本的に、「運動の説明」を「運動の解釈」に従属するものとして扱おうとしているように見える。しかし、日本における従来の社会運動研究が主として「運動の説明」に注力するあまり、「運動の解釈」の側面が未発達であったことを認め、今後、「運動の解釈」に主眼をおく研究の展開に期待するとしても、そのことはただちに、「運動の解釈」が「運動の説明」より上位にある枠組であるという主張や、そのような優先性を認めたうえで「運動の説明」を「運動の解釈」に組み込むような研究法の妥当性を裏づけることにはならない。むしろ、「運動の解釈」を「運動の説明」から適切に「独立させる」ことのほうが必要ではないのか。

濱西(2016)は、「運動の解釈」の革新によって、現代の運動現象によりよく適合する「運動定義」を再構築することを求めている。そのような「定義の再構築」が、運動研究の最終的目標と言えるかについても、さまざまに論議の余地はあろうが、それはさておき、前掲の引用文にみられるように、ある集合現象がこのような再構築された「社会運動の定義」にあてはまらないとしたら、その現象には(従来のな)その生起・展開・結果に関する「動員論的」説明も妥当するとは限らないと主張するのは、根拠薄弱と言わざるをえない。たとえば、NPOや社会的企業は、濱西が想定する(更新された)「社会運動の定義」に該当するかもしれないし、しないかもしれない。その定義の内実がどのようなものになるにせよ、「NPO(社会的企業)は、社会運動だから、「動員論」的諸仮説があてはまる」と想定することも、逆に「社会運動ではないから、「動員論」的諸仮説はあてはまらない」と想定することも、ともに不合理である。「動員論」的諸仮説のあるものは、およそ社会運動とは言えないような集合

体、組織体の生起・展開・結果にもあてはまることがある<sup>6</sup>。「社会運動の定義の更新」と「動員論」的説明とは、直接の対応関係はない、お互いに別の課題なのである。

富永(2016)には、経験運動論がめざすべき運動経験の解釈を通じて、個別の参加者の経験を越えた、「運動とは何か」という問い、言いかえれば、特定の社会運動の社会的・歴史的意味に迫ろうとする視点が感じられない。富永に影響を与えた経験運動論の創始者であるマクドナルドが、グローバル運動の経験分析に立脚して、最終的に「われわれは、運動を、脱一体化(disembodied)メッセージと、記号システムと、テキストとみなしうる。あるいはわれわれは運動を音楽に近いものと考えてるのである」(McDonald 2006: 225)という「(グローバル状況における)運動とは何」へのかれなりの「答え」を呈示する——陳腐すぎる、あるいは新奇すぎるという両方の批判にさらされるリスクを引き受けつつ——のとは、対照的である。筆者が富永(2016)の書評において「著者の洗練された理論枠組と精力的な調査が、現代の人びとが「なぜ運動に参加するのか」をいかに精緻にとらえたとしても、それが「個人化の時代における(反グローバリズム)運動とは何か」という問いの答えにつながるのかという疑問は残るのだけれども」(大畑 2017)と書いたのは、このような意味合いにおいてだった。

筆者はここで濱西栄司からも、富永京子からも離れよう。言いかえれば、世界的な「社会運動論の分裂」の克服を志し、「運動の解釈」の理論的優位性を前提として「運動の説明」をそれに組み込むような新たな枠組の構築をもってそれをなしうるだろうと夢みることや、「動員論」における運動に関する問いは「どのようにして運動は」という問いであったと総括したうえで、自らはそれとは異なる「なぜ運動は」の問いを、参加者の経験分析に立脚して解明しているのだと主張することは、かれらにまかせよう。アブラムがロトに言ったように「全地」はかれらの前にあり、かれらが左に行くなら、筆者は右に、逆に右に行くなら、左に行けばよいのである。筆者は、ただ大畑(2004: 156)で「これは何であるか」という問いにふれた時には、十分に深めることができなかつたドレイの主張、「本当は何が起こったか」の説明は、実証的な社会科学の多くが(したがって社会学も)通常の論証の手続きとしてきたカバー法則モデルによってはなしえないという主張に(遅まきながら)向きあうこととしよう。

大畑(2004)においてはウリクトのテキストに従って「これは何であるか」という表現を採用してしまった。そして、その問いの形式を現代の社会運動論に適用することを考えて「いま起こっていることは、『社会運動』といえるのか」(大畑 2004: 159)というようなかたちの問いも提示してしまった。このことから筆者が問題にしているのは「社会運動の定義」であるかのような誤解が生じる余地が生まれた。

しかし、本来、ウリクトやドレイが「これは何であるか」という表現で問題にしているのは、「Xとは $\alpha$ であると定義しうる」(概念規定) → 「aという事象は $\alpha$ の特性を持つ/持たない」 → したがって「aはXである/ではない」というような、概念規定の形式的明細化と、それに基づく特定の事象の概念への帰属判定ではない。「これは何であるか」という問いは、起こったことは本当は何か、「何が起

6 またそれゆえに(塩原勉(1976)のかつての試みを新たなかたちで受け継ぐ)社会運動研究と組織研究の接点は展開しつづけるのである(Davis, et al. 2005)。

こったのか」という問いなのだ。

もし現代の社会運動研究が現代社会論の一部であるなら（そして、大畑（2004）はそうなることを意図して執筆した論考であるが）「何が起こった」という問いは、現代社会の流動的な状況の中で生きる者にとって、それなりに切実なものに思える。社会の変化と複雑化の中で、今までの自分の常識では考えられなかったような人びとの動きが起こってきているように見える。従来言われていたような「社会運動」にある面では似ているように見え、違って見えるように見えるこのような人びとの動きはいったい何なのか。その中で、自分は、自分たちはどのように生きるべきなのか。

そういったおそろしく原初的な「問い」に対する答えは、「なぜその現象は」、すなわち、その現象の生起をもたす先行要因、あるいは生起の因果性の十分な解明、及び/または「どのようにしてその現象は」、すなわち、（ドレイも主張していたような）その現象の生起に至る主要なプロセスの明細化をなしたうえで、はじめて得られるものだとする忠告は、また私たちをうちのめす。なぜなら、現代社会の再帰性と複雑性は、その中で生じる特定の現象の因果性や全体連関性の解明を難しくする、強固な要因となっていることを、私たちは知っているからだ。では、「なぜそれが起こったか」あるいは「どのようにしてそれが起こったか」を完全には知りえなかったとしても、「いったい何が起こったのか」に関して暫定的な、最低限の答えを得ることはできないだろうか。現代の社会運動研究における「何が起こったのか」という問いは、そのような意味を持っているのだと筆者は考える。

ドレイの「本当は何が起こったか」についての歴史的説明に関する論議は、まさにこのような問題を扱ったものと言える。歴史家は「それ（起こったこと）は何々であった」というかたちの説明でこの問いに答えようとする。たしかに「何が起こったか」を説明することは、しばしば「それがなぜ起こったか」を説明することを意味する場合があることをドレイは認めている。ただ、あること（ある運動）がなぜ起こったかを確定するのが難しい場合でも、何（どのような運動）が起こったかをある程度説明することは可能なのではないか。それは起こったことの「詳細な報告」を必要とするかもしれない。しかし「何が起こったか」の説明に重要なのは、起こったことについての「新たな、よりいっそうの情報の発見」というよりも、すでに得られている詳細な情報を「再組織化」することであろう。「それは説明されるべきことの分析というよりも総合の問題なのだ。」(Dray 1959: 404) ドレイは「何が起こったか」の歴史的説明についてこのように述べる。

大畑（2004: 159）が示した「『社会運動』はどのようなものになりつつあるのか」という問いに答えるうえで、このような「何が起こったか」の説明の手続は依拠すべき基準となろう。本稿が示したように、それは特定の社会現象について「初期条件とその出来事の生起を示す一般的仮説」をあてはめるというカバー法則モデル（社会学における「中範囲の理論」はこのモデルに基づいて定式化されている）とは異なった探究の様式として定式化されなければならない。ドレイの「何が起こったか」についての歴史的説明の論議は、現代の、現在生成しつつある（生成と衰退の同時代的サイクルの中にある）社会運動の理解に有益である。また本稿の前半で紹介した継続的系列モデルは、「何が起こったか」の説明に必要な情報の再組織化のための有益な手段たりうるだろう。しかし、そのいっぽうで、現代社会学的説明は、ドレイが問題にした歴史的説明とは異なる点にも注目せざるをえない。



それはドレイが問題にしたのは「本当は何が起こったのか」であるのに対し、現代の社会運動研究が問うているのは「本当は何が起こっているのか」にあるという相違である。

ドレイ (Dray 1959) が挙げている「何が起こったか」の説明の例の中にも、かれが考える「概念による総合としての歴史的説明」の内実によく適合している例とともに、それとは異質な「何が起こっているか」の同時代的診断とみなしたほうがより適切な例が混在しているように筆者は考える。

ミュアが『イギリス小史』で示した、18世紀イギリスにおけるエンクロージャー、工業生産のはじまり、通信手段の改良などの諸変化の特徴を列記した後、それは「単なる経済的変化の開始」ではなく「社会革命であった」と指摘した例は、ドレイが言う、「すでに知られている「情報の再組織」、説明されるべきことの……総合」としての、「何が起こったか」の説明の例として適切であろう。

しかし、ドレイがこれに続けて挙げている、ロシア2月革命を「ブルジョア革命」だと断じたレーニンの例はどうだろうか。ドレイはレーニンによる「ブルジョア革命としての2月革命」の説明の例を、カバー法則モデルに基づく「なぜそれが起こったのか」の説明が、「それは何であるのか」の説明の前提となった例として用いようとしている。すなわち、レーニンは「ある法則に従ってある結果が生じるというかれの一般理論」にてらして、2月蜂起がなぜ生じたかを説明したうえで、その「なぜ」の説明に基づき、「2月蜂起はブルジョア革命」という「何」の説明を行ったのであろうとする解釈である。

もっともドレイは、レーニンによる「2月革命はブルジョア革命」の説明の場合は、カバー法則モデルによる説明が「これは何か」の説明に先行していたとしても、「概念による説明」が「法則に基づく被説明項」を一般的に必要としているとは言えないと論じる（ことで「概念による説明」の独自性を確証しようとする）のだが、われわれはドレイのこの論点に立ち入る必要はあるまい。むしろ考えるべきは、(1950年代の)ドレイが認めたような、自らのカバー法則(史的唯物論?)の適用によって「2月革命」がなぜ起こったかを説明するレーニンというイメージ自体が、今日ではレーニンに関する一種の「神話」と言わざるをえないということだろう(Wilson 1940=1999)(Service 1991)。レーニンによる「2月革命イコール、ブルジョア革命」の定式化とそれへの不支持の表明は、進行しつつある全体的革命状況の中で、革命の今後のコースに影響を与える言語行為としてなされた決断であった。レーニンの「2月革命はブルジョア革命」という発話は、その当時のロシアで「何が起こったか」の言明ではない。当然のことながら、「何が起こっているか」の言明、さらに言えば、2月革命ではないその後に来るべき革命、「ブルジョア革命ではない革命」についての予兆的言明である。

レーニンの「2月革命はブルジョア革命」の例からも言えるように、「何が起こっているのか」、あるいは「こういうことが起こっている(ようだ)」という言明に関しては、実は、起こったことはまだ「何」であるとも言えない。本稿の冒頭に引いた1987年のソウルにおける筆者のように、後の特定の時点から考えれば「それはXであった」と言えるかもしれないし、「Yであった」と言えるかもしれない。その状況の中にある話者(かれが「研究者」であれ何であれ)にとっては「これはXでもYでもありうる」という可能な解釈の幅を示すほかはない(その出来事が、結局、自らがなした解釈の幅を超えた、まったく「別の何か」になりうるというリスクを予期しつつ)。



晩年に近いウィリアム・ジェイムズは、そしてアドルノは、ヘーゲルに関する通説とは異なった見方を、苦勞して伝えようとしている。『多元的宇宙』におけるジェイムズは、ヘーゲルが「第一義的には理論家」だったという見方は「彼に対して大変不公平」と言い切る。ジェイムズによれば、ヘーゲルは「技術的な隠語をこのんで使うという、つむじ曲がりなくせにとりつかれていただけ」の「素朴な観察者」であった。「彼は、事物の経験的な流れの中におりたち、そこで生じるものごとの印象をつかむ」(James 1909=1961: 68)。ヘーゲルは「はじめてある光景を目にしたのだけれども、それをどうやってはつきりつたえたらわからないでいるといった」(James 1909=1961: 85) 世間でしばしば見受けられるような人の一人なのである。またアドルノによれば、「ヘーゲルの哲学は、自分が扱う内容が過程ならば、自分自身をも過程として、「不断の生成状態において」言い表そうとする」(Adorno 1963=2006: 230) 試み、「叙述のうちで直接に内容と似たものになろうとする試み」(Adorno 1963=2006: 232) なのである。

現代の(現在、起こっている)社会運動に関するもっとも基本的な問いは(あたりまえのことであるが)「何が起こっているのか」である。その問いは、かつてドレイが示したように、「なぜそれは起こったのか」とか「どのようにしてそれは起こったのか」という別の問いに、完全に還元することはできない。それゆえ、その問いの説明にポパーやヘンベルが定式化したようなカバー法則モデル、そして、その社会学分野における展開である、ソローキンからランドバークを経てマートンによって定式化された(「通常の歴史的時間」の外にある「規則性」を示すものとされる)「中範囲の理論」を適用することもできない。現代日本における社会運動論の文脈に即して言えば、この問いは、濱西栄司や富永京子が重視したような社会運動論における「どのようにして」と「なぜ」の説明の分裂と対立、かれらのビジョンによれば、現在の主流派である「動員論」と、かれらが依拠し、次代の主流派としようとしている「モダニティ論」なり「経験運動論」なりとの対立といった、些末な(そのような提示の仕方をするならば)コップの中の嵐に関することでもない。ここで問題になるのは、「なぜ社会運動は」でも、「どのように社会運動は」でもなく、「何が」であり、しかも「起こったか」でもなく、(本稿が依拠したドレイの議論の範囲を超える)「起こっているか」なのである。われわれは、ウィリアム・ジェイムズが見破ったヘーゲルのような言語喪失状態に陥るリスクを負うとしても、今起こっている社会運動にまともに向き合おうとするなら、その問いのただ中に立つほかはない。何が起こっているのか?それがはじまりの問いである。

#### 文献

- Adorno, Theodor W., 1963, *Drei Studien zu Hegel*, Frankfurt am Main: Schrankamp. (= 2006, 渡辺祐邦訳『三つのヘーゲル研究』筑摩書房.)
- Bolton, Charles D., 1963, "Is Sociology a Behavioral Science?", *The Pacific Sociological Review*, 6(1): 3-9.
- Calhoun, Craig, 1998, "Explanation in Historical Sociology: Narrative, General Theory, and Historically Specific Theory", *American Journal of Sociology*, 104(3): 846-871.
- Danto, Arthur, 1965, *Analytic Philosophy of History*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (= 1989, 河本英夫訳『物語としての歴史——歴史の分析哲学』国文社.)
- Davis, Gerald F., et al., eds., 2005, *Social Movements and Organization Theory*, New York: Cambridge University

- Press.
- Dewey, John, 1910, *How We Think*, Boston: D.C.Heath and Company.
- Donagan, Alan, 1964, "Historical Explanation: The Popper-Hempel Theory Reconsidered", *History and Theory*, 4(1): 3-26.
- Dray, William, 1957, *Laws and Explanation in History*, London: Oxford University Press.
- , 1959, "'Explaining What" in History", Patrick Gardiner, ed., *Theories of History*, New York: The Free Press, 402-408.
- Gallie, W.B., 1964, *Philosophy and the Historical Understanding*, London: Chatto and Windus.
- Gardiner, Patrick, 1952, *The Nature of Historical Explanation*, Oxford: Clarendon Press. (= 1993, 斎藤博道訳『歴史説明の性質』北樹出版.)
- Goudge, T.A., 1958, "Causal Explanations in Natural History", *British Journal for the Philosophy of Science*, 9: 194-202.
- 濱西栄司, 2005, 「社会運動の個人化 — 社会的排除・ホームレスギャング・拒食症・落書き・エスニシティ」『京都社会学年報』13: 115-125.
- , 2006, 「社会運動論の方法論的レパートリーの拡充 — エスノメソドロジー・構築主義・分析的括弧入れによる運動研究」『京都社会学年報』14: 59-74.
- , 2016, 『トゥレーヌ社会学と新しい社会運動理論』新泉社.
- Hempel, Carl G., 1942, "The Function of General Law in History", *The Journal of Philosophy*, 39(2): 35-48.
- , 1965, *Aspects of Scientific Explanation and Other Essays in the Philosophy of Science*, New York: the Free Press. (= 1973, 長坂源一郎抄訳『科学的説明の諸問題』岩波書店.)
- 日高六郎, 1962, 「『社会運動』のシンポジウムに寄せて」『社会学評論』13(1): 2-4.
- Homans, George C., 1982, "The Present State of Sociological Theory", *The Sociological Quarterly*, 23(3): 285-299.
- James, William, 1909, *A Pluralistic Universe: Hibbert Lectures on the Current Situation in Philosophy Delivered at Manchester College, Oxford in 1909*, New York and London: Longmans, Green, and Company. (= 1961, 吉田夏彦訳『多元的宇宙(ウィリアム・ジェイムズ著作集6)』日本教文社.)
- Kiser, Edgar, and Michael Hechter, 1991, "The Role of General Theory in Comparative-historical Sociology", *American Journal of Sociology*, 97(1): 1-30.
- Klandermans, Bert, and Conny Roggeband, eds., 2007, *Handbook of Social Movements Across Discipline*, New York: Springer.
- Kuhn, Thomas S., 1962, *The Structure of Scientific Revolutions*, Chicago: University of Chicago Press. (= 1971, 中山茂訳『科学革命の構造』みすず書房.)
- Lundberg, George A., 1938, "The Concept of Law in the Social Sciences", *Philosophy of Science*, 5(2): 189-203.
- , 1939, *Foundations of Sociology*, New York: Macmillan.
- Mandelbaum, Maurice, 1939, *The Problem of Historical Knowledge: An Answer to Relativism*, New York: Liv-eright.
- 松井清, 1973, 「社会科学における「説明」と「理解」」『(慶応義塾大学)社会学研究科紀要』13: 29-40.
- McDonald, Kevin, 2006, *Global Movements: Action and Culture*, Malden, MA.: Blackwell.
- Merton, Robert K., 1948, "Discussion", *American Sociological Review*, 13(2): 164-168.
- , 1957, *Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research*, rev. ed., New York: The Free Press. (= 1961, 森東吾他訳『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- 大畑裕嗣, 1994, 「関わりについて — 韓国での日記から」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂, 267-288.
- , 2004, 「モダニティの変容と社会運動」曾良中清司他編『社会運動という公共空間 — 理論と方法のフロンティア』成文堂, 156-189.
- , 2017, 「<書評> 富永京子『社会運動のサブカルチャー化』」『図書新聞』3288号5面.

- Parsons, Talcott, 1948, "The Position of Sociological Theory", *American Sociological Review*, 13(2): 156-164.
- Popper, Karl Raimond, 1945, *The Open Society and Its Enemies*, 2 vol., Princeton: Princeton University Press.  
(= 1980, 小河原誠・内田詔夫訳『開かれた社会とその敵』全二冊, 未来社.)
- , 1959, *The Logic of Scientific Discovery*, New York: Basic Books. (= 1971, 1972, 大内義一・森博訳『科学的発見の論理』全二冊, 恒星社厚生閣.)
- Russell, Bertland, 1919, *Mysticism and Logic and Other Essays*, London: Longmans, Green. (= 1995, 江森巳之助訳『神秘主義と論理』みすず書房.)
- Service, Robert, 1991, *Lenin: A Political Life vol.2 Worlds in Collision*, London: Macmillan.
- 塩原勉, 1976, 『組織と運動の理論——矛盾媒介過程の社会学』新曜社.
- Somers, Margaret R., 1998, "'We're No Angels': Realism, Rational Choice, and Relationality in Social Science", *American Journal of Sociology*, 104(3): 722-784.
- Sorokin, Pitrim A., 1931, "Sociology as a Science", *Social Forces*, 10(1): 21-27.
- 富永京子, 2016, 『社会運動のサブカルチャー化——G8サミット抗議行動の経験分析』せりか書房.
- White, Morton G., 1943, "Historical Explanation", *Mind*, 52: 212-229.
- Wilson, Edmund, 1940, *To the Finland Station: A Study in the Writing and Acting of History*, New York: Farrar, Straus, and Giroux. (= 1999, 岡本正明訳『フィンランド駅へ』二分冊, みすず書房.)
- Von Wright, Georg Henrik, 1971, *Explanation and Understanding*, New York: Cornell University Press. (= 1975, 丸山高司・木岡伸夫訳『説明と理解』産業図書.)
- Zetterberg, Hans L., 1963, *On Theory and Verification in Sociology*, Totowa: the Bredminster Press. (= 1973, 安積仰也・金丸由雄訳『社会学的思考法——社会学の理論と証明』ミネルヴァ書房.)

高等学校と警察の連携による  
ボランティア活動に関する研究 (2)

——愛媛県西条市の高校生防犯ボランティアC.A.P.の事例に基づく考察——

林 幸 克

A Study on Volunteer Activities on Cooperation between  
High Schools and Police Offices:  
C.A.P. Practices in Saijo City, Ehime Prefecture

HAYASHI Yukiyoishi

<Purpose>

Courses of study were revised in 2017 and 2018 and are being closely monitored both at home and abroad. Realizing an educational curriculum that is open to social community, which is one of the basic ideas indicated in the guidelines for teaching, is an important viewpoint for considering volunteer activities for high school students. Therefore, this study focuses on police offices in a social community. I studied the volunteer activities on cooperation between high schools and police offices focusing on the practices of Cultural Area Protectors (C.A.P.) in Saijo City, Ehime Prefecture.

<Method and result>

I adopted two research methods. One was a quantitative analysis using a questionnaire. I asked high school students about their C.A.P. consciousness. The other was a qualitative analysis using interviews and field work. I listened to the opinions of students, teachers, and police officers on C.A.P. and how it can be improved.

Both methods indicated some points. One is that high school students who are interested in C.A.P. and want to be involved in it have a positive image about the police. The other is that there is no difference in their image of police, regardless of whether or not they experience C.A.P.. Therefore it is obvious that high school students who are interested in C.A.P. are familiar with the police.

<Suggestion>

One problem is that several C.A.P. volunteer activities in cooperation with police offices are conducted outside school. This implies that the police have control against teachers' and students' wills. On the other hand, high school students have unique wills and ideas based on their C.A.P. experiences. I think it is very important to help students develop their own unique activities themselves. Thus, their volunteer activities will be more dynamic. Another essential point is that students and teachers should create a positive atmosphere for volunteer activities in their school. If the results of learning in school are returned to the community, it is possible to produce new C.A.P. and make the best use of students' (who do not participate in C.A.P.) ideas and experiments.

《公募論文》

## 高等学校と警察の連携による ボランティア活動に関する研究 (2)

— 愛媛県西条市の高校生防犯ボランティアC.A.P.の事例に基づく考察 —

林 幸 克

### I. 問題意識

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定, 2018年6月)では, 教育の質の向上等に関して, 新学習指導要領(2017年小学校・中学校改訂, 2018年高等学校改訂)を円滑に実施するとともに, 地域振興の核としての高等学校の機能強化や子供の体験活動の充実を図ることなどが示された。また, 2018年7月にOECDが公表した日本の教育政策に関する報告書では, 新学習指導要領が目指す問題解決能力などの育成が高く評価された。両者で触れられている新学習指導要領に関して, 体験活動であり, 問題解決能力の育成に資する活動の一つであるボランティア活動に着目すると, 教育課程の諸領域・時間で言及されていることがわかる(表1参照, 表中下線は筆者が付記)。ボランティア活動に関する記述は1998年(小学校・中学校)・1999年(高等学校)の改訂以来継続して, 今日に至っている。

表1 高等学校学習指導要領(2018年)におけるボランティア活動に関する記述

総則	学校においては, 地域や学校の実態等に応じて, 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし, 勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ, 望ましい勤労観, 職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。
	学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに, 就業体験活動やボランティア活動, 自然体験活動, 地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。
家庭	学校家庭クラブ活動などとの関連を図り, 福祉施設などの見学やボランティア活動への参加をはじめ, 身近な高齢者との交流の機会をもつよう努めること。
(福祉)	生徒や地域の実態, 学科の特色に応じて, 介護実習やボランティア, 地域交流の場を活用した実践的・体験的な学習活動を取り入れるなどして指導すること。
総合的な探究の時間	自然体験や就業体験活動, ボランティア活動などの社会体験, ものづくり, 生産活動などの体験活動, 観察・実験・実習, 調査・研究, 発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
特別活動	(生徒会活動) ボランティア活動などの社会参画 地域や社会の課題を見だし, 具体的な対策を考え, 実践し, 地域や社会に参画できるようにすること。
	(学校行事) 勤労生産・奉仕の行事 …共に助け合って生きることの喜びを体得し, ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。
	ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。



ボランティア活動の教育効果として、社会的有用感や自己肯定感の育成、自尊感情の向上<sup>(1)</sup>、市民性の育成<sup>(2)</sup>などが提示されているが、昨今、学力との関連からも一考に値するデータが示されている。全国学力・学習状況調査<sup>(3)</sup>によると、ボランティア活動に「参加したことがある」生徒の正答率が「参加したことがない」「分からない」生徒よりも高いことが明らかになっており（図1参照）、今後、ボランティア活動への注目はより高まるものと思われる。

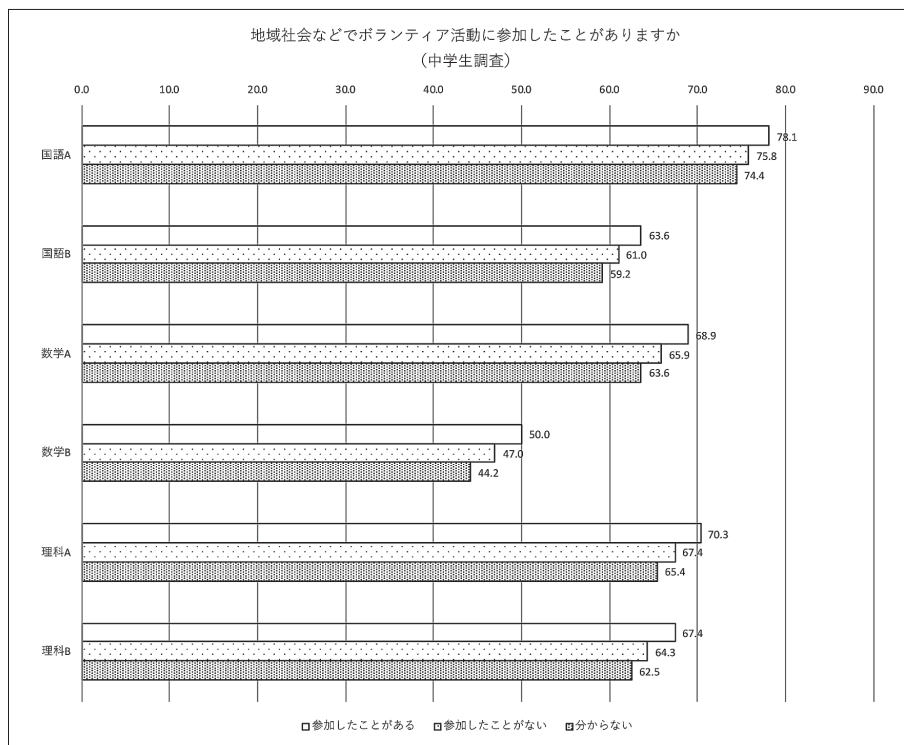


図1 ボランティア活動経験と学力（正答率）の関係

ボランティア活動を支援するにあたり、新学習指導要領の基本的な考え方の一つである、地域社会と連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が重要になる。それに関して、高等学校学習指導要領（2018年）には、「学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。」（総則）と記されている。

具体的な地域資源として、教育という点でつながりやすいと思われる社会教育施設に着目しよう（図2参照）。公民館は中学校より4,500施設以上多く中学校区に1館以上あることになる。また、特別支援学校と博物館・青少年教育施設は同程度の施設数であり、連携の余地は小さくないと考えられる。さらに、文部科学省「平成27年度社会教育統計（社会教育調査報告書）」（2017年）によると、ボランティア活動登録制度のある施設の割合として、公民館15.5%、図書館69.5%、博物館42.9%、青少年教育施設35.4%、劇場、音楽堂等23.4%となっており、ボランティア活動に取り組みやすい環境が整

備されつつある状況にあるといえる。高等学校と博物館・図書館との連携に関しては、実証的な研究知見が示されているが<sup>(5)(6)</sup>、高等学校と地域社会が連携したボランティア活動支援に関して、さらなる研究蓄積が求められる。

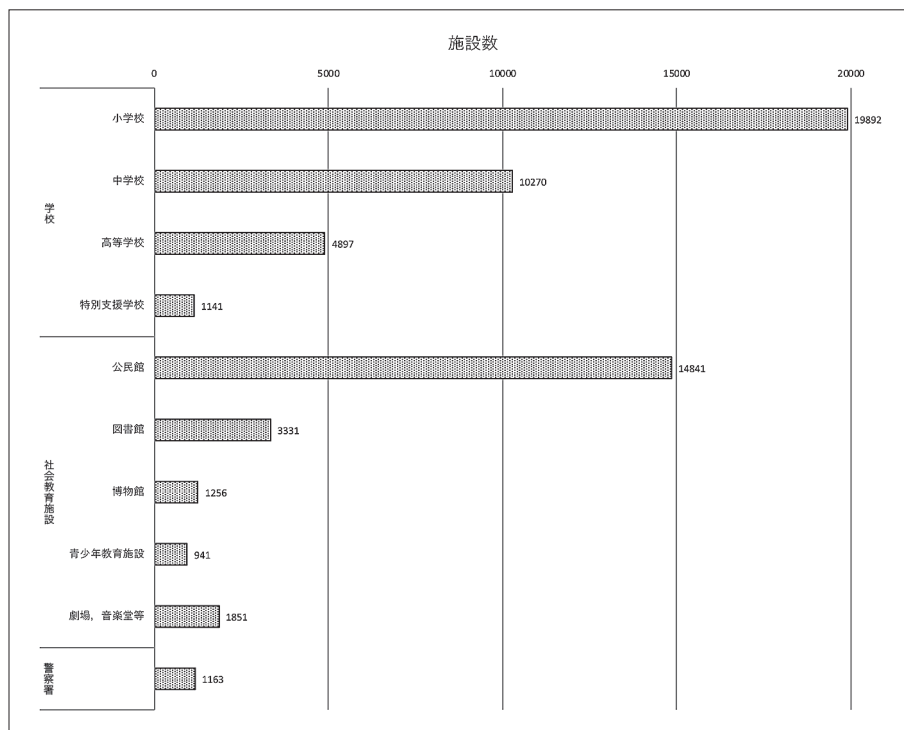


図2 学校・社会教育施設・警察署の施設数<sup>(4)</sup>

こうした現況下において、本研究では、高等学校と警察の連携に着目する。図2からわかるように、警察署<sup>(7)</sup>は特別支援学校や博物館・青少年教育施設と同程度の施設数であり、連携が可能な社会資源であるといえる。その連携に関して、形式的なものではなく、内実を伴った取り組みが重要であると考えられる。そこで、高等学校と警察が連携して取り組むボランティア活動を継続的かつ広域的に実践している事例として、愛媛県西条市における「高校生防犯ボランティアC.A.P.」を取り上げ、その在り方を考察する。

## II. 高校生のボランティア活動に親和性のある土壌

愛媛県は、1952年に、社会福祉と子どもの幸福のために青少年健全育成活動を推進するVYS (Voluntary Youth Social worker) 運動が発祥した地である。1968年には、「全国VYS連絡協議会」が結成され、活動は今日に至るまで続いており<sup>(8)</sup>、歴史的にみてボランティアに所縁のある地域である。最近の行政施策をみても、ボランティア活動推進のための充実した取り組みが展開されていることが

うかがえる。以下、愛媛県と西条市の取り組みについて概観する。なお、下線は筆者が付記したものである。

## 1. 愛媛県の教育行政

高校生のボランティア活動等体験活動に関する最近の施策を概観すると、継続的な取り組みが展開されていることがわかる（表2参照）。

表2 愛媛県教育基本方針重点施策

事業名称	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地域を担う心豊かな高校生育成事業	○	○	○	○
高校生自転車交通マナー向上対策事業 <sup>(9)</sup>	○	○	○	○
協働で支えるヤングボランティア推進事業	○	○	○	○
高校生ボランティア活動交流事業	○			
体験活動協働プラットフォーム形成支援事業	○	○	○	
高校生キャリア形成事業	○			
地域に生き地域とともに歩む高校生育成事業		○	○	○
主権者教育推進事業		○	○	○

より実践的なものとして、2012年4月から11月にかけて開催された「えひめ南予いやし博」での取り組みを挙げることができる。「平成25年度高校生ボランティア活動報告書」<sup>(10)</sup>には、「えひめ南予いやし博」でのボランティア活動等を実施したことにより、高校生のボランティア活動に対する機運が高まってきており、高校生スタッフの登録者数、学校数ともに増加し、活動がセンターを中心とする地域から東予や南予にも広がりを見せています」とされている。また、毎年7月は「クリーン愛媛運動」強調月間として、環境美化活動などが行われている。「クリーン愛媛運動強調月間実施要領」には、その環境美化活動に関して、「地域住民及び小・中学校、高等学校等の協力を得て、山、河川、海岸及び公公共施設等の環境美化ボランティア活動を実施する。」とされている。

学校と警察等との連携に関しても積極的に進め、規範意識を醸成しようとしていることがわかる。愛媛県青少年対策本部「えひめ子ども・若者育成ビジョン（平成28年度～平成32年度）」（2016年）には次の記載がある。

- 非行防止教室等を学校で開催し、社会規範を守ることの大切さなどを教え、児童生徒の正義感、自己抑制力等を養うとともに、犯罪に巻きこまれないような能力を育成し、非行・被害防止対策の推進に努めます。
- 愛媛県非行防止対策協議会等の関係機関・団体、業者との連携を強化し、少年の深夜徘徊、喫煙等の問題行動はもとより、刃物、薬物、性非行等、非行情勢の推移に的確に対応した対策を推進します。
- 少年非行防止活動を強化するため、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせた県民大会を開催する等、関係機関・団体をはじめ、家庭・学校・地域などの連携を強化します。

- 地域の教育力を活用し、地域と連携した特色ある学校教育の推進を図ります。
- 学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」<sup>(11)</sup>を適切に運用し、児童生徒の非行等の問題について連携することにより、問題の所在を相互に理解し、それぞれの役割を果たしつつ、緊密な連携を図って、非行や被害のより効果的な未然防止、児童生徒の立ち直り支援等を実施します。
- 学校と警察等が連携し非行防止教室等を開催し、児童生徒に対して「社会のルールを守ること」や「自分の行動に責任を持つこと」を教え、規範意識を養い、児童生徒の健全育成を推進します。

また、「愛媛県教育振興に関する大綱～笑顔でつなぐ学びの未来～(平成27～30年度)」(2015年)では、次のように示されている。

#### ○人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成

不登校をはじめ生徒指導上の課題の速やかな解決と防止のため、相談活動や学校を支援する体制を充実させるほか、児童虐待の兆候の察知に努め、福祉・医療・警察など関係機関との連携の下で早期に対応するなど、児童生徒の健全育成に取り組みます。

より具体的には、愛媛県では警察が少年の非行防止及び健全育成を図ることを目的にヤング3S運動<sup>(12)</sup>を展開しており、学校と警察が連携した社会参加活動が展開されやすい地域であることが推察される。

## 2. 西条市の教育行政

次に、西条市の教育施策について概観する。本研究で調査対象とした高校生の約9割は西条市出身(後掲表4参照)であることから、どのような教育を受けてきたのか確認することは不可欠である。

学校と警察の連携に関しては、西条市「西条市次世代育成支援対策推進行動計画(前期計画)子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」(2010年)に次の記述がある。

#### ○子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

昨今の子どもをめぐる事件・事故から守るため、防犯指導、防犯機器の設置や、交通安全に関する指導等を行っています。児童生徒が不審者に声をかけられたり、被害を受けそうになったときに助けを求める場所として「まもるくんの家」があります。小・中学校通学路にある商店街、事業所、一般住宅等に協力を依頼し、ステッカーを貼り、保護や連絡をしてもらうことにより、児童生徒の安全確保を図っています。このほか、学校、保護者、地域等が連携して、地域ぐるみでいじめや不登校等の問題解決に取り組むため、各中学校区で対策委員会を設置しています。

#### ・警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実

防犯面において警察等関係機関との連携を図り、子どもを犯罪から守る体制を強化していきます。

#### ・交通安全教室の開催

子どもを事故から守るため、警察等関係機関と連携し、小学校、幼稚園、保育所、児童館等で交通安全教室を開催します。

また、西条市の学校教育における重点目標<sup>(13)</sup>には、「保護者、地域、関係機関と連携・協働して一人一人の子どもを大切にする教育を推進する。」として、生徒指導の充実との関連で、「西条市青少年育成センターや高校等、関係機関との連携強化」が示されている。また、「学校や子どもの様子について積極的に情報発信するとともに、子どもの成長につながるよう地域の人的・物的資産の有効活用を図る。」とされ、家庭・地域との連携強化に関して、「地域や企業と連携した体験学習の推進」が示されている。それから、「豊かな体験を通して、生命を尊重し、感動する心、礼儀や規律を重んじる心を育成する。」として、ふるさとを愛する心を育てる教育の推進との関連で、「ふるさとや郷土の偉人に学ぶ体験学習等、総合的・横断的な学習の推進」「福祉活動、ボランティア活動の推進」が示されている。さらに、「生涯を通じて活力ある生活を送るための基礎となるたくましい体の育成を図る」として、規則正しい生活習慣の確立と薬物乱用防止教育等の推進との関連で、「保健所、警察等、関係機関・団体との連携」が謳われている。

それから、西条市社会福祉協議会・ボランティアセンターが主催して、市内の小学校4年生から中学校3年生を対象に、福祉教育推進事業の一環として夏休みボランティアスクールを開催している。4日間をかけて要約筆記や手話・点字、朗読ボランティア・傾聴ボランティアの体験などを行っている。

このように、愛媛県全体でも高校生等のボランティア活動の推進をしていること、西条市では、VYS運動の伝統が脈々と受け継がれている中で、様々な体験活動が展開されていることがわかる。また、学校と警察との連携に関しても、その必要性を認識していることがうかがえる。

### Ⅲ. 愛媛県西条市における「高校生防犯ボランティアC.A.P.」

#### 1. 「高校生防犯ボランティアC.A.P.」とは

「高校生防犯ボランティアC.A.P.」(以下、C.A.P.と略記する)とは、愛媛県西条市にある高等学校5校(西条署管轄:愛媛県立西条高等学校、愛媛県立西条農業高等学校、西条西署管轄:愛媛県立東予高等学校、愛媛県立小松高等学校、愛媛県立丹原高等学校)(以下、学校名は順に、西条高校、西条農業高校、東予高校、小松高校、丹原高校と略記する)が警察と連携して行う高校生の防犯ボランティアのことである。

C.A.P.は、Culture(文化)、Area(地域)、Protectors(擁護者)の頭文字をとったもので、郷土の文化と安全を守るために、高校生が警察や自治体、地域住民等と連携して、自主防犯活動を推進し、事件・事故の防止、青少年の規範意識の高揚に努め、犯罪のない安全・安心なまちづくりに積極的に寄与することを目的としている。なお、C.A.P.はアルファベットを1つずつそのまま呼称する。時折、CAP(キャップ)<sup>(14)</sup>と混同されることがあるが、別物である。

## 2. 活動内容

C.A.P.の活動は、各警察署単位で複数校が合同で行う活動と各学校が単独で取り組む活動がある。合同で取り組む主な活動は、以下のとおりである（2017年度実績）。

4月 行楽期の地域安全活動（交通安全・振り込め詐欺防止の手紙配布）

9月 広報啓発活動（未成年者飲酒・喫煙防止啓発活動（ポスター・チラシ配布））<sup>(15)</sup>

11月 非行防止対策協議会（非行防止のための勉強会）<sup>(16)</sup> \* 西条西署のみ

各学校が独自で取り組む活動としては、中高合同登校指導への参加、違反屋外広告物撤去活動、全国地域安全活動への参加、校内自転車施錠率調査、在校生への広報啓発活動などがある。

表3 C.A.P.年間活動

月	主な内容
4	会員募集
	行楽期における防犯啓発活動
	交通安全茶屋
5	委嘱式
	防犯活動勉強会
7	未成年者飲酒・喫煙防止スローガン・ポスター募集
	児童生徒を守り育てる日における中高合同登校指導
8	違法広告撤去活動
9	西条祭における未成年者飲酒・喫煙防止啓発活動
10	
11	児童生徒を守り育てる日における中高合同登校指導
12	振り込め詐欺被害防止啓発活動
1	初発型非行防止ポスター製作
	地域安全マップの製作
2	C.A.P.活動反省会
3	感謝状贈呈式

## IV. C.A.P.に関する高校生・教員・警察関係職員の意識・実態

それでは、このC.A.P.について、高校生・教員・警察関係職員はどのような意識・実態であるのかを確認する。本研究では、以下の4つの調査を実施した。また、参与観察も行ったが、紙幅の都合で、本稿では割愛する。

### 調査A：高校生対象質問紙調査

2017年9月から10月に、高校生対象に質問紙調査を実施した。1,097名から回答を得て、すべての質問項目に漏れなく回答している1,007名分の回答を分析対象とした。回答者の内訳は、表4の通りである。



表4 回答者の内訳（上段：人数，下段：％）

性別		学年			出身地区		合計
男子	女子	1年生	2年生	3年生	西条市内	西条市外	
569	438	346	342	319	915	92	1007
(56.5)	(43.5)	(34.4)	(34.0)	(31.7)	(90.9)	(9.1)	(100.0)

（注）出身地の西条市外の内訳は、新居浜 58 名、今治 17 名、四国中央 4 名、その他 13 名であった。（表 4 挿入）

主な質問内容は、自己認識に関する内容 24 項目<sup>(17)</sup>、規範意識に関する内容 29 項目<sup>(18)</sup>、これまでに取り組んだことがある活動、警察に対するイメージ、C.A.P.の認知度・活動状況などである。

### 調査B：高校生対象聞き取り調査

2017年7月28日にA高校で3年生男子1名（以下、A-S）、8月30日にB高校で3年生男子2名（以下、B-S1、B-S2）、9月11日にC高校で3年生男子1名（以下、C-S1）、3年生女子1名（以下、C-S2）に対して、約30分間の半構造化インタビューを実施した。主な聞き取り内容は、C.A.P.を始めたきっかけ、活動を通して得た気づき・学び、活動を活性化させるために必要だと思うこと、警察関係職員と一緒に活動することについてなどである。なお、本文中の口述記録の下線は筆者が付記したものである。調査C・調査Dについても同様である。

### 調査C：教員対象聞き取り調査

2017年7月28日にA高校で生徒課の教諭（生徒指導主事）1名（以下、A-T）、8月30日にB高校で生徒課の教諭1名（以下、B-T）、9月11日にC高校で生徒課の教諭（生徒指導主事）1名（以下、C-T）に対して、約30分間の半構造化インタビューを実施した。主な聞き取り内容は、高校生がC.A.P.で活動する意義、先生から見た高校生のC.A.P.の認識、C.A.P.の教育課程上の位置づけ、警察との円滑な連携のために求められること、C.A.P.の課題と今後の展望などである。

### 調査D：警察関係職員対象聞き取り調査

2017年8月28日にD警察署で生活安全課職員1名（以下、D-1）・防犯協会職員1名（以下、D-2）、2017年8月30日にE警察署で生活安全課長（以下、E-1）・防犯協会事務局長（以下、E-2）に対して、約30分間の半構造化インタビューを実施した。主な聞き取り内容は、高等学校との円滑な連携のために求められること、C.A.P.の取り組みの効果、C.A.P.の課題と今後の展望などである。

#### 1. 教育課程外活動としてのC.A.P.

5校の学校要覧には、校務分掌（特に生徒指導関連）の中にC.A.P.に関する記述があるが、C.A.P.そのものは教育課程の「外」に位置づく活動である。そのため、授業時間帯に活動に取り組むためには、学校長の理解が必要となる。換言すれば、学校長の理解がないと成立しない活動であるということである。

A-T

教育課程外ですね。部活動的なところですね。……外部活動的な取り扱いなので、非常に難しい立ち位置ではあると思います、うちが取り組んでいるのは。……例えばピラを配るときに警察の方は、できたら昼の人が多きときのスーパーとか、そういう所で配ってほしいんですね。でも学校の立場からいうと、授業中になるんですね。授業を公欠扱いで、今は行かしてもらっているんですけど、……学校も警察と協力しながら、いろいろな活動をやっていきましょうという中で、歴代の校長先生にまずご理解を頂いてOKをもらう。……2時間目、3時間目をカットして公欠で行かすということになると、学校長の許可になるのでなかなかできにくいというのと、やっぱり校長先生が代わられたときにC.A.P.の活動を知らない、なんでこんなことをするのっていう方もおられるし、それ何なのっていうのもおられるので、それを説明して理解してもらってやるということもあるとは思うんです。

C-T

学校長の判断なんですよ。今の校長が割と理解がある人なんで、じゃあ校長、行かしてやってくれる感じ。……現実的に学校の活動で、行かせれる子はやっぱり行かすんのは思うんですけど、その判断はあくまでも学校長に任されているんですね。……やっぱり学校の教育課程の活動ではないということですよ。公欠には認めてもらいはしていただけますけど。

また、教育課程外活動であることと合わせて、学校外での活動が中心になっているが故に、C.A.P.以外の生徒には、C.A.P.の具体的な活動については知られていないのではないかと捉えていることがわかる。また、教育課程外活動という位置づけ上、周知する難しさがあると考えていることも示された。

B-T

生徒もあんまり活動の様子を、一応学校のホームページに上げたりとか、そういう中には、警察の方から飲酒喫煙防止ポスターとかですね。そんなんを募る機会があるんで、そんなんでもちょっとは知ってるかもしれないけど、多分ほとんどあんまりどんなことやってるかっていうのはわかってないと思いますね。年に3、4回ある駅前とか……。フジグランとかでしか見ないので、警察と連携してピラ配りしてるなどかいうことは目の当たりにした生徒はわかってるとは思いますけども。

C-T

ほとんど知らないと思います。……C高校の中の一つの委員会とか、生徒会活動というともまた、違いますよね。だから、今も言いたいけど、それだけを大前提にして、生徒に下ろすということは、現況、学校教育の今の考え方からして難しいと思うんですよ。……この活動自体が西条署、西条西署、西条市内限定のものなんで、やっぱり一般の人にしても、生徒にしても、教員にしても、どうしても認知度が広がらない現状はあるんですよ。

## A-T

全校生徒、1年生のときに全部説明しますから、C.A.P.のことは知ってますし、自転車の施錠調査も月に1回やりよるんです。やっぱり盗難に遭うので、学校内において、夜、自転車も必ず鍵を掛けましょうねっていうときに、係の者がクラス担任通して呼び掛けるんです。「C.A.P.が今日、施錠調査しますので、必ず鍵を掛ける習慣を付けましょう」言うて、で、鍵を掛けた率をまた2、3日後に各担任に発表しますので、C.A.P.は毎月こういうことをしよんやなあいうんは、子どもら全員わかっておりますし、教職員もそういうことしよんやなあいうのはわかってきていると思います。

学校長の理解の下で展開しているC.A.P.であるなら、主導権は学校にあるように思われるが、実際はそうではなく、警察主導の活動として行われているという現実がある。C.A.P.の活動そのものに対しては、学校側も警察側も、生徒の規範意識の育成などの面から意義があると捉えているが、いくら学校長の理解があるとはいえ、学校側にしてみれば教育課程外活動であるC.A.P.を自ら精力的に行うことは難しいという側面があるのかもしれない。また、学校間で活動に関する合意形成をした上で取り組むとなると、調整等に関してそれ相応の労力が必要になり、それも警察主導の活動になっている一因であると思われる。結果として、警察側が企画・運営している活動に学校側が参加しているという実態に落ち着いているのではないかと考えられる。

## A-T

ぶっちゃけた話、警察の方も、例えばこういう活動していますよいうんがほしいんですよ。地域のために、例えば振り込め詐欺が多いけん、それを防止する策とか、交通安全事故が、高齢者が多くなったけん、それを防止するのとか、そういうのをやりたい警察と、うちとしては子どもたちの活動を、そういうボランティア活動を通じて高めていく、規範意識を高めていきたいという活動がマッチしているので、警察の方としてはいろいろと提案はしてくれます。こんなんがあるけどどうって。

## B-T

実際には警察の方から依頼されてという形が多いんで、円滑に進めていくためには、連絡を密に取っていくようなこととか。あとは、高校生のマナーを向上させることによって、学校の信頼を高めていくっていう、そういう貢献の仕方というか。

## C-T

5高校のC.A.P.が集まって、じゃ、市内全体で西署と西条署でしようと言った場合には、なかなかその流れには乗りにくいだろうと。こっち側、学校側の5高校の生徒指導担当が協議をして、……両方に説明して、これやってみるといのはあるかもわからんですけど、今の現状ではなかなか、それ難しい。

警察主導であるがゆえに、学校と警察が円滑な連携をするためには、警察側はC.A.P.担当教員との引継ぎが重要であると認識していることがわかる。C.A.P.担当教員によって活動への関わり方が変わり得る、あるいは、警察の担当者によっても活動の在り方が変わり得るため、両者の関係性を安定したものにすることがC.A.P.の継続・発展のためには不可欠な要素になるのではないかと推察できる。

## E-2

先生も入れ替わるじゃないですか。2年とか3年たってですね、公務員と同じように、学校も替わったりするというふうなところで、先生間の引き継ぎ、後任の先生にきちんと引き継がれていないこともあるんかなど。長年このC.A.P.に携わっておられる先生なんかはよくわかって、ちゃんとやってくれるんですけども。新しい先生が入ったときにですね、ちょっとやり方が変わるといふか、肩すかしといふか、あんまり熱心じゃないとか、いふふうなことは感じるときありますね。

## D-1

人のカラーにもよると思うんですけども、わかりやすく言うと、熱心な先生がいるから、人も出していただけるし。学業優先ですよって言われた場合には、その人が出ないとかってことにもなりますので、そこが一番大きいかなと思います。学校に1人、ご理解していただける人がいるっていうのは、こちらとしては、どうにもならないことなので、生徒さんを出していただける、出していただかないは。お願いはしますけども。そこが大きいかなと思います。……人が変わるので、担当、警察の担当者が変わりますので、それが、その後どうなるかなっていうのは、私もわからないといふか。まず人が変わったら、その人によって変わっていくんじゃないかと思えますね、やっぱ、先生の方も変わっても変わるし、警察が変わっても変わるんじゃないかなと思うんです。

## 2. 高校生がC.A.P.を始める経緯

それは、教育課程外活動であるC.A.P.について、学校内で生徒に対してどのように周知して、活動者を募集しているのかみてみよう。

C.A.P.の活動が、原則として3年間継続することとなっているので、1年生に対して呼び掛けている。ただ、それだけでは希望者が少ないため、担任が個別に声を掛けて誘っているというのが実態である。その時も、部活動をやっていなかったり、やっても時間的に余裕があると思われる部活動に所属している生徒に対して、その生徒の人的な成長を願って、様々な他者と関わることができる場を体験してもらいたいという意味で勧めていることがうかがえる。

## A-T

一応全体に、最初のところ、係の者はC.A.P.の内容を説明して、職員に、担任から1年生全員に、「こういう活動やるけど希望者はいない？」って言うて、大体何人かは来ます、毎年。やってみたい子が数名は来ます。……放課後にあったりする活動もあるので、部活動でも文化系に入っておると

か、時間が余っている者、あるいは遠くから通っていないくて負担のかからない者を基本にやっているんですが、やっぱり1年生の担任、最初に募集を掛ける、3年間継続の分なんで、うちは。そのときにちょっと極端な話、元気がなかったり、ものが言えない子を担任さんが見つけて声を掛けている傾向がありますね。ちょっとこの子はいろいろそういう活動をさせて、将来人間関係つくろうかなあとか、うまくコミュニケーション能力を上げてやろうかなあいうところは、担任さんが考えられて、声を掛けられて選んできてくれるということがありますね。

#### B-T

一応毎年、生徒には呼び掛けをして、特に1年生にはクラスでC.A.P.に興味のある子はいないか、募っていただけませんかというふうに、担任の先生には紹介してもらって、紹介するプリントをこっちで作成して、簡単なやつをですね、一応啓発はしてもらってます。でもなかなか立候補してくれる、手を挙げてくれる子がないのが現状で、特に協力的な先生だと、部活動していない生徒に積極的に声掛けをしてくれて、じゃ、やりますみたいな感じで入ってる子が何人かいるという感じですね。

ただ、現実問題として、教育課程外活動であるが故の人数確保の難しさがあるようである。そのため、生徒会活動、特に委員会活動とリンクさせて人員確保をしていた学校・時期もあったようである。ただ、それでは義務性・強制性が出てくることから、ボランティアの本質と相反することになり、苦慮していることがうかがえる。

#### B-T

以前は、風紀委員っていう学校の委員会、交通安全委員会とか体育委員会とか、そういう中の一つとして風紀委員があるんですけど、その風紀委員をC.A.P.イコールで活動させていたみたいです。そういう時期もあったみたいです。それだとスムーズだと思います。その中で部活動してる子もいると思うんで、部活動に支障がない子は参加するか、みたいな感じでとか、逆に人数が確保できなければ強制的にとか、学年で区切ってとかいうふうな感じで参加させることができるんですけども。……人数確保できなくなれば、委員会の中に組み込んでいくのが、一番、人数を確保する上では簡単だと思いますね。なかなか立候補して、手を挙げてやってくれるっていう子が望めないと思うんで。

実際にC.A.P.の活動に取り組んでいる生徒に、どういう経緯で活動を始めるに至ったかを聞くと、1年生の時に活動の存在を知り、自分から手を挙げた生徒がいる一方で、教師の見解にあるように、教員からの働きかけから興味を持ち、活動を始めるようになった生徒もいることがわかる。

#### A-S

高校に入学して、担任の先生からC.A.P.っていう活動があるよっていうことを知らされて、その活動内容を聞いたらボランティアとか、あと防犯活動とかをしてるっていうことを教えていただいたん

で、自分もそういうのに参加して、高校生として、大人になってからじゃなくて、高校生だからできることってあると思うんですよ。そういう所で自分の人間性も高めていけたらなあって思ったんで、自分はC.A.P.に参加させていただきました。

### C-S1

1年生のときに、入学してすぐだったかに、学年主任の今はおらんのですが、先生が「やらんか」って僕に言ってきてくれて、話聞いていいたら、なんか警察とつながるじゃないけど、手伝って協力してできるっていうので、面白そうって興味湧いたんで、それで始めるようになりました。

### C-S2

学年主任の先生にお声を掛けていただいて、私はその話を聞いたときに自分が他の生徒にはないことで、警察の方とつながって、地域に関して力になれるっていうところが、すごい自分として新しいことに挑戦できるなと思って、ぜひやりたいっていうことで、やらせていただきました。

## 3. C.A.P.に関する意識・実態と効果

それでは、こうしたC.A.P.に関する現状がどのような影響を及ぼしているのか、これまでに取り組んだことがある活動、警察に対するイメージとの関係に着目して分析する。

### (1) これまでに取り組んだことがある活動

これまでに取り組んだことがある活動について、まず、全体を概観すると、「環境美化活動」(50.0%)への取り組みが最も多く、「地域に貢献する交流活動」(49.8%)がそれに次ぎ、この2つの活動は生徒の約半数が取り組んだことがある活動であることが示された。「高齢者との交流活動」(45.8%)、「乳幼児との交流活動」(41.9%)、「あいさつ運動」(41.1%)は4割以上の生徒が該当した。その一方で、「万引き防止啓発活動」(4.2%)や「振り込め詐欺防止啓発活動」(5.1%)などに取り組んだことがある生徒は少ないことがわかった。

C.A.P.「知っている」に着目すると、「地域に貢献する交流活動」(16.3ポイント差)、「あいさつ運動」(8.7ポイント差)、「万引き防止啓発活動」(5.9ポイント差)、「自転車施錠点検」(6.6ポイント差)、「非行防止キャンペーン」(5.8ポイント差)、「未成年者の飲酒・喫煙防止啓発活動」(5.9ポイント差)、「振り込め詐欺防止啓発活動」(9.6ポイント差)、「中学校・高校合同登校指導」(4.5ポイント差)で、C.A.P.を認知している生徒の方が体験している割合が多かった。

C.A.P.「興味ある」については、「地域に貢献する交流活動」(21.2ポイント差)、「高齢者との交流活動」(17.4ポイント差)、「環境美化活動」(20.3ポイント差)、「あいさつ運動」(18.9ポイント差)、「万引き防止啓発活動」(9.0ポイント差)、「自転車施錠点検」(6.8ポイント差)、「非行防止キャンペーン」(9.9ポイント差)、「未成年者の飲酒・喫煙防止啓発活動」(9.3ポイント差)、「振り込め詐欺防止啓発活動」(9.8ポイント差)で、C.A.P.に興味のある生徒の方が体験している割合が多かった。



C.A.P.「活動経験ある」に関して、「地域に貢献する交流活動」(33.1ポイント差),「高齢者との交流活動」(15.4ポイント差),「あいさつ運動」(33.4ポイント差),「万引き防止啓発活動」(37.2ポイント差),「自転車施錠点検」(33.5ポイント差),「非行防止キャンペーン」(39.8ポイント差),「未成年者の飲酒・喫煙防止啓発活動」(48.7ポイント差),「振り込め詐欺防止啓発活動」(42.8ポイント差),「中学校・高校合同登校指導」(14.6ポイント差)で, C.A.P.の活動経験がある生徒の方が体験している割合が多かった。

表5 これまでに取り組んだことがある活動(上段:人数,下段:%)

	全体 (n=1007)	C.A.P.「知っている」		$\chi^2$ (1)	C.A.P.「興味ある」		$\chi^2$ (1)
		はい (n=243)	いいえ (n=764)		はい (n=201)	いいえ (n=806)	
1. 地域に貢献する交流活動	501	151	350	19.66***	134	367	28.74***
	(49.8)	(62.1)	(45.8)		(66.7)	(45.5)	
2. 乳幼児との交流活動	422	114	308	3.30	93	329	1.96
	(41.9)	(46.9)	(40.3)		(46.3)	(40.8)	
3. 高齢者との交流活動	461	120	341	1.68	120	341	19.61***
	(45.8)	(49.4)	(44.6)		(59.7)	(42.3)	
4. 環境美化活動	503	128	375	0.95	133	370	26.42***
	(50.0)	(52.7)	(49.1)		(66.2)	(45.9)	
5. あいさつ運動	414	116	298	5.81*	113	301	23.67***
	(41.1)	(47.7)	(39.0)		(56.2)	(37.3)	
6. 万引き防止啓発活動	42	21	21	16.02***	23	19	33.23***
	(4.2)	(8.6)	(2.7)		(11.4)	(2.4)	
7. 自転車施錠点検	161	51	110	5.96*	43	118	5.46*
	(16.0)	(21.0)	(14.4)		(21.4)	(14.6)	
8. 非行防止キャンペーン	80	30	50	8.48**	32	48	21.85***
	(7.9)	(12.3)	(6.5)		(15.9)	(6.0)	
9. 未成年者の飲酒・喫煙防止啓発活動	100	35	65	7.16**	35	65	15.72***
	(9.9)	(14.4)	(8.5)		(17.4)	(8.1)	
10. 振り込め詐欺防止啓発活動	51	30	21	35.32***	26	25	32.36***
	(5.1)	(12.3)	(2.7)		(12.9)	(3.1)	
11. 中学校・高校合同登校指導	69	25	44	5.93*	20	49	3.78
	(6.9)	(10.3)	(5.8)		(10.0)	(6.1)	

C.A.P.「やってみたい」では、「地域に貢献する交流活動」(21.5ポイント差),「高齢者との交流活動」(20.9ポイント差),「環境美化活動」(17.0ポイント差),「あいさつ運動」(23.7ポイント差),「万引き防止啓発活動」(12.5ポイント差),「自転車施錠点検」(14.5ポイント差),「非行防止キャンペーン」(13.3ポイント差),「未成年者の飲酒・喫煙防止啓発活動」(15.4ポイント差),「振り込め詐欺防止啓発活動」(16.6ポイント差),「中学校・高校合同登校指導」(86ポイント差)で, C.A.P.活動をやってみaitと思ったことがある生徒の方が体験している割合が多かった。

C.A.P.「活動経験ある」		$\chi^2$ (1)	C.A.P.「やってみたい」		$\chi^2$ (1)	C.A.P.「レディネス」			$\chi^2$ (2)
はい (n=48)	いいえ (n=959)		はい (n=133)	いいえ (n=874)		上位群 (n=59)	中位群 (n=319)	下位群 (n=629)	
39 (81.3)	462 (48.2)	20.00***	91 (68.4)	410 (46.9)	21.37***	47 (79.7)	186 (58.3)	268 (42.6)	43.30***
24 (50.0)	398 (41.5)		1.36	63 (47.4)		359 (41.1)	1.88	30 (50.8)	
29 (60.4)	432 (45.0)	4.35*	85 (63.9)	376 (43.0)	20.29***	37 (62.7)	165 (51.7)	259 (41.2)	16.73***
29 (60.4)	474 (49.4)		2.21	86 (64.7)		417 (47.7)	13.27***	42 (71.2)	
35 (72.9)	379 (39.5)	21.06***	82 (61.7)	332 (38.0)	26.71***	46 (78.0)	132 (41.4)	236 (37.5)	36.46***
19 (39.6)	23 (2.4)		158.14***	20 (15.0)		22 (2.5)	45.28***	17 (28.8)	
23 (47.9)	138 (14.4)	38.25***	38 (28.6)	123 (14.1)	18.06***	25 (42.4)	43 (13.5)	93 (14.8)	32.75***
22 (45.8)	58 (6.0)		98.94***	26 (19.5)		54 (6.2)	28.22***	19 (32.2)	
27 (56.3)	73 (7.6)	120.90***	31 (23.3)	69 (7.9)	30.66***	24 (40.7)	21 (6.6)	55 (8.7)	67.35***
22 (45.8)	29 (3.0)		174.24***	26 (19.5)		25 (2.9)	66.87***	23 (39.0)	
10 (20.8)	59 (6.2)	15.44***	19 (14.3)	50 (5.7)	13.27***	11 (18.6)	24 (7.5)	34 (5.4)	15.14**

\* $p<.05$ ,\*\* $p<.01$ ,\*\*\* $p<.001$

ここに掲げた11の活動内容であるが、基本的にはC.A.P.の活動内容に準じたものである。そのため、C.A.P.経験のある生徒の方が体験しているのはある意味で当然の結果であるかもしれない。ただ、C.A.P.経験のある生徒全員が共通して取り組んだことがある活動はなく、C.A.P.の活動といっても多岐にわたっており、そこから得る学びや気づきも異なってくるであろうことが推察できる。他方で、「万引き防止啓発活動」「非行防止キャンペーン」「未成年者の飲酒・喫煙防止啓発活動」「振り込め詐欺防止啓発活動」は約40～50ポイントの開きがあり、C.A.P.の独自性の強い活動であると捉えることができるものと思われる。

また、C.A.P.「知っている」、C.A.P.「興味ある」、C.A.P.「やってみたい」とも、概ね「はい」という回答の生徒の方が取り組んだことがある割合が多く、C.A.P.に対して肯定的なスタンスでいる生徒ほどこれらの活動に親和的であることが考えられる。

その一方で、「乳幼児との交流活動」については、C.A.P.「知っている」、C.A.P.「興味ある」、C.A.P.「活動経験ある」、C.A.P.「やってみたい」のすべてで有意な差は認められなかった。その要因は様々であると思われるが、調査対象の5校が体験活動を積極的に推進しているなかで、この「乳幼児との交流活動」に比較的多く取り組まれているためではないかと考えられる。

また、C.A.P.「知っている」、C.A.P.「興味ある」、C.A.P.「活動経験ある」、C.A.P.「やってみたい」の4設問の中で、実態であるC.A.P.「活動経験ある」を除く3つ（C.A.P.「知っている」「興味ある」「やってみたい」）を合わせてC.A.P.「レディネス」とする。3つの設問の回答ですべて「はい」であった生徒を「レディネス」上位群、「はい」が1～2つの生徒を「レディネス」中位群、「はい」がなかった生

表6 警察に対するイメージ (5点満点, 上段: 平均値, 下段: 標準偏差)

	全体 (n=1007)	C.A.P.「知っている」		t 値	C.A.P.「興味ある」		t 値	C.A.P.「活動経験ある」	
		はい (n=243)	いいえ (n=764)		はい (n=201)	いいえ (n=806)		はい (n=48)	いいえ (n=959)
親切(1)～ 不親切(5)	2.31 (1.04)	2.16 (1.09)	2.35 (1.02)	2.40*	1.97 (1.02)	2.39 (1.03)	5.26***	2.15 (1.26)	2.32 (1.03)
頼もしい(1)～ 頼りない(5)	2.30 (1.13)	2.20 (1.16)	2.33 (1.12)	1.53	1.89 (1.02)	2.40 (1.14)	5.76***	2.06 (1.29)	2.31 (1.13)
優しい(1)～ 厳しい(5)	2.63 (1.13)	2.51 (1.15)	2.67 (1.12)	1.93	2.26 (1.09)	2.72 (1.12)	5.35***	2.33 (1.26)	2.64 (1.12)
陽気な(1)～ 陰気な(5)	2.75 (0.97)	2.72 (1.05)	2.76 (0.95)	0.49	2.52 (0.98)	2.80 (0.96)	3.77***	2.67 (1.16)	2.75 (0.96)
親しみやすい(1)～ 親しみにくい(5)	3.17 (1.21)	3.08 (1.30)	3.20 (1.18)	1.33	2.81 (1.27)	3.26 (1.18)	4.78***	2.85 (1.44)	3.19 (1.20)

徒を「レディネス」下位群として分析した。その結果、「レディネス」上位群の取り組みが多いことが明らかとなり、C.A.P.「レディネス」が高く、C.A.P.に前向きな姿勢の生徒ほど活動的であることが推察される。

(2) 警察に対するイメージ

警察に対するイメージについて、「親切な (1点)～不親切な (5点)」、「頼もしい (1点)～頼りない (5点)」、「優しい (1点)～厳しい (5点)」、「陽気な (1点)～陰気な (5点)」、「親しみやすい (1点)～親しみにくい (5点)」の5項目で平均点・標準偏差を算出した (5点満点)。そのため、平均点が小さい方が肯定的なイメージということになる。

まず、全体を概観すると、「頼もしい～頼りない」(2.30点)、「親切な～不親切な」(2.31点)であることから、頼もしい・親切なイメージがある一方で、「親しみやすい～親しみにくい」(3.17点)、「陽気な～陰気な」(2.75点)、「優しい～厳しい」(2.63点)であり、親しみにくい・陰気な・厳しいというイメージも強いことがわかった。

C.A.P.「知っている」について、「親切な～不親切な」(0.19点差)で、C.A.P.を認知している生徒の得点が低かった。C.A.P.「興味ある」に関して、すべての項目で、C.A.P.に興味がある生徒の得点が低かった。C.A.P.「活動経験ある」では、有意な得点差は認められなかった。C.A.P.「やってみたい」では、活動意欲のある生徒の方が得点が高かった。

t 値	C.A.P. 「やってみたい」		t 値	C.A.P. 「レディネス」			F (2,1004)	多重比較
	はい (n=133)	いいえ (n=874)		上位群 (n=59)	中位群 (n=319)	下位群 (n=629)		
0.93	1.89	2.37	5.02***	1.71	2.22	2.41	14.48***	上位群<中位群<下位群
	(1.04)	(1.02)		(0.93)	(1.09)	(1.00)		
1.18	1.84	2.36	5.02***	1.78	2.16	2.41	11.85***	上位群<中位群<下位群
	(0.99)	(1.14)		(0.95)	(1.14)	(1.13)		
1.68	2.26	2.69	3.99***	2.12	2.52	2.73	10.53***	上位群<中位群<下位群
	(1.14)	(1.12)		(1.04)	(1.16)	(1.11)		
0.59	2.52	2.78	2.92**	2.34	2.74	2.79	5.80**	上位群<中位群, 上位群<下位群
	(1.09)	(0.95)		(0.99)	(1.02)	(0.94)		
1.87	2.83	3.23	3.55***	2.56	3.12	3.26	9.56***	上位群<中位群, 上位群<下位群
	(1.35)	(1.18)		(1.36)	(1.24)	(1.17)		

\*p<.05,\*\*p<.01,\*\*\*p<.001

この結果から、C.A.P.に興味がある生徒、C.A.P.をやってみたいと思ったことがある生徒は警察に対するイメージが肯定的なものであることがわかった。他方、C.A.P.の活動経験の有無によるイメージの違いはないことも明らかになった。経験よりも、興味や意欲などC.A.P.に対して能動的な意識のある生徒の方が、頼もしい・優しい・親切・親しみやすいなど、警察に対するイメージがよいのではないかとと思われる。C.A.P.「レディネス」に着目しても、上位群のイメージが良く、C.A.P.「レディネス」が高いほど警察イメージがプラスになっていると推察される。

## V. むすび

今後のC.A.P.の在り方を考えた場合、どのようにすればより活性化するのか、その方途を検討したい。

### 1. 高校生の参画の促進

教員側は、この高校生の主体性の発揮について、肯定的に捉えているように見受けられる。また、警察関係職員も教員同様のスタンスであることがわかる。高校生の意見を聞こうという構えはあるようで、むしろ高校生からの働きかけを待っているように思われるので、高校生の出方次第で、大きく動く可能性があるのではないかと考えられる。

#### A-T

生徒がなかなか中心ではできないんですね。先ほど言ったように、警察の係の人と学校側の担当の人が一応話し合って、じゃあこんな方向でっていうのがあるんですけど、本来は生徒の中から、以前は生徒同士で話し合いをさせて、例えば3年間やった3年生あたりが、じゃあこんな活動もしたらええと思うよっていうC.A.P.、こんなことしたらええと思うよっていう意見が出たらいいんですけど、やりよっても出ないんですよ、実は。毎年やりよっても。それでもうこれはしょうがないけん、学校と警察主体でこういうことやろう言うて決めていった経緯があるので、本来はそういう感性を磨くいうか、3年間C.A.P.が活動をして、やっぱりこうやった方がええよねとか、こんなもした方が面白いんじゃないのっていうことを出てくるのが本来の姿だとは思うんですよ。ボランティアで地域のことを地域で守りましょうっていうことになってくると、自分たちで見よって。その辺で子どもたちの中から意見が出てこない部分があるんで、なかなかその辺が課題だと思うんですね。やらされている、じゃあビラ配ってねって、配ってみると結構受け取ってくれたり、ありがとう言うてくれるといんですけど、じゃあ次、これやってみるということができない。

#### C-T

どこまでこの生徒を、自分の学校の生徒を表に出したらええかっていうのが、ちょっと僕らも正直わからないんです。だから、いうたら、防犯協会が中心になって、こういうこともするから、協力を

お願いしますったら、「はいはい」言って行くし、それに彼らが行くってスタンス。それでいいのか、もっと積極的に、全面的にこのC.A.P.というのが主体になって動くんかいうことか。明らかに主体が警察だと私らは認識しているので、やっぱり要請に対して活動するっていうところまでしかないんですよ。

E-2

学校側から提案してもらいたいと。こちらからの一方通行じゃなくて、学校からもこんなしたいんだけどっていうふうな投げ掛けとか活動提案というのもしてもらいたいっていうのはありますね。

E-1

たとえば高校生ならではの、万引き防止、高校生がお年寄りに特殊詐欺の被害防止、啓発活動なんかもそうなんですけど。高校生の目線で訴えられるっていうのがええんかなと思うんで。万引きとかはなんかで形にできたらいいかなと思いますけどもね。

## 2. 活動に対する温度差の超克

西条市の成り立ちやC.A.P.の拡大の経緯にも関係するものと思われるが、活動に関して地域による温度差があることがうかがえる<sup>(19)</sup>。地域の独自性を活かした活動が展開されることは相乗効果が期待されるが、現状認識されている温度差をそのままにしておくことは問題があるのではないかと考えられる。

E-1

もともとの活動自体がこっちのほうがあんまり低調だったっていうのはあるんですよ。……もともとあっちが活発の作業やったけん、防犯の意識みたいなのはあっちが高いんかもしれへんですね。……昔からそりゃ、あっちがされよるけん、そういった面であっちのほうにより浸透しとるっていう点はあるかもしれないですけどね。

D-2

やっぱ西条とこっちの西条西の温度差はあるよなっていうのは常々思っています。……こちらは先だけあって、熱心、活動も熱心なんですけれども、西条の方がどっちかという活動はちょっと少なめかなっていうのは……。

具体的なものとして、非行防止協議会の事例を挙げることができる。既存の活動にC.A.P.の活動を組み込むことで、高校生自身のコミュニケーション能力の向上を図るなど、高校生の成長の一助となっている。こうした活動経験の有無は、C.A.P.に対する捉え方はもちろん、その後の地域社会への関わ



り方にも影響を与えるのではないかとと思われる。

#### D-1

もともと、非行防止協議会はもともとの成り立ちは、万引きとか、いわゆる初発型非行を防止しましょうっていう立ち上げで県下にあるんですけれども。基本は小売店さんとかで少年とかの非行をやめるようにっていうことで各地区に設置されてるが、お店はお忙しいですし、参加率も悪いですし、ボランティアの方とか教育関係の方もいらっしゃるんですけども、ちょっと今一歩、話し合いをしても万引きをどうしましょうという話し合いも毎年同じ内容になりがち。……ここにC.A.P.を呼んで、来てもらって、参加してもらって、同じ会議じゃ高校生もあまり発言ができないので、グループワークを組んで、同じ大人と子どものグループにしてその中でグループで話し合いをしてもらうっていうのを私が来たときから実施したら、それが好評で、皆さんが喜んでいただいて、高校生にとっては大人がそういうボランティアをしているっていうのは初めて聞いたりとか、いろんな大人がいるんだっていう知見にもなると思います。

独自性を意識して特別なことをする必要はない、また、横並びで同じ活動に取り組む必要もないが、支援している側が感じている温度差は、高校生にも伝わるはずである。高校生の参画意識が醸成されたときに、それに答えることができるようにするためにも、意識レベルでの温度差は解消されることが望まれるように思われる。

### 3. 活動の拡大への途

今後のC.A.P.の活動に関して現状を鑑みると、拡大の可能性があるのではないかと考えられる。平成29年度第2回生徒指導主事連絡協議会及び中高生徒指導主事連絡協議会（2017年9月8日）への参観から得られた知見から考察したい。

西条まつり・地方祭といった秋祭りにおける対応をテーマに、小学校・中学校・高等学校の生徒指導主事の連絡協議会が開催された。

西条市におけるお祭りは小学生・中学生・高校生・保護者・市民など、すべての人々にとっての一大イベントであり、幼少児から大人までの共通体験となっており、お祭りの担い手を育てるという後継者育成の視点も含まれている。西条市全体として、お祭りという同一行事に取り組む土壌・基盤が出来上がっている。C.A.P.の活動状況を加味すると、これは西条市でC.A.P.が成立する要素として重要であり、その土台となっているものと思われる。連絡協議会には警察職員も同席しており、学校と警察の連携を考える際のポイントにもなり得る。

連絡協議会の場において、たとえハレの日であっても、飲酒・喫煙をはじめ、日頃の生徒指導同様、ダメなものはダメであるという共通理解を図ることができている。また、小学生の時から継続して、また、一貫してそうした指導を受けている。こうした状況を勘案すると、飲酒・喫煙防止のポスターの作成や配布などを契機として、C.A.P.を高校生だけの活動ではなく、中学生や小学生の活動として

拡大できる可能性があるのではないかと考えられる。

#### 4. 今後の課題

C.A.P.について、高校生や教員、警察関係職員への調査からその位置づけや効果について確認することができた。しかしそれは、調査時点での状況を捉えたに過ぎない。特に効果については、追跡調査や経年比較、あるいは本研究では扱うことができなかった地域住民の見解なども加味しながら、継続的・多面的に検証を進める必要があると考えている。また、C.A.P.の在り方を考えるにあたり、地域性の影響が看過できないことも明らかになってきた。そのため、調査対象等を拡大しながら、研究を継続することが残された課題である。

#### 注記・参考文献

- (1) 長沼豊『新しいボランティア学習の創造』ミネルヴァ書房、2008年
- (2) 林幸克『高校生の市民性の諸相—キャリア意識・規範意識・社会参画意識を育む実践の検証—』学文社、2017年
- (3) 文部科学省 国立教育政策研究所「平成30年度全国学力・学習状況調査報告書 質問紙調査」2018年
- (4) 施設数に関して、学校は文部科学省「平成30年度学校基本調査(速報)」2018年、社会教育施設は文部科学省「平成27年度社会教育統計(社会教育調査報告書)」2017年、警察署は警察庁「平成29年度警察白書」2017年を参照した。
- (5) 林幸克「高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究—博学連携に着目した考察—」『明治大学人文科学研究所紀要』第82冊、2018年
- (6) 林幸克「高等学校と公共図書館の連携に関する一考察」『図書の譜—明治大学図書館紀要—』第22号、2018年
- (7) 警察庁「平成29年度警察白書」2017年によると、警察署のほかに、交番が約6,600箇所、駐在所が約8,100箇所ある。
- (8) 巡静一「青少年」『ボランティア・NPO用語事典』中央法規、2004年
- (9) 愛媛県では、2014年に県立高校生の自転車による死亡事故が相次ぎ、再発防止が急務となった。そこで、県立学校においては、2015年度から、自転車通学時や部活動、学校行事等におけるヘルメット着用を自転車通学の許可要件とし、7月1日から県立高校生等によるヘルメットの完全着用が始まった。現在、県立学校では、通学時の着用率は100%であり、ヘルメット着用は好評を得ている。今後とも、ヘルメットを着用することで、生徒が自分の命は自分で守るという意識を高めるとともに、ヘルメット着用を新しいファッションとして定着させ、「自転車新文化」の発展の一翼を担うことが期待されている。
- (10) NPO法人えひめチャレンジ支援機構・愛媛県ヤングボランティアセンター「平成25年度高校生ボランティア活動報告書」2014年
- (11) 「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」とは、学校と警察が相互に児童生徒の問題行動に関する情報交換を行い、連携して非行を防止するなど、児童生徒の健全育成を推進するための制度である。
- (12) 「ヤング3S運動実施要領の制定について」(2011年)では、高校生も対象にしており、3つの活動が示されている。第1はサービス活動(公園、道路等のごみの回収、道路標識、カーブミラー等交通安全施設の清掃、高齢者福祉施設等への訪問による防犯及び交通安全の呼びかけ等の活動)、第2はスポーツ活動(誰もが気軽に参加できるスポーツに係る行事を開催するとともに、当該行事の中で適宜講話を行うなど、スポーツを通じて少年に地域社会とのきずなを実感させるために行う活動)、第3はサポート活動(就業体験、創作体験、地域の祭礼行事への参画等地域住民との交流による居場所づくり)である。また、留意事項の中に、「防犯協会、交通安全協会、学校、教育支援センター、公民館、PTA等の関係機関・団体の協力を得るよう努めるこ

と。」とされている。

- (13) 西条市教育委員会ホームページ（2017年5月16日更新）（2018年9月20日閲覧）（<http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokyoiku/gk0039.html>）
- (14) CAP（キャップ）は、Child Assault Prevention の頭文字をとったもので、子どもを様々な暴力から守るための暴力防止のための予防教育プログラムである。
- (15) 西条まつりなどの秋祭り前に、未成年者の飲酒・喫煙防止を目的としたポスターを製作し、屋台総代会や酒販店、学校等関係機関に協力を呼び掛ける活動を行っている（西条地区防犯協会・西条警察署・西条西警察署「天狗岳」(地域安全ニュース)2017年11月号参照)。また、例年、愛媛新聞でもその様子が報じられている（2014年9月8日、2015年10月2日、2016年10月5日）。
- (16) 2017年度西条西地区非行防止対策協議会は、「成人年齢の引き下げと飲酒・喫煙」をテーマに、市民とC.A.P.会員の高校生と一緒にディベート等グループ研修を実施した。
- (17) 高坂康雅「共同体感覚尺度の作成」『教育心理学研究』59, 2011年  
 なお、自己認識に関する詳細な分析は、下記で報告する予定である。  
 林幸克「高校生のボランティア活動に関する一考察」『明治大学教職課程年報』No.41, 2019（発行予定）
- (18) 三宅元子「中学・高校・大学生の情報倫理意識と道徳的規範意識の関係」『日本教育工学会論文誌』30（1）, 2006年
- (19) 合併前の旧西条市と東予市では地域性に差異があるようである。現在の西条市は、もともと保守的な地域であるが、東予は特に保守的、旧西条はやや革新的な部分がある（2017年5月2日 西条市ボランティアセンターでの聞き取りより）。また、小学校の音楽会を2地域で別々に実施しているが、旧西条はダンスなども取り入れてエンタテインメント性のある楽しむ活動になっているが、東予は教科書的で正統的なまじめな取り組みになっている印象があるとのことであった（2017年5月1日 西条市教育委員会での聞き取りより）。その影響か、C.A.P.の活動も、西条署管内の活動はアットホームな雰囲気であるのに対して、西条西署管内の活動は規律正しく整然とした、厳粛な雰囲気であるという印象を受けた。

## 謝辞・付記

調査にご協力いただいた高等学校の先生方・生徒の皆さん、警察関係職員の皆さまに記して感謝申し上げます。なお、本研究はJSPS科研費16K04782の助成を受けたものです。

トスカーナ大公国における封建貴族とコジモ1世  
— アリドーシ家の一族間係争と君主

北 田 葉 子

I nobili feudali e Cosimo I nel Granducato di Toscana:  
I conflitti della famiglia Alidosi e il principe

KITADA Yoko

Questo articolo mira a chiarire il rapporto fra il principe e i nobili feudali, il ruolo di questi nobili nel periodo di formazione dello stato di antico regime, e la giustizia civile caratteristica di prima età moderna in cui il principe poteva intervenire arbitrariamente, ricostruendo i conflitti dei membri della famiglia Alidosi, Signore del Castel del Rio.

La famiglia Alidosi era nobile di Imola e ottenne Castel del Rio che confina con Repubblica Fiorentina come feudo da imperatore Ottone IV. Come gli altri nobili vicini che avevano feudi imperiali, anche loro non avevano il rapporto con imperatori dopo l'infeudazione e hanno fatto l'accomandigia con la Repubblica Fiorentina alla fine del Quattrocento, e poi anche con i Granduchi di Toscana. Il capo della famiglia alla metà del Cinquecento era Cesare Alidosi, che nominò Ciro, il figlio di suo cugino come suo successore perché non aveva il figlio. Gli opponevano suo zio Riccardo e suo figlio Nicola, cioè del altro ramo della famiglia Alidosi. Cosimo I, Duca di Firenze, intravenne in questo conflitto, che fu giudicato dalla corte supremo civile, Magistrato Supremo.

Magistrato Supremo era fondato nel 1532 quando nacque il principato mediceo, ma all'inizio era considerato un organismo consultivo del principe. Questo organo però non funzionava come consulta perché dopo di questo tanti altri organi consultivi furono creati da Cosimo I. Poco a poco ottenne il ruolo come la corte supremo civile, ma non erano definite precisamente le sue attribuzioni perché Cosimo voleva intervenire liberamente l'amministrazione giudiziaria tramite questo organo. Aveva tanti mansioni in cui fu incluso il conflitto delle famiglie nobili feudali.

Ricostruendo i processi che durano dal 1557 al 1564, si capisce le seguenti cose; la prima è il legame della famiglia Alidosi con Cosimo I, che affrontò pazientemente i conflitti della famiglia nonostante la ripetizione della controversia. Cosimo, però, sembra che favorì Ciro che gli serviva come suo cameriere. La seconda è che il granduca intervenne facilmente i conflitti della famiglia tramite il Magistrato Supremo. La serie di procedure che finisce con Magistrato Supremo potrebbe essere considerato il sistema che comincia con la supplica. Terza ed ultima cosa che ci fanno capire da questi processi è la fedeltà dei nobili feudali della prima età moderna. Ciro sempre serviva solo Cosimo I, ma Nicola cambiò sua fedeltà da Firenze a Roma. Nicola però non serviva due padroni nello stesso tempo. Dopo convinto che non può vincere a Firenze, andò alla corte di Roma per superare Ciro. È interessante il modo di comportare di Nicola che ebbe solo un padrone contemporaneamente.

In prospettiva più ampio, possiamo vedere dal rapporto fra la famiglia Alidosi e Cosimo I l'importanza del feudo al confine dello stato mediceo ed il processo che i nobili feudatari erano diventati soggetti fedeli del principe.

《公募論文》

# トスカーナ大公国における封建貴族とコジモ1世

## — アリドーシ家の一族間係争と君主

北 田 葉 子

## はじめに

フィレンツェを首都とするトスカーナ大公国の封建貴族の研究は<sup>1</sup>、長い間、あまり注目を集めなかった<sup>2</sup>。そもそもまず、トスカーナ大公国自体が1970年代まで、注目されていなかった。フィレンツェについては、共和国が歴史研究の中心であり、君主国は共和国の墮落した形態として、軽視されていたのである。コムーネや共和国を良しとする価値観によって、市民が貴族化する近世の「再封建化」という現象もまた墮落の産物とされていた<sup>3</sup>。さらにトスカーナは、ほかのイタリアの地方と比べても、封建貴族が少なかった。フィレンツェ共和国が発展し、拡大していく過程で、多くの封建貴族が征服されてしまったためである。1532年にメディチ家による君主国が成立したとき、領内に存在した封土は20に過ぎなかったという<sup>4</sup>。そのため、1970年以降に、トスカーナ大公国の研究が盛んになってからも、封土はあくまでマージナルな現象としてとらえられ、研究は進展しなかった<sup>5</sup>。

1990年代になってやっと、研究が活発になった。グレゴリー・ハンロンは、軍事における封建貴族

1 1532年にメディチ家による君主国が成立するが、その時点ではフィレンツェ公国である。その後1569年に教皇ピウス5世からトスカーナ大公の称号を授けられることによってトスカーナ大公国となるが、煩瑣を避けるため、ここではトスカーナ大公国で統一する。

2 トスカーナ大公国における封建貴族研究について、詳しくは、北田葉子「トスカーナ大公国における封建貴族層」『明治大学人文科学研究紀要』78号、2016年、pp. 5-7を参照。また2016年以後に出た重要な研究として、S. Calonaci, *Lo spirito del dominio. Giustizia e giurisdizioni feudali nell'Italia moderna*, Roma, Carocci, 2017があげられる。

3 現在では、「再封建化」という言葉はあまり使用されない。近世の封建貴族は中世とは異なっており、「再びかつての封建体制に戻った」と理解される「再封建化」という言葉は不適切だと考えられている。Cf. 北田「トスカーナ大公国における封建貴族層」、p. 7。

4 G. Caciagli, *Feudi medicei*, Pisa, Pacini, 1980, p. 61.

5 北田「トスカーナ大公国における封建貴族層」、p. 6。



の活躍や、封土における司法の問題を扱っているし<sup>6</sup>、特定の封土や封建貴族についての研究も進んだ<sup>7</sup>。2010年代には、トスカーナ全体の封建貴族を扱った著作も複数出版された<sup>8</sup>。またトスカーナも含めイタリア中北部に広がる皇帝封土についても研究が進められている<sup>9</sup>。

現在では、トスカーナ大公国の封土の重要性は広く認められていると言えよう。トスカーナ大公国の封土は国境に近い辺境にあることが多く、そのためにかつては軽視されてきたのだが、現在ではだからこそ、領域支配とその防衛という観点から注目されている。ただし、研究の対象となっているのは、君主国で新たに作られた封土の研究が多く、メディチ家による君主国以前からある封建貴族についての研究は少ないのが現状である<sup>10</sup>。

筆者はこれまでトスカーナ大公国の確立期、すなわち近世国家成立期における旧来からの封建貴族と君主の関係や彼らの役割を検討してきた。トスカーナ大公国では、封建貴族たちは当初から軍人・宮廷人として活躍していた。総数は多くないが、そもそも封建貴族があまりいないことを考えれば、決して少ない数ではない。しかも一つの家から継続的に軍人や宮廷人を輩出しており、その重要性は明らかである<sup>11</sup>。またフィレンツェ市民の多くが宮廷や軍に入るようになるのは17世紀と遅いことを考えれば、封建貴族の重要性はさらに高まるだろう。

筆者がこれまで研究対象としたのは、ヴェルニオ伯バルディ家、モンテ・サンタ・マリア侯ブルボン家である。バルディ家については、彼らの一族間紛争を扱った。一族の長グアルテロットは、コジ

6 G. Hanlon, "The Decline of a Provincial Military Aristocracy: Siena 1560-1740", in *Past and Present*, vol. 155, 1997, pp. 64-108, Id., *The Twilight of a Military Tradition: Italian Aristocrats and European Conflict, 1560-1800*, New York, Holmes & Meier, 1998, Id., "Justice in the Age of Lordship: A Feudal Court in Tuscany during the Medici Era (1619-66)", in *Sixteenth Century Journal*, vol. 35, 2004, pp. 1005-1033, Id., "La féodalité bénigne d'un fief toscan au XVIIe siècle", in B. Barbiche, J.-P. Poussou, A. Tallon (ed.), *Pouvoirs, contestations et comportements dans l'Europe moderne*, Paris, Presses de l'Université Paris Sorbonne, 2005, pp. 881-893, Id., *Human Nature in Rural Tuscany: an Early Modern History*, New York - Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2007.

7 M. Bartolini, *Sassetta primo feudo mediceo con trascrizione integrale di suppliche e statuti del 1500*, Volterra, Accademia dei Sepolti, 1990, F. Bertini, *Feudalità e servizio del Principe nella Toscana del '500*, Siena, Cantagalli, 1996, S. Pucci, "A proposito della signoria di Murlo e della feudalità toscana in Età moderna", in M. Filippone, G. B. Guasconi, S. Pucci, *Una Signoria nella Toscana moderna. Il Vescovado di Murlo (Siena) nelle carte del secolo XVIII*, Siena, Università degli Studi di Siena, 1999, pp. XI-XXXII.

8 Calonaci, *Lo spirito del dominio*, cit., S. Calonaci e A. Savelli (a cura di), "Feudalesimi nella Toscana moderna", in *Ricerche storiche*, anno 44, n. 203, maggio-dicembre 2014, pp. 173-321, T. Di Carpegna Falconieri, "I feudi imperiali ai confini fra Toscana e stato pontificio (secoli XV-XVIII)", in Cinzia Cremonini e Riccardo Musso (a cura di), *I feudi imperiali in Italia tra XV e XVIII secolo*, Roma, Bulzoni, 2010, pp. 433-450.

9 皇帝封土とは、皇帝から封土を与えられたことを意味するが、トスカーナの場合、13-14世紀に封土を購入し、その後皇帝に認められたというケースが多い (Calonaci, *Lo spirito del dominio*, cit., p. 206)。またトスカーナの皇帝封土の多くは小規模なもので、例外的に大きいのはバルディ家の領土である (Calonaci, *Ibid.*, p. 98)。トスカーナの皇帝封土については、T. Di Carpegna Falconieri, "I feudi imperiali ai confini fra Toscana e stato pontificio", cit. を参照。

10 古くからの貴族の研究としては、Bertini, *Feudalità e servizio del Principe*, cit., Calonaci, *Lo spirito del dominio*, cit. が挙げられる。

11 トスカーナ大公国の宮廷における封建貴族については、Y. Kitada, "L'aristocrazia fiorentina nella corte medicea da Cosimo I a Ferdinando II", in *The Journal of Humanities (Meiji University)*, vol. 15, 2009, pp. 51-85を参照。

モ1世（在位1537-64）と連携しながら、対立する分家のメンバー（4人兄弟）を次々と殺していく。3人が殺され、4人目はボローニャの山岳地帯で捕縛され、バンディーティとして死刑となった（バンディーティについては後述する）<sup>12</sup>。この事例から、バルディ家の当主と君主の密接な関係、封建家族のアイデンティティやメンタリティ、そして彼らが持つ独特の人的ネットワークの一端を明らかにした。

ブルボン家については、書簡から彼らと君主の関係を明らかにした。彼らはコジモ1世の治世初期から君主・臣下の関係を確立し、保護を得る代わりに情報提供などを行うギブ・アンド・テイクの関係を形成していた<sup>13</sup>。

ブルボン家の係争についての調査の中で、封建貴族の一族間の紛争の解決に、マジストラート・スプレーモ（以下MS）という一種の最高裁判所が重要な役割を果たしていることが分かった。したがってこのMSの史料を利用することによって、封建貴族と君主の関係をさらに解明できるであろう。本論は、このMSの史料と封建貴族が君主に送った書簡などの史料から、カステル・デル・リオの領主アリドーシ家の一族間紛争を再構成する。そこから君主と貴族の関係のみならず、君主の司法への介入の方法や封建貴族の役割の一端も見えてくるだろう。

#### (1) マジストラート・スプレーモ

MSは1532年の君主国の誕生とともにできた新しい組織である<sup>14</sup>。この時に、共和国時代の都市政府シニョリーアに代わって、200人評議会と48人評議会（セナート）という二つの評議会が作られたが、その上に位置し、君主を補佐すると同時にその代理ともなる組織として作られたという<sup>15</sup>。メンバーは、セナートから選ばれた4人の顧問と公爵の代理人の計5名で、君主が任命する。彼らの任期は3か月

12 Yoko KITADA, "I Bardi di Vernio e Cosimo I: aspetti dei rapporti feudali", in *Archivio storico italiano*, vol. 173, 2015, pp. 605-636.

13 北田「トスカーナ大公国における封建貴族層」。

14 1532年の体制については、松本典明『メディチ君主国と地中海』晃洋書房、2005年、F. Diaz, *Il Grauducato di Toscana. I Medici*, Torino, UTET, 1976, R. B. Litchfield, *Emergence of a Bureaucracy. The Florentine patricians 1530-1790*, Princeton, Princeton University Press, 1986を参照。

15 MSそのものについては、G. Pansini, "Il Magistrato supremo e l'amministrazione della giustizia civile durante il principato mediceo", in *Studi senesi*, vol. 85, 1973, pp. 283-315, Giovanna Benadusi, "La madre e il Granduca. Stato e famiglia nelle suppliche al Magistrato supremo (Firenze, XVII secolo)", in A. Bellavitis and I. Chabot, eds. *Famiglie e Poteri nell'Italia Medievale e Moderna*, Roma, École Française de Rome, 2009, pp. 379-397を参照。MSについての研究は多くなく、上記のほかにMSに言及している研究は以下の通りである。Diaz, *Il Grauducato di Toscana*, cit., pp. 87-88, 497-498; Litchfield, *Emergence of a Bureaucracy*, cit., pp. 67-68, 90; G. Pansini, "Le cause delegate civili nel sistema giudiziario del principato mediceo", in M. Sbriccoli e A. Bettoni (a cura di), *Grandi tribunali e rote nell'Italia di Antico Regime*, Milano, Giuffrè, 1993, pp. 605-641; E. Fasano Guarini, "Considerazioni su giustizia, stato e società nel ducato di Toscana del Cinquecento", in S. Bertelli, N. Rubinstein e C. H. Smyth (a cura di), *Florence and Venice: comparison and relations*, vol. 2, Firenze, La Nuova Italia, 1980, pp. 135-168; Ead., "I giuristi e lo stato nella Toscana medicea cinque-seicentesca", in AA. VV., *Firenze e la Toscana dei Medici*, vol. 1, Firenze, Olschki, 1983, pp. 229-247; G. Gorla, "I tribunali supremi degli stati italiani fra i secoli XVI e XIX, quali fattori della unificazione del diritto nello stato e della sua uniformazione tra stati", in *La formazione storica del diritto comunale in Europa*, Firenze, 1977, vol. 3, pp. 447-532; Id., "Introduzione allo studio dei tribunali italiani nel quadro europeo fra i secoli XVI-XIX", in N. Picardi, A. Giuliani (a cura di), *L'ordinamento giudiziario, I, Documentazione storica*, Rimini, Maggioli, 1985, pp. 329-470.

で、公爵もしくは代理人が議長を務めるとされた。当初考えられていたこの機関の任務は君主の補佐と最高裁判所としての役割だったが、諮問機関としての役割を果たすことはなかった<sup>16</sup>。なぜならば、次々と諮問機関が作られ、MSより上位に置かれたからである。

初代フィレンツェ公アレッサンドロが嫡子を残さずに死亡したため、傍系のコジモ1世（1519-1574、在位1537-1564）が公位を継いだ。若く、経験もないコジモは有力市民の傀儡として君主の地位につけられたが、すぐに頭角を現し、有能な側近の力もあって権力を掌握した<sup>17</sup>。側近としてはまず、君主の手足として働く書記たちが上げられるだろう。彼らはフィレンツェ以外のトスカーナ大公国あるいは外国出身で、出自はあまり高くなく、君主個人に忠誠を誓っていた。彼らのなかでも第一書記は非常に重要な役割を担っており、単なる書記ではなく、大臣的な役割を果たしていた<sup>18</sup>。さらに1543年には改革監査役と税制監査役が設置された。彼らは二つの評議会に出席し、法案の通過を監視した。のちに司法監査役も設置された。彼らの出自は書記層と同じであったが、経験の豊富な法学者で、様々な会議に出席し、君主の代理も務めるいわば大臣クラスであった<sup>19</sup>。実権を握っていたのはフィレンツェ人ではなく、このような側近たちだったのである<sup>20</sup>。

1545年には枢密顧問団Pratica segretaが設置され、この組織が君主の諮問機関となった。ここでは監査役たちの出席のもと、政策全般が話し合われ、また司法機関としての機能も持った。さらに1550年には諮問会議Consultaが設置され、MSや枢密顧問団よりも上位に位置付けられた。君主への嘆願などを処理し、最高裁判所の機能も持っていた諮問会議は、超法規的な君主の意図のための機関であった。

このようにコジモ1世の権力強化の過程で、MSはどんどん「格下げ」されていった。もともと、パンシーニによれば、「実際には初めから何の政治的な力も持っていな」かったという<sup>21</sup>。

しかし時の経過とともに、MSは役割を与えられるようになった。明確に定義されないまま、特定の権限も付与されないままであるが、慣習や君主の命令によってその役割が徐々に決まっていたのである<sup>22</sup>。結果的にMSは最高裁判所として司法の任務に特化することになった。信託遺贈、間接税、諸特権にかかわる係争や親族間の係争、貧民の係争<sup>23</sup>、そして本論で扱う封建貴族の一族間の係争を扱い、民事裁判所ルオータの裁判官の選出のような司法行政全般にかかわるさまざまな問題も扱った。君主

16 Benadusi, "La madre e il Granduca", cit., p. 401.

17 北田葉子『近世フィレンツェの政治と文化』刀水書房、2003年、pp. 31-46を参照。

18 第一書記の任務については、I. Domenichini, "Alle origini del principato cosimiano", (Tesi di laurea specialistica, Università di Pisa, 2006), <https://etd.adm.unipi.it/t/etd-08312006-112012/> (accesso 10 giugno 2018), p. 92を参照。

19 Ibid., p. 93.

20 L. Mannori, *Il sovrano tutore: pluralismo istituzionale accentrato amministrativo nel principato dei Medici (secc. XVI-XVIII)*, Milano, Giuffrè, 1994, p. 88.

21 Pansini, "Il Magistrato supremo e l'amministrazione della giustizia civile durante il principato mediceo", p. 1.

22 Benadusi, "La madre e il Granduca", cit., p. 399, Fasano Guarini, "Considerazioni su giustizia, stato e società", cit., p. 142, Litchfield, *Emergence of a Bureaucracy*, cit., p. 90.

23 ただし貧民の係争は、本来、Conservatori di Legge（貧民のための裁判や地方の裁判所の監督の権限を持つ）の任務であった。Cfr. L. Cantini, *Legislazione toscana*, Firenze, Albizziniana, 1800-1808, vol. 1, p. 14 e 182.

への嘆願や請願の受付も行うようになり、君主の直接の介入によって、通常の司法では得られない特別の措置を求める多数の臣下に対応した。初期には受付だけで、その後該当部署に送られていたが、16世紀末までに、さまざまな問題を扱うようになったといわれる<sup>24</sup>。

明快な権限が与えられなかったのは、コジモ1世が自らによる介入を重視したからだった<sup>25</sup>。コジモが介入する際には、第一書記などを通じて行った。結果的にMSは幅広い権限を持ち、その仕事量は増加した（とくに1570年代から）。もっとも規定がないため、恣意的な手続きや権限の乱用などさまざまな問題が起き、すでに16世紀後半から、しばしば改革が行われることになる<sup>26</sup>。

MSの担い手は、公爵代理と顧問たちであったが、MSの権限の広がりに応じて彼らの力が増大したわけではない。彼らは形式的な承認を行うにとどまり、重要な案件は監査役が担い<sup>27</sup>、それ以外の案件は民事裁判所ルオータ<sup>28</sup>から選ばれた裁判官が担当した<sup>29</sup>。とくに税制監査役はMSを統括し、すべての決定に参加した（1542年から）<sup>30</sup>。1572年にはMS第一書記、MS監査役という役職もできたが、1615年に再び税制監査役に統合されることになる。本論で扱う時期には、ミランドラ出身の法学者アルフォンソ・クイステッリ（在任1555-1563）が税制監査役であった。彼以外にも、第一書記でやはり法学者のレリオ・トレッリもMSに関与している。クイステッリの死後は、サン・カッシャーノ出身の法学者アウレリオ・マンニ（在任1564-1571）が財政監査役となっている<sup>31</sup>。

24 Benadusi, "La madre e il Granduca", cit., p. 401.

25 Fasano Guarini, "Considerazioni su giustizia, stato e società", cit., p. 143, Pansini, "Il Magistrato supremo", pp. 295-296.

26 Pansini, "Il magistrato supremo", pp. 296-301.

27 監査役は、境界問題などについての封建貴族の訴えも担当していた。共同体などの境界問題については、領域管理九人会 *Nove conservatori del dominio fiorentino* が担当していた。Cfr. A. Stopani, *La Production des frontières: État et communautés en Toscane (XVIe-XVIIIe siècles)*, Rome, École française de Rome, 2008, p. 62.

28 近世イタリアの最高裁判所は大きく二つのモデルに分かれる。ひとつがミラノの法院に代表される法院型で、その担い手はエリートの法学者たちで、彼らの任期は終身だった。もう一つのモデルがフィレンツェのルオータに代表されるルオータで、共和政体をとっていた、あるいはとっていたことのある地域に多く、裁判官は外国人で、任期は期限付きだった。フィレンツェのルオータは、1502年に設立された。裁判官は6人で、3人は一審（フィレンツェの街区で2人、それ以外に一人）、残り3人は二審を担当する。Cf. マリオ・アスケーリ（田中実訳）「近世イタリアの最上級裁判所」『南山法学』40巻、2017年、pp. 243-269, E. Fasano Guarini, "Considerazioni su giustizia stato e società nel Ducato di Toscana del Cinquecento", in S. Bertelli, N. Rubinstein e C.H.Smyth (ed.), *Florence and Venice: comparisons and relations, Acts of two Conferences at Villa I Tatti in 1976-1977*, vol. II, Firenze, La Nuova Italia, 1979-1980, pp. 135-167, G. Pansini, "La ruota fiorentina nelle strutture giudiziarie del Granducato di Toscana sotto i Medici", in B. Paradisi (a cura di), *La formazione storica del diritto moderno in Europa*, Firenze, Olschki, 1977, pp. 533-579, Id., "Le cause delegate civili nel sistema giudiziario del Principato mediceo", in M. Sbriccoli e A. Bettoni (a cura di), *Grandi tribunali e rote nell'Italia di antico regime*, Milano, Giuffrè, 1993, pp. 605-641 を参照。またこの時代のトスカーナ大公国の刑事裁判については、Edigati, *Gli occhi del Granduca. Tecniche inquisitorie e arbitrio giudiziale*, Pisa, ETS, 2009 を参照。近世の刑事裁判においては、判決に至らないことも多く、コムーネ時代からの伝統である告訴人による裁判放棄 *rinuncia* や和解 *pace*、被害者による罪の許し *remissione* などによる解決が多かった。Cfr. O. Niccoli, *Perdonare. Idee, pratiche, rituali in Italia tra Cinque e Seicento*, Roma-Bari, Laterza, 2014.

29 Benadusi, "La madre e il Granduca", cit., p. 401.

30 Ibid., Pansini, "Il Magistrato supremo", cit., pp. 260-261.

31 Pansini, "Il Magistrato supremo e l'amministrazione della giustizia civile", pp. 286-287.



MSで扱われる問題は、基本的に嘆願から始まる<sup>32</sup>。受け付けられた問題は君主と書記たちが検討し、訴えを認めるか、拒否するか、さらなる情報を求めるかが決められる。拒否されてもほかの役所に回されることもある。さらなる情報を求める場合には、新たに得られた情報を公爵代理と顧問たちが再検討する。そこに裁判官が加わる場合もあるという。

ベナドゥーシによれば、君主は、伝統的に地方で処理されていた財産や遺産の問題を中央で処理することで、臣下の生活をよりコントロールしようとしていたとしている<sup>33</sup>。実際、地方行政官が連絡業務を担当しており、その点では領域支配の一環であるといえる。ただし、封建貴族の一族間紛争については、単に中央と地方という観点からだけでは、語れない問題があると考えられる。封建貴族の一族間紛争におけるMSの役割については、アリドーシ家の紛争を追っていくことで、何らかの答えを見出したい。

MSの史料は、1966年のフィレンツェの洪水で、1033のファイルに被害が出ている。しかし近年、修復も進み、失われたり閲覧できないものもあるものの、多くのファイルが閲覧可能となっている。史料は大きく以下の6つに分けられている<sup>34</sup>。決議録、通達吏日誌・記録、書簡とその写し（各地の地方行政官にあてた書簡などの写し）、嘆願（嘆願書そのものだけでなく、内容をまとめたものもあり）、記録と証書（裁判のための資料などを集めたもの）、公的書簡（公式に送られた／受け取った書簡）である。とくに利用したのは、決議録、書簡とその写し、嘆願、記録と証書である。

## (2) アリドーシ家と一族間紛争の背景

### 2-1 アリドーシ家

アリドーシ家は、12世紀までさかのぼれるイーモラの封建貴族である<sup>35</sup>。神聖ローマ帝国皇帝オットー4世からカステル・デル・リオを封土として授けられ、以後その地を本拠地とする（図1参照）。1392年からはフィレンツェ共和国と臣従契約を結んでいる<sup>36</sup>。

16世紀に入ると当主チェーザレ（1491-1560）は、おじのフランチェスコが枢機卿（在位1507-1511）だったこともあり、教皇庁のチェゼーナ総督として活躍する。おじの枢機卿は、パッツィ家の陰謀にかかわったジローラモ・リアーリオと姻戚関係があり、このことからメディチ家との関係はよくなかったと推察されるが、1511年の枢機卿の死後、メディチ家に接近したと思われる。チェーザレの妻は二人ともフィレンツェの有力市民の出身である。一人目はマッダレーナ・ディ・シモーネ・トルナ

32 Benadusi, "La madre e il Granduca", cit., p. 403. ベナドゥーシは基本的に「上訴」と考えているが (Ibid., p. 404), 封建貴族の場合、必ずしも下位の裁判所で何らかの判決が出ているわけではない可能性もある。本論のアリドーシ家の例を参照。

33 Ibid., p. 404.

34 Cfr. P. D'Angiolini e C. Pavone (dir.), *Guida generale degli archivi di stato italiani*, Roma, Ministero per i beni culturali e ambientali, ufficio centrale per i beni archivistici, vol. 2, 1983, pp. 81-82.

35 アリドーシ家については、G. F. Cortini, *Storia di Castel del Rio dalle origini all'anno 1932*, Imola, Santerno, 1933, S. Bombardini, "Fatti e misfatti degli Alidosi di Castel del Rio", in *Pagine di vita e storia imolesi*, vol. 1, 1983, pp. 51-76, C. Q. Vivoli, *Gli Alidosi e Castel del Rio*, Imola, Santerno, 2001.

36 Caciagli, *I feudi medicei*, cit., p. 66.

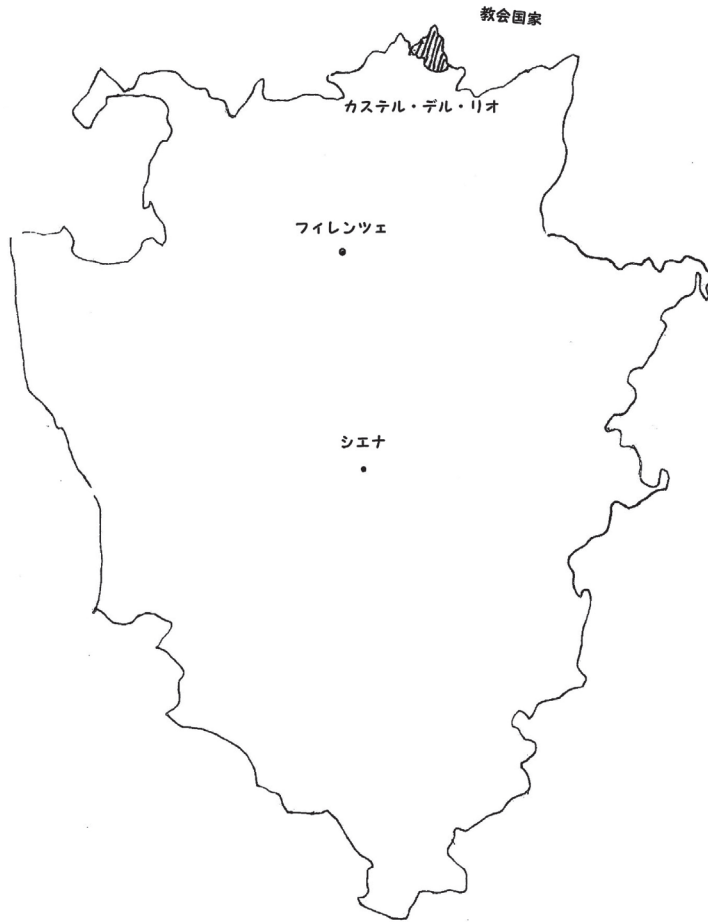


図1 16世紀のトスカーナ大公国におけるカステル・デル・リオ  
G. Caciagli, Feudi medicei, Pisa, Pacini, 1980 の添付地図より筆者が作成

ブオーニ、二人目の妻はジネーヴラ・ディ・ジョヴァンニ・ベルナルド・ゴンディである。一人目の妻の父は、のちにトスカーナ大公国のセナトーレとなっている。

コジモ1世が即位した1537年から、チェーザレはコジモと書簡のやり取りをしている。しかもコジモからチェーザレにあてた書簡では、「特別な友人へMag.co Amico precipuo」あるいは「兄弟のような Molto Mag.co come fratello」といった言葉が使われており<sup>37</sup>、すでに両者が親しかったことをうかがわせる。

本論に登場するのはこのチェーザレと、彼の後継者となる彼のいとこの息子チーロ、彼らの敵役としてチェーザレのおじで枢機卿フランチェスコの兄弟リッカルド、その子ニコラ（そしてその兄弟たちも端役で）である（図2を参照）。彼らの多くはカステル・デル・リオの城に同居しており、家長ら

37 Archivio di Stato di Firenze (以下ASF), Mediceo del Principato (以下MdP), f. 182, c. 37r, 80v.



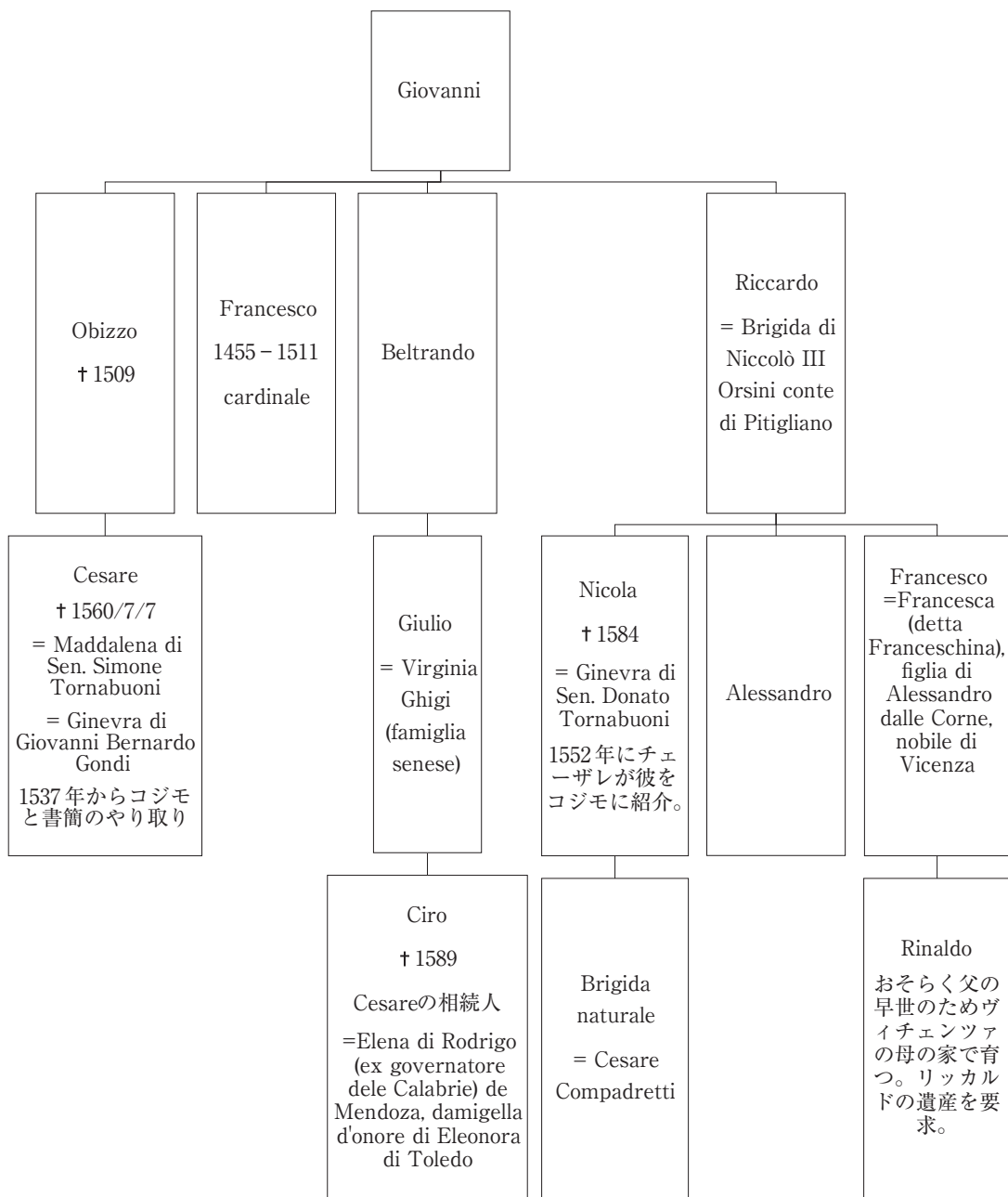


図2 アリドーシ家家系図

しき人物（本論の時期にはチェーザレ）はいるものの、財産を共有し、一族全員がシニョーレの称号を名乗るトスカーナの古い貴族の形態がある程度維持していたと思われる<sup>38</sup>。アリドーシ家の一族間係争では、この領土の支配者としての「家長」も問題となるのだが、それもこの古い形態の貴族のあり方と関係していると思われる。

## 2-2 係争の背景

アリドーシ家の係争そのものに入る前に説明しておかなければいけないことがある。まずは近世の地中海世界全般で問題になっていたバンディーティについてである。「バンディーティ」は、「追放する、布告する」という意味のバンディーレ *bandire* という動詞から派生した語で、追放刑になったものや亡命者たちがバンディーティと呼ばれ、そこから転化して犯罪者や盗賊も意味するようになったものである。彼らの多くは、何らかの犯罪を犯したとして実際にある国から布告 *bando* によって「追われた *banditi*」者であった<sup>39</sup>。匪賊と訳す場合もあるが、それでは実際に布告によって追放されているというニュアンスがまったくなくなってしまうため、ここではバンディーティという語句を使用することにする。

封建貴族の係争になぜバンディーティが関係してくるのかというと、このバンディーティたちは、各国の裁治権が及ばず、辺境にある封建貴族の領地を隠れ家・避難所にしたり、そこに定住したりしていることが多かったからである。封建貴族の領地は、バンディーティにとってアジローであった<sup>40</sup>。一方で君主は、バンディーティの取り締まりに尽力する。コジモ1世もバンディーティの取り締まりに熱心な君主であった<sup>41</sup>。アリドーシ家の当主チェーザレはバンディーティの受け入れに消極的だったが、従兄弟のリッカルド、そして次の世代のチーロとニコラも積極的に彼らを受け入れていた。これがアリドーシ家の一族間係争に大きな影響を及ぼすことになる。カステル・テル・リオ周辺にはチェローニと呼ばれているバンディーティの一派がおり<sup>42</sup>、彼らがアリドーシ家と結託していた。ただし彼らの内部にも争いがあり、それぞれがアリドーシ家のどちらかの派に味方することになる。とくにニ

38 この形態については、Calonaci, “Giurisdizione e fedeltà: poteri feudali dentro lo stato mediceo”, in *Ricerche storiche*, vol. 44, N. 2-3, Maggio-Dicembre 2014, p. 194 を参照。

39 バンディーティについては、I. Polverini Fosi, *La società violenta. Il banditismo dello Stato pontificio nella seconda metà del Cinquecento*, Roma, Edizioni dell'Ateneo, 1985, G. Ortalli (a cura di), *Bande armate, banditi, banditismo e repressione di giustizia negli stati europei di antico regime*, Roma, Jouvence, 1986, V. Fraticelli, “«Inquieto vivere»: feudatari e briganti, tra Amiata e Maremma nei secoli XVI e XVII”, in M. Mambrini (a cura di), *Gli Sforza di Santa Fiora e Villa sforzesca: feudalità e Brigantaggio*, Arcidosso (GR), Edizioni Effigi, 2015, F. Manconi (a cura di), *Banditismi mediterranei secoli XVI-XVII*, Roma, Carocci, 2003, E. Cicone, *Banditi e briganti. Rivolta continua dal Cinquecento all'Ottocento*, Soveria Mannelli (CZ), Rubettino, 2011, L. Giarelli (a cura di), *Banditi e fuorilegge nelle Alpi*, Roma, Youcanprint Self-Publishing, 2017, E. J. ホブズボーム (斎藤三郎訳)『匪賊の社会史』みすず書房, 1972年, フェルナン・ブローデル (浜名優美訳)『地中海』, 第3巻, 藤原書店, 1993年, pp. 147-164 を参照。

40 Cfr. Calonaci, *Lo spirito del dominio*, cap. 8-1.

41 北田葉子『近世フィレンツェの政治と文化』刀水害房, 2003年, pp. 47-48 を参照。

42 フェルディナンド1世時代にも、チェローニはロマーニャ地方で活動している。Cfr. A. Vanzulli, “Banditismo”, in G. Spini (a cura di), *Architettura e politica da Cosimo I a Ferdinando I*, Firenze, Olschki, 1976, p. 439.

コラは、庶出の娘をチェローニの一派のチェーザレ・コンパドレッティと結婚させており、結びつきは強かった。

もう一つの背景は、アリドーシ家が、今回取り上げる係争以外の係争も争っていたことである。リッカルドの三男フランチェスコの息子リナルドは、祖父リッカルドの財産分与に不満を持っていた。リッカルドは長男ニコラと次男アレッサンドロにのみ財産を残そうとしており、三男フランチェスコ（すでに死亡）の息子である彼とその妹には何も残そうとしなかったからである。これには事情があり、父フランチェスコの死亡後、リナルドと妹はヴィツェンツァの母の実家で育てられ、当時もヴィツェンツァ在住であった。そのためリッカルドは彼らを財産分与から外したものと思われるが、リナルドはリッカルドと長男ニコラを訴えた<sup>43</sup>。養育費を要求し、姉妹の嫁資にあてるためである。コジモにも書簡で事情を訴えているが、ヴェネツィアでは訴訟を起こしており<sup>44</sup>、そのためリッカルドやニコラはしばしばヴィツェンツァやヴェネツィアに行き、カステル・デル・リオには不在がちになった。この不在も彼らの係争に大きく影響することになる。アリドーシ家では、このほかにも親族との係争が同時期にいくつか進行している<sup>45</sup>。ほかの封建貴族を見ても、彼らは多くの一族間あるいは親族間係争を抱えていることが多いようである<sup>46</sup>。

最後に時期の問題である。今回扱う係争は1557年から1564年にわたるものであるが、この時期には封建貴族の一族間争いの記録が多い。その背景には、隣国シエナ共和国とのシエナ戦争（1552-1555）がある。戦争中、コジモはこの戦争と外交に集中していたから、封建貴族間の争いを取り上げている場合ではなかっただろうし、封建貴族たちも軍人として活躍している者が多かった。この戦争の終結によって、戦争の間鎮静化していた一族間の争いは先鋭化していったと思われる。たとえばモンテ・サンタ・マリア侯ブルボン家でも、1563年から一族内紛争が激しくなっている<sup>47</sup>。

### (3) アリドーシ家の係争 1557-1564

ここからは、史料をもとに、アリドーシ家の係争を再現してみよう。係争は五次に分けてある。何らかの解決策の提示、または当事者の死亡のような状況の変化があった場合に、係争はいったん終わったと判断して区切りをつけている。

係争は、当初はチェーザレとリッカルドの対立だったと思われる。いつからかは不明であるが、少なくとも1557年8月よりかなり前に開始されていたのは確かである。というのも、1557年8月13日

43 MdP, f. 475, c. 268.

44 Ibid.

45 たとえば、ニコラとその妻ブリジダ・オルシーニは、すでに死亡したチェーザレの妻マッダレーナの遺贈についても、MSで争っている（MS, f. 1074, senza pagina, 30 agosto 1560 e MS, f. 21, c. 33 r, 18 giugno 1561）。またチーロは、母親の嫁資の問題でシエナまで行っている（MdP, f. 503A, c. 896, lettera di Ciro Alidosi a Cosimo I, 23 febbrario 1564）。

46 たとえばヴェルニオ伯バルディ家の係争については、Kitada, "I Bardi di Vernio e Cosimo I", cit. を、モンタウト伯バルボラーニ家の係争については、Bertini, *Feudalità e servizio del Principe*, cit., pp. 46-48 を参照。

47 北田「トスカーナ大公国における封建貴族層」pp. 20-21。

時点で、長年の対立に終止符を打ち、「神の御助けによってともに和解し、平和な暮らしを維持するために」、両者の中で私的な取り決めをしたという記録が残されているからである<sup>48</sup>。

### 3-1 第一次係争

第一次係争は1558年に始まるが、その伏線となったと考えられるのがチェーザレによる相続人指名である。チェーザレは、1557年9月に従兄弟の息子チーロを相続人に指定し、コジモ1世にも相談した<sup>49</sup>。ここから、コジモのアリドーシ家の係争への介入も始まると考えられる。

1558年2月、何が起こったのかは不明であるが、コジモ1世はチェーザレとリッカルドの息子ニコラに書簡を書き、平和に暮らすよう諭している<sup>50</sup>。しかし書簡だけではおさまらず、第一書記レリオ・トレッリが何らかの仲裁を行ったらしい。1559年5月25日付のコジモ宛の書簡で、リッカルドがトレッリに以前も仲裁してもらったことに言及しているからである<sup>51</sup>。この第一次係争では、司法機関が動くこともなく、トレッリの仲裁のみで一定の解決を見たと思われる。しかしすでに同年に、争いは再び再燃することになる。

### 3-2 第二次係争（1558年12月から1559年5月）

MSの史料に初めてチェーザレ対リッカルドとニコラの争いの記録が現れるのは、1558年12月10日である<sup>52</sup>。そこから、リッカルドがカステル・デル・リオの支配権を主張しているということが分かる。既に述べたように、それまではチェーザレがカステル・デル・リオを支配しており、そのため彼を「当主」としていたのだが、リッカルドもその支配権や財産の所有権を要求したのである。その結果、少なくとも1559年から、フィレンツェの民事裁判所ルオータで、チェーザレとリッカルド、そして両者の後継者を含めた裁判が始まった<sup>53</sup>。

しかし裁判中に、両者の争いは暴力を伴うものにまで発展する。1559年3月末、チェーザレがカステル・デル・リオに不在の間に、「一族間の不和certa brigha fra doi parentadi」<sup>54</sup>が激化し、バンディーティを巻き込んだ暴力沙汰となるのである。暴れたバンディーティは投獄され、4月9日には平和を取り戻すが<sup>55</sup>、4月18日には領域全体で再び治安が悪化する。チェーザレは、治安維持のために家を離れられない状態となる。彼は一部のバンディーティを味方につけているが（彼によれば、バンディーティのうち「良い者だけを利用する」）<sup>56</sup>、ニコラ側にもバンディーティがついている。チェーザレは、

48 ASF, Magistrato supremo (MS), filza 1329, senza pagina, 13 agosto 1557.

49 ASF, MdP, f. 466, c. 228.

50 Ibid., c. 347 e 473.

51 Ibid., c. 591.

52 MS, filza 19, cc. 26v-27r.

53 Ibid., c. 210. 1559年2月14日付のニコラのコジモ宛書簡に、「兄弟アレッシンドロと私は、我々の主張についてルオータに情報を提供するために、ここ数日こちらフィレンツェに滞在しています」とある。

54 Ibid., f. 477, c. 683. Lettera di Cesare Alidosi a Cosimo I, 24 marzo 1559.

55 Ibid., f. 478, c. 143.

56 Ibid., c.259.

早くルオータの判決を出してほしいとコジモに願っている<sup>57</sup>。一方、リッカルドは、4月25日付のコジモ宛書簡で、息子がルオータの判決のためにフィレンツェにいた後、チェーザレが呼んだバンディエティが家にやってきて、家が占拠された、自分は窓から脱出した、チェーザレは自分を殺そうとしていると主張している<sup>58</sup>。

1559年5月2日、リッカルドは15日前からカステル・デル・リオに滞在し、「チェーザレと我々を和解させ、両者の間にある意見の不一致を終わらせる」努力をしているとコジモに報告しているが<sup>59</sup>、チェーザレが5月18日付のコジモ宛書簡で、誰かをカステル・デル・リオに送ってほしいと依頼している。その意図は、送られてきた第三者に城の鍵を渡し、コジモが決定を下すまで、家臣以外誰も入れないようにするためであった。リッカルドとチェーザレの和解がならなかったと考えられるだろう。コジモはこれに応じて、5月21日、カステル・デル・リオに執行官を送って鍵を受け取り、一族と家臣 famiglia 以外誰も入れないようにするよう MS に命令を下している<sup>60</sup>。一方リッカルドは、5月25日付のコジモ宛の書簡で、和解のために以前も仲裁をしてもらったレリオ・トレッリか他の者に仲裁の労をとってくれるよう願っている<sup>61</sup>。

リッカルドの願いは聞き届けられたようである。すでに5月20日にルオータの判決は出ていた。これを踏まえて、6月13日に、レリオ・トレッリがルオータの判決およびその具体的適用をコジモに報告しているのだが、そこにはトレッリ自身の介入も認められる。彼は「書記コンチーノによって私に与えられた殿下の命令によって」、ルオータの判決に従って、カステル・デル・リオの領主たちの和解を試みたとしている<sup>62</sup>。つまり、裁判結果をもとに、監査役が最終決定を下すという現代の視点から見れば非常に変則的な措置をとっている。

ここで決定されたことは以下のとおりである<sup>63</sup>。チェーザレが保持している財産の3分の1はリッカルドのものとなる。財産分割に当たっては、二人の仲裁人が一人の第三者とともに行う。仲裁人は一人がリッカルド側から、もう一人がチェーザレ側から出される。

領地の支配は1年交代となる。対象となっているのは、チェーザレ、リッカルド、チーロの3人である。チーロが入っているのは、3人がそれぞれ別の分家に属するからであろう（図2参照）。記録では、誰が最初に支配するかでもめたという。リッカルドは自分が最年長で80歳を超えており、これまで支配したことがないことを、チェーザレは長い間治めてきたし、今その名誉が失われることを、チーロはリッカルドよりも年上のバルトランドの子孫だし、これまで所有していないことを根拠に、最初に支配する権利を主張した。トレッリは、リッカルドの主張が「最も道理があり、正当」である

57 Ibid.

58 Ibid., c. 468.

59 Ibid.

60 MS, f. 19, senza pagina, 21 maggio 1559. チェーザレの5月18日の書簡は、MdP, 5. 479, c. 78.

61 MdP, f. 478, c. 591.

62 MS, f. 19, senza pagina, 13 giugno 1559. “Per com.to di V. Ecc.a fattomi dal Sec.rio Concino mi son provato di accordar quivi S.r di Castel del Rio secondo la sententia data dalla ruota”.

63 Ibid.

としており、チーロの主張は「お笑い種」として一蹴している<sup>64</sup>。こうして支配の順番は、リッカルド、チェーザレ、チーロに決定した。これは子孫にも継承されると定められた。

こうして第二次係争は終了した。1559年6月17日、最初に支配をするリッカルドがカステル・デル・リオの城へ入り、城の鍵を持っていた執行官は鍵をリッカルドへ引き渡したのである<sup>65</sup>。

### 3-3 第三次係争（1559年10月-1560年7月）

第二次係争が終了してまだ4か月しか経っていない1559年10月17日、MSがリッカルドを呼び出した。チェーザレがコジモ宛に出した請願によるものだという<sup>66</sup>。この請願の内容は残念ながら不明だが、両者の争いはコジモの命令で再びルオータに送られることになった<sup>67</sup>。

ところが、裁判が行われている1560年2月16日から4月13日の間に、リッカルドが死亡してしまう。1560年4月13日、チェーザレはルオータに18日出廷するよう求められたことをコジモに報告しているが、その書簡にニコラは出てくるものの、リッカルドについての言及はない。おそらくそれ以前に死亡していたと思われる。またこの同じ書簡の中でチェーザレは、カステル・デル・リオでバンディーティたちの動きが活発になり、騒乱が発生していることを伝えている<sup>68</sup>。

1560年5月初め、チェーザレとニコラの二人はルオータに出廷し、合意の形成が試みられた。どうやら城を二つに分けることになったと思われる。しかしニコラは、ルオータがすでに決まっていたことにも介入すると不満を述べ、城に二つの門を付けることを要求するチェーザレに対しても、我が家の評判にかかわるとして反対している<sup>69</sup>。合意の形成は困難だったのであろう。1560年7月2日なっても、チェーザレがコジモに、ニコラが何事においても自分に反対し、中庭に仕切りを作る仕事も妨害すると訴えている<sup>70</sup>。

しかも1560年7月3日、今度はチェーザレが重体に陥った。チーロはカステル・デル・リオに戻るが、彼は、チェーザレ死亡時の混乱を避けるためにコジモが送った執行官アントニオを伴っていた<sup>71</sup>。1560年7月7日、チェーザレは死亡する。死亡の原因について同時期の記録は言及していないが、1561年のMSの記録には、なんとチェーザレは殺されたとする記録が残っている。それによれば、ニコラがチェーザレの召使二人を使って彼を射殺し、この召使二人は投獄された<sup>72</sup>。さらに毒の痕跡もあったという。本当にニコラがチェーザレを殺したのかは不明である。実際、後述するように、ニコラはチーロによって殺人の罪をかぶせられたと主張しているのである。

64 Ibid., "quella di Cyro siano ridicola che da un giovanotto s'habbia a incominciar".

65 Ibid., f. 1073, senza pagina, 17 giugno 1559.

66 Ibid., f. 1072, senza pagina, 17 ottobre 1559.

67 Ibid., senza pagina, 17 febbraio 1560.

68 MdP, f. 484, c. 366, lettera di Cesare Alidosi a Cosimo I, 13 aprile 1560.

69 Ibid., f. 484A, c. 647, lettera di Nicola Alidosi a Cosimo I, 01 maggio 1560.

70 Ibid., f. 485, c. 548.

71 MS, f. 1329, c. 48r (1r).

72 1561年のMSの記録にある (MS, f. 1329, cc. 48rv)。



リッカルドとチェーザレの死亡によって、残されたチーロとニコラの争いはいわば振出しに戻ることになる。したがって第四次係争となるのだが、その前に別の事件が発生する。1560年8月19日に起きた、ニコラの代官アンドレア・アンブロジーニの暴言事件である。

チーロの告発によると<sup>73</sup>、ニコラの家でマルゴッティと呼ばれるバンディーティが発見された<sup>74</sup>。チーロとニコラの間取り決めに従えば、彼の保証人となるか追い出すかどちらかをしなければならないが、ニコラの代官はどちらも望まず、数日の猶予を求めた。翌日、彼はマルゴッティとその仲間約30人を追い出したため、領域内に騒ぎが起きた。さらに叔父のチェーザレがカステル・デル・リオに送り込んでいた人々も追い出された。チーロはニコラの代官に抗議したが、彼は「自分はニコラ以外、殿下も彼のことも知らない。だから彼らを追い出したかったら、彼か殿下が彼らを追い出しに来るといい」といった<sup>75</sup>。これを聞いていたのはコジモの執行官で、すぐに公証人に記録させ、その記録もコジモ宛に送付した。チーロはニコラの代官アンブロジーニの言葉やその不服従を問題とし、彼をこのような暴言にふさわしい場所へ送ってほしいとコジモに願っている<sup>76</sup>。実際、アンブロジーニは、少なくとも1561年4月には投獄されている<sup>77</sup>。

9月1日、チーロはコジモに書簡を書いて、この暴言の件に関して正義を執行するだけでなく、ニコラと自分の間で改めて様々な取り決めにしなければならないので、それを「殿下のルオータ」で扱ってほしいと願っている<sup>78</sup>。実際に、少なくとも1560年12月ごろに、この件はまずMSに任されるのだが<sup>79</sup>、その話は節を変えて、第四次係争として扱うことにする。その前に、暴言事件がどういう結末を迎えるのかを見ておこう。

1560年12月23日、コジモがニコラに手紙を書き、3日以内にすべての一族と家臣を連れてカステル・デル・リオの家から出るように命令している<sup>80</sup>。チーロとニコラの係争が再びルオータを舞台にして始まるのは、後述するように、1561年6月になってからなので、この処置は、暴言事件に関係している可能性が高いであろう。ニコラは、それは許してほしいと嘆願している<sup>81</sup>。

1561年3月19日から27日までには、暴言事件についての取り調べがMSで行われている<sup>82</sup>。19・20・21日には、MSを統括している税制監査役アルフォンソ・クリステッリが立ち合って、暴言を吐いたとされるニコラの代理人アンドレア・アンブロジーニなどの重要人物を、26・27日は公証人と書記官

73 MdP, f. 486, cc. 250-251.

74 マルゴッティまたはマルゴットは、すでに1560年4月13日にはニコラの所に身を寄せていたらしい。チェーザレ・アリドーシがコジモ宛の書簡で、「ニコラがマルゴットとそのほかのバンディーティを手もとに置いている *tenendo el S.or Nicola el margotto con piu altri banditi*」と書いている (MdP, f. 484, c. 366, 1560/04/13)。

75 Ibid., c. 250r. “conosceva né V. E. I. né lui, non nessuno, se non il S. N. per el che lui voleva che costoro se n’andassero, o lui, venessi V. E. I. a cavarli”.

76 Ibid., f. 486, cc. 250-251.

77 Ibid., f. 488, c. 59, lettera di Nicola Alidosi a Cosimo I, 7 aprile 1561.

78 Ibid., f. 486, c. 434.

79 Ibid., f. 488, c. 508, lettera di Nicola Alidosi a Cosimo I, 10 maggio 1561.

80 Ibid., f. 487, c. 435.

81 Ibid..

82 MS, filza 1329, 1r-21r.

のみの立ち合いで、その場にいた者たちなどが取り調べを受けている。そしてこの取り調べの結果、ニコラの代理人は暴言を吐いてない可能性が高まった。コジモがカステル・デル・リオに送った執法官とチーロ以外の証人は、アンブロジーニはそんな暴言をはいていないと証言したのである。もちろんニコラが証人を買収した可能性もあるが、どちらかと言えば執法官とチーロが示し合わせて、ニコラを陥れようとしたという可能性が高くなってきた。

この勢いに乗って、4月11日、ニコラは反撃に出る。ニコラによれば、チーロはコジモの信頼を利用して、自分の名誉をけがそうとしているという<sup>83</sup>。具体的には、まずチーロは、チェーザレが死亡したとき、ニコラの命令でチェーザレの二人の召使が彼に毒を盛ったとして、彼ら二人を逮捕させた。次に、ニコラが所有している教皇封土のガッジョ・フォルニオーネをニコラの手から奪おうとし、その地の住民にチーロの臣下として忠誠を誓わせた。さらにニコラによれば、チェーザレはバンディーティの受け入れに慎重だったが、チーロは積極的で、チェーザレの死後40人ほどの武装したバンディーティを受け入れている。暴言事件は、そもそも、チーロの受け入れたバンディーティが、ニコラの代官が受け入れていたマルゴッティというバンディーティを殺そうとしたことから始まったものである。したがって監獄にいる代官のアンドレア・アンブロジーニは無実である。チーロの言っていることは全てうそで、彼に唯一有利な証言をしているコジモの執法官は信じることはできないという。ニコラは以上のことを踏まえたうえで、チーロに対して、①ガッジョ・フォルニオーネの返還、②どちらの側にも属さない水車小屋の設置、③財産の分割を分割担当者 *divisori* に委任、④チーロがニコラの塩管理人に命じた外国人に塩を譲ってはいけないという命令を取り消す、⑤リッカルドが作らせた2丁のモスケット銃を返還、⑥ガッジョ・フォルニオーネの財産没収についての永遠の取り消しを要求している<sup>84</sup>。

これに対してチーロも反論しているが<sup>85</sup>、執法官と組んでニコラを陥れる陰謀をたくらんだ可能性が浮上し、さらにバンディーティを積極的に受け入れていたことが暴露されたのは、チーロにとってかなり不利になったのではないだろうか。ニコラの言う通りコジモの信用を利用して、影でコジモを裏切っていたわけで、コジモの寵愛を失ってもおかしくはない。残念ながらこの事件が最終的にどのような処理されたのかはわからない。チーロとニコラの係争は、暴言事件そのものとは別に、再びルオータで始まることになる。

### 3-4 第四次係争 (1560年12月-1562年1月)

1561年6月、ニコラとチーロの係争は、MSからルオータの裁判官に送られた<sup>86</sup>。暴言事件後にMSで取り上げられていたニコラの反論も併せて取り上げられている。カステル・デル・リオだけではな

83 Ibid., cc. 36r-37r, 64rv.

84 Ibid., c. 64v.

85 Ibid., cc. 46r-47v, 54r.

86 MSの記録に、6月25日までにチーロが必要なものを提出しなければ、チーロが欠席でも、本件はルオータの裁判官に送られることになるという記述がある (MS, f. 21, 32v.)

く、ニコラの持つ教皇封土ガッジョ・フォルニオーネも問題となっているのである。チーロは、ガッジョ・フォルニオーネはチェーザレの領土だったため、自分にもいくらかの権利があるはずだと主張しているのに対し、ニコラは彼の許可なしにチーロがガッジョ・フォルニオーネから穀物を持ち出した件を問題としている<sup>87</sup>。

1562年1月23日までに、ルオータの判決が出て、チーロとニコラは協定書を作成した<sup>88</sup>。詳細は分からないが、少なくともこの協定書の中には、一方がカステル・デル・リオを支配している間は、もう一方はカステル・デル・リオを離れるなどの取り決めが含まれており<sup>89</sup>、それらの取り決めによってすぐに第五次係争が始まることになる。

### 3-5 第五次係争 (1562年5月-1564年)

1562年5月初め、チーロはMSに嘆願書を提出した。それによれば、第四次係争で結んだ協定には、チーロが買うことを望むならば、ニコラは領地の支配権、建物や財産をチーロに売らなければならないという内容があった。そしてチーロはすべてを購入することを希望した。しかしまだ評価がなされていない財産もあるので、その手続きをしようとしたが、ニコラがこれに同意を与えないままヴィチェンツァに出発してしまい、この件は中断され、チーロは被害を被った。そのため、ニコラが協定を遵守することを要求したものである<sup>90</sup>。

MSはこの嘆願書に応えた。5月4日には、MSの執行官がチーロの抗議をニコラに届けることになった。もっともニコラは不在であったため、ニコラに知らせることができたのかどうかは不明である<sup>91</sup>。チーロはさらに、すべてを買い取るためにコジモに2000スクーディの借金まで申し込んでいる<sup>92</sup>。6月にはついにこの動きがニコラの耳にも届いたらしい。彼は、1562年6月21日付のコジモ宛の書簡で、コジモの命令に従ってカステル・デル・リオに帰るが、自分は領地を売りたいくない、私にカステル・デル・リオの支配権を返してほしいと嘆願している<sup>93</sup>。

1562年7月21日、ニコラの嘆願についてMSが結論を出した。この日以前にすでにチーロの主張が認められており、財産は評価され、支配権は500スクーディ、建物は2000スクーディと定められた。支払期日も決定されていた。しかしニコラが出頭しないため、協定に従ってチーロは人々の前で500スクーディを預け、これによりカステル・デル・リオはすべて彼の所有となった。ニコラの嘆願は却下されることになり、すでに決定されたことを守るべきとされた<sup>94</sup>。

しかし9月3日、ニコラは再び嘆願する。彼の支配する年がはじまるのでカステル・デル・リオに

87 MdP, f. 490, c. 462, 669.

88 Ibid., f. 491, cc. 29-30.

89 Ibid., f. 493A, c. 867.

90 MS, f. 1136, c. 92 e MdP, f. 493, c. 492.

91 Ibid., c. 93.

92 1562年6月12日付のコジモ宛書簡。MdP, f. 493A, c. 867.

93 Ibid., c. 1009.

94 MS, f. 1136, cc. 384-389.

戻ってくると、コジモの執行官が、彼の支配は認められないだけでなく、支配権はチーロにあると  
いった。正当とは思われないという主張である<sup>95</sup>。これを受けて10月6日、コジモは、所有権の変更は  
しないが、この件を所有権確認訴訟 *petitorio* として、ルオータの6人の裁判官に任せたのである<sup>96</sup>。

1562年11月4日、両者の係争は暴力事件となって表れる。チーロとニコラの両者の私兵（バンディー  
ティ）がカステル・デル・リオの市場で争い、ニコラの女婿チェーザレ・コンパドレッティが死亡、  
ほかにも何人かの負傷者が出たのである。ポローニャ副特使によれば、逮捕者が出ていたが、コジモ  
が副特使に書簡を送り、チーロのために助力を要請し、囚人も何人かは釈放されたようである<sup>97</sup>。チー  
ロがこの時もなお、コジモの寵愛を受けていたことがわかる。

チーロとニコラの争いは、カステル・デル・リオの購入に関して以外はすべて、ルオータの通常裁  
判で処理されていた。チーロは、カステル・デル・リオの購入も含めたすべてをルオータの通常裁判  
に一括してくれるよう嘆願して、認められている<sup>98</sup>。一方ニコラは、ルオータでの裁判は時間がかかる  
ため、数日で終わらせるためにMSの仲介を願うが、これは受け入れられなかった<sup>99</sup>。コジモはチーロ  
の味方であった。しかしチーロによれば、裁判が続いている間、ニコラの嫌がらせが続く。病気の妻  
が寝ている部屋の下で大騒ぎをする（1563年1月）、私兵による攻撃などである（1563年4月）<sup>100</sup>。

ニコラは、チーロがバンディーティを受け入れていて、彼らが自分の女婿を殺したと主張するが、  
1563年1月29日の書簡を最後に、コジモに書簡を送るのをやめる<sup>101</sup>。おそらく勝利の見込みがないと見  
限ったのであろう。代わりにローマに訴えて、チーロを反乱の罪で財産没収にしようとする<sup>102</sup>。これ以  
降、チーロとニコラの真の争いはローマで展開されていくことになる。フィレンツェでは坦々と裁判  
が進められ、1563年10月1日にはルオータの通常裁判（一審）の判決が出て、ニコラはカステル・  
デル・リオの支配権の売却を義務とされる<sup>103</sup>。11月5日にはMSで財産評価のための査定者と第三者の  
リストが提出され<sup>104</sup>、1564年3月10日にはやはりMSで、財産の評価者と評価額が報告されている<sup>105</sup>。  
これ以降の記録は発見できていないが、フィレンツェではカステル・デル・リオをチーロの所有とし  
て認めたと考えていいであろう。

その後について簡単にみておこう。おそらく両者の争いに絡んだバンディーティの活動は続いてお

95 Ibid., cc. 593-595.

96 Ibid., f. 22, cc. 57-59.

97 MdP, f. 496, c. 485, lettera di Pier Donato Cesi vescovo di Narni a Cosimo I, 30 dicembre 1562.

98 MS, f. 1136, cc. 791-792, 8 gennaio 1563.

99 MdP, f. 497, c. 423. ただし彼はMSという言葉は使っておらず、"la giustizia che la fusse come l'altra volta commissaria"と書いている。

100 Ibid., c. 437, f. 499, c. 363.

101 Ibid., f. 497, c. 423, 821. 後者が最後の書簡。ただし、コジモの死後の1574年にコジモを継いだ大公フランチェ  
スコ宛に再び書簡を送っている（MdP, f. 667, c. 180）。

102 Ibid., f. 501, c. 255.

103 MS, f. 1329, senza pagina, ma sotto il giorno 4 novembre 1563.

104 Ibid..

105 Ibid..

り、1564年にはカステル・デル・リオの治安が悪化している<sup>106</sup>。ローマでのニコラの攻撃も継続しており、1572年になっても続いている可能性がある<sup>107</sup>。一方で、チーロはコジモの保護下で宮廷職や外交任務で活躍するようになる。彼はすでに1559年から宮廷会計簿に「侍従」として記載されているし<sup>108</sup>、1562年3月30日にはコジモ一世が海軍も兼ねてつくったサント・ステファノ騎士団の最初の騎士団員の一人にもなっている<sup>109</sup>。1566年12月6日には、ローマニャ長官というタイトルで、サント・ステファノ騎士団の禄も設置している<sup>110</sup>。外交任務では、1566年を皮切りに、1588年までローマやスペイン、皇帝の宮廷を含む重要な場所に派遣されている<sup>111</sup>。彼はコジモの重要な臣下となったと言えよう。ただし、彼の私兵であり、ニコラ女婿殺人事件にかかわったバンディーティは逮捕され、いわばコジモにお灸をすえられる形になっている<sup>112</sup>。

#### (4) アリドーシ家の係争からいえること

これまで、アリドーシ家の係争を五次に分けて再現してきた。ここから何が言えるだろうか。

まずは、コジモ1世とアリドーシ家の強いきずなについて指摘することができるだろう。7年にもわたる一族内係争にもかかわらず、コジモは常に係争の解決に尽力した。しかもこの係争は、いったん収まったように見えてすぐに再燃した。チェーザレとリッカルドの第一次係争は1558年内に収まったと考えられるが、同じ年の12月には第二次係争が始まっている。第二次係争は1559年6月に、交代で支配を行うことを決定して収まったにもかかわらず、その10月には第三次係争が開始されている。チーロもまた、1562年1月に協定を作っていたん係争を終わらせているが、5月にはニコラがその協定に違反したとして第五次係争を始めている。もっともこの場合は、チーロが領土を自分のものとするために、初めからニコラの協定違反を狙って協定を作っていた可能性が高い。

ただしコジモは、どちらかと言えば当主と考えられるチェーザレとその後継者チーロを支持し、援助

106 Cf. MdP, f. 503, c. 255.

107 1572年にもチーロは裁判のためにローマに行っている。ニコラとの係争とは明示されていないが、「いつもの係争の義務」"al solito tributo del le liti"と書かれていることから、その可能性は高いと思われる (MdP, f. 576, c. 65)。

108 MdP, f. 616, insert 19, 257v, 267r, ASF, Miscellanea medicea, f. 264, inserto 20, 1r, 20r, 22r, ASF, Manoscritti, f. 321, 62, 71, 73, 76, 80, 193, 200, 213, 223, 225, 233, 245.

109 G. Guarnieri, *L'Ordine di Santo Stefano nella sua organizzazione interna*, Pisa, Giardini, 1966, vol.4, p. 24. Giuliano de' Ricci, a cura di G. Saporì, *Cronaca* (1532-1606), Milano - Napoli, Ricciardi, 1972, p. 22. サント・ステファノ騎士団については、松本典明『メディチ君主国と地中海』晃洋書房、2005年、Aglietti, "L'invenzione del cavaliere", in D. Barsanti (a cura di), *Omaggio a Rodolfo Bernardini*, Pisa, ETS, 2009, pp. 1-33, F. Angiolini, *I cavalieri e il principe*, Firenze, EDIFIR, 1996を参照。

110 C. Q. Vivoli, *Gli Alidosi e Castel del Rio*, Imola, Saturno, 2001, p. 60.

111 M. Del Piazzo, "Gli ambasciatori toscani del Principato (1537-1737)", in *Notizie degli Archivi di Stato*, vol. 12, 1952, p. 94. 彼が派遣された場所と年は以下の通りである；アルベルト・ピオ (1566), ローマ (1570), スペインとポルトガル (1574), レーゲンスブルク帝国議会・皇帝の宮廷・サンタ・フィオーラ伯 (1575), スペイン (1577), リヴォルノ・スペイン・バイエルン・グランヴェル枢機卿 (1579), ジェノヴァ, スペイン (1581), マントヴァ・ジェノヴァ・サヴォイア・インスブルク・皇帝宮廷 (1587), ローマ (1588)。

112 MdP, f. 502, c. 498r.



していたと考えられる。チェーザレに対しては、リッカルドにも領地の支配権を認めるなど、必ずしもチェーザレのみに味方したわけではないが、チーロに対しては明らかに支持を与えている。コジモの侍従となり、サント・ステファノ騎士団の騎士となったのも、チーロだけである。チーロとニコラを対比させると、あきらかに自分に仕えているチーロに好意的であったといえるだろう。しかもチーロは二度、好意を失う危険があった。ニコラの代理人暴言事件とニコラの女婿殺人事件である。前者においては、チーロがコジモの嫌うバンディーティの受け入れに積極的であることや、ニコラの封土を奪おうとしたことが暴露されたし、後者においては、チーロの配下のバンディーティが意図的ではないかもしれないが、ニコラ的女婿を殺害した可能性が高い。結果的にチーロの配下のバンディーティも逮捕され、その点ではチーロも罰せられるものの、チーロ本人はコジモに守られている。コジモはわざわざポローニャの副特使に書簡を送り、「チーロ・アリドーシ氏の事件」について「あらゆる配慮」を願っているのである<sup>113</sup>。さらに、既にみたように、チーロは、ニコラから支配権などを購入するためにコジモに借金を申し込み、受け入れられている<sup>114</sup>。またチーロはローマでのニコラとの戦いにも支援を願っている。ただしこれは、コジモではなく、彼の長男で次期君主のフランチェスコにあてられている<sup>115</sup>。残念ながら何らかの支援が得られたのかどうかは、不明である。

チーロはコジモと継続的に連絡を取っており、書簡は、1560年6通、1561年9通、1562年4通、1563年8通、1564年4通残されており、直接会談は、書簡からわかるだけで3回ある。1561年にシエナで<sup>116</sup>、1562年に5月17日にフィレンツェを出発する際にコジモに挨拶し<sup>117</sup>、1563年11月頃にはピッティ宮殿でコジモと会っている<sup>118</sup>。もちろん、書簡からはわからない直接の接触も多数あったであろう。とくに侍従やサント・ステファノの騎士となってからは、フィレンツェにいることも多かったであろうから、直接会う機会は増えたであろう。

ただし、コジモが常にチーロに甘かったわけではなく、厳しい態度をとることもあった。チーロが何度も懇願の書簡を書き、おそらく直接会った時も依頼をしているにもかかわらず、何らかの許可証 *patente* を与えることを拒否している<sup>119</sup>、すでにみたように、ニコラ的女婿殺害事件では、チーロの配下の多くのバンディーティが逮捕されている。チーロは、「私の祖先が800年もの間保持してきた自由の喪失」、すなわち封建貴族が中世から守ってきた不入権の喪失を嘆き、彼らはチーロの護衛であっ

113 コジモの依頼を受けた副特使は、*“non mancarò di havere tutti quei rispetti, che sarà possibile alla causa del S.re Ciro Alidosi, si come lei mi commanda”*と書いている (MdP, f. 496, c. 485)。

114 Ibid., f. 493A, c. 867. 手紙の余白に「殿下は、すぐに売却が行われて、解決することに満足している。このようにチーロに知らせること」*“S. Ecc. è contenta d'accomodarla se la vendita sia innanti. E così si dica al S. Cyro”*とあることから、受け入れられたものと考えられる。

115 Ibid., f. 502, c. 511, lettera di C. Alidosi a Francesco, 13 novembre 1563.

116 Ibid., f. 487A, c. 1202. チーロはコジモに *“quando lei in Siena mi deferma intentione di contrafarsene, mi disse non haver sin'all'hora piu intenso in che modo io desiderassi tal favore”*と書いている。

117 Ibid., f. 493, c. 492.

118 Ibid., f. 502, c. 498r, *“quanto mi disse lei una volt'a Pitti”*.

119 Ibid., f. 487A, c. 1147, 1151, 1228-1229, 1202. この *patente* は、「カステル・デル・リオの諸事を進める」*“procedere nelle cose di Castel del Rio”* ためのものだという (c. 1228)。



たとして返してほしいとコジモに願っている<sup>120</sup>。チーロの認識では、バンディーティは私兵や護衛として必要で、受け入れは封建貴族の権利だったのであろう。

二点目として指摘できるのが、MSも含めた司法のあり方である。ルオータを利用しながらも、その判決をもとにMSが仲裁するという独特の形をとることによって、君主が司法に直接介入していたのがこの事例から分かるだろう。ただこの場合、MSを司法という枠組みからだけでなく、より広く嘆願というシステムの中で考えるべきなのかもしれない<sup>121</sup>。1章で書いたように、MSは基本的に嘆願によって動き始めるものであった。考慮に値するとされた嘆願は、必要ならば、ルオータに送られ、判決が出される。その判決に基づいて、君主とその側近たちは嘆願への具体的な対応を決定する。しかもコジモは、臣下が直接嘆願できるこのシステムを非常に重要なものと考えていた。それはコジモがMSにあてた1568年の書簡の中でも明らかである。その中でコジモは、この「すべての人々が彼らの利益や交渉の容易さのために、書簡を我々自身に向けて書く」というシステムによって、「必要なこ

120 Ibid., f. 502, c. 498r499r. チーロは、彼ら一人一人の名前や酌量の余地の理由を挙げて嘆願している。たとえば、トスカーナ大公国や教会国家のバンディーティではないこと、過去には誤りもあったが今は良い暮らしをしていること、殺人を犯したとしても、相手はチーロの敵で悪党のバンディーティたちだったこと、あるいは復讐のためだったことなどである。以下、封建領主とバンディーティの関係をより明確にするために、関係する全文を挙げておく。“fra questi si è uno chiamato Lanzino, che l'ha servita tutta la guerra di Siena con quatro fratelli et è stato figlo d'un sviscerato servitore dell'Ill.mo S.r Giovanni feliciss.a memoria et ha bando di suo felicissimo stati, et otto di avanti s'era partito di qua. Ecci poi un altro chiamato Pierino huomo d'eta carico di figlie et figli al qual pur l'altr'hieri si è stato amazato il figlio maggiore per la morte del quale V. E. I. giudichi di quanto danno sia a quelle creature la prigionia di costui; et di un suo figlio ... che non ha alcun bando; Ecci ancor un altro detto Melone, che pochissimi giorni avanti era tornato dalle maremme di Siena, et Ecci un vechio infermo che va col Bastone, bandito di Lucca, et questi che non sono banditi di suo stato, posso io proprio far fede, et perso V. E. I. la troverà vera, che non solo non si trovorno alla cosa di marradi, ma tam poco nel suo felicissimo stato hanno commesso cosa degna di gastigo, ne manco in quel di S.ta Chiesa, doppo che da me sono li assicurati, che prima n'havevano infinite imputationi, et bandi, quali penso non vorrà li nuochino, per mantener la capitulatione mia che mi concede poter far questo, l'altra questi ci sono dei de Ceroni, l'anno di sessanta anni, et amalato, che con sua famiglia chiamato da me per accommodarlo in pace con un parentado, dello li Nanni, s'era rifirato in una mia casa per viver quieto, dove io lo vedevo volonterissimo, per esser egli stato sempre cosa del S. Cesar b. m. et questo ha bando di questo anno, del qual però viveva sicuro su la parola mia, doppo la qucle non credo poss'haver commesso cos'alcuna si per l'età sua come per esser lui homo secondo me da prohiber più tosto che commetter malfatti, et se per il pasato ha errato, non se è egli mai cosa per dispiacer a V. E. I. ma si bene per vendicarsi de suoi nemici, che più volte li havevano ammalati li suoi, che pur cinque mesi non sonno li amazorno con me l'archibusate un figlio di dodici o tredici anni: ... è nominato Bartolomeo huomo di malissima vita avanti habitasi li dove da me fu assicurato, ad instantia di molti prometendomi per l'advenire viver bene et in parechi mesi vi è stato non so mai di lui hauto quere'alcuna, et quanto ha ancor bando di questo dominio che penso non li preiudicarà tenendo per certo la mi voglia più tosto angustar in favor li capituli, che in parte alcuna lassarli violare, è vero che alcuno de sopradetti si potè trovare all'homicidio già fatto in Castel del Rio, et in ciò porro solo in consideration a quella li morti esser stati villani di pessima vita tutti de Ceroni, venuti in armata con ventidoi di quella sfiatta a casa mia quasi tutti banditi, ...”.

121 近世における嘆願については、C. Nubola, “Supplications between Politics and Justice”, in *International Review of Social History*, vol. 46, 2001, pp. 35-56, C. Nubola e A. Würigler (a cura di), *Operare la resistenza. Suppliche, gravamina e rivolte in Europa (secoli XV-XIX)*, Bologna, Il Mulino, 2003, C. Nubola e A. Würigler (a cura di), *Forme della comunicazione politica in Europa nei secoli XV -XVIII. Suppliche, gravamina, lettere*, Bologna, Il Mulino, 2004 を参照。

とを知り、公益と書簡を書いたものの利益双方に良いと思われるように処置をすることができる」としている<sup>122</sup>。君主はまさに、「至高の裁判官、平和の維持者、仲裁の源、正義の配分者、恩寵の配分者」であり<sup>123</sup>、MSはそれを効果的に示す装置だったと言えよう。

最後にアリドーシ家の人々の態度についてである。境界に生きる封建貴族が複数の権威に服することはよくあることであり、たとえばモンテ・サンタ・マリア候ブルボン家でも、メディチ家と臣従契約を結んでいながらも、ウルビーノ公やヴェネツィア共和国に仕えるといった例が見られた<sup>124</sup>。その場合、裁判においても異なる国で裁判に訴えることが可能である。アリドーシ家の場合も、ニコラは途中からトスカーナ大公国における争いをあきらめて、ローマに訴えている。しかしニコラは、もう勝てない見切りをつけるまでは、あくまでフィレンツェで争っており、ほかには訴えていない。またローマに訴えるのも、ニコラが持っていた封土であるガッジョ・フォルニオーネが教皇封土だからであり、またニコラの訴えは、チーロが教会国家のバンディーティを受け入れているというものなので、ローマに訴えるのは正当である。さらに教会国家内のチェゼーナにおけるチーロの財産が問題になっている<sup>125</sup>。皇帝封土であり、トスカーナ大公に臣従契約をしているカステル・デル・リオそのものについての訴訟は、フィレンツェ公国で決着がついているのである。その点で、ニコラも筋を通しているといえるだろう。ニコラはカステル・デル・リオを失うことになったときから、自らのいただく権威を、トスカーナ大公から教皇へと変えたのである。その点では、チーロもニコラも主君には忠実であり、ほかの権威には頼らなかつたと言えよう。

## 結論

本論では、MSの記録と書簡から、アリドーシ家のMSにおける係争を再現し、そこから分かることを追求してきた。

アリドーシ家はコジモ1世と強いきずなで結ばれていた。ただしそれはチェーザレやチーロのような当主的なポジションを占めており、コジモに直接仕えていた者に対してより強力に現れていたように思われる。第二次係争において、リッカルドにも領地の支配が交代制で任されることになったものの、最終的にニコラはカステル・デル・リオの支配権を失うことになる。コジモはチーロとの関係を重視した結果、ニコラを切り捨てたように思われる。

封建貴族、とくに当主との関係を重視したコジモは、何を意図していたのだろうか。なぜコジモは次々に問題を起こしていくアリドーシ家に根気よく対応していたのだろうか。

一つには、境界に位置するカステル・デル・リオの重要性があげられるだろう。フランスやフラン

122 Fasano Guarini, "Considerazioni su giustizia, stato e società nel Ducato di Toscana", cit., p. 143.

123 Nubola, "Supplications between Politics and Justice", cit., p. 39.

124 たとえばブルボン家のモンティエーノは、ウルビーノ公に仕え（北田「トスカーナ大公国における封建貴族層」, p. 15-17）、のちに教皇庁やヴェネツィア共和国に軍人として仕えた（P. Litta, *Famiglie celebri dell'Italia*, Milano, Giusti, 1842, Marchesi del Monte Santa Maria, Tav. VI）。

125 Ibid., f. 501, c. 255.

スに支援されたフィレンツェ人亡命者たちが加わっていたシエナ戦争も終わり、彼らに攻められる危険性はほとんどなくなっていたものの、彼らが攻めてくるのは多くの場合北部からであった。その北部の国境の街道沿いに位置するカステル・デル・リオは、戦略上重要であり、フィレンツェではわからない情報が得られるという点でも重要であっただろう。

さらにバンディーティ対策という点でも、カステル・デル・リオは重要であった。ロマーニャ地方はバンディーティが多いことで知られており<sup>126</sup>、その取り締まりのためにカステル・デル・リオの立地は重要であった。もっとも、封建貴族の場合、バンディーティを受け入れてしまうという問題もあったが、その分バンディーティの情報に通じており、トスカーナ大公国や教会国家のバンディーティを取り締まろうとした場合、彼らの情報は有益であっただろう。

またコジモには忠実な臣下が必要であった。彼の治世においては、フィレンツェ人は共和国の過去を引きずっており、宮廷に入るものは少なく、サント・ステファノ騎士団員は別として、軍人になるものもほとんどいなかった<sup>127</sup>。しかし一国の君主として、宮廷職や外交職に重みをつける封建貴族の存在は、ヨーロッパの国際政治の中で必要なものであった。宮廷ではコジモの公妃でエレオノーラ・ディ・トレドとのつながりから、多くのスペイン人が活動していたが、彼らが真にコジモに忠実な臣下かという点、疑わしい点も残る。彼らはトスカーナに根を持たず、スペインやナポリに帰国することもありうる。実際、トスカーナ大公国の宮廷では、外国人の数は徐々に減少していくのである<sup>128</sup>。

トスカーナの封建貴族にとって、コジモ1世の宮廷や軍そして外交職は、共和国時代にはない活躍の場であり、領地を守りながら富も名誉ももたらしてくれる数少ない源泉であったに違いない。したがって、彼らが代々忠実に仕えてくれる可能性は高く、コジモにとっては願ってもない忠実な臣下になることができた。しかもトスカーナにいながら、フィレンツェ人との結びつきが強固ではなく、その点では、コジモの手足となって活躍した書記たちと同じ性質を持つことになる。だからこそ、コジモはチーロを宮廷人や外交官に抜擢したのだろう。ニコラはその忠誠か適性を疑われたのかもしれない。ニコラはローマに裁判の場を移すことでコジモを見限ったが、それ以前にコジモがニコラを見限ったからこそ、領地をチーロのみに任せる決定をしたのであろう。

コジモはチーロを厚遇することで彼を忠実な臣下として取り込んでいった。ただし、バンディーティ問題では譲歩することをせず、チーロの配下の者たちを逮捕させるといった厳しい処置を行った。コジモは飴と鞭を使って、忠実な臣下をつくっていったといえるのではないだろうか。

またコジモは封建貴族たちを取り込むことで、広範な人的ネットワークを形成しようとしていたと

126 Polverini Fosi, *La società violenta*, cit., p. 29.

127 宮廷におけるフィレンツェ人については、Kitada, "L'aristocrazia fiorentina nella corte medicea da Cosimo I a Ferdinando II", cit.を参照。16世紀の歴史家アドリアーニによれば、コジモは外国人を軍のキャプテンとすることが多かったという (Adriani, *Istoria di suoi tempi*, Firenze, Giunti, 1583, p. 4)。実際1537年のモンテムルロでも、アレッサンドロ・ヴィテッリ、ピッコ・コロナ、オット・ダ・モンタウト、リドルフォ・バリオーネといった指揮官たちが活躍した。モンタウトはトスカーナの封建貴族で、そのほかはみなトスカーナ大公国外の出身である (Adriani, *Ibid.*, p. 33)。

128 Cfr. Kitada, *ibid.*.

考えられる。境界に生きる封建貴族たちは、トスカーナを越えた人的ネットワークを持っていた。実際、アルドーシ家もボローニャと強いつながりを持っていたし<sup>129</sup>、姻戚関係もフィレンツェ人とは全く異なっている。このような家を臣下に持つことは、コジモ自身のネットワークを広げることにもつながったであろう。

MSの利用については、それが嘆願のシステムの一環と考えられることを示した。嘆願で始まり、外国人の裁判官からなるルオータの中立的な判決を利用しながらも、最後はMSという君主の介入のための機関で決着をつけるというシステムである。これによって君主は、保護者 *tutore* として、あるいは平和をもたらすもの *pacificatore* としてのイメージを確立することができたのではないだろうか<sup>130</sup>。

またアルドーシ家の人々は、基本的な決着がつくまではあくまでフィレンツェ公国の中で争い、ほかの権威には頼らなかった。ニコラは、カステル・デル・リオを取り返す見込みがなくなったと判断してから、ローマに裁判の場を変えた。しかもローマに訴えたのは、フィレンツェの裁判とは別の、教会国家にかかわる問題であった。このような自らがいただく君主に基本的には忠実で、いわば筋を通すやり方は、近世的な封建貴族のありかたといえるのではないだろうか。

最後に、このアルドーシ家の例にみられるトスカーナ大公国における封建貴族の役割をまとめてみよう。第一に辺境の管理（バンディーティの管理を含む）、第二に君主の忠実な臣下として（宮廷人、外交官）、第三に広域ネットワークの一員としての役割を担っていたといえるだろう。

本研究はJSPS科研費JP（2537087）の助成を受けた。

---

129 たとえば1563年の財産評価に立ち会う第三者を決定するための15人のリストがMSの記録に残されているが（MS, f. 1329, 5r）、そのうち13人はセナトーレを輩出したボローニャの貴族であり、アルドーシ家のボローニャの貴族社会との強いつながりが見て取れる。

130 Cfr. Mannori, *Il sovrano tutore*, cit., Stopani, *La production des frontières*, p. 51.

ジェイソン・コンプソンの不安といら立ち  
— 『響きと怒り』, 近代との格闘

竹 内 理 矢

Jason Compson's Anxiety, Irritation, and Struggle with the Modern  
in *The Sound and the Fury*

TAKEUCHI Masaya

This paper offers a close reading of how Jason Compson, the second son and a “patriarch” of the Compson family in William Faulkner’s *The Sound and the Fury* (1929), embodies the contradictions and conflicts of the New South and the Old South. It first focuses on the fact that Jason is attached not to his mother, who secretly longs for modern values despite her alleged embodiment of traditional values, but to his grandmother, the symbol of a “southern lady,” during his childhood. Returning to the development of his personality, this essay examines the disruption and discrepancy of his attitude toward the traditional “mother” or the modern “woman” since his childhood. This examination will be a reconsideration of Jason’s yearnings and limitations. He denies but never forgets the illusion of the traditional mother, which leads to his jealousy of and anger toward modern women such as Caddy Compson and Miss Quentin. This paper will locate the source of Jason’s annoyance with women in the historical split between tradition and modernity.

Second, this paper focuses on Jason’s circumstances as a second brother who harbors a concealed respect for his father. Jason recalls the memory of his father and vents his fury at both his lost dream of departing for the North and the emptiness of his lot as a patriarch of a fallen family under the increasing pressures of modernization. By elucidating the grief and anxiety lurking behind Jason’s annoyance and the resulting endless behavioral inconsistencies, exemplified in his simultaneous enactment and failure of the roles of “father” and “son,” this essay will reveal the struggle and strife, evident in his tantrums throughout the novel, of an anguished man experiencing the rift between the time before and after the advent of the modern.

The ultimate goal of this paper is to provide a new interpretation of Jason’s psychological drama in the final scene of the novel. When Luster Gibson swings a surrey to the left at the Confederate soldier monument, Benjy Compson, who is on the surrey, starts to bellow; then Jason runs onto the step and strikes him, breaking Benjy’s single narcissus stalk. After his failure to pursue Miss Quentin, Jason is confronted with his backward, vexing, sterile life and finds no release. He is in a state similar to that of his bellowing brother, namely, in the verbally inexplicable interior. Jason’s breaking of Benjy’s narcissus is a metaphorical lashing out at himself due to his inability to bear his own self-image, as much as it is a consequence of his exasperating confrontation with Benjy’s narcissism.

A close reading of the story of Jason Compson involves reconsidering the contradiction and conflict in his mind that percolate behind his fury at the emergence of the modern South: prominent examples are women deviating from “ladylike” conventions and golfers who represent the *nouveaux riche*, or the new moneyed class that supplanted the declining upper class of Southerners. This reconsideration will elucidate the paradoxical situation of the man who is tormented by a mood of



sullenness, fueled by his secret longing to depart for the North as a modern individual and his deep entanglement with his old, dying family and archaic Southern conventions. Behind Jason's monologue lies the patriarch's uneasiness and frustration that represent the mind of the 1920s South, indicating Faulkner's own anger at and endurance of the encroachment of modernity and the collapse of Southern tradition. The figure of Jason in the final scene of the novel reflects the anger and self-awareness of the author who gets through the narcissistic world, and treads into and depicts the darkness of Southern history and society in the 1930s while taking on the conflicts and contradictions of human beings.

## ジェイソン・コンプソンの不安といら立ち

——『響きと怒り』，近代との格闘

竹内理矢

### 序

ウィリアム・フォークナーの長篇小説『響きと怒り』(*The Sound and the Fury*, 1929)には、斜陽の危機に瀕したコンプソン家での次男ジェイソンの微妙な立ち位置を示す印象的なエピソードがある。それは、時計にまつわる挿話であり、批評上でこれまで注目されてこなかったが、離郷できずに一生を過ごしたジェイソンの境涯を論じるとき、示唆に富む視点と解釈を提供するように思われる。

長男のクエンティンは、高校卒業時に父親から先祖伝来の懐中時計をゆずり受けるが、次男のジェイソンは、11歳のとき父からセントルイス万国博覧会の土産として、時計の鎖につける“a tiny opera glass”をもらう。それは、片目で透かしてのぞくと“a skyscraper, a ferris wheel all spidery, Niagara Falls on a pinhead” (80)が見えるアクセサリーであったが、時計本体ではない付属品の贈与が示唆するのは、南部の長子相続制において次男が、嫡男のように家系に流れる時間を引き受けやがて家長として一家の歴史を刻んでいく機軸の立場ではなく、飾り物のように家系の周縁に付帯し家族史に微少な彩色をほどこす副次的役割に据えおかれる道程ではないだろうか。

このような副次性はあるいは、旧家に縛られずに自由を享受する次男の特権として捉えうるだろう。しかし、南部の田舎町の少年が鏡の世界を見つめるとき、大都会の摩天楼、博覧会の呼び物であった巨大空中観覧車、国境のナイアガラ瀑布に眩惑され、文明の発展と雄大な大自然に胸を躍らせたことは想像にかたくない。セントルイス博覧会は、ルイジアナ買収百周年記念であり、西部への門を起点とした西漸運動およびアメリカ合衆国の発展の歴史を祝した祭事でもあって、フィリピン村の展示による米国の「帝国主義プロパガンダ装置」であると同時に、無線電信・飛行機・自動車などの産業技術を展示することで、大衆の欲望を刺激し消費文化を高める「商品世界の広告装置」(吉見 30-33, 205-09)でもあった。万博の企図には、万博会長David R. Francisが書くように、それが“will point the way to new sources of wealth and new industries, attracting a large influx of capital and enterprises”であり、訪れたアメリカ人が“will return to their homes elated with a better appreciation of humanity at large and a far higher and prouder estimate of their own country and countrymen” (7-8) ことへの期待があった。たとえ博覧会から南部に戻った父コンプソン氏がそうしたアメリカの煌きと裏腹な

故郷の文化的・産業的遅滞への幻滅を深めたとしても、少年ジェイソンにとって「オペラグラス」の映し出す光景は、アメリカ文明の発展と進歩の象徴であり、彼がアメリカの夢と呼応しながら、しだいに北部への出立を思い描いた可能性は否定できない。

とすれば、クエンティンが時計の針をねじりとったあとにオペラグラスの土産話を思い返すのは(80)、自らに課された嫡子としての重責から次男の自由な立場を羨望するからだけではない。たとえ皮肉交じりであっても、ハーヴァード大学の学費一年分を弟に渡すことを父に依頼するように(77)、弟がどれほど先進的な地域や文明に心を惹かれていたかを認識し、北東部での教育の機会を得られない弟に後ろめたさを感じてもいたからである。しかし最後は自死をとげ、いわば嫡子としての責務を放棄し、一家の重荷はジェイソンの双肩にのしかかる。兄の自殺と姉の離婚の結果、ジェイソンは閉塞的な南部にとどまり、オペラグラスを透かすように目もあやな光彩を遠望することになる。そのように彼の人生を俯瞰するならば、実父が垣間見せた夢のあとさきは、彼の不如意な人生の端緒となり、夢の幻影への虚しい怒りを放出する源泉と化したといつてよいだろう。

本稿の目的は、コンプソン家が南北戦争後に没落するにつれて男や女をめぐる概念と役割が変容していくとき、近代以後を生きるジェイソンにとって「家長」であることが、どのような憤怒を抱かせ、どれほどの生の困難さと内心と言動との乖離をもたらしているのか丁寧に読み解くことにある。無論、長い研究史を有するジェイソン批評においては、そうした因果や実態はある程度明らかにされてきたが、彼の生い立ちと家族関係を、近代の流入と伝統の崩壊という歴史的変容に密接に関連させながら精緻に読み解いた論文は見あたらない。たとえば、Donald M. Kartiganerは、ジェイソンが他人を支配する十全な主体と外界に翻弄された犠牲者というふたつの対立する自己像を抱きながらもその矛盾には無自覚であり、彼の存在は“a chaos of confused motion, utter disorder within the mind” (16-17)と分析するが、この矛盾や混乱がなぜ生じているのか解明していない。André Bleikastenは、そうしたジェイソンの自己矛盾を社会背景も考慮しながら検証し、彼を北部に支配された経済体系での新南部の不平分子の代弁者とし、“Jason speaks for this mass of disgruntled Southern whites, and his discourse distills their grievances and complaints with sour precision” (*Splendid* 170)と論じるものの、そのような憤懣を抱く根源が彼の出生と育ちにある点にまでは掘り下げて検討していない。育ちの起源からジェイソンの心理に迫った研究としてJohn T. Matthewsの論考が挙げられるが、人間関係を商品化する彼の資本主義的な態度、および、エリート階級の歴史的転覆のトラウマが彼の両親、大家族、共同体との関係の最初期の形成に浸透した可能性を指摘し、そうした不安と恐れを彼の語りをとり巻くいら立ちの原因として正しく位置づけるものの(91-103)、一家の没落を背景としたサザン・レディをめぐる定義の変容が、どのように彼の心理を形成し痼癢を引き起こしているのか、その過程と実情をより慎重に論証する必要性を残している。また後藤和彦は、戦後南部という歴史的文脈において、実父の思想と似た「所詮」という発想に根ざすジェイソンの言動に父を捨てきれない子の実存的困難を読み解くが(271-77)、祖母や母親との関係については論及しておらず、近代以後を家長として耐えるうえでの彼の不機嫌さや怒りについては特にふみこんで分析をしていない。

本稿が論の出発点としてとり上げるのは、ジェイソンが幼児期に実母ではなく、南部淑女の象徴で

ある祖母になつき愛育された事実である。その起源に立ち返って、幼少期以降の彼の〈母〉あるいは〈女〉をめぐる態度の矛盾や分裂を解きほぐしていきたい。それは、〈母〉の幻影を否定しながらも忘却できない男の思慕と限界、近代という〈女〉への嫉妬と怒りをめぐる考察であり、換言すれば、旧套の文化と近代の先進性という歴史の裂け目から立ち現れる男のいら立ちの解明となるだろう。もうひとつの論点は、次男としての境遇と実父への秘かな敬慕に焦点をあて、南部の地で近代の圧力を受けながら没落家族の家長として生きる時、どのように実父を思い返し、失われた夢と実体のない自我への怒りを放散するのかを分析することにある。ジェイソンのいら立ちにひそむ悲しみと不安、それゆえの終わりなき矛盾と葛藤——〈父〉と〈子〉の同時的な演出と失敗——を浮き彫りにしながら、彼の痲癩が示す近代以前と以後の葛藤と相剋、つまり、新南部という歴史の割れ目を生きる男の内実を論証したい。

本稿の最終的な目標は、自己の近代への怒りを相対化されたジェイソンが、その虚しさに包まれながら弟ベンジーを殴り彼の手にした水仙を折る場面に新たな解釈を加えることである。その場面をジェイソンが弟の姿に自画像を発見した瞬間の心理的ドラマとして読み解くことで、新南部という歴史的時代がもたらした家長ジェイソンの抑えがたい不安と痲癩の実体を明らかにする。ベンジーといういわば自己の分身を切り離すジェイソンの姿が、作者フォークナーの、ナルシスティックな「逃避」文学から社会の暗部をえぐり出す「告発」文学への歩み、その出発でもあった可能性を示したい<sup>1</sup>。

### 1. 〈母〉の水脈と断絶——祖母、母、キャディ

語りの冒頭から“Once a bitch, always a bitch” (180) といい放ち、姪ミス・クエンティンや姉キャディの素行へのいら立ちを放散するジェイソンであるが、その強烈な女性嫌いの根底には本人すら意識しない母方の祖母への愛慕が潜在している。Matthewsは、ジェイソンが実母の愛の不足を埋め合わせる“supplemental presence”として慕った祖母の亡きあと、その代替を見つけれずに“a perpetual sense of exclusion, diminishment, and impoverishment”にさいなまれた事実を指摘するが(93)、この代理の喪失と抑圧こそ、彼の特異な女性観の起源であり、その形成に深い影響を及ぼしていることを論証する必要がある。

幼少のジェイソンは、siblingsとの諍いを祖母に告げ口し、祖母の床で毎晩眠りについてはいたが、祖母が病臥して以降、子供部屋で毎晩泣き(26)、祖母の葬儀の夜にはその死を知らされないまま祖母と眠りたいと洩らす(73)。この祖母への愛着により結果的に甘え癖がつき、母キャロラインは祖母の死後2年かけて直したというが(63)、こうした祖母の喪失と実母の矯正が、後年の彼の不安定な情緒と女嫌いを生み出したといえるだろう。なぜなら、彼にとって〈母〉の原始的イメージとは、すべてを抱擁し子を慈しむ祖母の姿であり、そうした〈母〉の幻影から自己を切り離すように、実母による規律の再教育がなされたからである。そのため生母は、〈母〉では決してなく、むしろ〈母〉との記憶のまどろみへの侵入者であり、憎しみの対象でさえあっただろう<sup>2</sup>。

長男のクエンティンが1890年生まれであることから、母キャロラインは再建期に娘時代を過ごし、祖母は戦前に生まれ育ったと想定できる。祖母は、教会・学校・家庭での教育、書物・雑誌などの言

説を通して、家父長制度の存続のために自らの“proper and subordinate place”を自覚し家長に従順な淑女として生きるよう育てられた世代 (Scott 17, 20) に属す。キャロライン自身が“when I was a girl I was unfortunate I was only a Bascomb I was taught that there is no halfway ground that a woman is either a lady or not” (103) と述懐するように、彼女の成長期において実母は、女の範であり、女の生き方をめぐる価値規範——たとえば“raising [her husband’s] children”や“sustaining the ideals of the South”といった「レディ」に付与された伝統的な役割 (Jones 1527) ——を伝える家庭の教育者であったといえるだろう。叔父モウリーは、金銭の借用をジェイソンに依頼した手紙のなかで、妹キャロラインを“such delicately nurtured Southern ladies”のひとりとして扱い、淑女の生きる家の内部世界を“the crass material world”から保護する必要性を強調する (224)。かなり見栄を張った仰々しい表現が目立つものの、中上流階級のバスコム家でも「レディ」の意識づけが行われていた事実が示されている。とすれば、戦前生まれの祖母は、いわば淑女の象徴的存在であって、それゆえジェイソンの意識の奥底には、祖母への思慕とともに、「レディ」をめぐる伝統的女性観も息づくことになったのだろう。つまり、祖母との永訣を自覚できないままに実母によって祖母との紐帯が切断されていくとき、実母への嫌悪を抱くとともに、自らを無限の愛情で包みこむ祖母の幻影を〈母〉として慕いつづける心性を意識下に宿すことになったのではないか。

キャロラインはくり返しジェイソンへの愛と信頼を公言し、子供たちのなかでジェイソンだけが自分を愛する唯一のバスコム家の子孫であるというが、皮肉にも彼にとって実母は、言動に矛盾をきたす軽蔑すべき存在でもある。Deborah Clarkeが論じるように、彼女は“the strongest proponent of the lady”でありながら“resists the traditional expectations of how a married woman should behave”であり、コンプソン家に嫁いだ妻としての自己同一性を有さず、夫と子供たちを慈しむ家庭の〈母〉では決してない (31)。仮に母親が祖母と同じく伝統を体現する人物であったならば、実母に〈母〉を見出し、幻影と現実の疎隔にそれほどまで困惑しなかったであろうが、筆者がすでに論じたように、キャロラインは「旧弊の慣習への遵奉」とは裏腹な「近代への憧れ」を胸奥に秘めており (竹内 149)、ジェイソンはそのような母の自己矛盾にいら立つほかない。娘婿ハーバート・ヘッドが北部資本の象徴ともいえる自動車を乗り回し、また娘が町の誰よりも先んじて車を所有することを喜ぶ母の姿をジェイソンは記憶していたと考えられ、事実、“I says you like to ride in the car and you know you do” (236) と母の近代文明への傾倒を揶揄する<sup>3</sup>。

ジェイソンは7歳のとき、ベンジーとキャディが作った紙の“dolls”をはさみで切断する (65)。コンプソン家の子供たちはいずれも母の不在感に悩むが (Clarke 21)、紙人形の共同制作は、ふたりの子供が母の愛の欠落を埋め合わせる代償、もしくは、たがいに寄り添い睦み合う愛の営みである。キャディがベンジーの母代わりを果たす以上 (*Splendid* 78)、〈母〉のいないジェイソンには、ふたりの親密さを見るに耐えがたく、嫉妬と欲求不満から〈母〉と〈子〉の絆を破壊する衝動に駆られたのであろう。家族であっても他者との愛情関係を築きえないジェイソンの殺伐とした精神状況、〈母〉を回復しえないどころか、〈母〉の代替を否定し破壊する彼の孤絶の状況が示されている。

ジェイソンには幼少のときから、金銭への執着 (36)、作った風の販売、会計処理への関心 (94, 175)

があり、時代に即応し実利の才を発揮すると母の信じるバスコム家の血筋(94)をひいているかのよ  
うに思われる。事実、高校生のとき彼は、北部の銀行への就職という姉の結婚相手からの約束に強い  
期待を寄せ、北部の経済界へと出発する夢を思い浮かべている。銀行の所在地がセントルイスと耳に  
したとき、あのオペラグラスの煌きとともに彼の胸の鼓動が高まり、姉の婚約者が近代からの使者あ  
るいは近代への導き手として映ったであろう。

だがその夢は、キャディの離婚により破綻する。そのとき姉の所業への憤怒が強まるのは、近代へ  
の夢とは裏腹な、祖母への思慕と結びついた旧来の価値観——「レディ」のあるべき姿——を心底に  
内在させていたからである。姉の旧家の桎梏からの脱却と北部への出立は、後進性への侮蔑の代弁で  
あり胸に思い描いた個人の確立であるため、その姿に羨望の念を禁じえず、しかし姉に憧れを抱くこ  
とは自らにゆるしえず、その嫉妬と抑圧が交錯するなかで自由を剥奪した姉への憎しみは増幅する。  
姉を頼りにし近代に魅せられていた事実自己嫌悪を感じ、その事実を押し隠すべく姉に怒りの矛先  
を向けるのである。

それゆえジェysonにとって近代とは、故郷からの離脱をたえず誘惑し、輝く未来への憧憬と欲望  
をどこまでもふくらませ惹きつける磁場でありながら、そのじつ、自らをつねに外部へ閉め出す排他  
的運動体である。キャディはまさにこうした近代の力学を体現する。キャディは北部の銀行職への夢  
を膨張させながら、それを無に帰し幻滅の陥穽に突き落とす、つまり、家からの解放を夢見させてお  
きながら、最終的には自らを周縁にはじき返し田舎町に押しこめる圧力そのものである。たとえ離婚  
と勘当という不幸を味わったにせよ、家の外部で暮らす彼女は、彼自身がなしえなかった自由を空間  
的には獲得したのであって、それは彼の近代への秘かな憧れの実現であり、同時に、近代への首途を  
断念させた証でもあった。

こうした近代としてのキャディへの積年の嫉妬と怒りは、ジェysonがキャディを娘クエンティン  
と引きあわずに馬車で過ぎ去る場面に表出される。

“Hit 'em, Mink!” I says, and Mink gave them a cut and we went past her like a fire engine.  
“Now get on that train like you promised,” I says. I could see her running after us through the  
back window. “Hit 'em again,” I says. “Let’s get on home.” When we turned the corner she was  
still running. (205)

家から勘当されたキャディは、娘に一目会いたいと一心に願い、ジェysonと交渉の末に金を支払  
うことで娘との面会の約束をとりつけるが、彼は非情にも裏切る。期待の高まりから幻滅の悪夢への  
激しい落差——愛娘に手が届きそうになりながら眼のまえを過ぎ去ってゆく狂おしいまでの悲痛——  
を体験させることで、かつて自分が味わった苦痛——銀行員というポジションが永遠に無縁になり思  
い描いた将来像が崩壊したときの痛憤——の恨みを返す。「約束」を破談させたキャディに「約束」を  
果たさないことで意趣を返し、痛みを知らしめたうえで、「約束」通り町を去るよう残酷な命令を下す  
のである。



## 2. 父への親愛——家長の苦悩、起源としての〈父〉

牧草地を売却した資金を長男の大学進学にあてがったにもかかわらず、自己の教育への経済的支援を口にできなかった父に対してジェイソンは不満を洩らす（197, 233, 262）、後述するように、父に隠微な親愛の念も抱いている。父が酒にいいよおぼれるようになったのは、1909年夏のキャディの一件以後であり（233）、ジェイソンは16歳ごろから1912年の19歳ごろまで父のアルコール中毒とその顛末の一部始終を目のあたりにし、それから15年にわたり没落家族の家長として生きてきたのである。父が酒におぼれていく姿を直視し父と同じ家長という立場になったとき、心の奥底に澱んでいた父への情愛の念が揺り動かされ、折にふれて父の生前の姿が胸に去来していたのであろう。

ジェイソンは父の棺に土がかぶせられていくとき、“funny”な気分を感じその場をひとり離れるが、そののち新聞の死亡欄で訃報を知り帰郷したキャディと父の墓を見つめる（202-03）。怒りと不満に満ちた語りにおいて、彼が情愛の感情に揺さぶられるほとんど唯一の場面である。

We stood there, looking at the grave, and then I got to thinking about when we were little and one thing and another and I got to feeling funny again, kind of mad or something thinking about now we'd have Uncle Maury around the house all the time, running things like the way he left me to come home in the rain by myself. (203)

この“funny”な感覚とは、言葉にしがたく、また、感じるのを自らにゆるしがたい“a kind of grief”（RF 162）であるが、それを“funny”と形容するのは、父への不満にもかかわらず、その死を悲しむ「ぎこちなさ」（ベルグソン 77）に由来する。幼少期以来の深層に横たわる父への愛情と敬慕を、よりによって父を埋葬したときに自覚するといった認識の遅れ、皮肉な状況への自嘲に似たおかしさも含んでいるのであろう。またそのとき「怒り」を覚えるのは、家長としての権威を失ってこの世を去った父の姿に、叔父モウリーに惑わされるほどに権威なき家長に墮す自己像がのぞけたからではないだろうか。父の惨めで哀れな最期は、堪えがたき自画像の予示でもあり、だからこそ、父への親和と羞恥は、“funny”な感覚にすりかえられ、「怒り」へと転化されるほかなかったのではないだろうか。

ジェイソンが心の底で求めているのは、平石貴樹が論じるように、「父がバスコム家の人をおさえて『家を切り回して』いた時代、さらにはかれ自身がキャディとともにおさなく、父が父らしい権威を帯びていた時代」（246）である。前述したように、北部の先進性への憧憬とは裏腹に彼の胸底に胚胎するのは、祖母の記憶を淵源とする伝統世界への信頼である。その信頼があるからこそ、姪クエンティンが北部資本で運営された巡回ショーに属す赤ネクタイの男と逃亡したとき、“my people owned slaves here when you all were running little shirt tail country stores and farming land no nigger would look at on shares”（239）というのであって、彼には奴隷を所有し將軍や知事を輩出した名家の出であることへの自負心があり、祖父の生きた旧世界の回復を求めているのである。

ここで問うべきは、戦前を生きた祖父や曾祖父、戦後を生きる実父というふたつの「父」を見つめ

る彼の精神性である。Bleikastenは、戦後の南部上流中産階級における“the Southern father image”の分裂——“the glorious ancestor, the idolized dead father”と“the human, all too human, progenitor, the hopelessly prosaic real father”への二分化——を論じるが(“Fathers” 122)、注意すべきことに、ジェイソンの場合、この「みじめなほどに散文的な実父」像はさらに屈折している。

たしかに北部資本が南部経済を支配する戦後にあつて、祖父は「失われた大義」という神話のもと「偶像化」され、実父は一家の没落とともに権威を失い散文化されていく。実父への不満であれ皮肉であれ、子は実父の内実を言葉で外界にひきずり出し客観視するのだが、しかし、葬式の場面に示唆されるように、ジェイソンにとってそのような「散文的な実父」こそ、彼が心を震わせるほとんど唯一の存在でもある。なぜこのような矛盾が生じるのか。

それは、凋落の宿命を背負った父の苦悩を感受し了解するにつれて、心の深淵に思慕の情を押し隠しても微かに溢れ出す詩的情緒の源がしだいに形成され開かれたからではないか。一家を統率する〈父〉の復権を願う彼が、〈父〉の瓦解を呈す「散文的な実父」の内奥に深く感応し、近代に秘かに激しく憧れる彼が、近代の出現に苦悶した実父を敬愛する、この倒錯的矛盾にこそ、ジェイソンという近代以後を生きる南部人の本質が表れているのではないだろうか。

北部による南部の近代化が進むなかで、南部人の多くがしだいに新しい近代の夢にとりこまれていくのに対し、実父コンプソン氏はそれと一線を画し憂き世を疎み、家の内部にとじこもり詩の創作と飲酒にいそむ。彼がクエンティンに“no battle [against time] is ever won . . . They are not even fought” (76)と論ずる言葉に示されるのは、時間による敗北を宿命づけられた南部へのニヒリズムであるが、同時に、伝統の衰退と近代の侵蝕という日々の現実能耐静かに生き延びていく態度でもあり(後藤 281)、まるで崩壊の進行——家父長としての失墜——を自らに赦し傍観するかのようである。そうした耐え忍ぶ父の姿に、ジェイソンは測りしれない悲哀と苦悩の痕跡を認め、伝統の荒廃してゆく世界を寡黙に生きる忍耐強さと家長としての煩悶の深みを理解したのだろう。

そう斟酌したとき、近代への出発も伝統の保持もコンプソン家の男には困難である現実を自覚し、その現実を照らした父の父性の欠落が、父への嫌悪というより、むしろ同情と共感呼び起こしたのではないか。つまり、同じ名をもつ実父は否定すべき「父」でありながら、共鳴しうる「兄弟」(同胞)でもあるため、実父を赦し愛慕の念を抱いたのではないか。だからこそ、父の墓前で涙をこらえるのであり、さらに自らが家長となり一家の没落を目にするにつれ、父のふがいなさを思い返しつづも、倒錯的共感を深めていったのだろう。しかし、父への悲哀にふけては、父の死後おおよそ15年の人生がもろく崩れる。それゆえ、悲哀という主情的な詩を皮肉という散文的な語りに転化しつつ、“I dont need any man's help to get along I can stand on my own feet” (206)と虚勢をはることで、自立した強い自己像を固持し証明しようとする。実父のように争うべきことを争わずに静観してはられず、あえて時代錯誤もはなはだしく家長を演じるのである。父の最期さえもふがいなさの証とし、人生をとり囲むいら立たしい現状に怒りをまき散らし、不機嫌な家長として君臨しようとするのだ。

ならば、ジェイソンの不機嫌とは、父の愛情の求めでもあるだろう。キャディという近代の〈女〉を父が黙認したのに対し、その娘クエンティンの言動にジェイソンが憤るのは、姉の躰を姪にほどこす

代償、つまり、父のなさなかつた〈父〉としての代補に等しい。酒を口にしないのは、父の轍をふまない自戒であり、父を否定しつつ〈父〉に接近する営みである。その意味では、ジェイソンの〈父〉としての態度は、つねに〈子〉の立場を内包している。それは、家長をになう人生上の覚悟と儀式の欠落に起因するが、不遇な子としての自画像を断ちきって家長へと成熟しなかつた彼は、押し出された家父長の役柄を演じつつ、次男に生まれ落ちた鬱屈と満たされない父への渴望を抱えこんでいる。近代への絶対的な信奉を阻み、近代と伝統のはざままで空転する家長としての悲しさやおかしさに彼を導いたものは、心の深奥に封じこめたはずの父への思慕と、その向こうにひろがる起源としての〈父〉の世界であったのだ。

### 3. 不安と癩癩——姪、ゴルフ場、〈父〉と〈子〉

ジェイソンが朝食を食べに一階に降りてこずに化粧をしている姪にいら立つのは(180)、自身の家長としてのプライドを挑発するからであり、食卓につくよう命令するのは、家父長制度に彼女を閉じこめたいからである。食卓は「子どもたちにたいする家長の、とりわけ一族の長のもつ支配権」を表す格言と結びつく象徴的な場所であって(ボルノウ 156)、breadwinnerとして食事をふる舞うことで、家長の権威づけを行う空間となりうる。ジェイソンにとっては、〈女〉という自然を、〈家〉という文化に馴致させる場に等しい。

そもそも家長としての義務感がなければ、姪の言動を相手にせず一家の崩壊を見ごせよ。看過しえないのは、家父長制度下の旧価値観——性をめぐる清教徒的発想(*Splendid* 159)——を内面化しているからであるが、それ以上に、破綻したはずの近代への夢の残滓ゆえに、共同体の黙契を逸脱する姪に嫉妬心を抱き、家長として〈女〉を統治することで自らの夢の否定と抑圧を企図するからでもある。たしかにジェイソンには姪の性と姿態への関心(*Splendid* 160)があり、彼は“tries to gain final mastery over Caddy by the quasi sexual subjugation of her daughter”(Roberts 115)のである。しかし、そうした姉を支配する欲望が透かされ、エロスを喚起させする姪への仕打ちとは、彼の旧道徳への信奉、近代への憧憬の裏返しでもある。近代以前と近代以後の価値観をめぐる衝突と葛藤こそが、姪への執着を引き起こすのだ。つまり、彼にとって姪クエンティンとは、自らの近代への夢との重なりゆえに、徹底的に否定すべき不快な他者であり、それと同時に、最終的には自己から切り離せない分身でもある。言動の端々に姉の幻影がちらつき癩癩にさわる一方で、心奥に秘匿された夢の残映を呼び覚まし自らを魅了してやまない存在でもあり、だからこそ、その両義的な対象に激しく癩癩を起こす。だが激昂しても怒りの起源が払拭できない以上、いら立ちはむしろ増幅し、空虚な自我の再確認とともに暗鬱な不安にさいなまれるほかない。

彼の癩癩には、近代の到来という時代の変化にともなう外発的要因も深く関わっている。個人の才能により一代で出世し富と権力を獲得しうる時代が南部にも訪れたのであり、その象徴的光景が、日曜日ごとに新興勢力の興じるゴルフであった。旧牧草地に作られたゴルフ場は、彼の近代への夢の残滓を刺激し、家族の没落だけでなく一家に潜在する狂気への風刺も喚起する。

It's bad enough on Sundays, with that dam field [golf links] full of people [golfers] that haven't got a side show [Benjy] and six niggers to feed, knocking a dam oversize mothball around. He's going to keep on running up and down that fence and bellowing every time they come in sight until first thing I know they're going to begin charging me golf dues, then Mother and Dilsey'll have to get a couple of china door knobs and a walking stick and work it out, unless I play at night with a lantern. Then they'd send us all to Jackson, maybe. God knows, they'd hold Old Home week when that happened. (186-87)

ジェイソンが皮肉交じりに想像するのは、日曜日ごとに有閑階級のゴルファーたちが白球を打ち放つと、ベンジーが呻きながら彼らのあとを追いついてを邪魔し、ついにはジェイソンがゴルフ代を請求される光景である。白球を「特大の虫よけ玉」に喩えるのは、「虫よけ玉」が樟脳で作られているにもかかわらず、自分と母の頭痛を鎮めるどころか、逆に頭痛の大きな種になることへのアイロニーである。ジェイソンとすれば、近代の時流に乗り、ゴルファーと同じく有閑階級の身分で娯楽に興じたかったにもかかわらず、眼のまえで自分の見果てぬ夢が実演され、しかも世間の恥とする弟の呻き声が響きわたり、近代の時流にとり残された自己の現状へのいら立ちが一層強まる。

さらに彼が想像するのは、財政的な余裕のない労働者階級に堕ちたとき、精神異常をきたした一家の長として、母と黒人女中とともに生活用品をゴルフ道具とし、使用料を払わずに真夜中にゴルフに興じてみせる場である。また、そのような狂気のふる舞いによりジャクソンの精神病院に収容されたのち、昔の住民が戻ってくる盛大な祭り「懐かしのわが家週間」に招待される事態である。つまり、かつては地域の中心的存在であったコンプソン家が周縁にはじかれ外部へと押し出され、一方、近代の侵食とともに社会上昇をとげた新勢力が町の中心に躍進し祭事を取りしきり、堕ちたコンプソン家の末裔を招く、といった逆転現象を思い浮かべている。新しい勢力の台頭により古き良き伝統行事を支える同郷人たちの黙契がしだいに失われ、そのような世界の崩壊後に「懐かしのわが家週間」など開かれるはずもない。

北部資本で運営され南部の金をまき上げていく巡回ショーもまた (195)、北部による南部経済の搾取の象徴であるばかりか、北部で銀行家として大成し蓄財する夢の反転でもあり、たえず反感と怒りを抱かざるをえない。ショーに惹きつけられる同郷人への軽蔑は、かつて北部への船出を夢見た過去の自分への侮蔑であり、その夢を引きずる現在の自分を否定したい衝動の反映でもあるだろう。ショーのチケットをめぐる黒人ラスター・ギブソンへのいじめは、少年期以来の憤懣をいささかなりとも晴らす子供じみた行為であり、戯画化された自画像を痛めつけるマゾヒズムでさえあるのかもしれない。

そうして内発的にも外発的にもジェイソンのいら成ちは募るのだが、家長という〈父〉の役割になうことのアイロニーは、血縁外の人物、ロレーンとディルシー・ギブソンとの関係にも表出されている。メンフィスで枕業を営むロレーンとの関係は、詳細は不明なもの“help” (307) を必要とする性行為を基盤とし、金銭を媒介しなければ他者との身体的親密性を得られない彼の精神的枯渇ばかりか、自らの「足」で立つといいながら——それ自体、近代的発想 (Brooks 342) ではあるものの——

他者に依存している矛盾をもあぶり出す。メンフィスを離れるまえに必ず金銭を手渡しこれで何か買うようにいい、彼女の体を案じてアルコール類の購入を禁ずる所作は、彼の庇護者としての演技性を端的に示す。金の使い方の指示、電話はかけてくるな、そうした態度はまるで旧徳の権化のようであるが、ロレーンが彼を“daddy” (193) と呼ぶように、性関係が介在するにせよ、財政的援助をほどこす彼女の庇護者となり、実父がなさなかった〈父〉の役割を果たしている。それは、姪との関係同様、経済的支援を含めて実父になしてほしかった役割を自らが果たす代償であり、父の愛を得られなかったことに深い傷を負っている事実を逆照射する。

だがより重要なことは、〈父〉の実演の裏側に〈子〉としてのふる舞いが隠れている点である。ジェイソンがどんなクリスチャンよりもロレーンは心根が優しいといっているのは (246)、無論、実母の偽善性への批判であるが、同時に、女性にキリスト教に基づく聖なる慈愛を秘かに求める心性がうずいているからでもある。Matthewsはロレーンの“a protective mother” (102) としての側面を指摘したが、いいかえれば、自らに〈父〉のごとく女の庇護者であることを課しつつ、心の底では〈子〉のごとく女という〈母〉からの庇護を請い求める、という分裂した女性への欲求と態度をみせている。こうした〈父〉と〈子〉を同時に演じる快楽に着目したとき、ジェイソンが「家長」を演じるさいの子供じみた幼児性——姪クエンティンへの仕打ち、ラスターへのいじめなど——が如実にあらわになるだろう。作中現在の35歳になるまで、押しつけられた〈父〉と捨てきれない〈子〉の問題は、彼の内部でたえずくすぶり、彼の空虚な自我を締めあげ、うず巻いていたように思われる。たとえロレーンがジェイソンを操り金銭を贈与させているとしても (Clarke 29)、その読みの可能性もまた、主体から客体への転覆、〈父〉の演出が〈子〉の遊戯に転倒する危うさを照らし出すだろう。

たしかにジェイソンは打算家であり (Brooks 327, 337)、心のどこかで金銭を介在した数字上の取引を通じて日常の鬱屈を晴らす明快さを好んだのかもしれない (*Splendid* 157)。非日常の時空間に移動し、ロレーンに稼いだ給料から金銭を与えることで、経済的にも性的にも有能な幻想的自己像にひたっているのかもしれない。だがキャディからの送金があるからこそ、自らの給料を余暇に回せているのであって、彼が他者に依存している事実にかわりはない。つまり、ロレーンとの関係は、ジェファソンを離れたメンフィスという仮想的楽園での一時的な解放と逸楽にすぎず、彼の不機嫌の根柢が解消されるわけでは決してない。むしろ、鬱勃とした感情をより一層意識し、彼は周囲の女に限りなくいら立つほかないのである。

黒人乳母ディルシーとの争いもまた、白人家長の揺らぎと不安をさらけ出す。Thadious M. Davisによれば、ディルシーは“freely expresses her moral indignation because of her position as a servant and surrogate mother in the household”であり、“Her presence in the Compson house deflates Jason’s verbal assessment of his stature” (89) である。ここで注意すべきは、「召使」と「代替の母」という二重性をより複雑にしているのが、コンプソン家の斜陽という現実である。ジェイソンにとってディルシーは、幼少の自分に躰をほどこした乳母でありながら、少年期以降は身分的に劣った女中となるが、旧文化の衰退により、黒人召使として徹底して差別・管理する主従関係にはもはやない。一家が没落するにつれて、彼女は従順な被治者ではなく、白人家長を演じるさいに目ざわりで厄介な存在と



なる。なぜなら、統治者としての役割を揺るがすように、ときに意見と主張を述べ立て一家の力関係を混乱させるからである。したがって、彼女が“fulfills a white fantasy of a black women essentially at ease and functioning within a patriarchal world” (Weinstein 85) という主張は、必ずしも正しくない。むしろ、自己の人格の根をつかみ、“the childish perversity hidden beneath his adult meanness” (*Splendid* 152-53) を見抜く乳母は、家長としての足場を崩しかねず、それゆえ、彼はつねに深い怯えと不安を感じているのである (“Appendix” 716-17)。

#### 4. 敗北の自画像——近代の女、弟と水仙

姪クエンティンが持ち出した金庫の7千ドルは、“that which was to have compensated him for the lost job” (307) であり、キャディからの送金を姪に渡さずに蓄積することで、ジェイソンは“a sense of potency and power” (Clarke 29) を得ていた。その蓄積は、少年時代の不遇を埋め合わせるはずの銀行職を喪失した代償行為であり(諏訪部 319-21)、そこには父への哀惜の念と近代への夢の残影が揺曳しているが、その金が近代の〈女〉に奪われる事態は、意識のうえでは、高校卒業以後の姉への復讐を起源とする生きる目的、ないしは、自己同一性の根幹を剥奪されるに等しい。さらに、その金がショーの男に共有され持ち逃げされては、綿花先物取引を通じて北部から金をとり戻そうとしてきた試みが逆手にとられる結果となり、神経を逆撫でされたように憤激するのである<sup>4</sup>。

ジェイソンの運転する車は、母が彼の勤める農機具店に出資した金で購入したものであり、たとえキャディからの送金を含むその金をくすねることをキャディへの復讐と考えたにせよ、その行いが、母の好意への裏切りである点は否定できない。表向きは伝統に浴し裏では近代に惹かれている母の矛盾への反撥から、ジェイソンは〈女〉を騙す快楽にひたっている。しかし、この母の矛盾が、彼の赤裸々な実像を表していることはいうまでもない。ジェイソンの車はいわば、自己と母の矛盾の暗喩としての南部近代であって、姪を乗せてショーの男が走らせる北部で生産された大衆車フォード (238) に追いつけないのは、彼が北部近代の潮流に乗れないばかりか、母からの出資金をすべて使いきっても、その潮流の末端にさえ手が届かない空疎な現実を映し出す。

ジェイソンが町の通りでふたりの乗る車を見かけ追いかけていくとき、多額の税金を投資して建設したはずの車道は、“a sheet of corrugated iron roofing” のようにでこぼこ道である (238)。1920年代のミシシッピ州に関する歴史調査によれば、“Although most politicians recognized the critical need to improve roads and highways, little progress was made, due in part to county supervisors’ unwillingness to surrender their local control” であった (Busbee 224)。この未整備はそれ自体、普請中という近代的爪痕の特性を示すが、より重要なことは、それが、近代への迎合とは裏腹に、既得監督権に固執する南部全体の文化的遅滞の縮図であり、ジェイソン個人の姿——近代化の必要性を認識し自身も近代に魅せられながら、伝統を保持し自らの支配権を手放さない狷介さ——を不快な振動とともに戯画化する点である。道路の悪条件は、ガソリンの臭いとともに彼の頭痛を悪化させるが、Lee Jenkinsが論じるように、“The metaphor of the strong hand of tradition upon him is surely revealed in his allergic reaction to gasoline, so that the automobile, the symbol of his commitment to



modernism and of his attempt to turn his back upon the claims of tradition, is a direct agent of his self-destruction” (151) である。つまり、未舗装の道路での追跡は、彼の伝統と近代のはざまでの自己矛盾を暴きつつ、彼を「自己破壊」へと導くのだ。

ジェイソンがふたりの追跡を、彼らの捕獲を阻もうとする“Circumstance” (306) との闘いとして捉えるのは、長男長女につねに後れをとり追隨してきたわだかまりから未知の人生を主体的に切り拓く欲求が強いからであり、近代への出立を阻みつづけた「運命」に己の力で挑戦し打ち勝とうとするからである。だが、この追跡劇の不思議さは、そうして「運命」に力強く闘いを挑みながら、頭痛に苦しみ出すと、金をとり返す執念をなかば断念するかのように“disaster” (308-310) を意識し出す点にある。

ここでの「悲惨な運命」とは、ふたりの逃亡を最終的にゆるすことであり、さらに老人に斧で襲われ「金を失うどころか命を危うくしかねない(つまりfatalな)事態に遭遇すること」(新納 181) であるが、彼が秘かに求めているのは、敗北と処罰という「悲惨な運命」の樹立、あるいは、近代に敗れ果てる自己、近代に追いつけず後塵を拝する自画像の確立ではないだろうか<sup>5</sup>。なぜなら、「運命」が人間の意志を凌駕し屈服させるとき、その人間は自らの虚像を破壊され、存在の手ごたえとともに新たな実像を見出すからである。自ら“fatalな「運命」に突き進むのは、敗北と処罰と引き換えに、自己の実像をつかもうとする欲望が少なくとも無意識において働いているからである。

そもそもジェイソンは “[money] dont belong to anybody, so why try to hoard it” (194) と考えており、この行動と相反する思考には、不遇であるために「金を失わなければならないという倒錯的な心理」(諏訪部 321) が働いているのだらうし、姪の持ち出した金を奪い返しては、逆説的なことに、それまで彼を支えていた人生の意味——近代に出立できなかった不遇とそれを逆手にとった恨みと意趣返し——が揺らいでしまう。それゆえ、彼の無意識は、不遇の自己像を獲得すべく敗北と処罰へと突き進むのではないか。じっさい、斧を振りかざした老人に襲われ倒れたとき、後頭部に衝撃を受け自らの末期を思いながら“Hurry. Hurry. Get it over with” と意識するや、“a furious desire not to die” にとらわれ格闘する姿は、追跡の秘かな目的に自己像の把捉という矛盾もあったことを裏づけている(310-11)。

老人に斧で殴られたのではなく、自分で手すりに頭をぶつけただけであるのに“blood”が出ていないかしきりに気にするのは(311-12)、自らの失態への羞恥心、男性性の揺らぎへの懸念、内部に隠していた罪業が世間に露呈することへの怖れだけでなく、「運命」に罰せられる「運命」が実現していないことに困惑しているからでもあるだろう。換言すれば、流血し命の危機に瀕する事態を意識下で望んでいたにもかかわらず、そのような事態が到来しなかった結果、無意識の想定と現実の不首尾とのあいだで、彼の意識が当惑し混乱しているからであろう。黒人教会での「最後の審判」をめぐるシーゴグ牧師の説教が“I sees de doom crack en de golden horns shoutin down de glory, en de arisen dead whut got de blood en de ricklickshun of de Lamb!” (297) で締めくくられ、追跡劇が礼拝の“bells” (305) の響きとともに始動する点を考慮すれば、流血せず磔刑に処されないジェイソンには、救済と復活の道が閉ざされ、彼の身体の内部に沈殿する罪悪は永遠に浄化されえないことになる<sup>6</sup>。

ただし皮肉にも、ジェイソンの北部への恨みが相対化される契機が訪れる。それは、ショーの団長が“a respectable show” (312) の運営を信条とするため、姪と男をすでに一座から追放したと主張したときである。ジェイソンにとって、ショーと近代の女は嫌悪の対象であったにもかかわらず、功利主義的な北部資本で巡回していると思われたショーが、男女の戯れと盗みをゆるさずにふたりを異物として唾棄する“respectable”な一団として浮上したため、彼の画一的な北部観——つねに自らの行く手をさえぎり不利益をもたらす実利主義本位の北部人——と齟齬をきたすのである<sup>7</sup>。しかし、自らの北部観を問いただし見直すことはない。

その後、姪と男の乗る北部行きの列車の通過を見届けないのは、北部への出立の夢が破れ不遇への恨みを募らせてきた人生の虚しさを漠然と感じはじめたからであり、“his invisible life”が“ravelled out about him like a wornout sock”されていくなか、黒人に金を支払ってジェファソンまで運転してもらうのは (312-13)、“his emasculation”の表徴であり (Fowler 10)、近代の産物としての車を操縦できぬままに自恃を失っていく過程でもある。自己の無残な敗北と時代に遅れた男としての自画像を照らすように、もはや近代への挑戦も自らの「足」を使っての移動もできずに、文明の力に身をゆだねるのである。近代（機械）の恵みに浴しながら、後進地域を生きていく空虚な現実が浮き彫りになる。

そうして自己処罰の衝迫に突き動かされた外界への加虐性は、暗い虚脱感へと変化し、助手席で彼は鬱屈した気分沈みに沈みこむ。しかし、印象深いことに、彼の混沌とした名状しがたい感情が作品のラストシーンで激発する。南軍兵士像のまえを御者の黒人ラスターが馬車を普段と逆に回したためにベンジーが泣き喚くとき、ジェイソンは広場を飛ぶように横切り馬車の踏み台に昇る。

With a backhanded blow he [Jason] hurled Luster aside and caught the reins and sawed Queenie about and doubled the reins back and slashed her across the hips. He cut her again and again, into a plunging gallop, while Ben's hoarse agony roared about them, and swung her about to the right of the monument. Then he struck Luster over the head with his fist.

“Dont you know any better than to take him to the left?” he said. He reached back and struck Ben, breaking the flower [narcissus] stalk again. “Shut up!” he said. “Shut up!” He jerked Queenie back and jumped down. “Get to hell on home with him. If you ever cross that gate with him again, I'll kill you!” (320)

ジェイソンは、「苦悩」の声をとどろかすベンジーを殴打し、彼の手にした「水仙」の茎を折り、ラスターにベンジーを連れて「家」にすぐに帰るよう命令する。こうした行動は、“his pent-up anger and frustration”の発散 (*Splendid* 185) であり、弟の喚きに対する恥の感覚が作動した結果でもある。だが、むしろそれ以上に、人生の方向性を失った自己への怒り、より正確に言えば、自己の感情の迷いそれ自体に激昂した発作的な反応ではないだろうか。

自らの後進性と不如意な人生を突きつけられ、くすぶる感情をどこに発散してよいのか分からない彼は、喚くほかない弟と似た状態、つまり、言葉で理知的に自己の内面を説明できない状態にある。

ベンジーが泣き喚くのは、コンプソン家の墓参りに向かう馬車がいつもと逆向きの左に回ったことで、彼にとっての内的秩序——時計の針に逆行し過去を追憶する方途——が乱されたからである。ジェイソンもまた、旧家への誇りを胸に秘めながら〈女〉という近代と格闘し敗れたあとであり、伝統意識と近代意識のはざままで揺らぎが生じている。ならば、ここで両者は、内面の揺蕩という点で、水仙のイメージを媒介とした鏡像関係にあるだろう。

つまり、ジェイソンはベンジーに自らの悩ましい心境との近似性を感じとったからこそ、その瞬間、弟を殴り倒す衝動に駆られるのである。このときベンジーがジェイソンの感情の投影された分身であることはいうまでもないが、自己愛を象徴し自己を映す鏡である水仙が折れるのは、ジェイソンが自らの意識の揺らぎと、近代に敗北した無残な自画像の直視に耐えきれずに自身を殴打した暗喩であるだろう<sup>8</sup>。

ジェイソンが殴るまえに折れていた水仙はベンジーにほどこされた“castration”を表すが、それを立て直し手にするベンジーは、その花に自己像を同一化させ姉との理想的な世界を自閉的に創出していると考えられる (Pitavy 101-02, 111)。ベンジーが花の内部に姉との安息を陶酔的に想像していたとするならば、ジェイソンの殴打によって水仙がふたたび折れるのは、そうした弟のナルシズムに対して、姉という近代への憧れと恨みを抱き不本意な現実をふみしめてきた彼のほとんど常軌を逸した激情が衝突した結果でもあるだろう。

だからジェイソンの殴打は、自己を罰する所作であるばかりではない。それは同時に、姉の追憶にふける弟からの自己の差異化でもある。自己完結的な「逃避」の世界からの自己剥離であり、自身は時計の針と同じく時代を歩み、他者の存在する葛藤にみちた不透明な世界を生きていくほかないという自覚の表明でもある。分身を殴打することで、そうした感覚をつかみ自己の均衡をとろうとするのである。

とはいえジェイソンには、伝統の救いも近代の救いもない。人生との和解は赦されない。弟を家に帰すよう指示し、自己の乱れた感情の影を一時的に切り離すが、しかし、家の内部で分身の呻きに始終悩まされ、合理主義を遵奉しつつ近代への呪詛をいい放つ、二律背反の世界を生きていくほかないのである。

## 結論

祖母との戯れの抑圧、次男という不遇、姉に対する怨嗟、実母の矛盾への嫌悪、秘かな実父への敬慕、そうした解決のつかない鬱屈した精神状態にさいなまれるジェイソンは、つねに自分の神経にさわる対象を探し求め、いら立ちの根拠を確認しようとする。くり返し家長として姪の素行を問いただし、家族内の確執にふみこんでいく姿は、まるでいら立ちと怒りの発散こそが、彼の現在を意味づけ、夢の破綻とともに崩壊したはずの自我を作りなおし、補強しているかのようでさえある。ならば、彼が家長の座についたのはたしかに不遇であったが、逆にその座を降りられなくさせたのは、不遇への恨みであったといってよい。金の横領と姪の冷遇が、父をアル中に陥れ自己の夢を反故にした姉に対

する憂さ晴らしになり、だからこそ、不遇な〈子〉という自覚を足場に不機嫌な〈父〉を演じつづけるのである。

その意味でジェイソンを読むとは、近代への激昂の裏側でうごめく矛盾と葛藤、ふと“funny”な感覚を抱く孤独と悲哀に感応しながら、近代以後の人間の生きにくさ——近代的個人としての出立という夢が破綻したにもかかわらず、その幻影を秘かに追い求めるあまり旧家と因襲により深く絡めとられ、不透明な鬱屈した気分にさいなまれる男の逆説的状况——を再考する営みでもある。

ジェイソンの姿が、どこまで作者フォークナーの家をめぐる想念を映し出し、また、どのように近代の触手にさらされた南部社会の綻びと時代の精神性を形象しているのかは、稿をあらためて論じるが、ジェイソンの語り口が、フォークナーの父マリーの口調と似ているという実母の証言 (Dahl 1028) をふまえれば、作者にとって彼の独白とは、近代化により貸馬車屋を廃業し、その後もうだつのあがらぬ人生を送った実父の複雑な胸中の描出であっただろう。同時に、南部作家が片手に自分のなかの“artist”を、もう一方の手に自分の“milieu”を持ち、前者を後者のなかに“a clawing and spitting cat”を“a croker sack”に押しこむように押しこみ、自らの“breath, blood, flesh”のすべてを小説に注ぎこむのだとすれば、ジェイソンの語りは、作者自身の“violent despairs and rages and frustrations”の表出、すなわち、帰属すべき世界の喪失に怒りを覚えながら、近代以後を引き受け耐え忍んでいく自らの内攻した感情の具象化でもあったはずである (“Introduction” 411-12)。作者が自らの心の葛藤を紡ぐとき、作者の生きた時代が放つ暗い翳りと不穏な軋みも刻印されたのである。

こうしてジェイソンの表白の背後から、近代以後の南部の土地にくすぶりまわりついた家長の不安といら立ちが、作者の怒りと忍耐とともに、くり返し読者に押し寄せてくるのである。作者の「逃避」から「告発」への道筋を省みれば、作品最後のジェイソンの姿は、ベンジーという自己を批判しつつ、ナルシスティックな世界からぬけ出し、人間の葛藤と矛盾を引き受けながら、歴史と社会の闇へと分け入り描破する小説家フォークナーの瞋りと自覚の反映でもあったのである。

#### 註

- 1 『響きと怒り』の「序文」(1933)においてフォークナーは、“I seem to have tried both of the courses. I have tried to escape and I have tried to indict. After five years I look back at *The Sound and the Fury* and see that that was the turning point: in this book I did both at one time.” (“Introduction” 412)と書いている。歴史や社会の「告発」への転換点としての『響きと怒り』の位置づけは、作品のラストシーンにその道へと歩み出す作者の意識や方途が何らかのかたちで印画されている可能性を示唆するだろう。
- 2 実母によるジェイソンの矯正に、キャロラインの母に対する微妙な反撥心も関わっている可能性がある。キャロラインはいわば第二の母として、祖母の溺愛とは異質の愛をジェイソンに注ごうとするが、ジェイソンへの偏愛の起源に彼女の母(ジェイソンの祖母)への微かな対抗意識があったのかもしれない。なぜなら、(後述する)自らに内在する近代への憧憬が、真正の淑女とされた母への気後れを誘発し、その憧憬を秘匿するために、あるいは、まさに淑女を演ずるために、ジェイソンへの愛に邁進するようになったと推察しうるからである。一方ジェイソンは、女性がやさしい庇護者でありながら、自らに矯正をほどこすきびしい存在であることを体感する。女の二面性、より正確に言えば、柔らかな表情の裏側から、自己を律し支配しようとする冷たい顔が突如現れてくるまぎれもない現実との対峙は、のちのキャディをはじめとする〈女〉への嫌悪の情に伏流しているように思われる。

- 3 後述するように、近代を憧憬する母の姿は自己を映す鏡でもあるため、いら立ちが一層増す。ジェイソンの“damn”でなく“dam”（母獣）の頻用に着目した Noel Polk は、ロレーンと母を無意識に結びつけ、母を青春婦に見立てる心理を語りと語用の観点から分析している（124-27）。
- 4 南北戦争後に綿花産業さえも北部に支配された状況下でのジェイソンの“a cotton broker”としての営為については、Joel Williamson の議論を参照されたい（362-33）。新南部の時代を通して綿花が南部経済の主たる基盤であった事実は、Charles S. Aiken に詳しい（131-50）。
- 5 迫害を希求するジェイソンの被虐的傾向はすでに指摘されているが（*Ink* 111）、追跡の場面での迫害を通じて彼が一体何を深層心理で望んでいるのかについては、管見の限りこれまで議論されたことはない。
- 6 シーゴグ牧師（Reverend Shegog）は復活祭のためにセントルイスから来た黒人牧師であるが、ジェイソンにとっての見果てぬ夢の土地から訪れた牧師の名前が、“She”（姪クエンティン／姉キャディ）が“go”するのを、つまり、〈女〉の近代への出立を暗示することは、きわめてアイロニックである。なお、ジェイソンの追跡劇は、教会の鐘が鳴り響き、その音からしだいに車で離れていくなかで開始する。つまり、黒人教会でディルシーに訪れる救済と啓示をめぐる聖の時間と、全能の神を怖れずに運命に挑戦するジェイソンの俗の時間が同時並行的に流れていく。前者に救いが示される一方で、後者は自己崩壊へと突き進む。
- 7 ただし、じつは姪と団員はショーから排斥されておらず、団長に裏をかかわれている可能性がある。田舎者を騙す北部人の経験値をまねにした南部人ジェイソンのナイーブさにも留意したい。
- 8 ベンジーが手にする水仙は、ラスターが屋敷の花壇から摘んだものであるが、黒人教会の復活祭の飾りつけをするために庭の花々はすっかり摘まれている（318）。その意味で水仙は、黒人と、白人では唯一ベンジーに残された救済の可能性を示唆するが、花の茎を折り倒すジェイソンにはやはり救いの道が閉ざされている。ふたたび折れた水仙は、彼の敗残をあざやかに照射する。なお、その後、馬車がいつもと同じ右回りに進むとベンジーは泣きやむ。作品結末の描写“The broken flower drooped over Ben’s fist and his eyes were empty and blue and serene again as cornice and façade flowed smoothly once more from left to right, post and tree, window and doorway and signboard each in its ordered place.”（321）については稿をあらためて論じるが、このベンジーの「おだやか」で「うつろ」な青い眼が、ふたたび姉との自閉的な秩序世界を見つめている点に注意したい。作者の伝統と過去への「逃避」の心性、あるいは、南部の時流に逆らう内向き時代の精神の残映といえよう。

#### 引用文献

- Aiken, Charles S. *William Faulkner and the Southern Landscape*. Athens: U of Georgia P, 2009. Print.
- Bleikasten, André. “Fathers in Faulkner.” (“Fathers”) *The Fictional Father: Lacanian Readings of the Text*. Ed. Robert Con Davis. Amherst: U of Massachusetts P, 1981. 115-46. Print.
- . *The Ink of Melancholy: Faulkner’s Novels from The Sound and the Fury to Light in August*. (*Ink*) Bloomington: Indiana UP, 1990. Print.
- . *The Most Splendid Failure: Faulkner’s The Sound and the Fury*. (*Splendid*) Bloomington: Indiana UP, 1976. Print.
- Brooks, Cleanth. *William Faulkner: The Yoknapatawpha Country*. 1963. Baton Rouge: Louisiana State UP, 1990. Print.
- Busbee, Jr. Westley F. *Mississippi: A History*. Wheeling: Harlan Davidson, 2005. Print.
- Clarke Deborah. *Robbing the Mother: Women in Faulkner*. Jackson: UP of Mississippi. 1994. Print.
- Dahl, James. “A Faulkner Reminiscence: Conversations with Mrs. Maud Faulkner.” *Journal of Modern Literature* 3 (April 1974): 1026-30. Print.
- Davis, Thadious M. *Faulkner’s “Negro”: Art and the Southern Context*. Baton Rouge: Louisiana State UP, 1983. Print.
- Faulkner, William. “Appendix: The Compsons 1699-1945.” (“Appendix”) 1945. *The Portable Faulkner*. Ed. Malcolm Cowley. New York: Penguin Books, 1977. 704-21. Print.



- . “Introduction to *The Sound and the Fury*.” (“Introduction”) 1933. *Mississippi Quarterly* 26 (Summer 1973): 410-15. Print.
- . *The Sound and the Fury*. 1929. New York: Vintage International, 1990. Print.
- Fowler, Doreen. “‘Little Sister Death’: *The Sound and the Fury* and the Denied Unconscious.” *Faulkner and Psychology: Faulkner and Yoknapatawpha, 1991*. Ed. Donald M. Kartiganer and Ann J. Abadie. Jackson: UP of Mississippi, 1994. 3-20. Print.
- Francis, David R. “Benefits of the Exposition.” *Louisiana Purchase Exposition, St. Louis in 1904: A Collection of Official Guidebooks and Miscellaneous Publications*. Vol. 1. Reprint Supervised. Koji Oi. Kyoto: Eureka P, 2009. 7-8. Print.
- Jenkins, Lee. *Faulkner and Black-White Relations: A Psychoanalytic Approach*. New York: Columbia UP, 1981. Print.
- Jones, Anne Goodwyn. “Belles and Ladies.” *Encyclopedia of Southern Culture*. Ed. Charles Reagan Wilson and William Ferris. Chapel Hill: U of North Carolina P, 1989. 1527-30. Print.
- Kartiganer, Donald M. *The Fragile Thread: The Meaning of Form in Faulkner’s Novels*. Amherst: U of Massachusetts P, 1979. Print.
- Matthews, John T. *The Play of Faulkner’s Language*. Ithaca: Cornell UP, 1982. Print.
- Pitavy, François L. “Idiocy and Idealism: A Reflection on the Faulknerian Idiot.” *Faulkner and Idealism: Perspectives from Paris*. Ed. Michel Gresset and Patrick Samway, S.J. Jackson: UP of Mississippi, 1983. 97-111. Print.
- Polk, Noel. *Children of the Dark House: Text and Context in Faulkner*. Jackson: UP of Mississippi, 1996. Print.
- Roberts, Diane. *Faulkner and Southern Womanhood*. Athens: U of Georgia P, 1994. Print.
- Ross, Stephen M. and Noel Polk. *Reading Faulkner: The Sound and the Fury. (RF)* Jackson: UP of Mississippi, 1996. Print.
- Scott, Anne Firor. *The Southern Lady: From Pedestal to Politics 1830-1930*. Chicago: U of Chicago P, 1970. Print.
- Weinstein, Philip M. “Meditations on the Other: Faulkner’s Rendering of Women” *Faulkner and Women: Faulkner and Yoknapatawpha, 1985*. Ed. Doreen Fowler and Ann J. Abadie. Jackson: UP of Mississippi, 1986. 81-99. Print.
- Williamson, Joel. *William Faulkner and Southern History*. New York: Oxford UP, 1993. Print.
- 後藤和彦『敗北と文学——アメリカ南部と近代日本』松柏社, 2005.
- 諏訪部浩一「フォークナーの人物造形——『響きと怒り』のジェイソンを例として」『れにくさ』5 (2014). 315-21.
- 竹内理矢「フォークナーと太宰治——近代と育ての〈母〉」『フォークナー』18 (2016). 146-59.
- 新納卓也「フォークナー『響きと怒り』注釈(最終回)」『フォークナー』9 (2007). 168-85.
- 平石貴樹『メランコリック デザイン——フォークナー初期作品の構想』松柏社, 1993.
- ベルグソン, アンリ「笑い——おかしさの意義についての試論」『笑い/不気味なもの』原章二訳. 平凡社, 2016. 9-203.
- ボルノウ, オットー・フリードリッヒ『人間と空間』大塚恵一他訳. せりか書房, 1978.
- 吉見俊哉『博覧会の政治学——まなざしの近代』講談社, 2010.



# 米国大学のフラタニティとソロリティの家庭環境と 入会動機に関する一考察

天 木 勇 樹

## How Much Do Parental Educational Level and Parental Involvement Influence the Decision to Join Fraternities and Sororities in the American Higher Education System?

AMAKI Yuki

Fraternities and sororities are not common in Japanese universities. Since the 18th century, the fraternity and sorority system has been a part of the American higher education system. A fraternity is for male students, and a sorority is for female students. The purpose of this survey is to explore how socio-economic status (SES) differences externally and internally influence college students to join fraternities and sororities and to spend their campus life. SES has a significant influence, and the main indicators of SES are parents' annual income, their highest level of education, their occupations, and their involvement in early childhood education. An additional aim is to get clear picture of how Japanese universities should cultivate future global leaders, in analyzing the role of fraternities and sororities who have strong leadership skills and social communication skills.

The target population for this study is current fraternity and sorority members at public or private universities. In this study, 437 fraternities and sororities (132 male students and 264 female students) responded to an online survey. Because of the restrictions on personal questions by fraternity and sorority members, I divided these participants into 4 groups (from G1 to G4) by using the two indicators (parents' highest level of their formal education and their involvement in early childhood education). Where parental education levels and their involvement in early childhood education were higher, they were classified as belonging to Group 1. Where their education levels and their involvement were lower, their group was classified as belonging to Group 4. Fraternities and sororities in G3 and G4 were first-generation college students whose parents' highest level of education is a high school diploma or less.

This study finds that approximately 80% of fraternities and sororities in G1 and G2 decided to join the fraternity and sorority because they have leadership opportunities that strengthen their resumes, but 55% of fraternities and sororities in G4 did not think of it. Also, most fraternities and sororities in G1 and G2 participated in more organized social events every weekend, compared with fraternities and sororities in G3 and G4. Most fraternities and sororities in G4 are not interested in developing their leadership skills and social skills. This study shows that SES differences have influenced their motivation to spend their campus life.

I believe longitudinal research about campus life between the fraternity/sorority members and non-fraternity/sorority members is needed to explore how SES differences influence their campus life and how they develop their leadership skills and social skills, considering in the main indicators of SES.

<Key words> college life, fraternity, sorority, parents' involvement, American higher education

《公募論文》

# 米国大学のフラタニティとソロリティの家庭環境と 入会動機に関する一考察

天 木 勇 樹

## 1 はじめに

### 1.1 研究の背景

米国の大学に存在するフラタニティ (Fraternity) とソロリティ (Sorority) という学生組織は、日本の高等教育機関では聞き慣れない組織であるが、米国の大学では18世紀後半から高等教育と強く結び付く学生主体の社交組織である。フラタニティは男子学生のみで構成され、ソロリティは女子学生のみで構成された組織である。全米の大学ランキングを毎年発行するU.S. News & World Reportの各大学の紹介欄には、学生の何割がフラタニティやソロリティに所属しているのかを示す項目があり、高等教育との結び付きが強いことが伺える。一方、コミュニティ・カレッジ (公立2年制大学) には、フラタニティやソロリティのような学生組織は存在せず、4年制大学の特徴の一つであるといえる。フラタニティやソロリティは、社会貢献や地域奉仕などを活動理念とし、チャリティイベント参加やボランティア活動などの課外活動を頻繁に行う学生組織である。学生時代にフラタニティやソロリティに所属した著名人は多く、1877年以降、ロナルド・レーガン元米国大統領やビル・クリントン元米国大統領等の歴代18人の米国大統領がフラタニティの出身者であることが知られている。米国初の女性の国務長官を務めたマデレーン・オルブライトやヒラリー・クリントン元米国国務長官も学生時代はソロリティのメンバーであった。米国の上院議員や下院議員の76%、連邦最高裁判所判事の85%が、学生時代にフラタニティやソロリティに所属していたというデータがある (Konnikova, 2014)。このようにフラタニティやソロリティとしての活動を通じ、リーダーシップの素養を身に付け、様々な分野で活躍している。

本稿では、日本では実証研究が少ないフラタニティやソロリティに所属する学生の入会動機や学生生活について分析し、米国の大学生がフラタニティやソロリティという学生組織に何を求めて入会し、どのような学生生活を送っているのかについて調査する。さらに、親の学歴や教育意識の違いから見るフラタニティやソロリティへの入会動機や学生生活の相違についての分析を行なっている。

## 1.2 フラタニティとソロリティについて

フラタニティやソロリティは、1820年代から米国国内の各大学に広がり、全米の約630校に約2,913団体が存在する。全米の学部生の約750,000人がフラタニティやソロリティに所属し学生生活を送っている。社会貢献、地域奉仕、人材育成と人脈形成を理念として掲げ、各団体がそれぞれの規則のもとで活動している。各団体の支部が全米の大学にあり、各団体名は2文字または3文字のギリシャ文字で表記される。具体例を挙げると、フラタニティのアルファ・エプシロン・パイ団体（Alpha Epsilon Pi）は「ΑΕΠΙ」，アルファ・ガンマ・オメガ団体（Alpha Gamma Omega）は「ΔΓΩ」と表記され、ソロリティのカップ・アルファ・シータ団体（Kappa Alpha Theta）は「ΚΑΘ」，カイ・オメガ団体（Chi Omega）は「ΧΩ」などと表記される。学生は、キャンパス内で2文字または3文字のギリシャ文字が付いた特注のTシャツやトレーナーを着用し、メンバーが共同生活を送る建物の外壁には各団体のギリシャ文字が表札として掲げられるなど、各団体のメンバー同士の結束力を強める取り組みを行なっている。

フラタニティやソロリティに入会した学生は、キャンパスに隣接するフラタニティ・ハウス（Fraternity House）やソロリティ・ハウス（Sorority House）と言われる一軒家で数十名が共同生活を送る。共同生活を通じ、普通の学生生活では学ぶ機会の少ない先輩や後輩間の縦の繋がり、協調性や礼儀などを学ぶ。また、健康的な食事管理のために、専属の調理師を雇う団体もある。

各団体には代表、副代表、経理担当、議事録担当などの役割がある。入会や入居希望者の選考、チャリティイベントやボランティア活動等の企画運営、住居の修理費用の予算の執行などについての会議は、ロバート・ルール（Robert's Rules of Order）の4つの権利（多数派の意見を優先する権利；少数意見を尊重する権利；個人攻撃を認めずプライバシーを擁護する権利；欠席者の権利を守る権利）を基本的な原則として進められている。

また、フラタニティやソロリティの会員になるためには、いくつかの入会審査を受ける必要がある。新学期が始まる8月下旬から9月頃に1週間程度の勧誘期間（Rush Week）があり、大学に隣接する各フラタニティ・ハウスやソロリティ・ハウスが全ての学生に開放され、入会に興味がある学生を対象に説明会や食事会が行なわれる。入会に興味がない学生も参加可能であるため、フラタニティやソロリティ主催の新入生歓迎会のようなイベントが勧誘期間の間、毎晩のように開催される。その後、2ヶ月から3ヶ月間の誓約期間（Pledge Period）があり、その期間にフラタニティやソロリティに興味がある新入生は希望する団体で入会のための適正試験を受ける。試験内容は、入会を希望する団体の設立の歴史や活動理念の理解度、入会を希望する団体に所属する先輩の氏名や出身地をどの程度覚えているのか、各団体の歌の暗唱力等が測られる。さらに、入会希望者は、希望する団体出身の社会人と共に週末に行なわれるボランティア活動やチャリティイベントに参加し、共同生活を送る上で必要なコミュニケーション能力や協調性の有無などが測られる。全ての適正審査終了後、正式なメンバーとして入会が認められた者は、フラタニティでは互いに「兄弟（brother）」、ソロリティでは互いに「姉妹（sister）」と呼び合い、フラタニティやソロリティとしての学生生活が始まる。

### 1.3 文献研究

#### 1.3.1 社会性やリーダーシップ等の素養を身につける場としての役割

フラタニティとソロリティに所属していない学生に比べ、違法ドラッグの使用率やアルコールの摂取率が高い等の否定的なイメージがある一方で (Capone, Wood, Borsari, & Laird, 2007), フラタニティやソロリティの学生は、ボランティア活動やチャリティイベントなどの社会奉仕活動に積極的に参加する傾向が強いという調査結果がある (Asel, Seifert, & Pascarella, 2009; Hayek, Carini, O'Day, & Kuh, 2002; Whipple & Sullivan, 1998)。Asel, Seifert, & Pascarella (2009) が行ったフラタニティやソロリティに所属する学生と所属していない学生を対象に学生生活に関する調査の結果、コミュニティサービスやボランティアなどの課外活動への参加時間は、フラタニティやソロリティに所属していない学生に比べ、数十時間以上多いことが示された。フラタニティやソロリティの学生は、様々な課外活動を通じ、社会人とのコミュニケーション方法や接し方などを学んでいる。

また、その他の先行調査によると、フラタニティやソロリティとしての学生生活を通じ、リーダーシップ力や問題解決力を習得することができるという調査結果がある (Brikenbolz & Schumacher, 1994; Harms, Woods, Roberts, Bureau, & Green, 2006; Martin, Hevel, & Pascarella, 2012)。具体的な活動として、フラタニティやソロリティの学生は、大学の学生委員会の役員としての活動や、学内スポーツ部への参加、コミュニティサービス団体での活動などに積極的に参加している。フラタニティやソロリティの学生は、リーダーシップを必要とする責任のある役割に就き、互いにロールモデルとして活躍することにより、リーダーシップに必要な素養を身に付けていることが考えられる。このように課外活動や社会貢献活動への参加を通じ、将来必要とされるリーダーシップ力を習得している。その経験を活かし、政府機関や民間企業・団体のトップとして活躍している。

#### 1.3.2 フラタニティやソロリティに所属していない学生との比較 (学業成績や学業継続率)

先行研究では、フラタニティやソロリティに所属する学生と所属していない学生の学業成績や学業継続率に関する調査が行なわれている。Nelson, Halperin, Wasserman, Smith, & Graham (2006) が行なった学業成績に関する調査では、フラタニティとソロリティに所属する学生と所属していない学生を対象に学部1年次と学部4年次に進級した際のGPA (grade point average) の変化を分析した。その結果、1年次ではフラタニティやソロリティに所属する学生のGPAの平均が高かったが、学年が上がる毎に徐々にGPAの平均は、フラタニティやソロリティに所属していない学生と同じになる結果が示された。高いGPAを維持するための学業に対する姿勢は、フラタニティやソロリティに所属しているかどうかに関係ないことが明らかになった (Hevel, Martin, Weeden, & Pascarella, 2015)。

また、フラタニティやソロリティに所属する学生は、フラタニティやソロリティに所属していない学生に比べ、学生生活の満足度や学業継続率 (在学率100%から退学率を引いた割合) が高いことが示された (Pennington, Zvonkovic, & Wilson, 1989; Nelson, Halperin, Wasserman, Smith, & Graham, 2006; Hevel, Martin, Weeden, & Pascarella, 2015)。ソロリティに所属する学生では、ソロリティに所

属していない学生の4年次における学業継続率は67%であるのに対し、ソロリティに所属する学生の4年次の学業継続率は93%と高い値を示している。フラタニティの学生も同様であり、フラタニティに所属していない学生の4年次の学業継続率が73%に対し、フラタニティの学生では93%とほとんどの学生が退学せずに卒業していることが示された。フラタニティやソロリティの学生の中途退学率は、学年が上がる毎に大幅に低くなる傾向があり、学生生活を通じ、先輩と後輩の上下関係の中から互いに強い絆を育み、互いに助け合う環境があるからこそ、高い学業継続率を維持することができる。

#### 1.4 研究の目的

先行研究では、過度な飲酒などによる新入生に対するしごきやフラタニティやソロリティの仲間からの圧力から生じる様々な学生同士のトラブルなど、フラタニティやソロリティに対するマイナスのイメージも多く挙げられ(Asel, Seifert, & Pascarella, 2009; Wechsler, Kuh, & Davenport, 1996; Wechsler, 1996; Wechsler, Dowdall, Maenner, Gledhill-Hoyt, & Lee, 1998), それがフラタニティやソロリティへの入会を敬遠する理由として挙げられていることがある。さらに、フラタニティやソロリティに所属していない学生と比較した場合、アルコールの摂取率が高い等の否定的な側面が強調される学生組織ではあるが、フラタニティやソロリティに所属する学生は、どのようなことに期待を持ち、どのような影響を受けて入会に至ったのかという入会動機についてまだ明らかではない部分が多い。本稿では、現役大学生を対象に、親の学歴と親の教育意識から分類、分析し、どのような家庭環境で育った学生が、どのような影響を受けてフラタニティやソロリティという学生組織に入会するに至ったのかについて分析する。価値観が異なる多様なバックグラウンドを持った学生が集まるフラタニティやソロリティの学生組織では、地域貢献等の活動を通じ、人的ネットワークの拡大やリーダーとして活躍するための素養を身につけている場として機能していることが推測できる。グローバルリーダーとして活躍する人材を輩出するフラタニティやソロリティの学生が考える入会動機と学生生活について分析することにより、日本ではあまり実証的な検証が行なわれていない米国大学のフラタニティとソロリティの大学文化について考察する。

## 2 調査概要

### 2.1 調査方法

本調査では、米国西海岸にあるカリフォルニア州の州立大学3校及び私立大学3校の4年制大学を中心にフラタニティやソロリティに所属する学生に調査協力を依頼し、オンラインによるアンケート調査を実施した。ニューヨーク州やマサチューセッツ州等の北東部の大学にも調査協力を求めたが、調査実施の協力を得ることができなかった。アンケート調査票の質問項目を以下に示す。なお、問1の基本データ以外は、4段階での回答選択(とてもそう思う、ややそう思う、あまりそう思わない、全くそう思わない)を求めた。

【問1】基本データ(性別、在籍大学の種類、親の学歴、幼少期の親子間の本の読み聞かせの頻度、



大学の学業成績、アルバイト勤務時間)

【問2】フラタニティやソロリティへの入会に影響を与えた外的要因(親や友人等)

【問3】フラタニティやソロリティへの入会動機

【問4】フラタニティやソロリティとしての学生生活

問1を聞いた理由としては、家庭環境がフラタニティやソロリティへの入会動機や学生生活にどの程度影響を与えているのかを分析するため、親の学歴と親の教育意識の違いによる分析を行なう。両親が大学卒業以上の学歴を持つか否かについての質問項目と幼少期の親子間の本の読み聞かせの頻度を基本データの中に加えた。親の学歴や教育意識などの家庭環境の要因が進路選択に直接結びついているという先行研究(Bourdieu & Passeron, 1994; Levine & Sussmann, 1960)がある。さらに、浜野(2009)は、親の教育意識は子供の学力と強い関係があり、「階層」⇒「家庭環境・生活」⇒「学力」という影響関係があることを明らかにした。Bourdieu & Passeron(1994)も文化的再生理論の中で、親の学歴(学歴資本)や職業的地位(経済資本)が子供の勉学態度や職業的地位に影響を与えると指摘する。本調査では、人種、宗教、親の職業や所得など、回答者を特定できる可能性が少しでもある質問項目を含む調査実施について、一部のフラタニティやソロリティの学生団体から実施許可が下りなかったため、本調査では人種や親の所得などの質問項目を全て外して実施した。

また、外的要因がフラタニティやソロリティに入会する上でどの程度影響を与えているかを調査するため、問2の設定を設けた。Anderson(1985)によれば、親、友人、教師、進路指導カウンセラー、生活環境などの外的要因が大学進学を決める際に、生徒自身の内的要因と同様に大きな影響を与えるという。フラタニティやソロリティに入会する際に、そのような外的要因がどの程度影響しているのかについて調べる。

問3では、フラタニティやソロリティへの入会動機に関する4つの入会動機を聞き、問4ではフラタニティやソロリティとしての学生生活に関する6つの質問について回答を求めた。問3と問4の質問項目の選定については、著者がフラタニティやソロリティを対象に行ったパイロット調査の中で入会動機や学生生活に関する回答を求め、調査協力者から挙げられた入会動機や活動内容等を本調査の際に選択肢として使用した。

### 3 調査結果

#### 3.1 回答者の概要

本調査での有効回答数は、全体で437件であった。フラタニティに所属する学生の有効回答数の割合は全体の34.1%、ソロリティに所属する学生の割合は全体の65.9%である。有効回答数437件のうち、州立大学に在籍する学生は396人(内訳:フラタニティ132人、ソロリティ264人)、私立大学に在籍する学生は41人(内訳:フラタニティ17人、ソロリティ24人)である。結果的に州立大学の学生が多くなったが、意図的に対象を絞ったものではない。私立大学に在籍する回答者の中には、自費で授業料を支払っている学生と授業料免除等の奨学金を受給し在籍している学生がいることが考えら

れるが、本調査では奨学金受給の有無の項目を設けていなかったため、私立大学と州立大学の回答者を混在し分析を行なった。

両親の学歴についての質問項目では、フラタニティの85.2%は両親又は親のいずれかが大学卒業以上の学歴を持っていると回答し、ソロリティでは84.3%であった。大学卒業以上の学歴を持たない両親のもとで育った学生は、それぞれ約14%にとどまった。また、幼少期の親子間の本の読み聞かせの頻度についての質問項目では、「よく読み聞かせをしてもらった」と回答したフラタニティは51.7%、「時々読み聞かせをしてもらった」は33.6%である。ソロリティでは、70.4%が「よく読み聞かせをもらった」と回答し、17.8%が「時々読み聞かせをもらった」と回答している。Dwyer & Hecht (1992) の調査結果によると、一般的に、幼少期の本の読み聞かせ等の親の教育意識が子供の学業成績に影響を与えている。さらに、親の学歴や所得等を加味した社会経済的地位 (socio-economic status: SES) の低い層の子供はSESの高い層の子供に比べ、教育意識が低いため、学力も下がるという調査結果がある。本調査の結果、フラタニティやソロリティの多くが、親の学歴が高く、親の教育意識が高い家庭環境の中で育った学生が多いことがわかった。

5段階 (0~4) の数値の学業成績 (GPA) については、GPA3.5以上、GPA3.0以上3.5未満、GPA2.5以上3.0未満、GPA2.0以上2.5未満の成績の中で、GPA3.0以上3.5未満であると回答した学生がフラタニティやソロリティ共に8割を占めた。また、一週間の平均アルバイト時間に関する質問項目では、フラタニティとソロリティ共に4割の学生がアルバイトはしておらず、週に10時間以上のアルバイトを行なっている学生はフラタニティでは28.9%、ソロリティでは23.6%に留まった。また、米国連邦政府教育省 (2016) による大学生のアルバイト時間に関する調査によると、正規学生のうち、14%が週に20時間未満、19%が週に20時間以上35時間未満、7%が週に35時間以上のアルバイトを行なっている。

以上のことから、フラタニティやソロリティに所属する学生は、全米の大学生のアルバイト時間の平均と比べ、親からの経済的な援助が受けられる学生、又は、成績が良く、生活費を含む奨学金を受給している優秀な学生であることが推測できる。

### 3.2 フラタニティやソロリティへの入会に影響を与えた外的要因

フラタニティやソロリティへの入会を決める際に、親や友人、高校教師等の外的要因が学生の入会への意思決定にどの程度影響があったのかについて本調査を通じて分析した結果が以下の通りである。父親や母親の助言が大学進学を決める上で子供に強い影響を与えるという先行研究 (Anderson, 1985) があることから、学生がフラタニティやソロリティに入会を決める際に父親や母親の影響をどの程度受けたのかという質問項目を設けた。父親の影響に関する質問項目に対し、「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答したフラタニティの学生は合計17.9%、ソロリティの学生は合計23.2%であった。母親の影響に対し、「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答したフラタニティの学生は合計15.1%、ソロリティの学生は合計32.3%であった。フラタニティの学生に比べ、ソロリティの学生は母親からの影響を受け、入会を決めた学生がわずかに多いことが示された。

兄弟や高校教師からの影響に関しては、学生が入会を決める際にほとんど影響を受けてないことが

わかった。一方で、友人の影響については、「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答したフラタニティの学生では合計73.4%、ソロリティの学生では合計74.6%であった。米国の大学では大学1年生の多くがキャンパス内の学生寮で共同生活を送るため、大学入学後にルームメイトや友人との情報交流の中からフラタニティやソロリティへの入会を決める学生が多いことが推測できる。

### 3.3 親の学歴と教育意識に注目して

フラタニティやソロリティの学生の家庭環境が、社会貢献活動への積極的な参加や社交性にどの程度強い影響を与えるのかを考える。本調査では、親の学歴や幼少期の親子間の本の読み聞かせの頻度のみをアンケート調査に含めたため、調査参加者を親の学歴や職業、所得などから構成される社会経済的地位（SES）の高い層、中間層、低い層の3種類に厳密に分類することができなかった。親の職業や所得の他に、幼少期の本の読み聞かせの頻度や、家庭の本の数、学校外での学習塾や家庭教師等の学習活動の実施状況などもSESの構成要素になる（Sirin, 2005）。本調査では、親の学歴と幼少期の本の読み聞かせの頻度から親の教育意識を判断し、4つのグループに分類した。親の学歴による分類については、両親又は親のいずれかが大学卒業以上の学歴を持っていると回答した学生は、親の学歴が高いグループとし、両親が大学卒業以上の学歴を持っていない学生は、親の学歴が低いグループに分類した。親の教育意識については、幼少期の親子間の本の読み聞かせの頻度から、「よく読み聞かせをしてもらった」、「時々読み聞かせをしてもらった」と回答した学生は、親の教育意識が高いグループとし、「ほとんど読み聞かせをしてもらわなかった」、「全く読み聞かせをしてもらわなかった」と回答した学生は、親の教育意識が低いグループに分類した。以上のことを踏まえ、分類したグループは、以下の4通りである。

G1: 親の学歴が高く、親の教育意識も高い

G2: 親の学歴は高いが、親の教育意識は低い

G3: 親の学歴は低いが、親の教育意識は高い

G4: 親の学歴が低く、親の教育意識も低い

本調査の結果、それぞれのグループの人数の割合を見ると、親の学歴が高く、親の教育意識も高いグループ（以下、G1）のフラタニティは、フラタニティ全体の中で78.4%（116名）を占め、親の学歴は高いが、親の教育意識は低いグループ（以下、G2）は7.4%（11名）、親の学歴は低いが、親の教育意識は高いグループ（以下、G3）では6.8%（10名）、親の学歴が低く、親の教育意識も低いグループ（以下、G4）では7.4%（11名）であった。ソロリティでは、G1は80.5%（227名）、G2は5%（14名）、G3は7.8%（22名）、G4は6.7%（19名）であった。フラタニティとソロリティそれぞれの8割以上は、親の学歴が高く、親の教育意識も高い家庭環境の中で育った学生であることが示された。

また、フラタニティとソロリティの学業成績に注目した場合、表1の通り、両親、又は親のいずれかが大学卒業以上の学歴を持ち、親の教育意識も高い家庭で育った学生では、学業成績においては高い成績を修めていることがわかる。先行研究では、フラタニティやソロリティに入会していない学生と比べ、学業成績に大きな差がないことが示されたが（Asel, Seifert, & Pascarella, 2009）、本調査で

はフラタニティやソロリティに所属していない学生を調査対象に含めなかったため、学業成績の比較については今後の課題としたい。Berger & Archer (2016) の調査では、一般的に、SESの低い層の学生に比べ、SESの高い層の学生は、高い学業成績を修め、明確な将来像を持っていることが明らかになった。このことから、先行研究にもあるように親の学歴や親の教育意識が、大学在籍中のフラタニティやソロリティの学生の学力にも強い影響関係があるといえる。

表1 学業成績

		%	GPA 3.5以上4.0	GPA 3.0以上3.5未満	GPA 2.5以上3.0未満	わからない
G1	F		33.6	51.8	12.7	1.8
	S		44.6	45.1	3.6	6.7
G2	F		36.4	36.4	18.2	9.1
	S		50.0	28.6	7.1	14.3
G3	F		20.0	70.0	10.0	0
	S		19.0	71.4	4.8	4.8
G4	F		0	63.6	36.4	0
	S		16.7	55.6	27.8	0

※フラタニティをF、ソロリティをSと表記した。

### 3.4 親の学歴と教育意識の違いから見る学生の入会動機

家庭環境の違いから見る入会動機について、フラタニティとソロリティそれぞれをG1からG4のグループに分けて分析した結果が表2である。表2では、各項目について、学生自身にとってどの程度思うかを「とてもそう思う」を1点、「ややそう思う」を2点、「あまりそう思わない」を3点、「全くそう思わない」を4点とし、項目ごとに平均値と変動係数を算出した。その後、各グループの入会動機についての類似点と相違点を検討した。

「共同生活の中で、互いに支え合う強い絆を作ることができるから入会した」という質問項目では、G4のソロリティ（平均値2.00、変動係数41.00）以外の各グループの平均値は2.0未満であり、平均値が低く、共同生活を通じ強い絆を育むことの重要性を認識している。さらに、「生涯の友人を作ることができるから入会した」という質問項目では、G1のフラタニティの平均値（平均値1.26、変動係数41.27）とソロリティの平均値（平均値1.25、変動係数40.00）が他のグループに比べ一番低く、親の学歴が高く、親の教育意識も高い家庭環境で育った学生の多くは、強い絆で結ばれた友人関係の構築を目的にフラタニティやソロリティに入会していることが示された。同じ入会目的の下でボランティア活動やチャリティイベント等の活動を通じ、フラタニティやソロリティの先輩と後輩が一体となり、強い絆を育んでいることがわかる。

また、米国では、日本において一般的な新卒一括採用の概念がないため、学業成績に加えて、アメリカ人の学生が就職活動を行なう際には、学歴や人脈も重要である。そのため、社会人との幅広い人脈の構築が学生時代から必要となる。フラタニティやソロリティの利点や人脈を利用してより良い仕

事に就くことができるから入会したという質問項目では、G1のフラタニティの平均値（平均値1.99, 変動係数36.18）のみが2.0未満であり、他のグループよりも卒業生とのネットワークの重要性を認識していることが伺える。G1のフラタニティ同様に、他のグループの平均値も低く、フラタニティやソロリティの学生は、大学在学中から将来のための人脈を社会の中で築く重要性を感じている学生も多い。大学入学後の早い段階から将来の就職を見据えた計画を持った学生が、フラタニティやソロリティに積極的に参加する傾向があることが明らかになった。

次に、履歴書で高く評価してもらえるようなリーダーシップを発揮する活動を行なっているからという入会理由では、G3のフラタニティ（平均値1.20, 変動係数35.00）とソロリティ（平均1.29, 変動係数35.66）の平均値が一番低く、他のグループに比べ、G3やG4の平均値が低いことが示された。G3やG4の学生のように親が大学卒業以上の学歴を持たない家庭環境で育った学生が初めて大学に進学した場合、その学生は、大学第一世代の学生（first-generation college student）として扱われ、大学に進学したことに対して自身を誇るべきことであるというアメリカの文化がある（Amaki, 2013）。G3の学生は、家族の中で初めて大学に進学したという自信とより良い仕事に就きたいという高い志を持ち、フラタニティに入会していることが推測できる。

表2 フラタニティやソロリティへの入会動機

入会動機	Group 1							
	フラタニティ				ソロリティ			
	度数	平均値	標準偏差	変動係数	度数	平均値	標準偏差	変動係数
1. 共同生活の中で、互いに支え合う強い絆を作ることができるから	104	1.58	0.76	48.10	207	1.57	0.76	48.41
2. 生涯の友人を作ることができるから	104	1.26	0.52	41.27	208	1.25	0.50	40.00
3. 大学卒業後、フラタニティやソロリティの会員の利点や人脈を利用し、より良い仕事に就くことができるから	102	1.99	0.72	36.18	208	2.05	0.64	31.22
4. 履歴書で高く評価してもらえるようなリーダーシップを発揮する活動を行なっているから	104	1.36	0.57	41.91	209	1.30	0.51	39.23
入会動機	Group 2							
	フラタニティ				ソロリティ			
	度数	平均値	標準偏差	変動係数	度数	平均値	標準偏差	変動係数
1. 共同生活の中で、互いに支え合う強い絆を作ることができるから	10	1.90	0.99	52.11	11	1.82	0.98	53.85
2. 生涯の友人を作ることができるから	10	1.60	0.97	60.63	11	1.55	0.69	44.52
3. 大学卒業後、フラタニティやソロリティの会員の利点や人脈を利用し、より良い仕事に就くことができるから	10	2.00	1.05	52.50	11	2.27	0.67	29.52



4. 履歴書で高く評価してもらえるようなリーダーシップを発揮する活動を行なっているから	10	1.60	0.97	60.63	11	1.55	0.69	44.52
入会動機	Group 3							
	フラタニティ				ソロリティ			
	度数	平均値	標準偏差	変動係数	度数	平均値	標準偏差	変動係数
1. 共同生活の中で、互いに支え合う強い絆を作ることができるから	10	1.60	0.70	43.75	21	1.57	0.68	43.31
2. 生涯の友人を作ることができるから	10	1.60	0.70	43.75	21	1.33	0.48	36.09
3. 大学卒業後、フラタニティやソロリティの会員の利点や人脈を利用し、より良い仕事に就くことができるから	10	2.10	0.57	27.14	21	2.19	0.93	42.47
4. 履歴書で高く評価してもらえるようなリーダーシップを発揮する活動を行なっているから	10	1.20	0.42	35.00	21	1.29	0.46	35.66
入会動機	Group 4							
	フラタニティ				ソロリティ			
	度数	平均値	標準偏差	変動係数	度数	平均値	標準偏差	変動係数
1. 共同生活の中で、互いに支え合う強い絆を作ることができるから	9	1.89	0.93	49.21	16	2.00	0.82	41.00
2. 生涯の友人を作ることができるから	9	1.33	0.50	37.59	16	1.44	0.51	35.42
3. 大学卒業後、フラタニティやソロリティの会員の利点や人脈を利用し、より良い仕事に就くことができるから	9	2.33	0.71	30.47	16	2.31	0.70	30.30
4. 履歴書で高く評価してもらえるようなリーダーシップを発揮する活動を行なっているから	9	1.44	0.53	36.81	16	1.44	0.51	35.42

### 3.5 親の学歴と教育意識の違いから見る学生生活

家庭環境の違いによるフラタニティやソロリティへの入会後の学生生活について、それぞれをG1からG4のグループに分けて分析した結果が表3である。表3では、各項目について、学生自身にとってどの程度思うかを「とてもそう思う」を1点、「ややそう思う」を2点、「あまりそう思わない」を3点、「全くそう思わない」を4点とし、項目ごとに平均値と変動係数を算出した。その後、各グループの学生生活についての類似点と相違点を検討した。

フラタニティやソロリティの活動理念である地域奉仕や社会貢献への参加度についての質問項目において、G1のフラタニティの平均値（平均値1.22、変動変数36.07）とソロリティの平均値（平均値1.24、変動変数37.90）では、他のグループに比べ、平均値が低く、週末に積極的に社会貢献活動に参加していることが示された。一方で、他のグループに比べ、G4のフラタニティの平均値（平均値1.67、変動



変数29.94) がやや高かった。全米の大学に同じ組織の支部があるため、課外活動などを通じ、国内の学生同士が交流することもできる。以上のことから、フラタニティやソロリティの学生は、地域奉仕や社会貢献活動の一環としてチャリティイベント等の企画・開催を通じ、フラタニティやソロリティのそれぞれのメンバーが役割を持ち活動することにより、積極性や責任感を兼ね備えた人材へと成長することができるメリットがある。さらに、大学1年次の早い段階から社会貢献活動に積極的に参加することで、集団行動や上下関係などの社会性やリーダーシップの素養を身に付けることができる。

学業面では、親の学歴は低いが、親の教育意識が高い家庭で育ったフラタニティやソロリティそれぞれの約6割が授業の復習やテスト対策を協力し合って行う傾向が強いことが示された。学業成績の調査結果を見ると、G3のフラタニティとソロリティそれぞれの7割がGPA3.0以上3.5未満を取得している。親の学歴に関係なく、親の教育意識の高い家庭環境で育った学生の多くが、互いに協力し合い授業の予習や復習などを行ない、高い学業成績を維持していることが明らかになった。

本調査結果では、会員資格を維持するための会費を経済的な負担として考える学生は少なかった。G4のソロリティの学生の平均値(平均値2.0, 変動係数36.50)がやや低い結果となり、他のグループの学生に比べ、会費が経済的な負担と考えている学生がやや多いことが示された。フラタニティやソロリティに入会後、各団体により会費額は異なるが、学生は各学期100ドルから1,000ドル程度の修繕積立金やイベント活動費等を含む会費を支払う。その他にフラタニティ・ハウスやソロリティ・ハウスに滞在し共同生活を送る場合、各学期2,600ドルから5,000ドル程度の家賃、各学期1,000ドルから2,000ドル程度の食費が別途かかる。毎日の膨大な量の授業の予習や復習に加え、フラタニティやソロリティとしての活動時間等を考えると、アルバイトができる時間も限られており、毎月の会費や家賃の納入が難しくなった場合に退会する学生もいることが推測できる。アメリカの授業料が高騰し続ける中、授業料や寮費以外の出費を抑えるために、フラタニティやソロリティの活動理念に関心を持つ学生でも入会を躊躇する学生が多数いることが考えられる。

また、先行研究では過度な飲酒の強要や違法なドラッグの使用などがフラタニティやソロリティに対する否定的な特徴として挙げられており、本調査の結果からも各グループの学生が一気飲みを強要された経験や違法ドラッグの使用を認めている。過度な飲酒の強要経験の有無に関する質問項目に対し、G2のフラタニティ(平均値2.0, 変動係数44.50)とG3のフラタニティ(平均値2.0, 変動係数33.50)のそれぞれの平均値が一番小さく、次にG1のフラタニティ(平均値2.02, 変動係数47.03)、G2のソロリティ(平均値2.09, 変動係数25.84)であった。一方で、G4のフラタニティとソロリティそれぞれの平均値が高く、飲酒の強要経験がある学生が少ないことが明らかになった。

フラタニティやソロリティのハウス内での違法なドラッグの使用の有無に関する質問項目では、G2のフラタニティのドラッグの使用率が一番高く(平均値1.89, 変動係数31.75)、次にG1のフラタニティ(平均値2.13, 変動係数46.95)、G3のフラタニティ(平均値2.40, 変動係数35.00)という結果が示された。ソロリティではG3のソロリティの平均値(平均値2.63, 変動係数42.59)が一番小さく、フラタニティに比べ、ドラッグの使用率は低いことが示された。飲酒の強要経験の有無と同様に、G4のグループのドラッグの使用率がソロリティでは特に低い結果が明らかになった。

フラタニティやソロリティに所属する学生は、飲酒の強要やドラッグの使用などのフラタニティやソロリティに対する否定的な特徴を理解し認めた上で、社会貢献活動や地域貢献という強い想いをもち、将来のキャリアを見据えた人的ネットワーク拡大の構築を目標とし、お金では決して買うことのできない価値があり、入会を決めていることが伺える。

表3 フラタニティとしての学生生活

学生生活	Group 1							
	フラタニティ				ソロリティ			
	度数	平均値	標準偏差	変動係数	度数	平均値	標準偏差	変動係数
1. ボランティア活動やチャリティイベント等の地域奉仕や社会貢献活動に常に参加している	102	1.22	0.44	36.07	209	1.24	0.47	37.90
2. フラタニティやソロリティの仲間同士で共通の価値観や考えを互いに共有している	104	1.48	0.56	37.64	209	1.55	0.58	37.42
3. メンバー同士が講義の予習・復習やテスト勉強を協力し合っている	104	1.63	0.69	42.33	208	1.62	0.73	45.06
4. 会員資格を維持するためには経済的な負担がかかる	103	2.61	0.83	31.80	201	2.48	0.75	30.24
5. 過度にお酒を飲ませる一気飲みを強要されたことがある	103	2.02	0.95	47.03	23	2.13	1.04	48.83
6. ハウス内で違法なドラッグを使用したことがある	103	2.13	1.00	46.95	202	2.75	1.02	37.09
学生生活	Group 2							
	フラタニティ				ソロリティ			
	度数	平均値	標準偏差	変動係数	度数	平均値	標準偏差	変動係数
1. ボランティア活動やチャリティイベント等の地域奉仕や社会貢献活動に常に参加している	10	1.60	1.08	67.50	11	1.36	0.67	49.26
2. フラタニティやソロリティの仲間同士で共通の価値観や考えを互いに共有している	10	1.80	1.03	57.22	11	1.82	0.75	41.21
3. メンバー同士が講義の予習・復習やテスト勉強を協力し合っている	10	2.00	0.94	47.00	11	1.55	0.69	44.52
4. 会員資格を維持するためには経済的な負担がかかる	9	2.67	1.00	37.45	11	2.18	0.87	39.91
5. 過度にお酒を飲ませる一気飲みを強要されたことがある	9	2.00	0.89	44.50	11	2.09	0.54	25.84
6. ハウス内で違法なドラッグを使用したことがある	9	1.89	0.60	31.75	11	2.82	0.98	34.75

学生生活	Group 3							
	フラタニティ				ソロリティ			
	度数	平均値	標準偏差	変動係数	度数	平均値	標準偏差	変動係数
1. ボランティア活動やチャリティイベント等の地域奉仕や社会貢献活動に常に参加している	10	1.40	0.52	37.14	21	1.29	0.46	35.66
2. フラタニティやソロリティの仲間同士で共通の価値観や考えを互いに共有している	10	1.60	0.52	32.50	21	1.52	0.60	39.47
3. メンバー同士が講義の予習・復習やテスト勉強を協力し合っている	10	1.50	0.71	47.33	21	1.52	0.87	57.24
4. 会員資格を維持するためには経済的な負担がかかる	10	2.30	0.68	29.57	19	2.32	0.82	35.34
5. 過度にお酒を飲ませる一気飲みを強要されたことがある	10	2.00	0.67	33.50	19	2.16	1.12	51.85
6. ハウス内で違法なドラッグを使用したことがある	10	2.40	0.84	35.00	19	2.63	1.12	42.59
学生生活	Group 4							
	フラタニティ				ソロリティ			
	度数	平均値	標準偏差	変動係数	度数	平均値	標準偏差	変動係数
1. ボランティア活動やチャリティイベント等の地域奉仕や社会貢献活動に常に参加している	9	1.67	0.50	29.94	16	1.56	0.73	46.79
2. フラタニティやソロリティの仲間同士で共通の価値観や考えを互いに共有している	9	1.67	0.50	29.94	15	1.80	0.68	37.78
3. メンバー同士が講義の予習・復習やテスト勉強を協力し合っている	9	1.78	0.97	54.49	14	2.50	0.76	30.40
4. 会員資格を維持するためには経済的な負担がかかる	9	2.67	0.87	32.58	16	2.0	0.73	36.50
5. 過度にお酒を飲ませる一気飲みを強要されたことがある	9	2.78	1.09	39.21	15	3.00	1.00	33.33
6. ハウス内で違法なドラッグを使用したことがある	9	2.67	1.00	37.45	15	3.00	1.00	33.33

#### 4 考察

本調査を通じ、フラタニティやソロリティの学生は、それぞれの家庭環境に関係なく、活動理念である社会貢献や地域奉仕等の活動に賛同し、将来のキャリアを意識した人的ネットワークの構築や共同生活や様々な活動を通じ互いに強い絆で結ばれた友人関係を築くことを目的に入会している学生が多いことが示された。一方で、先行研究によると、フラタニティやソロリティの学生は、授業以外で

フラタニティやソロリティに所属していない学生との交流の機会が少ない傾向にあるという調査結果がある (Antonio, 2001; Milem, 1994; Pascarella, Edison, Nora, Hagedorn, & Terenzini, 1996; Wood & Chesser, 1994)。大学卒業後、様々なバックグラウンドを持つ人々との交流の中でリーダーシップを発揮するためにも、在学期間中にフラタニティやソロリティに所属していない学生との交流の促進も必要である。

また、フラタニティやソロリティに所属する学生と所属していない学生の学業成績については、今後、フラタニティやソロリティに所属していない学生も対象に調査を行ない、比較分析を行なう必要がある。フラタニティやソロリティの中には、メンバーが履修した数十年分の教科書、授業ノート、中間・期末試験の答案等が全て保存されているテスト・バンク (Test Bank) が存在し、試験対策の際に役立つことができるメリットがある。Jain & Kapoor (2015) によると、学業成績が低い学生が学業成績の高いクラスメイトや学生寮のルームメイトと共に復習や試験対策を行なうことで、結果的に、学習意欲に影響を与え、高い学業成績を修める可能性がより高くなることが示された。フラタニティやソロリティに所属の有無に関係なく、友人同士の協力や学生自身の学業に対する姿勢次第で成績が決まることわかる。一方で、学部生の13%がフラタニティやソロリティに所属するカリフォルニア大学ロサンゼルス校 (University of California, Los Angeles) の学内調査では、フラタニティやソロリティに所属していない学生よりもフラタニティやソロリティの学生のGPAの平均が高いことが示された (UCLA Office of Fraternity and Sorority Life, 2018)。アメリカでは、大学時代の学業成績は、就職採用審査の際に非常に重要な審査項目の一つになっているため、フラタニティとソロリティに所属していない学生同様に、フラタニティやソロリティの学生は常に高い成績を維持し、就職活動の際に有利に働くように取り組んでいる。本調査の分析結果から、フラタニティやソロリティのメリットの一つでもある共同生活を通じ、互いに協力し合いながら授業の予習や復習を行なうことについても、親の教育意識が低い家庭環境で育った学生になるにつれて、そのメリットが十分に活かされていない傾向がある。さらに、親の学歴や親の教育意識が低くなるにつれて、フラタニティやソロリティとしての本来の活動理念がやや薄れていることが明らかになった。親の学歴や家庭環境の違いにより、フラタニティやソロリティに所属するメリットをどのように活かすのかが異なり、また、大学在籍中の学生の勉学や課外活動に対する意識が、親の教育意識や学歴が低くなるにつれて異なることが示された。

本調査を通じ、先行研究で多くの研究者が指摘する過度な飲酒の強要やドラッグの使用等の否定的な特徴を踏まえた上で、社会貢献や人的ネットワークの拡大を目的として入会していることが示された。親の学歴が低く、親の教育意識も低いG4グループに比べ、親の学歴は高いが、親の教育意識は低いG2グループのフラタニティや、親の学歴は高く、親の教育意識も高いG1グループのフラタニティのドラッグ使用率が高いことが示されたため、今後、学生のドラッグの使用率と親の教育意識や学歴との関係についても社会階層や保護者の教育意識の観点から調査する必要がある。

## 5 今後の課題

本調査では、親の教育意識が高く、親が大学卒業以上の学歴を持つ学生が大半を占めていたため、SESで分類できた場合、SESの高い層や中間層の学生が多数を占めることが推測できる。昔のフラタニティは、アメリカのエリートを輩出する場であり、一部の裕福層のキリスト教徒の白人学生のみが所属する学生組織であった (Konnikova, 2014)。本調査では、親の学歴が低く、親の教育意識も低い家庭環境で育った学生になるにつれて、仲間同士で価値観や考え方を互いに共有する意識が薄れていることが伺える。今後の調査では、奨学金受給の有無、親の学歴や職業、所得などをアンケート調査の質問項目に含め、家庭のSESの違いから見るフラタニティやソロリティへの入会動機や将来のキャリアに対する意識の違いについて調査する。その理由については、インタビュー調査などを実施し、さらに深く分析する必要がある。

本調査では、西海岸の学生を対象とした調査となったが、今後は、東海岸にあるアイビーリーグ等の名門私立大学に在籍するフラタニティやソロリティの学生の入会動機やキャリアに対する意識も異なる可能性があるため、西海岸と北東部のフラタニティやソロリティの地域別比較調査を実施する。また、SES別によるフラタニティやソロリティに入会していない学生を対象に、なぜ入会しなかったのかなどの理由を含めた比較調査を行なう予定である。SESの高い層や中間層の中で、特に裕福層の学生のみがこのような学生組織に参加し、大学卒業後は政府機関や大手企業に就職し、学生時代に培ったリーダーシップを発揮して活躍していることが推測される。裕福層の子供は子供の世代も裕福層になり、貧困層の子供は子供の世代も貧困層になるという文化的再生産のサイクルがアメリカ社会の中で長年受け継がれている点についてSESの観点から調査する。

また、SESの低い層の学生がフラタニティやソロリティに所属し、様々な分野での人脈を形成することにより、貧困層の子供は子供の世代も貧困層になるという貧困の悪循環から抜け出すことができる起爆剤としての役割をフラタニティやソロリティが担う可能性がある。SESの低い層の学生がフラタニティやソロリティに入会した場合、学年が上がるにつれて、その学生に対しフラタニティやソロリティとしての活動が果たす役割についての調査も今後の課題としたい。日本社会で考えた場合、幼少期からの家庭環境が、社会奉仕活動への高い関心やグローバルリーダーの育成に強い影響を与えるのであれば、大学教育からではなく、小学校や中学校の早い段階から、主体的に何らかのアクションを自分で起こし、社会で自分がどのように活躍できるかを考える授業を始めることが必要不可欠であると考えられる。

フラタニティとソロリティは、大学の授業では学ぶことができない社会人としての人間関係やリーダーシップ力を学ぶ場を提供し、キャリア教育としても画期的な役割を果たしていると推測できる。しかし、多くのメリットが考えられる一方で、多くの学生がフラタニティやソロリティへの入会を希望しない理由についても調査する必要がある。

多くのグローバルリーダーを輩出し、リーダーシップ力の養成などで高い効果を上げている学生組織



である。米国の大学において、社会貢献に対する高い意識を持つ学生やリーダーシップを兼ね備えた学生に対し具体的にどのように意識を高めて育成しているのかを調査する必要がある。Martin, Hevel, & Pascarella (2012)によれば、社会的に責任のあるリーダーシップ力を持つ人材を育成する場がフラタニティやソロリティであり、フラタニティやソロリティに所属していない学生のリーダーシップ力の養成を考える上で、教育者はフラタニティやソロリティの日々の取り組みを参考にすべきであると提言する。社会貢献活動の一環としてチャリティイベント等の企画・開催を学年関係なく学生主体で行う機会を頻繁に提供することにより学生の意識が変わることが示された。フラタニティやソロリティの活動をさらに多角的な視点から調査することで、世界を舞台に活躍することができるグローバルリーダーを育成するための教育プログラムの開発を急務とする日本の多くの大学にとっては、今後応用できる点があると考えられる。

#### 引用文献

- 1) Amaki, Y. (2013). Postsecondary Educational Decision-among First-Generation College-Bound Students in Okinawa Prefecture. *Asian Pacific Journal of Educational Development*, 2 (2), pp. 23-37.
- 2) Anderson, E.C. (1985). Force Influencing Student Persistence and Achievement. In L. Noel, R.S. Levitz, & D. Saluria (ed.), *Increasing Student Retention*, San Francisco: Jossey-Bass, pp.44-61.
- 3) Antonio, A. (2001). Diversity and the Influence of Friendship Groups in College. *Review of Higher Education*, 25, pp.63-89.
- 4) Asel, A., Seifert, T. & Pascarella, E. (2009). The effects of Fraternity/Sorority Membership on College Experiences and Outcomes: A Portrait of Complexity. *The Research Journal of the Association of Fraternity/Sorority Advisors*. Vol.4, No.2, pp.1-15.
- 5) Berger, N. & Archer, J. (2016). School socio-economic status and student socio-academic achievement goals in upper secondary contexts. *Social Psychology of Education*. 19 (1). pp. 175-194.
- 6) Birkenbolz, R.J., & Schumacher, L.G. (1994). Leadership skills of college of agriculture graduates. *Journal of Agricultural education*, 35 (1), pp.1-8.
- 7) Bourdieu, P. & Passeron, C.J. (1994). *Reproduction in Education, Society and Culture*, (R. Nice, Trans.). London: Sage Publications.
- 8) Capone, C., Wood, M.D., Borsari, B., & Laird, R.D. (2007). Fraternity and Sorority Involvement, Social Influences, and Alcohol Use among College Students: A Prospective Examination. *Psychology of Addictive Behaviors*, 21(3), 316-327.
- 9) Dwyer D. & Hecht, J. (1992). Minimal Parental Involvement. *The School Community Journal*, 2 (2), pp.275-289.
- 10) Harms, P., Woods, D., Roberts, B., Bureau, D., & Green, A. (2006). Perceptions of Leadership in Undergraduate Fraternal Organizations. *The Research Journal of the Association of Fraternity Advisors*. 2 (2), pp.81-94.
- 11) Hayek, J., Carini, R., O'Day, P., & Kuh, G. (2002). Triumph or Tragedy: Comparing Student Engagement Levels of Members of Greek-letter Organizations and Other Students. *Journal of College Student Development*, 43, pp.643-663.
- 12) Hevel, M.S., Martin, G.L., Weeden, D.D., & Pascarella, E. (2015). The Effects of Fraternity and Sorority Membership in the Fourth Year of College: A Detrimental or Value-Added Component of Undergraduate Education? *Journal of College Student Development*, 56 (5), pp.456-470.
- 13) Jain, T. & M. Kapoor (2015). The Impact of Study Groups and Roommates on Academic Performance,



- Review of Economic and Statistics*, 1 (97), pp.44-54.
- 14) Konnikova, Maria (2014). 18 U.S. Presidents Were in College Fraternities: Do fats create future leaders, or simply attract them? *The Atlantic*. Feb 21, 2014  
<https://www.theatlantic.com/education/archive/2014/02/18-us-presidents-were-in-college-fraternities/283997/> (参照日：2017年9月1日)
  - 15) Levine, G. N. & Sussmann, L.A. (1960). Social Class and Sociability in Fraternity Pledging. *American Journal of Sociology*, 65 (4), pp.391-399.
  - 16) Martin, G., Hevel, M., & Pascarella, E. (2012) Do Fraternities and Sororities Enhance Socially Responsible Leadership? *Journal of Student Affairs Research and Practice*, 49 (3), pp.267-284.
  - 17) Milem, J. (1994). College, Students, and Racial Understanding. *Thought & Action*, 9, pp.51-92.
  - 18) National Center for Educational Statistics (2016). Postsecondary Education. *The Condition of Education 2016*, NCES, IES, U.S. Department of Education. pp.212-262.
  - 19) Nelson, S.M., Halperin, S., Wasserman, T.H., Smith, C., & Graham, P. (2006). Effects of Fraternity/Sorority Membership and Recruitment Semester on GPA and Retention. *The Research Journal of the Association of Fraternity Advisors*, 2 (1), pp.61-73.
  - 20) Pascarella, E.T., Edison, M., Nora, A., Hagedorn, L., Terenzini, P. (1996). Influences on Students' Openness to Diversity and Challenge in the First Year of College. *Journal of Higher Education*, 67, pp.174-195.
  - 21) Pennington, D.C., Zvonkovic, A.M., & Wilson, S.L. (1989). Changes in College Satisfaction across an Academic Term. *Journal of College Student Development*, 30, pp. 528-535.
  - 22) Sirin, S. (2005). Socioeconomic Status and Academic Achievement: A Meta-Analytic Review of Research. *Review of Educational Research*, 75 (3), pp.417-453.
  - 23) University of California, Los Angeles Office of Fraternity and Sorority Life  
<http://www.greeklife.ucla.edu/> (参照日：2018年9月1日)
  - 24) Wechsler, H., Kuh, G., & Davenport, A. (1996). Fraternities, sororities, and binge drinking: Results from a national study of American colleges." *NASPA Journal*, 33, pp.260-279.
  - 25) Wechsler, H. (1996). Alcohol and the American College Campus: A Report from the Harvard School of Public Health. *Change*, 28, pp.20-25.
  - 26) Whipple, E. G., & Sullivan, E.G. (1998). Greek Letter Organizations: Communities of Learners? *New Directions for Student Services*, 81, pp.7-17.
  - 27) Wechsler, H., Dowdall, G., Maenner, G., Gledhill-Hoyt, J., & Lee, H. (1998). Changes in Binge Drinking and Related Problems among American College Students between 1993 and 1997: Results of Harvard School of public Health College Alcohol Study. *Journal of American College Health*, 47, pp.57-68.
  - 28) Wood, P., & Chesser, M. (1994). Black Stereotyping in a University Population. *Sociological Focus*, 27, pp.17-34.
  - 29) 浜野隆 (2009) 家庭での環境・生活と子どもの学力。教育格差の発生・解消に関する調査研究報告書。Benesse教育開発センター研究所報 52, pp.64-75.
  - 30) 文部科学省委託研究「平成25年度全国学力・学修状況（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/098/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2015/02/24/1354574\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/098/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/02/24/1354574_01.pdf) (参照日：2017年2月1日)

## 近代における和語の用字法の変化

—カワル・カエルとアラワレル・アラワスを中心に—

高 橋 雄 太

Changes of Character Usage in Japanese Native Words in *Kindai*  
– “*Kawaru*” “*Kaeru*” and “*Arawareru*” “*Arawasu*”–

TAKAHASHI Yuta

In this research, I analyzed the words, the main character of which changes during *kindai* by using the corpus of magazines in *kindai*, and researched why such changes happened. I focused on *kawaru*, *kaeru* and *arawareru*, *arawasu*. In order to analyze the relationship between meaning and characters, I firstly analyzed the meanings of each words according to description and classification in Japanese dictionary, and I made meaning classification in each word. As a result, I proved that “*kawaru*” has four meanings, [take turn] [act] [change] [different], “*kaeru*” has three meanings, [take turns] [act] [change], and “*arawareru/arawasu*” has four meanings, [appear] [express] [make public] [write]. I secondly distributed all examples from the corpus of magazines in *kindai* according to meaning classifications. Then I found that the changes of character usage of each word are caused due to the changes of the power balance of meanings. In “*kawaru*” and “*kaeru*”, “代” or “換” were superior to “變”, but they got weakened along with the weakening of [take turns] and [act]. On the other hand, “變” got stronger along with the getting stronger of [change]. In “*arawareru*” and “*arawasu*”, “顯” or “著” got weakened along with the weakening of [write], but “現” or “表” got stronger along with the getting stronger of [appear] and [express]. From these results, I could prove that the changes of main character in *kindai* are mainly caused by the changes of the power balance of meanings. In addition, I also found the differences in the changes of character usage between Intransitive verb and transitive verb, and that is because of the differences in on which each words focus action, process, result or state.

《公募論文》

# 近代における和語の用字法の変化

——カワル・カエルとアラワレル・アラワスを中心に——

高橋 雄 太

## 1. はじめに

和語の表記史における近代においては、1語に多くの表記が対応する、または1字に多くの訓が対応するなどの表記のゆれが見られ、またその表記のゆれが現代語に向かって多様に変化していくことがいわれている（今野2012）。

従来の和語の表記の研究においては、そのゆれの実態に注目した研究が中心で、これまで一字多訓の実態（今野2013）や、読者に読みが判別できる範囲で多様性が認められる「多表記性表記システム」という表記の原則がある（屋名池2004）ことなどが報告されている。一方、ゆれが現代語に向かって、どのように収束・統一されていくかという観点では、国語政策による用字法の変化の調査（今野2015、京極1998、武部1981）が中心的で、言語内的な変化については、積極的に論じられてこなかった。また、特定の作家の用字法の変化（今野2008）や、熟字訓や当て字の衰退といった言語現象に注目した調査（片山2011）などは行われているが、これらは調査対象が限定されており、近代における和語の表記が大局的な観点で十分に調査されたとはいえない。さらに、日本語の歴史区分における狭義の近代（明治・大正・昭和前期）を、通時的に分析した研究もいまだ存在しない。コーパスの開発により研究の進んだ大正期まで、あるいは国立国語研究所の調査（国立国語研究所1964、1983）によって現代語として分析がなされた戦後（1945年～）については、その時代の表記の実態を追うことが可能だが、その中間である昭和前期を網羅的に調査した研究や手段はなく、空白期間となっている。

これらのことから、従来の研究には、①言語内的変化の分析の不足（外的要因の与えた影響の調査が中心）、②量的分析の不足（限定された調査対象）、③通時的分析の不足（詳細な変化の過程が未実証、昭和前期の空白）、の3つの問題点が指摘できる。

稿者はこれまで、国立国語研究所から公開されている近代語のコーパスの『太陽』を中心に扱い、近代における和語の表記の変遷を計量的に分析し、1語複数表記（表記のゆれ）から1語1表記（表記の安定）に向かう（高橋2016）ことや、複数表記語については、1義複数表記（意味と表記の結合のゆれ）から1義1表記（意味による表記の書き分け）に向かう（高橋2015）ことを明らかにしてきた。しかしながら、これらは変化の実態を中心に扱った調査であり、何故そのような変化をしたのかにつ

いては、個別語の分析（高橋 2017）にとどまっている。

そこで、本研究では、昭和前期を含めた近代において、何故用字法の変化が起こったのか、及びどの程度の範囲の語に起ったのかを明らかにすることを目的として調査を進める。

## 2. 調査方法

### 2.1 資料

本研究では国立国語研究所から公開されている『日本語歴史コーパス 明治・大正編 I 雑誌』の『国民之友』と『太陽』を使用する。『国民之友』のコーパスは、民友社より 1887 年に刊行された初の総合雑誌『国民之友』を電子化したデータベースで、1887（明治 20）年と 1888（明治 21）年の全 36 号分を対象とした全文コーパスである。国立国語研究所の短単位規程にして約 103 万語、80 名以上の著者数を擁するコーパスである（近藤 2014）。『太陽』のコーパスは、博文館より刊行された総合雑誌『太陽』の 1895（明治 28）年、1901（明治 34）年、1909（明治 42）年、1917（大正 6）年、1925（大正 14）年の 5 年分（計 60 冊分）を対象とした全文コーパスである。総字数が約 1600 万字という大規模のものであり（服部ほか 2016）、また、多様な記事ジャンル、著者層や読者層の厚さという特長が報告されている（田中 2005）。多様な言語資料の性質を単体で合わせ持ち、量的にも優れた両コーパスを用いることにより、通時的分析と量的分析の不足を解決できると考える。

また、3つ目の問題点である昭和前期の調査の不足を解決するため、本研究では昭和期の総合雑誌『キング』をベースとして独自に構築した『キング』のコーパスを用いる。『キング』は現在の講談社である大日本雄辨講談社から、1925（大正 14）年から 1957（昭和 32）年まで刊行された総合雑誌で、菊池寛や北原白秋といった作家や、近衛文磨や齋藤實といった政治家をはじめとして、軍人、医者、実業家、噺家、漫画家、主婦など多種多様な属性を持つ執筆陣が稿を寄せている。記事ジャンルも多様で、文学、哲学、芸能、政治、経済、軍事、伝記など教養的なものから、漫画やなぞなぞ、落語やスポーツといった娯楽的なものも広く擁している。『キング』と『太陽』の連続性・不連続性については高橋（2018）に記載したので、詳細はそちらに譲るが、記事ジャンルの多様性、執筆陣の多彩さ、文体、品詞分布などでは『太陽』に続く連続性を有していることを確認している。

『キング』のコーパスは近代語のコーパスがおおよそ 8 年おきに設計されていることを受けて、『太陽』の最終年次の 1925 年から 8 年おきに、1933 年と 1941 年で構築した。それぞれのコーパスの規模について、表 1 に示す。

文字数・語数・記事数において、『キング』は『国民之友』と『太陽』に大きく劣る。規模が小さくなると、頻度の低い周辺的な要素ほど出現しにくくなるのが危惧されるが、これは調査対象語の頻度の抽出ラインを高めることによって解決できると考える。

なお、以降は『国民之友』の 1887 年と 1888 年はまとめて「1887 年」とし、3つのコーパスをまとめて「近代雑誌コーパス」と呼称する。

表1 『太陽』と『キング』の年次と規模

雑誌名	年	文字数	語数 (記号除く)	記事数	著者数
『国民之友』	1887/1888	—	101 万語	800 記事超	80 名超
『太陽』	1895	3,340,782 字	202 万語	722 記事	1,000 名超
	1901	3,239,029 字	197 万語	624 記事	
	1909	3,102,795 字	187 万語	746 記事	
	1917	2,960,783 字	180 万語	527 記事	
	1925	3,423,588 字	203 万語	1063 記事	
『キング』	1933	645,773 字	37 万語	155 記事	123 名超
	1941	684,350 字	41 万語	152 記事	110 名超

(各情報は『国民之友』は近藤 2014 より、『太陽』は田中 2005, 服部ほか 2016, 間淵 2015 より、『キング』は高橋 2018 より)

## 2.2 同訓異字の語区分の設定

近代語のコーパスにおける語の区分は「語彙素」によっており、語彙素は電子化辞書「UniDic」の区分に従って認定されている。「UniDic」の語区分は、『日本国語大辞典』を含む複数の辞書の見出し区分と、現代語のコーパスの用例を参考に区分けされている(小椋ほか 2011)。例えば、「UniDic」ではナラウという語を「習う」と「倣う」の2語にわけている。これは、ヲ格をとるかニ格をとるかによって意味が明確に分けられるための区分と思われるが、近代では意味と格成分や表記が必ずしも現代語と一致しないという問題点が指摘できる。このことから、近代語のコーパスを用いた研究では、近代語の実態に合った区分の設定が望まれる。そこで、『日本国語大辞典』の見出しの区分を参照し、「UniDic」と『日本国語大辞典』での区分の相違点を検討する。

表2 「UniDic」と『日本国語大辞典』における語の区分の例

区分	アウ	イク	イレル	ススメル	ナラウ	ハナス
UniDic	合う	行く	入れる	進める	倣う	話す
	会う	逝く	容れる	勧める	習う	離す
日国	アウ (合・会)	イク (行・逝)	イレル (入・容)	進める	ナラウ (習・倣)	話す
				勧める		離す

「UniDic」と『日本国語大辞典』を比較すると、「UniDic」の方が語を細分化する傾向にあることがわかる。現代語ではアウ、イク、イレル、ナラウは意味による書き分け、アウやイクは接尾辞的用法の有無による区分であるが、近代では「古い例に習う」「気が会う」「箱に容れる」のような用例が見受けられ、完全に区別されていたとはいえない。一方『日本国語大辞典』でも、同語源の語であってもススメルやハナスのように区分されている場合があるが、「話す」と「離す(放す)」、「進める」と「勧める」は近代でも明確に意味によって書き分けられており、交わることがない。これらのことを受けて、本稿では、より近代の用字法の実態に近いであろう『日本国語大辞典』の見出しの区分に従って、語を区分する。



## 2.3 調査対象語の選定

年次40万語規模の『キング』のコーパスにおいて1年に20件程度の頻度が確保できるように、100万語あたりの相対頻度48以上の語、近代雑誌コーパス（約1150万語）における頻度485以上の語を対象とする。この条件に該当する和語の自立語は657語あり、品詞別には、動詞269語、名詞195語、副詞73語、形容詞38語、代名詞25語、形状詞19語、接続詞19語、連体詞14語、感動詞5語が含まれる。このうち、本稿では、①高頻度の語数が最も多い、②用例数が豊富なため用例分析に適切である、③多表記性の語が多い、④近代において用字法の変化が大きい（高橋2016）、の4つの観点から、動詞を調査の対象とする。

また、動詞269語のうち、

- ①「入る（ハイル/イル）」「出る（デル/イデル）」「出す（ダス/イダス）」「居る（イル/オル）」「来る（キタル/クル）」「描く（カク/エガク\*）」「記す（シルス/キス\*）」「開く（ヒラク/アク）」「然る（シカル/サル）」「上る（アガル/ノボル\*）」「抱く（イダク/ダク\*）」のように、ルビがないと読み分けができない18語（\*を付した語は、語種や頻度の段階で対象外）
- ②連用形と終止形がいずれの語か判別できない「借り・借る（カ rilル/カル）」
- ③誤解析のパターン・数が多く修正ができない「為る」

の20語を除外し、249語を調査対象とする

## 2.4 用字法の変化

### 2.4.1 単一表記・複数表記の判定

本調査では用字法の変化のある語を調査対象とするが、特に変化の大きい語を抽出したい。そこで、まずその語が単一表記語なのか複数表記語なのかを数値的に判定することとする。はじめに、その語の出現した記事数を100%としたときの各表記の出現記事数から、使用記事率を各年次の各表記で算出する。この時、2番目に高い使用記事率の漢字表記の数値（%）に注目し（2つ目の漢字がない場合、0%とする）、その数値が5%以下であるならば、その語はほぼ一つの表記しか使用されない単一表記語（S）と考え、5%を超えるならば、その語は2つ以上の表記が使用される複数表記語（P）と考える。

例えば、タノムという語でみると、タノムには主な表記で「頼」と「恃」が使用されているが、低頻度の表記や仮名表記も含めて、それぞれの使用記事率の推移を示すと、表3ようになる。例えば1895年では、タノムは93記事に出現しており、「頼」はそのうち53記事、「恃」は30記事、「憑」は1記事、仮名表記は14記事で使用されている。このとき、各表記の出現記事数を合計すると98となり全記事数の93を超えるが、これは複数の表記が使用された記事があることを表している（ほとんどが漢字と仮名の併用である）。

本調査では、このうち、2番目に使用記事率の高い「恃」の使用記事率に注目し、例えば1887年では34.0%であるので、1887年においてタノムは複数表記語（P）と判定できる。このような判定を249語の全年次に施す。タノムの例では、1925年までは複数表記語（P）だが、1933年以降は単一表記語

(S) であると考える。

表3 タノムの表記別使用記事率の推移

表記	1887	1895	1901	1909	1917	1925	1933	1941
全記事	50	93	64	70	65	86	42	28
「頼」	34	53	43	53	53	77	38	26
	68.0%	57.0%	67.2%	75.7%	81.5%	89.5%	90.5%	92.9%
「恃」	17	30	20	18	13	7	0	1
	34.0%	32.3%	31.3%	25.7%	20.0%	8.1%	0%	3.6%
「憑」	0	1	3	0	1	0	0	0
	0%	1.10%	4.70%	0%	1.50%	0%	0%	0%
仮名	1	14	4	2	0	5	5	4
	2.0%	15.1%	6.3%	2.9%	0%	5.8%	11.9%	14.3%
判定	P	P	P	P	P	P	S	S

なお、中には近代において漢字表記を用いず、仮名で書かれるようになる語も少なからず見受けられることを受け、例外的に、仮名表記が第一表記でありかつ使用記事率が75%以上、さらに20%を超える使用記事率の漢字表記を持たない場合に限り、「K」と判定する。この判定により、全ての語の全ての年次が、S・P・Kのいずれかの判定になる。

本調査では、このS・P・Kの判定を用いて、表4の5パターンに属する語を用字法の変化のある語として定義する。

表4 用字法の変化パターン

変化パターン	条件	典型例
対応表記の減少	PからSに移行	「カツ(克)」: 1895年41% ⇒ 1941年0%
対応表記の増加	SからPに移行	「モウケル(儲)」: 1887年1% ⇒ 1941年46%
主要表記の交代	使用記事率最高表記が交代	「ナラウ」: ~1917年 倣 / 倣 > 習 1925年~ 習 > 倣 (倣は淘汰)
仮名表記化	S/PからKに移行	「ヤル」: 1887年 遣: 仮名 = 48% : 52% 1941年 遣: 仮名 = 3% : 99%
漢字表記化	KからS/Pに移行	該当語なし

表4の条件に従って、249語を分類し、なおかつ大きな変動がないと判断した残りの語も、「S不変(Sのみ)」「SPゆれ(基本はSまたはPだが年によってもう一方の判定になる)」「P不変(Pのみ)」の3つのレベルに分類すると、表5ようになる。

表5 変化パターン別にみる語数と比率

パターン	語数 (比率)	該当語
対応表記の減少	67 (26.9%)	当たる/集まる/怪しむ/誤る/現われる/歩く/行く/入れる/受ける/動かす/移す/移る/奪う/得る/追う/置く/起こす/起こる/落ちる/帯びる/思う/赴く/掛ける/数える/勝つ/着る/請う/苦しむ/従う/知る/救う/迫る/注ぐ/備える/絶える/助ける/頼む/給う/使う/尽くす/通る/眺める/寝る/残る/述べる/乗る/始まる/走る/話す/払う/率いる/防ぐ/踏む/参る/待つ/認める/見る/向かう/迎える/用いる/基づく/求める/破る/譲る/呼ぶ/分かつ/忘れる
対応表記の増加	12 (4.8%)	歌う/押す/覚える/顧みる/勧める/尋ねる/食べる/連れる/始める/守る/設ける/持つ
主要表記の交代	34 (13.7%)	合う/上げる/与る/当てる/表わす/現われる/頂く/入れる/伺う/選ぶ/覆う/取める/押す/変える/叶う/変わる/請う/越える/捨てる/倒れる/尋ねる/付く/突く/次ぐ/努める/捕らえる/習う/残す/図る/振るう/勝る/持つ/分かれる/渡る
仮名表記化	9 (3.6%)	有る/仕舞う/付ける/無くなる/為さる/成す/成る/遣る/因る
S不変	79 (31.7%)	仰ぐ/遊ぶ/能う/与える/争う/急ぐ/致す/動く/疑う/促す/売る/負う/於く/行う/陥る/及ぶ/及ぼす/買う/掲げる/限る/欠く/語る/考える/来す/下さる/呉れる/加える/異なる/好む/困る/殺す/叫ぶ/避ける/定める/死ぬ/示す/占める/知れる/過ぎる/進む/進める/済む/候う/奉る/黙る/保つ/足る/費やす/告げる/伝える/続く/続ける/出来る/照らす/説く/遂げる/富む/伴う/流れる/握る/抜く/除く/臨む/望む/働く/放つ/離れる/含む/触れる/施す/学ぶ/免れる/招く/見える/見せる/結ぶ/申す/貰う/養う
SPゆれ	19 (7.6%)	集める/失う/訴える/生まれる/教える/惜しむ/驚く/重ねる/聞こえる/答える/違ふ/似る/願う/吹く/経る/増す/許す/読む/笑う
P不変	34 (13.7%)	改める/言う/生きる/至る/打つ/犯す/送る/恐れる/終わる/関わる/聞く/切る/食う/比べる/差す/悟る/住む/戦う/立つ/断つ/立てる/食べる/作る/唱える/取る/泣く/眠る/乗せる/飲む/張る/引く/止む/喜ぶ/分かる

「S不変」「SPゆれ」「P不変」を合わせた132語(53.0%)は変化が小さいが、残りの117語(47.0%)は何かしらの用字法の変化が起こったといえ、近代において和語の用字法に大きな変化があったことが窺える。

変化のあったもののうち、最も比率の大きい「対応表記の減少」は高橋(2016)で取り上げ、①意味範囲が広い汎用的な表記が残り意味範囲が狭い限定的な表記が淘汰される傾向と、②元々頻度の低い表記が淘汰される傾向があることを確認した。また、特に多義語においては、内部の意味の勢力が変化することによって用字法が変化することが示唆された。例えば、オビルという語には大きく分けて「剣をオビル」のような具象物を携帯する意味と、「性質をオビル」のような特性が内在する意味があるが、経年変化によって具象物を携帯する意味が頻度を減らし、それに伴ってその意味と結びつきの強い「佩」も頻度を減らす現象が確認できた。

そこで、本稿では、変化のあった語のうち、2番目に勢力の大きい「主要表記の交代」が起こった34語を取り上げ、意味と表記の結びつきの観点から分析していく。一つ一つの語を観察する必要があるが、本稿ではまず優劣の逆転の度合いが大きい(拮抗状態が続かない)ものを取り上げ、「カエル・カワル」と、「アラワス・アラワレル」を調査する

### 3. 調査結果

#### 3.1 カエル・カワル

はじめに、カエルとカワルを分析する。カエルとカワルの主要な表記の使用記事数と使用記事率を示すと、表6、表7のようになる（その他周辺の表記に「更」、 「渝」、 「易」と仮名表記がある）。

表6 カエルの表記別使用記事数と使用記事率の推移

年	1887	1895	1901	1909	1917	1925	1933	1941
全記事	63	148	95	93	93	101	27	25
變	4	14	16	30	32	37	16	16
	6.35%	9.4%	16.8%	32.3%	34.4%	35.6%	59.3%	64.0%
代	15	63	46	36	34	19	3	3
	23.8%	42.6%	48.4%	38.7%	36.6%	18.8%	11.1%	12.0%
異	22	34	24	12	22	17	4	2
	34.9%	23.0%	25.3%	12.9%	23.7%	16.8%	14.8%	8.0%
替	5	16	4	6	4	9	6	2
	7.9%	10.8%	4.2%	6.4%	4.3%	8.9%	22.2%	8.0%

表6にみる通り、カエルは、明治後期の段階では「代」や「換」が優勢で、「變」が劣勢であったところから、1909年に優劣が逆転し、以降「變」が勢力を強めていくことがわかる。

表7 カワルの表記別使用記事数と使用記事率の推移

年	1887	1895	1901	1909	1917	1925	1933	1941
全記事	88	164	134	174	178	232	47	51
變	26	64	52	100	101	165	44	42
	29.6%	39.0%	38.8%	57.5%	56.7%	71.1%	93.6%	82.4%
代	47	77	54	65	54	74	10	10
	53.4%	47.0%	40.3%	37.4%	30.3%	31.9%	21.3%	19.6%
換	1	8	16	5	7	0	0	0
	1.1%	4.9%	11.9%	2.9%	3.9%	0%	0%	0%
替	7	13	9	2	4	7	0	2
	8.0%	7.9%	6.7%	1.1%	2.2%	3.0%	0%	3.9%

「變」が劣勢から優勢へ、「代」が優勢から劣勢に変わる点はカエルと同じだが、カエルで優勢であった「換」はカワルでは大きな勢力を持たず、代わりに「異」が明治後期に勢力を有している点異なる。

これらの表記の変化が、語の意味とどのように結びつき、それがどのように変化していったかを調べるために、はじめに語の意味を分析し、カワルやカエルがどのような意味から成り立っているのかを確認する。

### 3.1.1 カエル

#### 3.1.1.1 カエルの意味の分析

本調査では意味分析の手段として、現代語ではあるが辞書における意味の区分と記述、格の表示を参照して、意味分類を立てる。辞書は一般向けのものから選び、さらに用例が豊富に記載され、格成分などの文型も記載されている『新明解国語辞典 第七版 机上版』（以下『新明解国語辞典』と称する）を採用した。はじめに、カエルから意味の分析を行う。表8には、『新明解国語辞典』のカエルの意味の記述と区分、格の表示を示した。なお、辞書には三)に「作り変える」などの接尾辞要素としての「カエル」の記述があるが、近代雑誌コーパスでは「作り変える」などの複合動詞は一語として認めており、本稿の調査対象とはならないためここでは省略する。一部、必要に応じて用例を省き、記述を簡潔にしている。

表8 『新明解国語辞典』におけるカエルの意味の区分と記述

見出し/意味番号	意味の記述/用例
一) 【代える】①	〈なに・だれヲ—なに・だれニ—〉何かを得た代りに、それと等価なほかの何かを与える。「物を金に一」
一) 【代える】②	〈なにヲなにニ—〉古いものを使うのをやめて、新しいのにする。「手を代へ品を代え」
一) 【代える】③	〈なに・だれヲなに・だれニ— / (なに・だれト) なに・だれヲ—〉ほかのものとの役割 (位置・場所) に自分になったり行ったりし、逆に相手が自分もものとの役割 (位置・場所) になったり行ったりする。「命には代えられない/背に腹は代えられぬ/攻守所を一」
二) 【変える】	〈(なにカラ) なにニなにヲ—〉状態・位置を前と違ったものにする。「形 (目先・見方・方針・顔色・目の色・血相) を一」

『新明解国語辞典』ではカエルを大きく分け「代える」と「変える」に分けており、さらに「代える」の内部を3つの意味に分けている。【代える】の①②③は、カエル前とカエタ後に二者が必要という点で、動作の対象のみを必要とする【変える】の意味とは一線を画すことができる。このことから、カエルという語は大きく分けて二つの意味から成り立つと考えられる。

さらに【代える】の内部の意味を観察する。『新明解国語辞典』に示される①②③の意味は、いずれもヲ格とニ格を表示しており、「(カエル前のもの)ヲ、(カエタ後のもの)ニ」という文型で表わすとしている。近代雑誌コーパスで用例を確認してみると、(1)、(2)のようにヲ格とニ格を表示する例、(3)、(4)のようにヲ格のみを表示する例、(5)、(6)のようにニ格のみを表示する例など、様々な文型で現われていることがわかる。

(1) だから常に細心の注意を怠らず、一般的には金を物に替へ、物は手放さないやうにしなければならぬんです、

(小汀利得「物價暴騰時代 損をしない心得・得をする心得」『キング』1933年2号)

(2) 特に財産を色々な物に換へてもつてゐるものは金利が下つて金が安くなれば反対にもつてゐるも

のは上る道理でいいにきまつてゐる

(乱峰子「阪神實業界の少壯七傑」『太陽』1925年2号)

(3) ですから金魚鉢の中に水草を入れておくと、水をかへなくとも兩方元氣よく生きてゐますが、

(著者多数「家庭科學何故何故問答 水の科學」『キング』1941年10号)

(4) 我若し彼れに勝ちしとせば、彼れの事業は悪となり、善惡所を代ふべきのみ

(木村鷹太郎「詩人パイロンの海賊、及び「サタン」主義(承前)」『太陽』1895年10号)

(5) 金さへ出せばいいと云つてますから、お金を全部やつて下さい。命にはかへられませんから。

(島崎ふじ子「咽喉に銃口をピタリ」『キング』1933年2号)

(6) 私は先きから祝辭を御述べになつた方とは違つたことをお話して祝辭に代へようと思ふ。

(藤沢利喜太郎「菊池大麓先生」『太陽』1917年12号)

仮に「カエル前のもの」を起点、「カエタ後のもの」を着点としたとき、(1)や(2)では起点に「金を」「財産を」のようにヲ格を、着点を「物に」「色んな物に」のようにニ格を取る。このように、起点をヲ格、着点をニ格で表示する類型が一つ認められる。(3)や(4)はニ格を表示していないが、(3)の「(新旧の)水」や(4)の「(善惡の)所」ように、起点と着点と同じものであるためにニ格が省略されているだけで、起点をヲ格で表示する点では(1)や(2)と同じ類型に含まれると考えられる。一方で、(5)と(6)は起点を「命に」「祝辭に」のようにニ格で、着点を「金を」「先の方とは違う内容の話を」のヲ格相当の語や事柄で表示している点で、(1)～(4)とは異なる類型を成していると考えられる。特に(5)や(6)のように、ニ格が起点を表示しているとき、〈起点が本来担う役割を代理・代用として担う〉意を表わし、(1)～(4)のような〈起点と着点を交換する〉意とは一線を画すことができると考えられる。

このように用例の格表示から意味の分析を行うと、カエルには、ヲ格起点ニ格着点の【代える】(意味1)、ニ格起点ヲ格着点の【代える】(意味2)、【変える】(意味3)の3つの意味があることがわかる。本項においては、上で行った意味分析を基に、3つの意味の分類を立てて、辞書の記述を参考に意味の記述を行った。意味2は辞書の【代える】③、意味3は辞書の【変える】の記述を参照し、一部の記述を簡潔にして意味の記述をしたが、意味1に対応する辞書の【代える】①は、「得る」と「与える」という語を用いて意味を記述しているため、自他の意味の枠組みに適用しづらく、カワルの意味としても成り立ってしまう問題点がある。本稿では、自他の枠組みに対応するように、「得る」と「与える」の代わりに「取り除く」と「入れる」という語に置き換えて記述した。

次に、近代雑誌コーパスにおける用例を意味の分類に従って振り分けた。以下の[ ]内にはそれぞれの意味のアイコンを示し、(1)～(14)には近代雑誌コーパスの用例を挙出する(1～6は再掲)とともに、キーの部分に下線を付した。



意味1 [交換]〈あるものを取り除いて別のものを入れる〉

- (1) だから常に細心の注意を怠らず、一般的には金を物に替へ、物は手放さないやうにしなければならぬです、  
(小汀利得「物價暴騰時代 損をしない心得・得をする心得」『キング』1933年2号)
- (2) 特に財産を色々な物に換へてもつてゐるものは金利が下つて金が安くなれば反對にもつてゐるものは上る道理でいいにきまつてゐる  
(乱峰子「阪神實業界の少壯七傑」『太陽』1925年2号)
- (3) ですから金魚鉢の中に水草を入れておくと、水をかへなくとも両方元氣よく生きてゐますが、  
(著者多数「家庭科學何故何故問答 水の科學」『キング』1941年10号)
- (4) 我若し彼れに勝ちしとせば、彼れの事業は悪となり、善惡所を代ふべきのみ  
(木村鷹太郎「詩人パイロンの海賊、及び「サタン」主義(承前)」『太陽』1895年10号)
- (7) 偕て、僕は背廣に細君も着物を換へて、後は戸鎖りをと云ふ時である。  
(寺尾幸夫「賞與百圓決算」『キング』1933年2号)
- (8) 言を換へていへば彼等の感情は互に融合一致するにあらずや、  
(石橋忍月「感情を論して詩人に及ぶ」『太陽』1895年5号)
- (9) 郁榮が四椀めの飯を代へながら、箸をまだ動かしてゐるのだつた。  
(山中峯太郎「支那革命秘史 亂華『第四回』」『太陽』1925年13号)
- (10) 即ち男性が、女性と地位を換へたものだと云ふ。  
(千葉亀雄「女性の男性化、男性の女性化」『太陽』1925年11号)

第一に、あるものを取り除いて、別のものに置き換える意味が認められる。起点をヲ格、着点をニ格で表示している例がここに含められる。ただし、(3)、(4)、(7)～(10)のように、起点と着点と同じものである場合、ニ格は表示されない。

意味2 [代行]〈あるものの役割を別のものに担わせる〉

- (5) 金さへ出せばいいと云つてますから、お金を全部やつて下さい。命にはかへられませんから。  
(島崎ふじ子「咽喉に銃口をピタリ」『キング』1933年2号)
- (6) 私は先きから祝辭を御述べになつた方とは違つたことをお話して祝辭に代へようと思ふ。  
(藤沢利喜太郎「菊池大麓先生」『太陽』1917年12号)
- (11) 人に頭を下げるのは、大嫌の男ぢやが、背に腹は代へられぬ。  
(巖谷小波「喜劇 まぜっかへし」『太陽』1909年1号)

第二に、本来あるものが担うべき役割を、他のものに代理として担わせる意味が認められる。こちらは起点をニ格、着点をヲ格で表示する。ただし、実際の用例ではヲ格が表示されることは稀で、ニ格のみが表示されることが多い。

## 意味3 [変容]〈あるものの形や位置をそれまでと違った形や状態にする〉

(12) 『えツ…』 大迫は、さつと顔色を變へた。

(竹田敏彦「街の戦友」『キング』1933年2号)

(13) 支那にては其れをして詩に適ふだけに姿を更へしめ日本にては此働きをなし得ず

(森田思軒「和歌を論ず(三)」『国民之友』1888年35号)

(14) だから彼等を動かすには社會をかへなければならない。

(武者小路実篤「雜感」『太陽』1917年6号)

(15) 名を變へて更に別の人間のやうになつて世の中へ出た、

(上村左川(訳)/コナン・ドイル(作)「再婚」『太陽』1901年13号)

第三に、辞書の【変える】に該当する、あるものの形や、性質、位置をそれまでとは違った状態にする意味が認められる。後述のカワルの[変容]に比べ、カエルは非常に多様な対象語をとる。中でも(15)の「名」は、カエル前のものの代わりにカエタ後のものを入れるため、意味1[交換]の意味と解釈することもでき、連続性が認められる。このような例は悩ましいが、あくまで「カエル」の動作の対象は「名」であって、「形や性質をカエル」といったときのカエルの意味と相違ないと解釈し、[変容]に含めた。

以上のように、カエルの意味を分析すると、カエルは[交換][代行][変容]の3つの意味から成り立つことがわかる。

## 3.1.1.2 カエルの意味と表記の結びつき

3.1.1.1で立てた意味分類に従って、近代雑誌コーパスの用例906件を振り分ける。意味分類別に、比率の推移を示すと、図1のようになる。

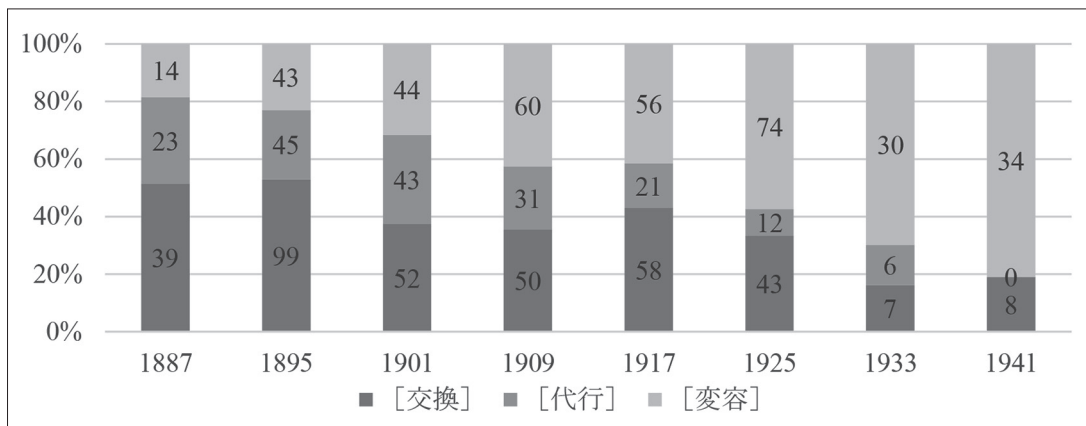


図1 カエルの意味分類別の比率の推移

図1をみると、1887年の段階では「交換」の意味が最も強く、「代行」が次ぎ、「変容」は最も劣勢であったが、経年変化で徐々に「変容」の勢力が強まり、「交換」と「代行」の勢力が弱まっていくことが確認できる。この変化は、「變」が勢力を強め、「代」や「換」が勢力を弱めたことに関連していると考えられる。

次に、主要な「變」と「代」、「換」について、使用される意味分類の推移をみると、図2、図3、図4のようになる。

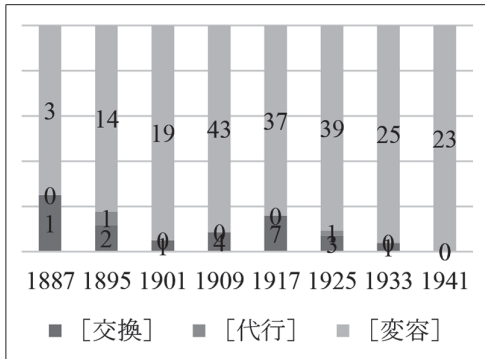


図2 「變」の意味の推移

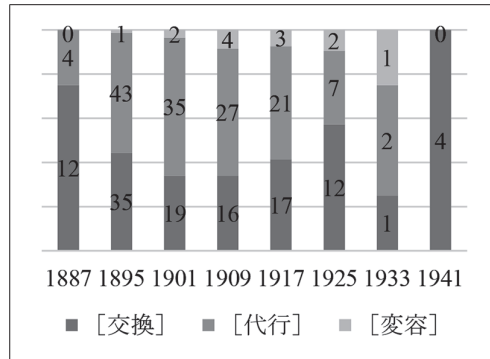


図3 「代」の意味の推移

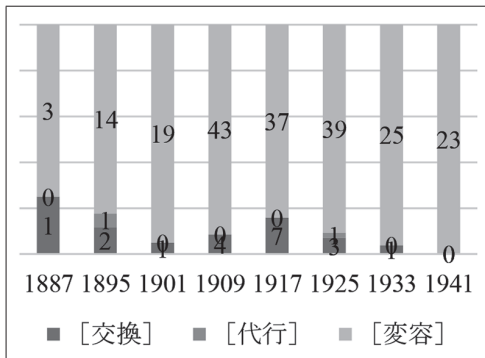


図4 「換」の意味の推移

「變」は「変容」, 「代」は「交換」と「代行」に中心に用いられている。「換」は後年になるほど数値的には「変容」の比率が増しているが、これは特に1933年と1941年の用例数が少ないことによると考えられ、「交換」に中心的に用いられていたといえる。さらに、それぞれの意味分類が、どの文字で表記されているかを示すと、図5~図7のようになる。図中の「他表記」は、大きな勢力を持たない「替」「易」「渝」「更」である。

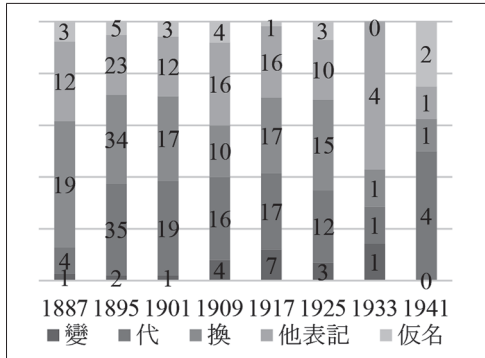


図5 [交換] の表記の推移

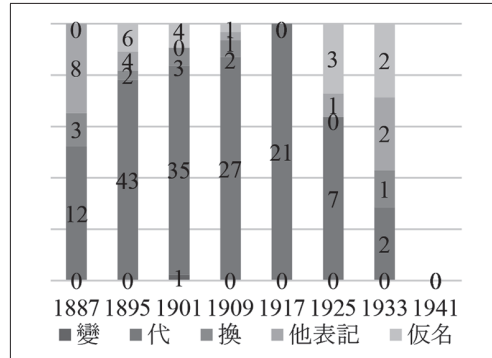


図6 [代行] の表記の推移

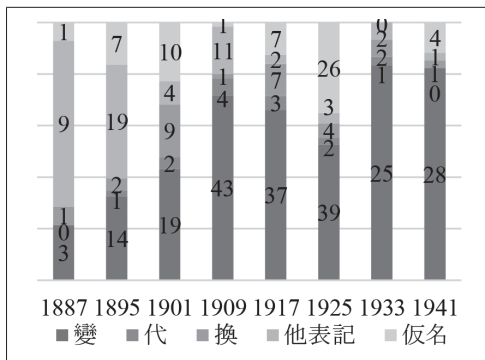


図7 [変容] の表記の推移

[交換] は、「代」「換」が中心的であったが、「他表記」も頻繁に使用され、最終的には定まった表記がないまま数を減らしていったように見える。[代行] は、ほぼ「代」のみが用いられ続けたが、後年 [代行] の意味自体が数を減らしていく。[変容] は、1895年までは突出して頻度の高い表記がなく拮抗していたが、1901年頃から「変」が勢力を強め、1909年以降は仮名表記を除けばほぼ「変」のみが用いられている。おおよそ [変容] は「変」、[代行] は「代」、[交換] は「代」や「換」で書き分けがなされていたといえるが、後年の [交換] や [代行] の弱まりにより、カエル全体を通しては「変」が優勢になっていくことが窺える。

これらの結果から、「変」が勢力を強め、「代」や「換」が勢力を弱めたのは、[変容] が強まり [交換] や [代行] が弱まったことによると考えられ、カエルにおいて用字法が変化した直接的な要因は、カエルの持つ複数の意味の勢力図（多義の構成）が変容したためであるといえる。

また、後述のカウルと異なる変化に、特に [交換] において勢力が強かった「換」が勢力を弱めたことがある。「換」が用いられた用例を観察していると、用例の(8)にあげたような、「言を換える」という表現が非常に多いことに気付く。全年次で153件ある「換」のうち60件が「言」あるいはそれに類する対象語（言葉・辞・語）をとり、これは「換」の対象語の中で最も大きい勢力である。また、「言」またはそれに類する対象語にとる表現73件のうち、60件が「換」で表記されており、この表現

はとりわけ「換」と結びつきが強いといえる。73件を年次別に示すと、1887年が16件、1895年が21件、1901年が12件、1909年が4件、1917年が8件、1925年が11件、1933年と1941年が0件と、1901年以前より、1909年以降が少ない傾向にある。「換」の弱まりの絶対的な要因であるとは言い切れないが、この「言を換える」という表現の衰退が、「換」の弱まりを加速させた一因であることは認められるであろう。

なお、[変容]において「變」が周皮的であったところから主要な表記になるまで勢力を強めた要因を考察する必要があるが、その点はカワルの分析と合わせて考察する。

### 3.1.2 カワル

#### 3.1.2.1 カワルの意味の分析

次に、カワルについても同様に分析する。表9には、『新明解国語辞典』のカワルの意味の区分と記述、格の表示を記した。カワルは、【代わる】と【変わる】に大きく二分している点ではカエルと共通しているが、【代わる】が細分化されていない代わりに、【変わる】が細分化されており、【変える】にはない状態性の意味が認められているなど、相違点が見られる。

表9 『新明解国語辞典』におけるカワルの意味の区分と記述

見出し/意味番号	意味の記述/用例
【代わる】	〈だれニ—/だれトなにヲ—〉ある者が占めていた地位・役割を、ほかの人が占めたりしたりする。「…に取って—」
【変わる】①	〈(なに・だれカラ) なに・だれニ—〉状態・位置が前と違ったものになる。「流れが—/様相ががらりと—/…とは打って—た/相も—ず/昔に—ぬ」
【変わる】②	〈なにト—〉[多く「変わっている・変わった」の形で] 一般的な状態と違う。「—た男」

【代える】の③、あるいはカエルの[代行]に対応する意味として、あるものの役割を別のものが担う意味が認められているが、【代える】の[交換]に対応する用例も、以下の(16)～(18)のように認められる。

(16) いつの間にか櫻の木が柿の木に代つてみて、子供の頭ほどもある大きなうれた實知らず柿の實が  
いつぱいになつてゐるのです。 (笹本寅「會津士魂」『キング』1941年2号)

(17) 一服装こそ變れ、九死一生の刹那に、生命の限りの恨みを籠めて見たその顔をどうして忘れよう！  
(加藤武雄「小町屋惣七の戀—博多小女郎波枕—」『キング』1933年2号)

(18) 文明の鬼の狂ふ處、山川風土互に替る大地の旅幾千里、  
(土井晩翠「〔小説雜俎〕」『太陽』1901年4号)

[交換]ではガ格が起点を表示し、着点をニ格で表示する点はカエルと同様である。また、(17)の「服装」や(18)の「山川風土(のそれぞれの立場)」のように、起点と着点と同じものである場合に、ニ格が表示されない点も共通である。また、カワルの[代行]にあたる例も(19)のように存在し、

「萬吉(が)」のガ格が着点で、「お姫様に」のニ格が起点となる点も同様である。よって、カワルにも格成分の共起条件によって、[交換]と[代行]の区分を適用できると考えられる。

(19) お姫様に代つて、萬吉、一生の頼みだ。

(佐々木三津三「秘説本朝俠客列傳(その四)會津の萬吉」『キング』1933年6号)

一方、【変わる】の①は【変える】・【変容】と対応するが、【変わる】には①とは別に、カエルにはない状態性の意味が認められている。文型に示されている通り、格助詞トを伴う、または「カワッているー・カワッたー」の形で固定的に用いられる用法がある。比較の対象が必須である点でも、【変わる】の①とは一線を画することができるだろう。

カエルにおける意味分析と、辞書の区分を参考にカワルの意味の分析をすると、カエルと共通する[交換][代行][変容]と、【変わる】②の意味を加えた4つの意味の分類が立てられる。それぞれの意味の分類は、[交換][代行][変容]はカエルの意味記述に対応するように意味の記述を行い、4つ目の意味については、辞書の【変わる】②の記述を参照した。近代雑誌コーパスの用例を振り分けた。以下には意味の記述を記載し、[ ]内には意味のアイコンを表示し、(16)～(31)には近代雑誌コーパスの用例を挙げる(16～19は再掲)。

#### 意味1 [交換]〈あるものが取り除かれて別のものが入る〉

(16) いつの間にか櫻の木が柿の木に代つてみて、子供の頭ほどもある大きなうれた實知らず柿の實が  
いつぱいになつてゐるのです。(笹本寅「會津士魂」『キング』1941年2号)

(17) 一服装こそ變れ、九死一生の刹那に、生命の限りの恨みを籠めて見たその顔をどうして忘れよう!  
(加藤武雄「小町屋惣七の戀—博多小女郎波枕—」『キング』1933年2号)

(18) 文明の鬼の狂ふ處、山川風土互に替る大地の旅幾千里、  
(土井晩翠「[小説雜俎]」『太陽』1901年4号)

(20) これでは幾ら大臣が代り次官が代つても、到底、理想などを實現するには困難である。  
(古島一雄「役人となつての感想」『太陽』1925年9号)

(21) 『よし、今度は俺だ…』幾人代つても、皆同じやうにコロコロ投げ飛ばされる。  
(梶野千萬騎「メキシコ高原の快男兒」『キング』1933年6号)

第一に、カエルの[交換]に対応する、あるものが取り除かれて、別のものが入る意味が認められる。ガ格が起点を表示し、ニ格が着点を表示する例がここに含まれる。表9の【代わる】には、〈だれトー/だれトなにヲー〉という記述があり、人間あるいは人間に準ずるものに関する動作のみに限定しているが、(16)～(18)のように、物や所であっても、この意味を適用できると考えられる。



意味2 [代行]〈あるものの役割を別のものが担う〉

- (19) お姫様に代つて、萬吉、一生の頼みだ。  
 (佐々木三津三「秘説本朝俠客列傳（その四）會津の萬吉」『キング』1933年6号)
- (23) 府縣會の議事は、代議士の、撰舉人に代りて、行ふものなれば、撰舉人は、何時にても、議事録を閲覽し、  
 (宇川盛三郎「府縣會規則を論ず（三）」『国民之友』1888年33号)
- (24) 途轍も無い事と思うても脊に替られぬ腹を据て  
 (南方熊楠「蛇に關する民俗と傳説（完）」『太陽』1917年14号)
- (25) 表に居る時は身に替り命に代る家來どもも多くして、晝夜の勤番毫も懈ることなし、  
 (小倉秀貫「加藤清正」『太陽』1895年3号)

第二に、カエルの「代行」に対応する、あるものやある人が本来負うべき役割を、別のものが担う意味が認められる。起点の「代理である」ことを明示するために二格を伴って表現される。この意味2はやはり変化前と変化後に二者以上が必要で、(19)では「お姫様」と「萬吉」、(23)では「撰舉人」と「代議士」、(24)では「脊」と「腹」、(25)では成し遂げるべき事柄と「命」にそれぞれ該当する。

意味3 [変容]〈あるものの形や状態がそれまでと違った形や状態になる〉

- (26) その言葉を聞いて、流石の健藏も、顔色が忽ち變つた。  
 (賀川豊彦「幻の兵舎」『キング』1933年6号)
- (27) 物を云ふ態度なり容貌なり二年前と餘り變つたやうには見えなかつた。  
 (有島生馬「イエッタトリイチエ」『太陽』1917年4号)
- (28) 涙と共に悔い改め、一生かはらぬ献身をキリストに誓つた。  
 (無署名記事「ブース大將」『キング』1933年6号)
- (29) 相も變らず馭者を勤めてゐたが、斯うなつても氣にかかるのは、矢張りエデイのことであつた。  
 (大川白雨記「僕の武勇傳」『キング』1933年6号)
- (30) 相手の懷に飛び込んだ後、忽ち打つて變つて、しみりとした調子になつた  
 (菊池寛「國は呼ぶ」『キング』1941年10号)

第三に、カエルの「変容」に対応する、ものの形や状態、性質が以前と違う形、状態、性質になる意味が認められる。辞書には文型として「(なにカラ)」とあるが、変化前の起点としてのカラが示されることはほぼなく、(26)のようなガ格、あるいは明示されないことがほとんどである。カエルと共通する共起語の例としては、(27)の「顔色」や(28)の「態度」や「容貌」などが挙げられるが、カワル独自の点としては、(28)や(29)のような否定辞を伴って、変化がないことを表わす表現が挙げられる。また、(30)の「ウツテカワル」ような固定的な言い回しに含まれるカワルについても、この意味を有していると考えられる。

## 意味4 [異質]〈一般的な状態とは違う〉

(31) 兎に角一種變りたる珍奇の書に相違なし。

(室田義文「歴史以前の墨西哥國（承前）」『太陽』1901年8号)

(32) 商人の道と云ふことも何ぞ農工の道と替ることあらんや、孟子も道は一なりと玉ふ、

(作者多数「隨感隨想」『キング』1941年2号)

(33) 年々歳々高山にあるものは平地にあるものと全然變つたものとなるのである。

(石川千代松「遺伝と色盲」『太陽』1925年12号)

(34) 朝鮮の地質は概して殆んど日本と異らず、隨て其肥沃なること亦た決して日本に譲らず。

(坪谷水哉「遺利多き朝鮮半島」『太陽』1901年5号)

最後に、同種の一般的なものとは性質が異なっていることを表わす状態性の意味が認められる。格助詞トを伴い「Aとカワル/カワらない」という形、あるいは「カワったA」の形をとる。現代語ではテイル形、タ形で連体修飾に用いられるか、否定辞を伴って表現されることがほとんどだが、近代では(31)のような「カワル+コト+否定辞」の形も見られる。

以上のように、カワルの意味を分析すると、[交換][代行][変容][異質]の4つの意味から成り立つことがわかる。

## 3.1.2.2 カワルの意味と表記の結びつき

カワルについても、意味の分類に従って、近代雑誌コーパスの用例1808件を振り分けると、図8のようになる。

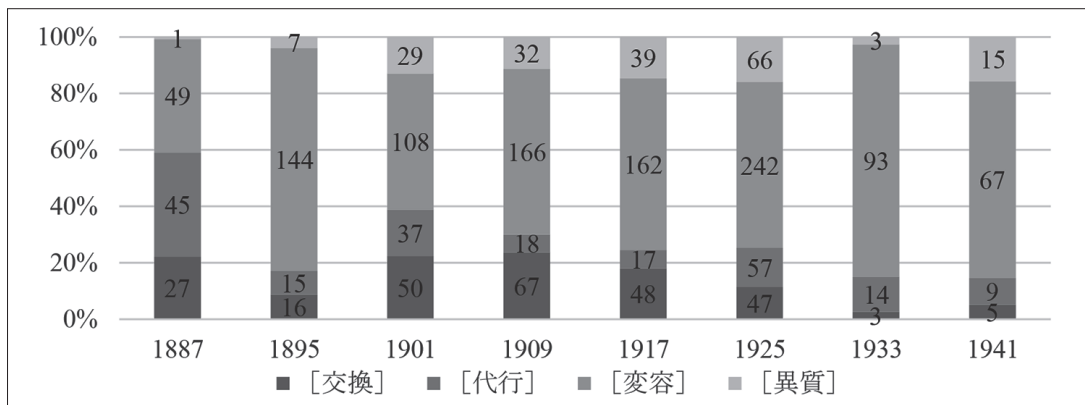


図8 カワルの意味分類別の比率の推移

経年変化によって[変容]が勢力を強め、[交換]や[代行]が勢力を弱めることは共通しているが、1887年の段階での[変容]の比率がカエルに比して大きい点は異なる。また、カワルに独自にある[異質]は、1887年にはほぼ用例が見られなかったところから、[変容]と同様に徐々に勢力を強

めている。

次に、主要な「變」「代」の2字について、使用される意味分類の比率を示すと、図9、図10のようになる。

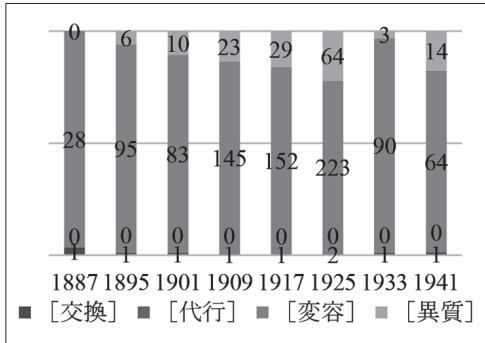


図9 「變」の意味の推移

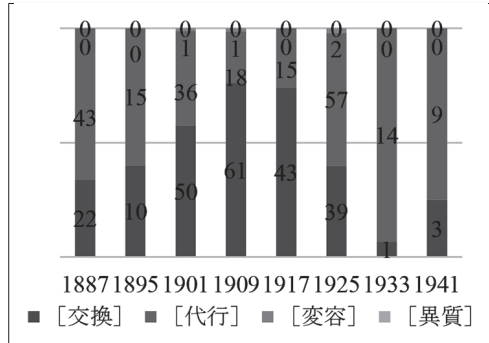


図10 「代」の意味の推移

「變」は「変容」と「異質」, 「代」は「交換」と「代行」といったように、カエルよりも明確に意味によって表記が書き分けられていることがわかる。

次に、意味別に対応する表記の推移を観察すると、図11～図14のようになる。

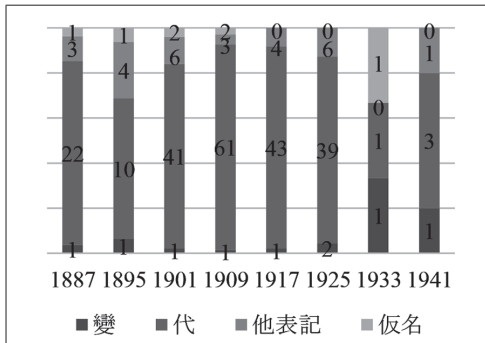


図11 「交換」の表記の推移

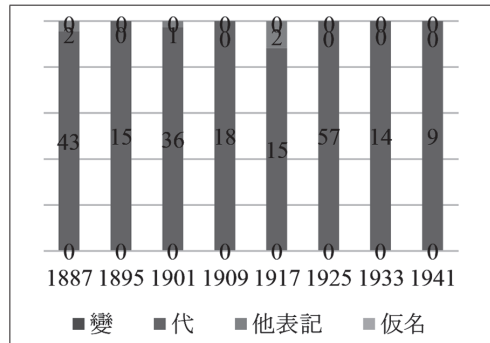


図12 「代行」の表記の推移

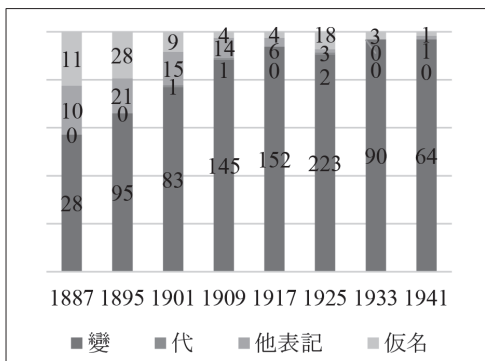


図13 「変容」の表記の推移

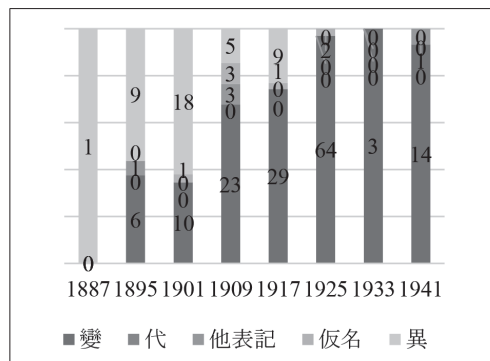


図14 「異質」の表記の推移

〔変容〕は「變」、一部数の少ない部分にゆれもあるが〔交換〕と〔代行〕は「代」で書き分けられていることがわかる。一方、〔異質〕のみは、1901年までは「異」が、1909年以降は「變」が優勢であるという違いが見られる。〔異質〕において「異」に代わり「變」が優勢になった背景には、より勢力の大きい〔変容〕と「變」の勢力が強まったことによって、それに伴って〔異質〕の意味で拮抗していた「異」と「變」の勢力争いにも優劣が生じたことがあると考えられる。〔変容〕において「變」の使用が8割を超えた時期と、〔異質〕において「變」が「異」を逆転する時期はともに1909年であり、この頃までに、語の中で1義1表記に向かう変化があり、連続する意味である〔変容〕で主要だった「變」が〔異質〕の表記として選択されたと推察される。

これらの結果から、カウルにおいて「代」が勢力を弱め、「變」が勢力を強めたのは、〔変容〕や〔異質〕と結びつきの強い「變」が〔変容〕や〔異質〕の勢力の強まりに伴って勢力を伸ばし、〔交換〕と〔代行〕と結びつきの強い「代」が〔交換〕や〔代行〕の勢力の弱まりに伴って勢力を弱めたと解釈できる。カウルにおいても、主要表記の交代が起こった直接的な要因は、カウルの持つ多義の構成が変容したことであるといえるだろう。

また、カエルの〔変容〕で「變」が周辺的であったところから主要な表記にまで勢力を強めることを確認したが、カウルにおける用字法の変化も合わせて考察すると、カエルにおける「變」の主要表記化の主たる要因は、カウルにおける〔変容〕の強まり、「變」の優勢にあり、カウル・カエルを通して、〔変容〕を「變」で表記する傾向が強くなったからであると考えられる。

### 3.1.3 カエル・カウルのまとめ

カエル・カウルの調査をまとめると、①～⑥のことがわかった。

- ①明治後期の段階では「代」や「換」が最も主要な表記だったが、経年変化で「變」が最も主要な表記になる。
- ②カエル・カウルの意味を分析したところ、カエルは〔交換〕〔代行〕〔変容〕の3つの意味から、カウルは〔交換〕〔代行〕〔変容〕〔異質〕の4つの意味から成り立つことがわかった。
- ③カエル・カウル共に、おおよそ〔変容〕(と〔異質〕)は「變」、〔交換〕と〔代行〕は「代」(と「換」)で書き分けるようになる。
- ④経年変化で〔変容〕は勢力を強め、〔交換〕と〔代行〕は勢力を弱める。
- ⑤①、③、④を合わせると、「變」が勢力を強めたのは〔変容〕が勢力を強めたため、「代」や「換」が勢力を弱めたのは〔交換〕や〔代行〕が勢力を弱めたためであり、用字法の変化の直接的な要因は、カエルやカウルの持つ多義の構成の変容である。
- ⑥特に「換」が使用されなくなる背景には、「換」が主に使用される〔交換〕の「言をカエル」という表現が衰退するためである。

## 3.2 アラウス・アラワレル

次に、アラウス・アラワレルについて観察する。アラウスとアラワレルの主要な表記の使用記事数

と使用記事率を示すと、表10、表11のようになる（その他周辺の表記には「白」「彰」「見」と仮名表記がある）。

いずれの語も、「顯」が最も主要な表記であったところから数を減らし、代わりに「現」が勢力を強めて逆転する動きが見られる。異なる動きとしては、アラワレルは1933年頃からはほぼ「現」に一極化するのに対し、アラワスは「表」の勢力が徐々に強くなる点と、アラワスでは「著」の勢力が強かったが経年変化で弱まっていく点が指摘できる。アラワス及びアラワレルでは、①何故「顯」「露」「著」が勢力を弱めるのか、②何故アラワレルでは「現」が、アラワスでは「現」「表」が勢力を強めるのか、③アラワレルとアラワスの用字法の変化はどのように関係しているのか、の3点に注目して分析を進めたい。

表 10 アラワスの表記別使用記事数と使用記事率の推移

年	1887	1895	1901	1909	1917	1925	1933	1941
全記事	145	186	132	149	106	106	23	20
現	33	54	59	82	61	77	17	10
	22.8%	29.0%	44.7%	55.0%	57.6%	72.6%	73.9%	50.0%
顯	58	65	22	13	9	2	0	1
	40.0%	35.0%	16.7%	8.7%	8.5%	1.9%	0%	5.0%
表	35	10	20	28	27	23	7	5
	3.5%	5.4%	15.2%	18.8%	25.5%	21.7%	30.4%	25.0%
露	2	14	6	10	2	2	0	0
	1.4%	7.5%	4.5%	6.7%	1.9%	1.9%	0%	0%
著	55	55	29	30	20	3	0	1
	37.9%	29.6%	22.0%	20.1%	18.9%	2.8%	4.3%	5.0%

表 11 アラワスの表記別使用記事数と使用記事率の推移

年	1887	1895	1901	1909	1917	1925	1933	1941
全記事	105	174	149	229	168	266	34	36
現	41	73	79	181	144	221	29	32
	29.6%	39.0%	38.8%	57.5%	39.9%	71.1%	85.3%	88.9%
顯	56	68	45	38	14	8	0	1
	53.4%	39.1%	30.0%	17.0%	8.3%	3.0%	0%	2.8%
表	1	8	17	17	11	29	1	2
	1.0%	4.6%	11.3%	7.4%	6.5%	10.9%	2.9%	5.6%
露	1	13	6	4	5	2	1	0
	1.0%	7.5%	4.0%	1.7%	3.0%	0.8%	0%	0%
著	3	18	8	4	3	2	0	0
	2.9%	10.3%	5.3%	1.7%	1.8%	0.8%	0%	0%

## 3.2.1 アラワス

## 3.2.1.1 アラワスの意味の分析

カエル・カワルと同様に、『新明解国語辞典』におけるアラワスとアラワレルの意味の記述と区分と格の表示から、意味を分析する。まず、アラワスから分析する。

表 12 『新明解国語辞典』におけるアラワスの意味の区分と記述

見出し/意味番号	意味の記述/用例
一)【現わす】	〈(どこニ) なにヲ—〉人の前に姿を見せる。「正体(姿・効果)を—/頭角を—」
二)【表わす】	〈なにヲ—〉心の中に思っている事や偽りの無いところを示す。「名は体を—/彼の賢明さを—」
三)【顕わす】	〈(どこニ) なにヲ—〉広く世間の人に知らせる。「善行を—/名を—」
四)【著わす】	〈なにヲ—〉自分の思想・経験・研究などを世間に知ってもらうために、本を書いて出す。

『新明解国語辞典』では、アラワスには表記別に4つの意味を認めている。いずれの意味も基本的にヲ格を動作の対象として表示するため、意味の区分はどのような共起語をヲ格に取るかによって区分することになる。共起語のグルーピングとしては、【現わす】は(35)の「齒(齒)」など物体や(36)の「姿」などの生物の存在・全体に関わる語の類、【表わす】は(37)の「思想」や(38)の「伎倆(技量)」のような人やものの内面や内容の類、【顕わす】は(39)の「高名」や(40)の「勲功」のような優れた業績や高名の類、【著わす】は(41)の「小説」や(42)の「奇文」のような書物やそれに準ずる論や文の類、にそれぞれまとめることができるだろう。

(35) 齒をあらはしてしれしれとゑみしが、其開きし口は蛙の口の様に見えぬ。

(小金井喜美子「浮世のさが」1895年7号)

(36) 鐵舟は、その半紙を頂いてわが居間へ下がつたまま、その日は一日姿を現はさなかつた。

(著者多数「偉い人はここが違ふ」『キング』1933年2号)

(37) 而して、いざ筆を採るとなつても、思想を表はす適當な文字が思ふやうに出て來なかつた。

(小川未明「なぜ母を呼ぶ」『太陽』1917年12号)

(38) 思に氏は畢生の伎倆を現はさんが爲めに出でたるや、

(著者不明「鳥尾得庵氏樞密院顧問官となる」『国民之友』1888年25号)

(39) 殊に今度の西南の戦争にて拔群の高名を顯はし、世に名を知られた豪傑では御座りませんか、

(福地桜痴「夜の鶴(上)」『太陽』1895年8号)

(40) 千八百七十年享佛干戈を交ゆるに當り氏は遊撃軍の大隊長となり頗る勲功を顯し名聲漸く籍甚たり

(著者不明「〔海外彙報〕」『太陽』1895年3号)

(41) 蓋し氏は小説家にあらず故に其の小説を著す所謂此に托して以て胸中の經綸を據るに過ぎず

(著者不明「新日本を讀む」『国民之友』1887年1号)

(42) こは西洋膝栗毛を始めとし許多の奇文を著して一時奇才の譽を博せし故假名垣魯文翁の詳傳な



り、

(著者不明「新刊案内」『太陽』1895年4号)

近代雑誌コーパスの用例と照合した結果、これら4つの意味に全ての用例が当てはまったため、この枠組みを採用し、4つの意味分類を立てて、意味の分類に従って近代雑誌コーパスの用例を振り分けた。以下には、それぞれの意味の記述と用例を示した(35～43は再掲)。意味の記述においては、意味1は辞書の【現わす】、意味2は【表わす】、意味3は【顕わす】、意味4は【著わす】の記述を参照して、一部の記述を簡潔にして記述した。ただし、意味2の辞書の記述は、「心の中に思っている事」という限定的な範囲の共起語にしか適用できない記述であるが、(38)の「伎倆(技量)をアラワス」や下記(43)の「(ABCの記号で)アミノ酸(の内容)をアラワス」のように、同じ意味に属すると考えられる共起語を包摂できるよう、「心の中に思っている事」を「内容や内面」という記述に書き換えた。

(43) 例へて見ると、各二十種ばかりのアミノ酸をABC…で表はされるものと假定しやう。

(三浦政太郎「最近栄養學上の進歩」『太陽』1925年2号)

#### 意味1 【出現】〈姿を見せる〉

(35) 鐵舟は、その半紙を頂いてわが居間へ下がつたまま、その日は一日姿を現はさなかつた。

(著者多数「偉い人はここが違ふ」『キング』1933年2号)

(36) 齒をあらはしてしれしれとゑみしが、其開きし口は蛙の口の様に見えぬ。

(小金井喜美子「浮世のさが」1895年7号)

(44) ああ又、あいつはあすこの壁のすみに顔を顯はしました。

(武者小路実篤「AとB」『太陽』1917年10号)

(45) 鳥海山は院内以北、秋田に達するまでの汽車中から屢々天の一方に其秀靈なる山容を現はす。

(浅田江村「秋田大觀」『太陽』1909年12号)

(46) 額に一文字蛇の如き青筋を現し、叱り付くる見幕の凄さは、人の愛の猫の可愛きに若かざるか。

(二橋生「除隊の馬」『太陽』1895年8号)

(47) 温和しい人が酒を飲んで本性を現はしたやうに、

(上司小剣「暴風雨の夜」『太陽』1917年13号)

第一に、【現わす】に対応する、アラワスの最も基本的な意味であると考えられる、隠れていて見えなかったものを、移動などをして(させて)見えるようにする意味が認められる。(35)の「姿」や(44)の「顔」を目的語にとる再帰的な用法が典型的な用例である。その場にいなかった者が移動してその場に出現することを表わす場合もあるが、(45)のような、動作の対象は移動を伴わないが、知覚者が移動していることにより、疑似的に動作の対象が移動しているかのように表現する例もある。また、見えるようになる手段は移動に限らず、(46)の「青筋」のような隆起による出現、(36)や(47)

のような露出による出現も含まれる。このほかにも、「片鱗/正体/一端/機鋒/襜褕/骨/下着/醜態/奇形/萌芽/切先/側面」などが対象語として現れている。なお、辞書には文型として〈(どこニ)〉を示しているが、(35)、(37)、(47)のようにアラワス場所がその場・すぐ周囲である場合、二格は明示されない。

### 意味2 [表出]〈内容や内面を示す〉

(37) 而して、いざ筆を採るとなつても、思想を表はす適當な文字が思ふやうに出て來なかつた。

(小川未明「なぜ母を呼ぶ」『太陽』1917年12号)

(38) 思に氏は畢生の伎倆を現はさんが爲めに出でたるや、

(著者不明「鳥尾得庵氏樞密院顧問官となる」『国民之友』1888年25号)

(43) 例へて見ると、各二十種ばかりのアミノ酸をABC…で表はされるものと假定しやう。

(三浦政太郎「最近榮養學上の進歩」『太陽』1925年2号)

(48) ブルガリヤが三國同盟に加入した時抗議みたいなものを出したといふのはさういふ氣持を表はしてゐるのです。

(米田實「バルカン問題の真相」『キング』1941年)

(49) そして中にも殊に色彩の美を現はさんと努めたものが多い。

(紀星峰「文展日本畫概見」『太陽』1917年13号)

第二に、【表わす】に対応する、人や物事の内面・内容をある形で表出する意味が認められる。(37)の「思想」、(38)の「伎量」、(48)の「気持ち」といった人間の感情や考え、能力を表出する例が典型的であるが、人間に限らず、物や事の効能、性質、状態、特色、模様、症状といった、内部的に有する事象を表出する意味を有していると考えられる。知覚できない状態から知覚できる状態にするという点では、意味2と意味1は共通しているが、動作の対象を直接的に知覚できる状態にする意味1と異なり、意味2に属するものは動作の対象を、別の事柄を用いて表出する点において、一線を画すことができると考えられる。(37)の「思想」を例にとると、動作の対象「思想」は直接的に知覚できないため、「文字」という別の事柄を以てして知覚できる状態にしていると解釈できる。(43)のような記号類、あるいは(49)のような芸術全般における表現などもこの意味の範囲といえる。

### 意味3 [周知]〈広く世に知らせる〉

(39) 殊に今度の西南の戦争にて拔群の高名を顯はし、世に名を知られた豪傑では御座りませんか、

(福地桜痴「夜の鶴(上)」『太陽』1895年8号)

(40) 千八百七十年李佛干戈を交ゆるに當り氏は遊撃軍の大隊長となり頗る勳功を顯し名聲漸く籍甚たり

(著者不明「〔海外彙報〕」『太陽』1895年3号)

第三に、【顯わす】に対応する、すぐれた行為や業績などを広く知らせる意味が認められる。この意味は、通常二格が表示されないが、「世」や「周囲の人間」など広範囲に及ぶ場所を対象にとる。最も

典型的な例は(39)の「高名」のような名の類をヲ格に取るが、(40)の「勲功」のような手柄や業績、功績を対象にとるものについても、(40)のアラワスの直後に「名声漸く籍甚たり」とあることから、〈広く世に知らせている〉ことを指していると解釈できる。

#### 意味4 [著作]〈書いて出す〉

- (41) 蓋し氏は小説家にあらず故に其の小説を著す所謂る此に托して以て胸中の經綸を據るに過ぎず  
(著者不明「新日本を読む」『国民之友』1887年1号)
- (42) こは西洋膝栗毛を始めとし許多の奇文を著して一時奇才の譽を博せし故假名垣魯文翁の詳傳なり、  
(著者不明「新刊案内」『太陽』1895年4号)
- (50) 終始一貫の説を述べ論を著はすは難くも有哉だ。  
(南方熊楠「蛇に關する民俗と傳説(完)」『太陽』1917年14号)

第四に、書物などを書いて世に出す意味が認められる。(41)の「小説」といった作品や、書籍などの出版物が典型的な例であるが、(42)の「奇文」や(50)の「論」のような例もあり、出版物に限らず、文字や文などを書く行為そのものを表していると考えられる。

以上のように、アラワスの意味を分析すると、アラワスは[出現][表出][周知][著作]の4つの意味から成り立っていることがわかる。

#### 3.2.1.2 アラワスの意味と表記の結びつき

意味分類に従って、近代雑誌コーパスの用例1323<sup>1</sup>件を振り分けて、意味分類別に比率を示すと、図15のようになる。

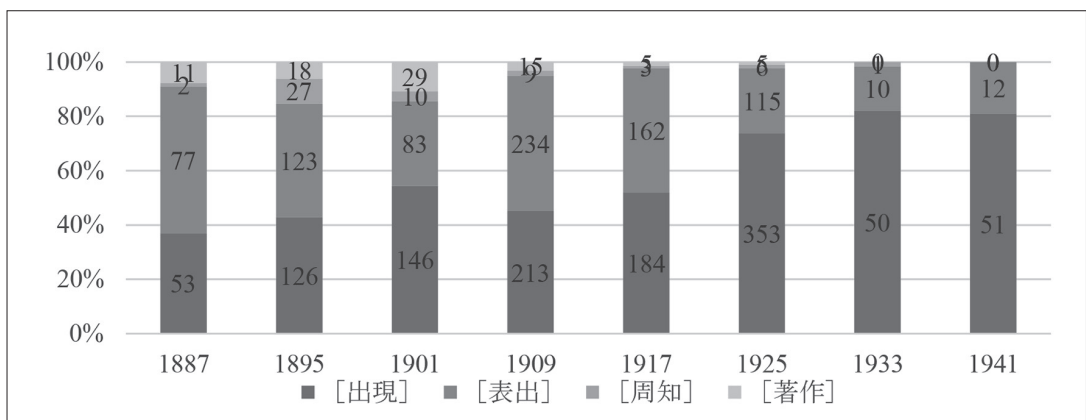


図15 アラワスの意味分類別の比率の推移

1 慣用表現である「頭角をアラワス」と「馬脚をアラワス」を合わせた47件は除外している。

1887年の段階では、[表出]と[著作]が主要であったが、徐々に[著作]の勢力が弱まり、代わりに[出現]が勢力を強めていく変化が見てとれる。表10で確認した「顯」「露」「著」の弱まりと「現/表」の強まりとが、この意味の変化とどのように関係しているのかを確認するために、まず、それぞれの表記がどの意味で用いられていたのかを観察する。

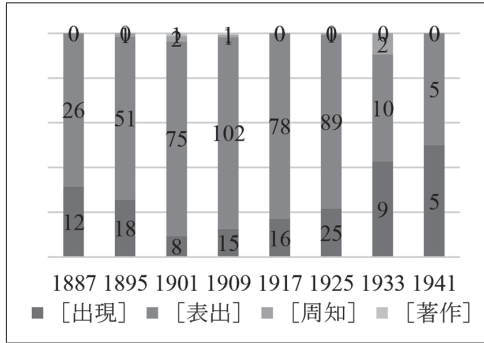


図 16 「現」の意味の推移

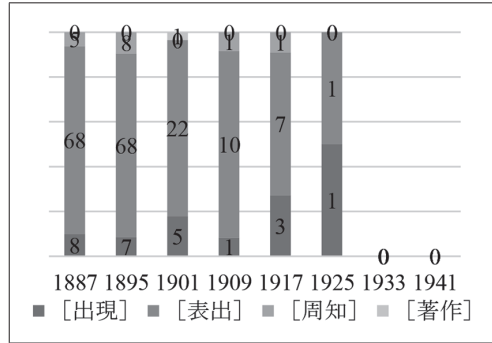


図 17 「顯」の意味の推移

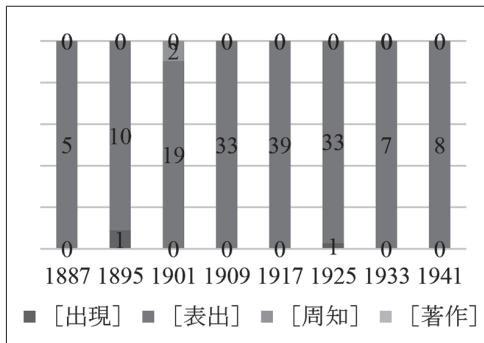


図 18 「表」の意味の推移

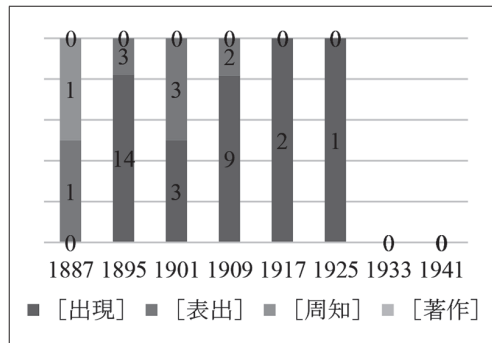


図 19 「露」の意味の推移

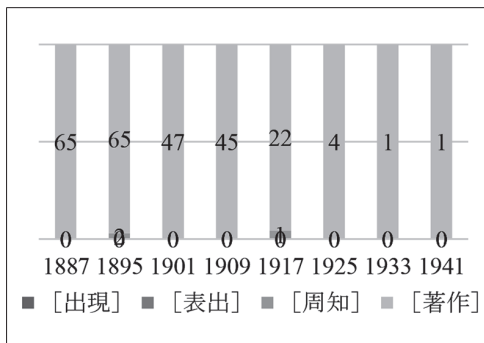


図 20 「著」の意味の推移

「現」や「顯」は、[出現]と[表出]を中心に使用されており、比較的「現」の方が[出現]の比率が高いことがわかる。一方、「表」は[表出]、「露」は[出現]、「著」は[著作]と、「表」「露」「著」

はほぼ単独の意味に用いられている。次に、それぞれの意味がどの文字で書かれているかを表わすと、図21～図24になる。図中の「他表記」には、用例数の少ない「白」「見」「彰」の用例数をまとめて示している。

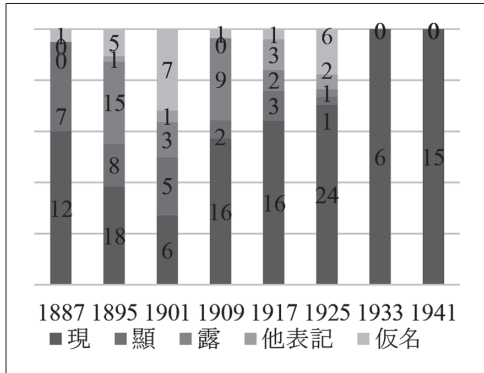


図21 「出現」の表記の推移

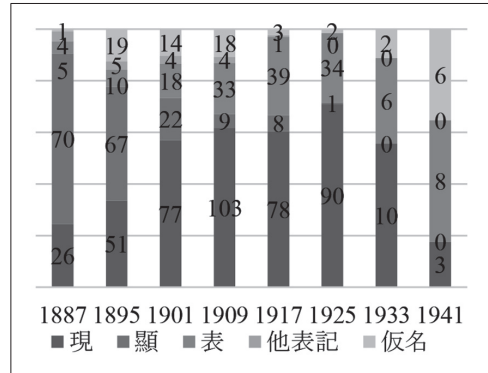


図22 「表出」の表記の推移

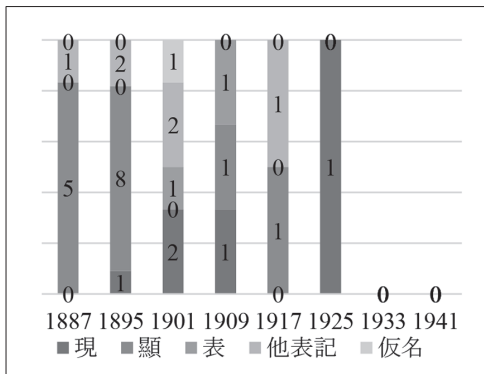


図23 「周知」の表記の推移

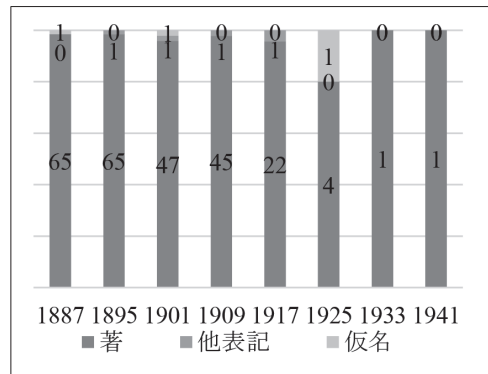


図24 「著作」の表記の推移

〔出現〕においては、1887年の段階では「現」と「顯」、1895年からは「露」も加わって3字の勢力争いとなったが、1909年から「現」が優勢になり、1933年以降は「現」のみが用いられている。〔表出〕は1895年までは「顯」が優勢であったが、1901年に「現」や「表」が勢力を強め、1933年までは「現」と「表」が拮抗したのち、1941年に「表」が優勢となるに至っている。〔周知〕は数が少ないので傾向は見出し難いが、比較的数の多い1887年や1895年では「顯」が優勢であった。〔著作〕はほぼ「著」のみが用いられている。

以上の結果から、①何故「顯」「露」「著」が勢力を弱めるのか、②何故アラウスでは「現/表」が勢力を強めるのか、の2点を考察すると、まず、「著」が勢力を弱めたのは、「著」と結びつきの強い〔著作〕が勢力を弱めたことが直接の要因であるといえる。減少傾向にある「露」が増加傾向にある〔出現〕と結びつきが強いことは、一見相反する動きのように見えるものの、〔出現〕の内部にある共起語をみると減少の理由がわかる。〔出現〕には、用例の(32)のような〔移動による出現〕と、(36)や

(37) のような「露出による出現」が含まれているが、「現」がその両者に使用されるのに対し、「露」は「露出による出現」にしか用いられないという制約がある。「露」の用例は「齒/乳/肩/腕/骨」といった体の一部、「本性/正体/醜態/弱点/欠点」といった隠された内面、「山頭/屋根/銃の頭/山骨」といった物の一端に限られ、「姿」を対象にとらない。また、1933年、1941年の「出現」は全て「移動による出現」の用例であり、「露出による出現」の勢力の弱まりが指摘できる。「露」の弱まりは、「露出による出現」の衰退の中に位置づけられるといえるだろう。反対に、「表」が勢力を強めたのは、「表出」の意味の強まりと、「出現」を「現」、「表出」を「表」で書き分けていく、1義1表記への指向性によるものと考えられる。これら3表記の用字法の変化は、カエル・カワルと同様に、アラワスの多義の構成が変容したことが直接の要因であるといえる。

一方、「現」と「顯」については、いずれの表記も「出現」と「表出」を中心に用いられている。「出現」の強まりと共に「出現」と結びつきの強い「現」が勢力を強めたとも考えられるが、両字の意味の範囲は近接しており、一概に語義の変化によるものとは断定しがたい。これについては、アラワレルも同時に観察する必要がある。

### 3.2.2 アラワレル

次に、アラワレルを観察する。表13には、『新明解国語辞典』におけるアラワレルの意味の記述と区分、格の表示を示した。

表13 『新明解国語辞典』におけるアラワレルの意味の記述と区分

見出し/意味番号	意味の記述/用例
【現われる】①	〈どこニ〉隠れていたり知られなかったりしたものが、見えたり知られたりするようになる。「月が雲間から—/英雄が—/真価(新味・兆候・兆し・効果)が—/悪事が—」
【現われる】②	〈どこニ〉心の中に思っている事や飾らぬところが示される。「態度に—/『平家物語』に現われた仏教思想」

アラワレルでは、「出現」「表出」についてはおおよそ同じ枠組みであるが、「名がアラワレル(=名が知れ渡る)」といったような「周知」や、「本がアラワレル(=本が書かれる)」といったような「著作」の枠組みがない。これは現代語では通常このような表現をしないことが要因と思われるが、近代においては、「名をアラワス」、「本をアラワス」に対応すると思しき用例が少なからず見受けられる。そこで、ひとまずアラワスと同じ「出現」「表出」「周知」「著作」の枠組みを用いて、アラワスの枠組みと対応するように、意味の記述を行った。

#### 意味1 「出現」〈姿が見えるようになる〉

(51) ピンク色のコステュームを纏った男女が二人現れて、前の男女が演じた曲乗の妙技を真似て、見物衆の腹の皮をよらせてくれる。

(益田甫「ハーゲンバツク大サーカス見物記」『キング』1933年6号)



(52) 辛酸を嘗めた結果、肉落ち、骨露れて、悄然たる姿に變じて。

(下岡蓮杖「寫眞術研究の話」『太陽』1901年8号)

(53) 先以て廢藩置縣からして掛らなければ、曠世の英傑の現れざる限り、いつ迄行つても眞の統一の得られ様はない。

(摩天樓「編輯机上」『太陽』1917年10号)

(54) 果して施行後、沒常識の判決現はれて法曹界を騒がしたること屢次あつた。

(工藤日東「検事萬能主義(刑事訴訟法改正案に就て)」『太陽』1917年8号)

(51) のような「移動による出現」、(52) のような「露出による出現」の用例はアラウスと同様に多数見られるが、(53) や (54) のような、ヒトやモノ、出来事の「登場による出現」と捉えられる用例がアラワレル独自に認められる。

### 意味2 「表出」〈内容や内面が示される〉

(55) その自動車の速さが目盛にあらはれ、それを時速に換算したものが、表によつて一目で判るやうになつてゐる。

(著者不明「科學ニュース」『キング』1941年6号)

(56) 従來弱を虐け助なき人民を壓付ける多數日本人の癖性は、會釋なく半島に現れた、

(島田三郎「統監政治批評 虚飾政治の暴露」『太陽』1909年6号)

(57) 氏の畫の海などに赤や黄の斑紋が顯はれるのは昔からの癖であるが、私には出來損つた三色版に見る様な其斑紋が甚氣になる

(石井柏亭「二科展覽會の諸作」『太陽』1917年12号)

「表出」の用例はアラウスとほぼ同じ共起語をとっており、ヒトの内面や物事の内容が表面上に出ることを表していると考えられる。ただし、「気持ちをアラウス」といった場合には「内部からの表出」という動作やその過程に重点があるが、「気持ちがアラワレル」といった場合には、「内部からの表出」よりもむしろ「表出された結果や状態」に重点があると考えられる。その意味では、アラウスの「表出」に属するような用例は「出現」とも捉えられる中間的なものも多くあるが、本稿ではアラウスと同じ枠組みを適用し、共起語によって分類をした。

### 意味3 「周知」〈広く世に知られる〉

(58) 勇名夙に著はれたるモルトケ伯は丈け高く瘠方にて餘り物敷を言はぬ皺面の老翁なるが已に八拾歳の高齡に達せられ候

(久松義典(訳)/プール・バシール(作)「伯林社會(七)」『国民之友』1888年34号)

(59) 又一方にはポーランドとか或はルーマニヤとか云ふやうな歐羅巴中にその農業國として著はれた地方を占領し、また近時は露領へ深く侵入してリガを占領すると云ふやうな勢ひであるから、

(田健治郎「世界的經濟割據の趨勢と船舶管理令」『太陽』1917年13号)

アラウスと同様、(58) のような「名」と共起し、名前が知れ渡っていることを表す用例が見受け

られるが、アラワスの(47)の「勲功」のような、業績の類の語の用例は認められない。一方、(59)の「AはBで(Bとして/Bを以て)アラワレル」という、ほぼ「有名な」と同義と考えられる用法は、アラワレル独自の用例である。

#### 意味4 [著作]〈書かれて出る〉

(60) また新聞雑誌其他の出版物に現れる評論を見ても、最早舊式な賢母良妻主義を固守する者は寥寥として減じて居ります。(与謝野晶子「心頭雑草」『太陽』1925年14号)

(61) 新文藝、帝國文學などに、松村潮音の韻文、多くあらはる。

(大町桂月「[文藝時評]」『太陽』1901年5号)

この意味も[表出]同様、「書物を書く(出版する)」行為に重点を置くアラワスに対し、「書かれた(出版された)」結果・状態に重点があり、「出現」と中間的であるといえる。(60)や(61)のアラワレルは「世に出る」意の[出現]とも、「書かれる」意の[著作]ともとれる。現代語では普通「書物等がアラワレル」という表現はしないものの、これらの用例を見る限り、近代ではアラワレルに[著作]の枠組みがなかったとは言い切れない。現状、アラワスの[著作]と同様の枠組みを採用し、書物、論、～学の類がアラワレルという用例に限り、[著作]の意味を認めることとした。

アラワレルの意味を分析した結果、アラワレルもアラワスと同様に、[出現][表出][周知][著作]の4つの意味が認められた。

#### 3.2.2.2 アラワレルの意味と表記の結びつき

3.2.2.1で立てた意味分類に従って、近代雑誌コーパスのアラワレルの用例2009例を振り分けて、意味分類別に比率の推移を示すと、図25のようになる。

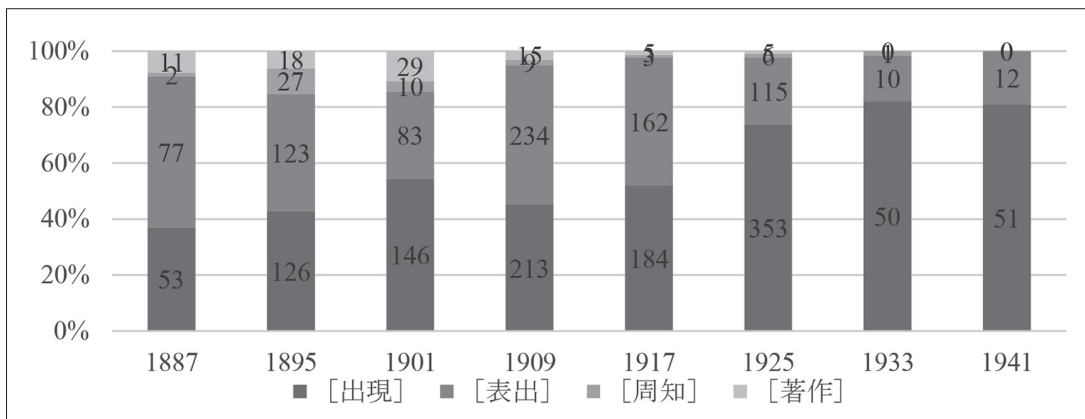


図25 アラワレルの意味分類別の比率の推移

図15のアラワスと比べると、経年で「出現」の比率が上がり「著作」が下がる点は共通しているが、1887年の段階での「出現」の比率が大きく「著作」の比率が小さい点は異なる。

次に、アラワレルのそれぞれの表記がどの意味で使用されるかを示すと、図26～図30のようになる。

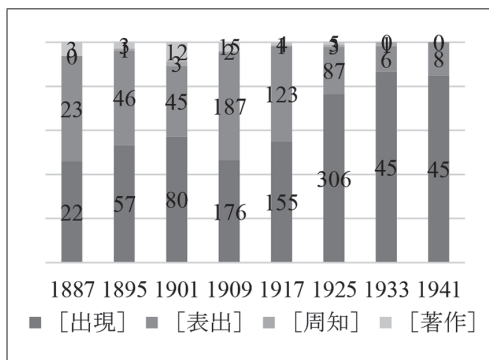


図26 「現」の意味の推移

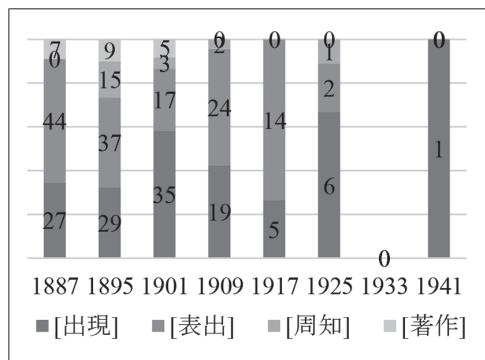


図27 「顯」の意味の推移

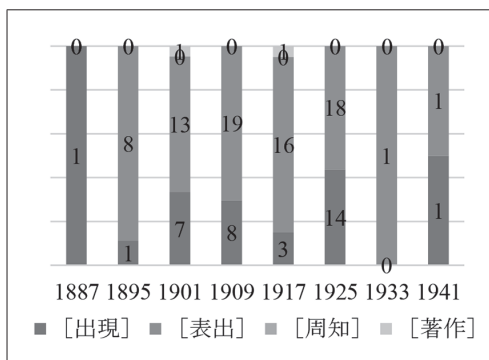


図28 「表」の意味の推移

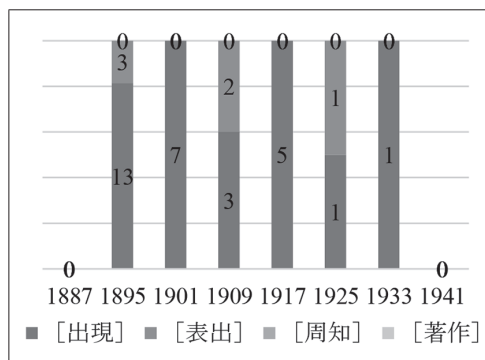


図29 「露」の意味の推移

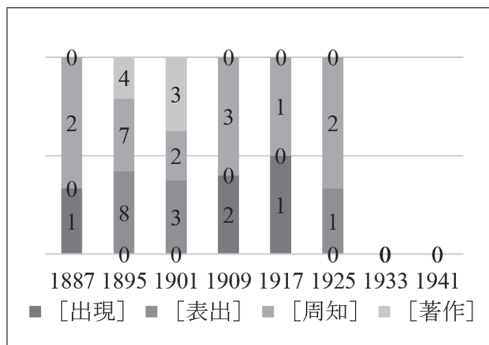


図30 「著」の意味の推移

「現」「顯」「露」はアラワスにおけるそれぞれの意味範囲や変遷と一致しているといえるが、「表」や「著」は異なった振舞をしている。「著」は数が少ないため比率が大きく揺れているが、少ないながら

に観察しても、アラワスの「著」が典型的に使用された〔著作〕はむしろ劣勢で、〔周知〕の意味に最も多く使用されていることがわかる。これは恐らく、動作の結果や状態に重点のあるアラワレルから、状態を表す「著名」や「顕著」といった〔周知〕の意味に近い漢語が想起され、「著」が使用されたものと思われる。

次に、それぞれの意味がどの文字で書かれているかを示すと、図31～図34になる。

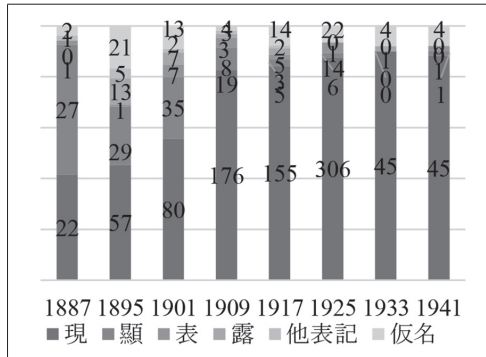


図31 〔出現〕の表記の推移

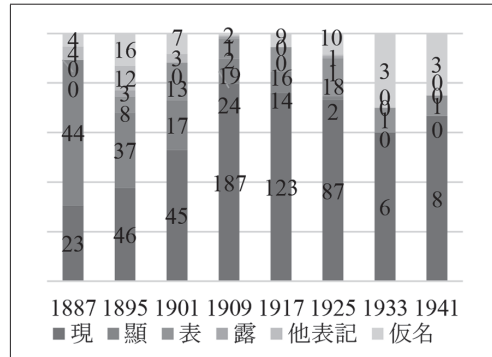


図32 〔表出〕の表記の推移

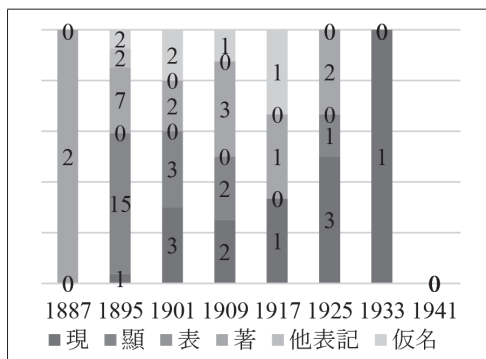


図33 〔周知〕の表記の推移

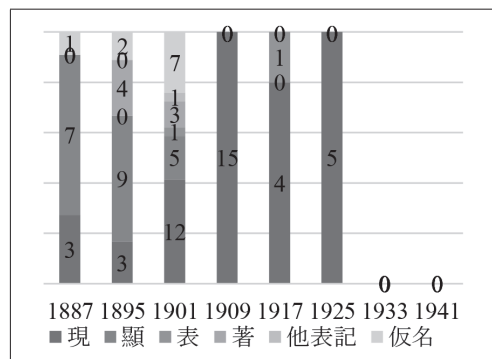


図34 〔著作〕の表記の推移

〔出現〕では「顯」優勢であったところから、1895年に「現」が優勢になり、以降「現」が中心的に用いられていくことがわかる。〔表出〕では、アラワスで勢力を強めた「表」は伸びず、こちらも「現」が主要な表記となっている。〔周知〕と〔著作〕は共に数も少ない上に減少しているものの、最終的には「現」が用いられている。この傾向は、アラワレルの意味が、「現」と結びつきの強い〔出現〕の一極化に向かうことが要因の一つと考えられる。また、3.2.2.1でも述べた通り、アラワレルの〔表出〕〔周知〕〔著作〕に属する用例は「表に出す動作・過程」よりも「表に出てきた結果・状態」に焦点があり、〔出現〕の意味と中間的である。このような文法的な意味合いが、アラワレルの〔表出〕〔周知〕〔著作〕において「現」に一極化した背景にあるといえるだろう。

最後に、アラワス・アラワレルを通して主要であった「顯」が淘汰された要因を考察する。「顯」と「現」はいずれも〔出現〕〔表出〕〔周知〕〔著作〕の幅広い範囲に使用され、同じ役割を持っていたが、

1909年頃から急激に「顯」は勢力を弱め、反対に「現」は勢力を強めている。田中（2012）では、『太陽』においてアラウスやアラワレルの周辺にある「出現」「表現」「実現」といった漢語が、アラウスやアラワレルと連動して意味変化を起し、基本語化していく（相対頻度を増していく）傾向が指摘されている。このことを受けて、近代雑誌コーパスで「顯」をキーに文字列検索を行い、「顯」が用いられた漢語を抽出すると、頻度の多い順に、「顕著（236件）」「顕微（61件）」「貴顕（37件）」「顕象（25件）」「顕然（23件）」「顕現（22件）」ほか43語が出現した。1925年に2件以上用例を確認できるのは「顕著/顕微/貴顕/顕然/顕現」の5語のみで、「顕象」とそのほか43語は1917年までに淘汰されている。「顯」がアラウス・アラワレルにおいて使用記事率5%を切ったのも1925年であることから、「顯」がアラウス・アラワレルに使用されなくなった背景には、「顯」自体の使用頻度が低下したことがあると考えられる。さらに、頻度の高い「顕著」や「顕微」がアラウス・アラワレルにおいて勢力を強める〔出現〕や〔表出〕の意味と乖離していることも、アラウスやアラワレルと「顯」を結びつけにくくなった要因と考えられる。

これらのことから、「顯」が勢力を弱めた背景には、「顯」自体の使用場面が減少したことや、アラウス・アラワレルの主要な意味となる〔出現〕や〔表出〕の意味に近い漢語を有する「現」との勢力争いに敗れたことがあったといえるだろう。

### 3.2.3 アラウス・アラワレルまとめ

アラウス・アラワレルの調査をまとめると、①～⑦のことがわかった。

- ①明治後期の段階では「顯」が最も主要な表記だったが、経年変化で「現」が最も主要な表記になる。
- ②アラウス・アラワレルの意味を分析したところ、〔出現〕〔表出〕〔周知〕〔著作〕の4つの意味から成り立つことがわかった。
- ③アラウスは、〔出現〕は「現」、〔表出〕は「表」で書き分けるようになる（1義1表記に向かう）。アラワレルでは、ほぼ〔出現〕一極化することや、〔表出〕〔周知〕〔著作〕の用例が〔出現〕の意味と中間的で、「動作の結果・状態」に焦点を置くことを受けて、「現」で表記するようになる。
- ④経年変化で〔出現〕や〔表出〕は勢力を強め、〔周知〕や〔著作〕は勢力を弱める。
- ⑤①、③、④を合わせると、「著」がアラウスにおいて勢力を弱めたのは〔著作〕が勢力を弱めたため、「露」が勢力を弱めたのは特に〔露出による出現〕が勢力を弱めたため、「表」が勢力を強めたのは〔表出〕が勢力を強めたため、「現」が勢力を強めたのは〔出現〕が勢力を強めたためであり、これらの用字法の変化の直接的な要因は、アラウスやアラワレルの持つ多義の構成の変容である。
- ⑥主要であった「顯」の代わりに「現」が勢力を強める背景には、アラウスやアラワレルの主要な意味である〔出現〕や〔表出〕と意味に近い「現」を含む漢語が頻度を増し基本語化する変化や、「顯」を含む漢語が〔出現〕や〔表出〕の意味と乖離してゆく変化がある。

## 4. おわりに

本稿では、近代において主要表記の交代する現象を扱い、意味と表記の結びつきの観点から、特に

カエル・カワルとアラウス・アラワレルを取り上げ、その意味と用字法の変化を分析した。その結果、いずれの語も、内部の意味の勢力に変化があり、多義の構成が変容したことでの主要表記の交代が起こされたことが明らかになった。また、基本的には、自他共に同様の意味の枠組みを有し、同様の用字法の変化を起こすことを確認した。一方で、多義の構成の変容とは別に、他動詞と自動詞が持つ、動作のどこに焦点を置くかという文法的な意味合いによって、自他で異なる意味の枠組みを持つ、あるいは異なる表記が用いられる現象も確認できた。

近代における用字法の変化の要因である「多義の構成の変容」は、カエル・カワルやアラウス・アラワレルに個別的であるわけではなく、「主要表記の交代」が認められた残りの30語の多くに認められる現象である。例えば、高橋（2015）で取り上げたアウでは、やはり内部の意味の勢力図の変容が認められ、それに伴ってそれぞれ結びつきの強い表記が勢力を強めたり弱めたりする現象が確認できた。また、アラウス・アラワレルにおける「顯」と同様に、ほぼ低頻度の「逢瀬」にしか用いられず使用場面の少ない「逢」や、「待遇」など頻度は低くないがアウの主要な意味と乖離する漢語しか持たない「遇」が減少するといった共通点も認められた。今後の課題としては、意味分析と用例分析による、意味と表記の結合関係の詳細な調査をあらゆる語で行い、近代における主要表記の交代現象の直接的な要因として、「多義の構成の変容」が普遍的であったことを実証することが挙げられる。また、「主要表記の交代」以外の、「対応表記の減少」、「対応表記の増加」、「仮名表記化」についても、同様の分析が求められる。

#### 付記

本稿は、日本学術振興会特別研究員奨励費17J03579「近代における和語の表記の変遷」（代表：高橋雄太）、および、国立国語研究所機関拠点型基幹研究プロジェクト「通時コーパスの構築と日本語史研究の新展開」（プロジェクトリーダー：小木曾智信）による成果の一部である。

#### 参考文献

- 片山久留美(2012)「現代和語表記の特質:歴史的アプローチ」『藝文研究』第102号 慶應義塾大学藝文學會, pp.109-131.
- 京極興一(1998)『近代日本語の研究-表記と表現-』東宛社, pp.1-397.
- 国立国語研究所(1964)『現代雑誌九十種の用語用字(3)一分析一』秀英出版, pp.1-337.
- 国立国語研究所(1983)『現代表記のゆれ』秀英出版, pp.1-269.
- 近藤明日子(2014)『『国民之友コーパス』解説書 第1.1版』2018年7月23日確認。  
<[http://pj.ninjal.ac.jp/corpus\\_center/cmj/doc/kokumin\\_manual\\_v1\\_1.pdf](http://pj.ninjal.ac.jp/corpus_center/cmj/doc/kokumin_manual_v1_1.pdf)>
- 今野真二(2008)『消された漱石 明治の日本語の探し方』笠間書院, pp.1-428.
- 今野真二(2012)『百年前の日本語—書きことばが揺れた時代』岩波書店, pp.1-208.
- 今野真二(2013)『正書法のない日本語』岩波書店, pp.1-189.
- 今野真二(2015)『常用漢字の歴史』中央公論新社, pp.1-261.
- 高橋雄太(2015)『『太陽コーパス』における和語動詞「あう」の用字法』『第7回コーパス日本語学ワークショップ予稿集』国立国語研究所, pp.195-202.
- 高橋雄太(2016)「近代における和語の表記の変遷 —複数表記から単一表記へ—」『国際日本学術研究論集』第4号, 明治大学大学院, pp.37-48.



- 高橋雄太 (2017)「形容詞「ハヤイ」の意味と表記」『第2回言語資源活用ワークショップ予稿集』国立国語研究所, pp.107-116.
- 高橋雄太 (2018)「『キングコーパス』の構築と活用」『言語資源活用ワークショップ2018予稿集』国立国語研究所.
- 武部良明 (1981)『日本語表記法の課題』三省堂, pp.1-496.
- 田中牧郎 (2005)「言語資料としての雑誌『太陽』の考察と『太陽コーパス』の設計」国立国語研究所編『雑誌『太陽』による確立期現代語の研究—『太陽コーパス』論文集』博文館新社, pp.1-48.
- 田中牧郎 (2012)「新漢語定着の語彙的基盤—『太陽コーパス』の「実現」「表現」「出現」と「あらわす」「あらわれる」など—」『日本語の学習と研究』160.
- 服部紀子, 間淵洋子, 近藤明日子, 小木曾智信 (2016)「『日本語歴史コーパス 明治・大正編 I 雑誌』ver.1.0の公開」『日本語学会2016年度秋季大会予稿集』日本語学会, pp.157-162.
- 間淵洋子, 小木曾智信 (2015)「異なる文体の混在するテキストに対する複数辞書切り替えによる解析手法の提案」『人文科学とコンピュータシンポジウム論文集』情報処理学会, pp.125-130.
- 尾名池誠 (2004)「明治期の表記」『日本語学』第23巻9月臨時増刊号, 明治書院, pp.64-72.

#### 辞書

- 山田忠雄, 柴田武, 酒井憲二ほか編 (2012)『新明解国語辞典 第七版』三省堂.

#### 関連 URL

コーパス検索アプリケーション『中納言』  
Web茶まめ

<https://chunagon.ninjal.ac.jp/>  
<http://chamame.ninjal.ac.jp/>

2018年度  
第43回人文科学研究所公開文化講座 記録

2022年度，高校地理必修化。どうする？ どうなる？

日 時：2018年10月13日（土） 13：00 - 16：00

会 場：明治大学 駿河台キャンパス グローバルフロント1階 グローバルホール

講 師：井田 仁康 氏（筑波大学教授）

濱野 清 氏（文部科学省 初等中等教育局 視学官）

高木 優 氏（神戸大学附属中等教育学校教諭）

総合司会：中澤 高志 教授（明治大学経営学部）



## 開 会

(音声①/00:14:06～)

### ■司会挨拶

中澤 高志 (明治大学経営学部教授)

○中澤：今日は、貴重な土曜日に明治大学までお越しいただき、ありがとうございました。ただ今より明治大学人文科学研究所公開文化講座を始めたいと思います。私は総合司会を務めます、明治大学経営学部の中澤と申します。まず、人文科学研究所を代表いたしまして、豊川所長のほうからご挨拶いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

### ■開会の辞

豊川 浩一 (明治大学人文科学研究所所長)

○豊川：明治大学人文科学研究所、所長を務めております、豊川浩一と申します。本日はお忙しいなか、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本年をもちまして第43回となりますが、公開文化講座の講演会を開くことができました。明治大学の人文科学研究所は、関連する所員の先生方の研究成果を公表する、あるいは発表する場として活用しておりますけれども、それ以外に今回のように社会のいろいろな問題、あるいは関係のあるさまざまな問題を考える場として、公開講演会を開いております。

今回は、今、話題になっています、高校地理の必修化の問題を考えてみる場を設けることにいたしました。今日は3名の先生方に、それについて詳しく、具体的にお話をいただくことになろうかと思っております。地理の必修化という問題

は、今日、お話しいただくわけですが、2022年度から、地理だけではなく、高校のさまざまな分野におきまして、カリキュラムの改革がなされます。例えば世界史・日本史を含めまして、「歴史総合」というのができます。こういった問題も含めまして、今日、3名の先生方のお話を通して、高校で学ぶカリキュラム、新しい科目といったものはどうのものなのか、ということをご皆さん方と一緒に考えてみたいと思います。

今回の企画を進めていただきましたのは、先ほどの司会を務めていただきました、これから進行をしていただくわけですが、中澤高志先生になります。ここで、まずは先生にお礼を申し上げたいと思います。また、そのほかに人文科学研究所の事務の方々も含めまして、知財の事務の方々にもお礼を申し上げたいと思います。

以上をもちまして、私のご挨拶とさせていただきますとともに、今回の講演会が盛会でありますことを祈念して、私の開会の辞とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○中澤：豊川所長、ありがとうございました。

### ■趣旨説明

○中澤：それではまず、司会である私のほうから、少し趣旨説明をさせていただきたいと思っております。今日のテーマでもありますけれど、2022年度に地理が高校で必修化されます。「地理総合」というのは、持続可能な社会づくりに必須となる、地球規模の諸課題や地域課題を解決す

る力を育む科目として、必修修化されるということですが、

私のように地理学をひそかに愛していた人間にとっては、これがメジャーになってしまうことに、一抹の寂しさを覚えるんですが、しかし期待のほうが大きいです。同時に非常に不安もありまして、地理という暗記ものだろうと思われるでしょうけれど、学習指導要領を見ますと、「思考力・判断力・表現力」とか、「主体的・対話的で深い学び」と書いてあるわけですね。大体これが何のことなのかというのが、なかなか分かりづらいわけです。それから「地理総合」の中では、GIS (Geographic Information System, 地理情報システム) とか、国際理解・国際協力、それから防災といったようなものが柱として取り上げられていますが、もし仮に私が高校の教員だったとしたら、どう教えたらいいのかは、よく分かりません。

今日は3人の先生方にお話ししていただくのですが、私の中で一応の役割分担としては、井田先生には、地理教育というアカデミックな立場から理念のお話、それから濱野先生には、学習指導要領を策定する立場から教育政策のお話、そして高木先生には教員の立場から、実践という役割分担を一応考えております。ですが、理念・政策・実践というのは、地理学を考えてみても、やっぱり一方通行じゃないわけですね。地理学の理念というのは必ず実践、フィールドワークとかの中から出てくるものですし、それが政策にも影響を与える。そういうような、相互に関係し合っているところが分かればいいかなと思っています。

またこの場には恐らく地理教育の関係者とか、現場の地理の先生とか、これから地理の教員を目指す学生たちがいるかと思うんですが、

そういった我々関係者だけではなくて、やはり生徒は学びを通じて、授業をつくっていく主体でもあると思います。それについては高木先生が、実践の中で生徒がどういうふうに学んでいったのかということをお話しいただけるかと思っています。

今日の後半では、少しディスカッションみたいなことをしてみたいです。そこで、皆さんのお手元にあると思うんですけど、この黄色い紙をご提出いただければと思います。幸い今日は大変盛会になっているようですので、個別の質問にお答えできるとはあまり思っていないんですけど、それを私がまとめるようなかたちで、ディスカッションにもっていきたいと思います。

主体的な学びということで、私個人的にも知りたいことはいっぱいありまして、例えば教育・学習の媒体としては教科書が必要なわけですが、どういった教科書を作っていけばいいのかということ、あるいは私は明治大学のゲートキーパーとしての仕事もしているわけですが、例えば入試において何をどのように問えばいいのかということ、私たちがゲートキーパーのゲートを突破させようとする先生方には、非常に関心があるのかなと思います。

それから私が明治大学、それから非常勤先でも関わっていることは、必ず地理の教員の需要というのはたくさん出てくるにもかかわらず、なかなか教員志望の学生がいないという問題があります。もちろん一般的な労働市場が非常にいい状況にあるということもあるわけですが、しかし地理の教員も、以前に比べれば採用は増えているわけですが、そうすると、なりにくいという以外に、担い手になかなかない部分があると思うんです。そのへんも少し話ができればなと思っています。

## &lt;第一部&gt;

## 講 演

○中澤：それでは、ただ今から、3人の先生方の講演のほうに入っていきたいと思います。お一人目は、筑波大学の井田先生に、『「地理総合」

とはどのような科目か？その設立の背景と特性』ということで、お話しいただきたいと思います。それでは井田先生、お願いします。

■井田 仁康 氏（筑波大学教授）

## 『「地理総合」とはどのような科目か？その設立の背景と特性』

○井田：今、ご紹介にあずかりました、筑波大学の井田と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうは、3人の中の最初ということで、『「地理総合」とはどのような科目か？その設立の背景と特性』ということで、話を進めさせていただきますと思います。

まず、非常に見にくいんですけど、これは高校地理歴史科・公民科教科書需要数の推移です。見にくいのはいいんですけども、一番売れているのは何かということですけど、これは「現代社会」です。じゃあ次は何か。これは今、必修修になっています世界史の中の、「世界史A」であります。次が「地図」、地図帳です。これは結構ご存じない方が多いんですけど、地図帳も教科書です。ですので、小・中学校は無料配布になりますし、主たる教材ということで、地図帳です。これもちょっと右肩下がりですけど。それからあと「日本史B」としては、このへんにいると。

それで「地理A」が実は下から3番目で、最も低いのが「地理B」です。実はこの線は「倫理」なんですけども、「倫理」がすごい勢いで下がってきて、このへんになると「倫理」は絶滅危惧種といわれたんです（笑）。それがだんだん「地理B」のほう下がってきたので、「地理B」

は、絶滅危惧種の下は何というんだろうという、それぐらい下がっています。

この表を見ていただくと分かりますように、地理履修者が全体的に非常に少ない。「地理A」と「地理B」を含めても、非常に少ない状況です。今、見ていただきましたように、今、教科書需要数の「地理B」は最低で、下から「地理B」「倫理」「地理A」の順であると。そういう意味では、地理の知識が少ないままに、日本史などを受けることの弊害、世界史を受ける弊害というのが生じてくるということです。それからさらに、社会に出てからの空間的認識の欠如ということがいえるということです。

世界史の履修者が実は多いんですけど、センター入試はどうかといいますと、センター入試に関しては「日本史B」が一番多いです。その次に「地理B」がいます。大体15万前後ですか。「世界史B」は10万前後で、世界史の受験者が、日本史や地理と比較してだいぶ少なくなっています。ということは、センター入試に関しては、必修修であるはずの世界史の受験者が少ないということなんですね。それは何を意味しているかということが、またここで問われるんですけども、そういう問題もあって、実は地理でも世界史でも、世界史の必修修化を考え直す必要が



あるのではないかと、ということがここで出てきます。

地理のほうとしては、地理を履修してほしい。世界史のほうとしては、必履修化になったんだけど、どうもなかなかぱっとしない。そこは何かやっぱり問題があるのではないかとということで、やはり地理と歴史をバランス良く履修できないかという問題が、地理からも出てきましたし、歴史からも出てきたということです。さらに歴史のほうでも、知識ということがいわれていますが、思考力を育成する科目にできないかと。地理のほうは、実はかなり思考力を育成しようとはしているんですけども、そういう意味では、両方とも思考力を育成する科目にできないか、ということになります。

ここでは取り上げませんでしたけども、センター入試の得点と、それから人の割合、点を取った人の分布を見てみると、地理は正規分布となっています。ですので、平均点のところが一番多くて、点が良くなるに従って下がってきます。日本史や世界史というのは、どちらかというと点がいいほうが上がっていくんです。右肩上がりなんですね。これは何を意味しているかということ、世界史とか日本史は、比較的たくさんちゃんと覚えていれば、それなりに試験ができる。地理はたくさん覚えていても、思考力を問う問題、あるいは応用問題が多いので、なかなか満点が取れないということなんです。

ですので、受験指導をされるときに、一生懸命に勉強して高い点を取るなら世界史や日本史のほうがいい、と指導をされて、適当に勉強してもそれなりの点が取れるのは地理がいい、ということをお伝えしているんですけど(笑)、それもどうかなということで、今度はセンター入試を大幅に変えるということになっていますけど、

それは日本史や世界史でも、どちらかという思考力を問うというふうになっています。実際にどういう問題ができるかというのは、これからまた検討されますけど、そのへんが結構、課題となってきます。

そういう問題がありまして、2011年に日本学術会議から高校地理歴史科への提言(「新しい高校地理・歴史教育の創造—グローバル化に対応した時空間認識の育成—」)で、「地理基礎」「歴史基礎」の2単位科目の必履修化が提言されました。これを受けて、文科省等でまた検討されていくわけですが、結果として必履修化のほうに移ったということです。

じゃあ実際、「地理総合」とは。先ほど「地理基礎」「歴史基礎」と言いましたけど、学術会議で出たときは、科目名を「地理基礎」「歴史基礎」と、仮ですけど、しました。結局、「基礎」という名前が、小学校でも中学校でも地理とか歴史をやっているじゃないか、高校で基礎をやるというのはどういう意味だ、と問われるんですけども、ここでいう「基礎」は、高校で初めて地理としてやりますよと、そういう意味の基礎だったんですけど、どうしても小・中の関わりで見られた場合に、小・中でやっているのは基礎じゃないのかということになって、そういう誤解を受けてしまうということで、「地理総合」という名前が変わります。

歴史はそれでもいいと言っていたようですが、地理のほうは、ちょっと誤解を受けるので名前を変えてきてくれないかということで、文科省のほうで「地理総合」という名前ができたということです。

2単位の高校必履修科目です。これは「歴史総合」とともに、2単位の必履修化になります。中身としては、中学校の社会科の学習などを踏

まえた主題的学習ということで、後でまた出てくるとは思いますけども、主題的に学習をしようと。つまり系統地理とか地誌ではなくて、それを踏まえた上での主題的な学習を考えているということです。そういう意味では、系統地理的学習、地誌的学習を踏まえた問題解決的な学習となります。

「問題解決」というとまたいろいろと、この問題が何なのかというのがありますが、問題は大きく二つあります。一つは学習課題としての問題で、熱帯雨林はどうして無くなったんだろうという、ある意味で解答がある、教科書的な問題。もう一つは、じゃあそういう熱帯雨林が伐採されて、地球が温暖化されている。これはどうしたらいいんだろう、というのは地球的な課題で、いろんな人がいろんなことを考えますが、なかなか解決できない問題である、そういう問題の場合があります。

この両者を含めているので、問題解決型学習というのはいろいろと大変なんですけども、この両方の意味が含まれていると解釈しています。ですので、教科書レベルで解決できる問題、あるいは本当に解決できないんだけど、解決方法を考えていこうという、両方を含んでいる内容と考えていただいても、結構かと思えます。

それから先ほど中澤先生からありましたけど、地図、GIS、アクティブ・ラーニング、防災、地域調査、ESD (Education for Sustainable Development, 持続可能な開発のための教育)、こういうものも含んでいるということです。これをどうやって教えたらいんだということですが、これはまた後で、濱野先生のところで詳しく説明していただけるんじゃないかと思えます。

新しい科目である「地理総合」ということで、

結局、地理の先生がいない学校では歴史の先生、あるいは地歴科の免許を持っている公民の先生が教えなきゃいけない可能性も、かなりあります。そうした意味では、多くの教員が不安を持っていますけども、地理の教員自体も実は不安を持っているということで、今までにちょっとない概念の科目なので、どうやっていったらいいのかということで、いろいろと悩まれているということです。

次に新学習指導要領でこれはどういうふうに位置付くのか、このへんを少し考えていきたいと思っています。実際に地理に求められるものを考えてみようと思うんですけども、まず地理空間情報の活用などによって、効率的な生活が営むことができ、的確な判断や意思決定の支援となる。これが一つ、地理に求められていることでしょう。そういう意味ではGISなり、地図なりの学習をやる必要がある。つまり生活上の実用性という問題。

それから基礎的な地誌の知識、系統地理の知識に基づいて、生活文化の多様性を踏まえた国際理解、地球的課題を踏まえた国際協力を考える。つまりESDの観点に基づいた、社会づくりの視点を持たせる。言葉を替えると、教養と民主的で平和的な国際社会の担い手ということで、これは実社会というか、身近なものを超えて、国際的・世界的、グローバル的な視点で考えられる知識なり、議論なり、考え方というのを身に付け、教養もある、民主的で平和的な国際社会の担い手、こういうものが求められていると。

さらにもう一つ、自然災害などから自分や家族、共同体、社会をどのように守るか。自助、共助、公助といった防災を、自然のメカニズムから総合的に考えることができる。状況を判断

し、自分で行動する力が身に付く。こういうことが求められるでしょう。そのためには、地域調査というのをちゃんとしっかりやって、実証的に地域を理解して、ハザードマップの意味を理解して、読み取って、活用できることを身に付ける必要がある。言葉を替えると、地域社会の建設者と。

このように生活上の実用性、それから教養と民主的で平和な国際社会の担い手、地域社会の建設者、こういうものが求められているだろうと。それが「地理総合」の学習内容に反映しているということで、この三つは大きく大項目ということで、そのまま大項目になっています。そういう意味では、地理教育に求められる重要な要点だろうと考えています。

じゃあ高校での「地理総合」はどういうふうになるかということですけど、今、お話ししましたように、中学校での地理的見方・考え方の観点を活かしての主体的学習、それから国際理解・国際協力、持続可能な社会づくりというものを、まず考えていくと。最後に、中学校での地誌学習、系統地理学習を基礎とした知識の応用。つまり中学校で地理の基本である、地誌学習だとか系統〔地理〕学習の基礎をやりますから、それを基礎とした知識を活用する。つまりそれが「主体的学習」と言っていますけども、それによって国際理解・国際協力、持続可能な社会づくり、ESDですね、特に防災などの実用化として考えていくということですよ。

さらに中学校での地図活用を踏まえた地図・GISということで、これも地図・GISですけど、中学校の地図活用を踏まえているということで、これは示しましたように、中学校の関連性が非常に重視されます。それに基づきながらより深い活用として調べる、分析、解釈と、その後の学

習への活用と。ある意味、これがアクティブ・ラーニングと言うことができるんじゃないかと思います。さらに将来性への現実を踏まえた、さらなる活用ということになります。

今度の新しい学習指導要領の大きな特徴ですが、将来性というのが非常に大きなポイントです。今までの地理というと、現状を理解するということが重点的にありました。ですので、現状が分かればいいというのが主なことだったんですけども、それを超えて、それに基づきながら将来を考えよう。これは中学校でもそうですし、高校でもそうです。もっと言うと、小学校もそうなんですけど、小・中・高を踏まえて、将来を考えていこうと。

ですので、小学校、中学校、高校で将来性を考えるんですけど、同じような内容で考えても同じようなことしか出ませんので、小学校ではある意味、少し軽い感じ。中学校では、どちらかというところある地域を選んで、その狭い地域での将来性。高校の「地理総合」では、自分たちの周りの地域を考えながらやりましょう。それで高校の選択、「地理探究」といいますが、選択では日本全体の国土の将来像を考えましょう。いずれにしても、将来像を考えましょう。でもそれは夢物語ではなくて、ちゃんと学習に基づいた将来像が重要になってくるということですよ。学習に基づかなければ、何をやってもいいじゃないかということになっちゃいますけど、そうではないですよということになります。

このような「地理総合」をやりますが、その「地理総合」を踏まえて、さらにやっぱりいろんなことを考えるうちに、もっと知識が必要だよということになって、選択科目を選んでもらう。選択科目は、やはり地誌とか系統地理というのを中心に考えますから、地理の知識の

構造化，それをアクティブ・ラーニング等で学んでいくかたちになるということです。これが、考えられてきた理念ということになります。

今，地理の話ばかりしていますけど，地理の話を考えるときに，全体的には今回の文科省の考え方が反映されています。これがその図ですけど，「資質・能力」，何ができるようになるかということで，まず「個別の知識や技能」，何を知っているか，何ができるか，これがまず一つのポイントです。それから二つ目が「思考力・判断力・表現力」など，知っていること，できることなどをどう使うかということです。特に今回の場合は「思考力」で，知っていること，できることをどう使うか，というのが結構強調されています。

さらには「学びに向かう力・人間性等」ということで，どのように社会・世界と関わり合い，よい人生を送るのかということで，これが入っています。主体的な学習なんかはここに入ってきます。これが三つの観点にもなってきますけども，これが一つの大きな，どの教科でも共通したものです。

これを実行させるために，教科・科目では何を学ぶかということになってきます。ちょっと話をずらすと，これができないような教科は要らないということです。日本では教科・科目が前提になっていますけども，ほかの国では，こういうコアなものが実施できない科目は要らないよとなってきて，特にアメリカなんかでは大学で地理がなくなっていますけど，こういうものができないので，これは地理じゃなくてもできるでしょう，地理はどこかに含まれればいいでしょう，ということになってしまって，なかなか地理そのものが有用だということをアピールできないのですが。

今回の場合は，そういう意味ではここがちゃんとできなければ，極端なことを言うと，教科・科目として意味を成さないということなので，地理はこういうことにどう貢献できるかが特に重要だということです。

その学び方としてアクティブ・ラーニング，どのように学ぶかというのがあります。アクティブ・ラーニングという言葉を使っていますが，文科省では「主体的な学び」，それから「対話的な学び」「深い学び」という言葉では書いていますけど，それでどのように学ぶかです。

この三つが，関連して重要になってくるというわけです。その中に「地理総合」もここに含まれてくる，ということです。

さらに，先ほど「見方・考え方」というのがありましたけど，今回の場合はその「見方・考え方」を社会科として，あるいは地歴科，公民科を含む社会科として，連続性として考えます。「思考力＝見方・考え方として，小から高校までのつながり」とありますが，小学校では社会的事象の見方・考え方として，社会的事象を位置や空間的な広がり，これは地理的ですね，時期や時間の経過，これは歴史的で，それから事象や人々の相互関係に着目，これは公民的ですけど，そして比較・分類したり，地域の人々や国民の生活と関連づけたりしていくのが，社会的事象の見方・考え方だと。

中学校ではこれが，地理的分野では社会的事象の地理的見方・考え方になり，歴史的分野では社会的事象の歴史的な見方・考え方になります。

高等学校の地理では中学校と同じように，社会的事象の地理的な見方・考え方，歴史でも中学と同じように，社会事象の歴史的な見方・考え方，ただ，公民に関しては，中学校は現代社

会の見方・考え方と言っていますが、公民科では人間と社会のあり方についての見方・考え方と、公民だけ名前が変わってくるんですけども、ある意味、公民は社会的事象だけではなく、倫理とか哲学とか、心の問題もやりますから、そういう意味ではこういう表現になっていると考えられます。

ただ、地理の場合は、そういう意味ではずっと小学校、中学校、高校として、同じような見方・考え方でやっていくと。つまりぶれないということですね。そういうかたちになります。

ところが、見方・考え方と、今、書きましたけど、分野によって多少捉え方が違います。地理の場合は、地理的な見方・考え方というのは、位置・分布、場所、地人相関、地人相関というのは、人と人間（人間と自然環境）との関わりです。それから空間的相互依存作用、地域がお互いに助け合っていくことで、具体的には貿易・交通などがそういう現象です。それから地域という概念で、地域というのはスケールによって考え方が変わってくるし、見方・考え方が変わってきます。地域というのは変化するものであって、固定的なものではないと。

だから大きくなったり小さくなったりすることもあり得るということですね。そういった地理的な観点とも言い換えられる。これを地理的な見方・考え方と言っています。

じゃあ歴史はどうか。歴史は時期、推移などに着目して、類似や差異、因果関係などと関連づけた、ということを見方・考え方と言っています。いわば分析の方法といえるような感じで、見方・考え方を捉えています。

公民はどうかということですが、現代社会の人間と社会のあり方についての見方・考え方は、課題解決のための選択・判断に資する概

念、理論との関連づけ。つまり概念や理論を見方・考え方と言っています。

ですので、地理でいう見方・考え方、歴史でいう見方・考え方、それから公民でいう見方・考え方は、若干ニュアンスが違いますが、そういう意味では、いろんな角度から見方・考え方を考えていける社会科、ということも考えられるんですけど、そういう意味では、思考力を観点とする地理、分析方法とする歴史、概念・理論とする公民、といった3方向から育成することになっています。次元が多少異なるんですけど、地理としては観点を重視した見方・考え方というのが、地理の見方・考え方ということで位置付けます。

もうちょっと地理について詳しく述べていきますと、地理の、先ほど言った五つの見方・考え方の観点ですけども、これははもともと1992年に、国際地理学連合というのがあって、その中に地理教育部会、CGE (Commission on Geographical Education) というのがありますが、そこで国際的に五つの地理学概念ということで、世界的に共通した地理教育をやってみようというのが採択されました。日本はそれに応じて今までの学習指導要領の中に、この五つの観点を入れ込んでいます。現行の指導要領でもこの考え方が入っていますが、今年度の新学習指導要領、特に「地理総合」で使うような新学習指導要領では、この五つの観点がさらに明瞭に示されています。

まず最初に「位置・分布」という概念ですね。国際地理学憲章（地理教育国際憲章）では、「位置と分布」というのはあまり説明されていなくて、日本で考えた場合に、位置の規則性まで含めてもいいんじゃないか、それから分布も、ただ広がっているというんじゃないくて、分布の空



間的な傾向性までも、そこで見えていく。これが地理の見方・考え方だとして、含めようということによって解釈しています。

そうすると、分布パターンにすることによって、今まで日本の地理で必要だといわれた一般的共通性というもの、ここで見いだすことになるということ、一般的共通性とこの「位置・分布」がつながってくるということです。そういう意味では日本の解釈をしていますけど、それが一つ、挙げられます。

それから二つ目としては、「場所」という概念。それはその場所の自然や人文的特性、あるいは特色というふうに言いますが、特性ですか。その場所がどういう特徴があるか、人文的にどういう特徴があるのか、どういう自然的な特徴があるのか、というのを見ていこうと。極めて地理ですね。

これは(1)との関連から見ると、(1)が一般的共通性を追究していたのに対して、「場所」というのは地方的特殊性を追究している。つまり分布と場所というのが組み合わさってくると、よりこれがその場所の特殊性だというのが分かります。その場所だけやっていたらその特殊性は分からないで、これは本当にここの特殊性なのか、ということになりますけど、一般的共通性と組み合わせることによって、地方的特殊性が出てくるので、そういう意味では(1)との関わりで、「場所」という概念が出てくるわけですね。

(3)番目は「地人相関」と言いましたが、自然と人間生活の関連性で、これは地理としては当然ですけども、この概念です。またこの「地人相関」、人間と自然の関係性という、環境決定論、つまり環境が人の生活を定めるんだという考え方と、環境可能論、人が自然環境を克服

できるんだという考え方がありますが、その両者を踏まえたのが自然と人間生活の関連性で、場所によってそれはいろんなパターンが出てくるだろうと思います。自然決定論的に強い場所が出てきたり、あるいは環境可能論としての強い場所が出てきたりするだろうということですね。そういうのを見ていくのが地理である、ということになります。

それから(4)番目は「空間的相互依存作用」、これは地域と地域の結び付きで、地域それだけで存在できるだけではなくて、地域それぞれが関連しながら依存し合うという考え方です。そういう意味では「空間的相互依存作用」は、具体的に言うと貿易や交通というものを、そこで見ていこうと。

最後は「地域」という概念です。地理で「地域」といった場合には、空間的に意味がある範囲を「地域」といいます。ですので、漠然と「地域」という言葉を使うこともありますけども、地理の場合は空間の意味がある、例えば農業が非常に盛んな地域を「農業地域」といいますが、それは農業が卓越している所をいうわけです。それから「都市地域」も同じです。都市が卓越した地域を「都市地域」といいます。

ただ、「都市地域」「農村地域」といっても、例えば郊外化がだんだん進んで、都市化が進んできたときに、農村地域がだんだん狭まることは当然あります。農村地域の中でも、コメが中心であった所が、コメよりも野菜が儲かるということになってくると、そのコメの地域は野菜に変わっていきます。そうすると、地域自体が変革していきます。そういう意味では、そういう変化も含んだのが「地域」という概念になります。

この五つの概念に基づきながら、地理的な見



方・考え方と考えるということ。これが地理の中心的な思考力・概念、考え方ということになってきます。

「地理総合」では、そういうものを踏まえて、大項目といいますけど、「地図や地理情報システムで捉える現代社会」、ここは位置や分布などに注目すると、GISの位置付けなどを扱うと。

それからBという大項目では、「国際理解と国際協力」ということで、(1)で「生活文化の多様性と国際理解」ということがあります。自然と人間世界との相互関係に着目。これは地理的見方・考え方の一つの考えです。それからここでは世界地誌として網羅的に扱うべきではないということ、現在は、先ほどちょっと説明しましたが、中学校で地誌のことはやっています。ですので、高校の「地理総合」では地誌を教えるのではなくて、事例としては出てくるかもしれませんが、あくまでも主題的に扱って考えていくというのがここです。それから「地域的課題と国際協力」と。

Cという大項目で、「持続可能な地域づくりと私たち」ということで、「自然環境と防災」、および「生活圏の調査と地域の展望」、この地域の展望というのが将来性ということにつながってきます。これについては濱野先生のほうでまた詳しく説明していただけたと思いますので、私のほうはこのぐらいで、次のほうに移ります。

今度は「地理総合」の位置付けとして、小学校からの能力の系統性。先ほど小学校、中学校、高校と連続していますという話をしましたが、そこについても説明していきたいです。

小学校は社会的現象の見方・考え方を踏まえて、という思考があって、社会への関わり方を判断し、それを適切に表現していくということから、これが中学校に行くと、観点・分析の方

法・概念を踏まえてという、ちょっと高級になってきます。さらに課題について、複数の立場を経て判断する、いろんな意見を聞いて判断する。それを説明、議論する、そういう表現〔力〕を養う。

さらに高校では、分析の方法・概念を踏まえて、という思考があって、さらに公正に判断し、課題を把握して、その解決に向けて構想する、そういう判断力。それから資料・内容や表現方法を選び、効果的に説明して、それを基に議論および合意形成や、社会参画を視野に入れながら、社会的現象等や課題を含め、妥当性や効果、実現性などを指標にして、根拠を基に議論する。

こういうものが能力として求められていて、それが段階的に求められているんですね。それを受けて「地理総合」も、具体的内容についても考えていかなきゃいけないということになります。

さらに小学校、中学校の内容的な接続性を見ていくと、小学校では社会科として、地理に関係するものとして、地域の調べ学習があります。ある意味では、「社会的現象の解決策」とありますが、将来的な夢物語の解決策でもいい、とにかく将来を見ましようよということ。夢が、将来性ですね。だんだん夢がなくなっていくんですけど(笑)。

中学校では地理的な見方・考え方に基づいて、これは同じですけども、地理でいう基本的な考えの地誌、系統地理、こういうものをやって、地理的知識を習得していきましょうということ。さらに能力としては、ローカル・グローバルな課題に気付いて、その上で地域を構想していきましょうということ、こういう課題を踏まえながら、地域を構想していくこと。小学校はある意味、夢物語なんだけど、だんだん現実

のものに近づいていきたいと思います。

さらに高校の「地理総合」では、中学校までの地理的知識のあることを踏まえ、この地理的知識というのは地誌や系統地理に基づく知識ですけれども、それを踏まえて、主題的な学習で考えていきたいと思います。系統地理、地誌というのをやっていますから、それを踏まえて、先ほどの国際協力なり国際理解なり、持続可能な社会づくりというのを考えていきたいと思います。ここではローカルやグローバルな課題の発見と、解決策というのを考えていきたいと思います。その上で生活圏の将来像というのを考えていきたいと思います。ここも将来的なことが入っています。

さらに今回、3単位で「地理探究」というのが、選択科目でありますけど、ここでは「地理総合」を受けて、この課題の解決にはさらなる知識や深い考察が必要なことから、さらに地理でやっている地誌だとか、系統地理の理解を深めて、その上での日本の将来像の構築を考えていきたいと思います。

ということで、小・中・高と、こういうふうにつながっていますということです。ですから独立しているわけではないということが、特に重要な点になってくると思います。

ここで幾つか課題が出てくるんですけども、その課題は何かというと、持続可能な社会づくり、ESDや防災などについては、実は小学校から高等学校まで学習されます。ですから、校種が上がることでのスパイラル、スキルアップを図る必要があるということです。高校の先生が「地理総合」だけを考えて、防災をやりたいということ、どこからどこまでやればいいのかというのがはっきりしません。でもそれは中学校を見てくれると、もっとはっきりいたします。

小学校を見てくれると、もっとはっきりします。ですから、それぞれお互いにちゃんと見てくださということなんですね。

具体的にいうと、例えばESDというものがありますけど、小学校は、先ほど言いましたように、ちょっと夢物語的な社会でもいいんですが、中学校になると、ちゃんと地誌、系統地理を踏まえた、現実的な社会づくりというのを考えていこうと。高校になってくると、中学校でやった地理、歴史、公民の内容を踏まえて、さらに地域調査などを踏まえて、多角・多面的に現実を見据えた社会づくりということで、だんだん、先ほど言いました、夢がなくなってくるんですけど、ちゃんと課題を踏まえた上で、より現実に入ったものを考えていこうということです。

防災においてもそうです。防災においても、小学校では身近な地域での防災に対するの自覚、それから中学校では日本各地の災害を踏まえての防災地図の読み取り、あるいは作成です。高校では世界各地の災害を踏まえての、防災地図の読み取りや、さまざまな条件を考慮した防災地図の作成ということで、やはりこうやってスキルアップをしていかないと、当然、生徒たちは飽きてしまう。

今の「総合的な学習の時間」で、環境というのが入っていて、小学校でも中学校でも、高校でもやることが多いんですけど、高校まで来ると、生徒たちに「先生、それは小学校でも中学校でもやって、また同じことをやるの？」って言われるといいますが、そういうものをなくしたい。つまりスキルアップしているんだということが、今回のESDや防災で特に強調されている点であろうと考えます。

今、言ったことをまとめますと、基礎的知識・技能・能力は中学校の地理の学習内容というこ

とで、A, B, Cという大項目があります。それが高等学校でいくと、「地理総合」では、先ほど説明していましたが、GISの話とか国際理解・国際協力、防災という主題的な学習、問題解決的な学習に変わってきます。さらにそれを踏まえて、高校では系統地理的な学習、地誌的考察、将来の国土像というのに入っていきます。

これに共通しているのが、地理的な見方・考え方になります。さらに、中学校では対象とした地域の将来構想、「地理総合」では生活圏とする地域の将来像の構築、「地理探究」では国土の将来像の構築と、このような図が描けるのではないかと思います。

最後に世界的な傾向をご紹介しながら、今回の「地理総合」なり何なりがどう位置付くか、というのを説明したいと思います。世界的には、日本でやっている内容重視、つまりコンテンツ重視というのは、在来の日本型のかたちです。欧米型は中核なものを、先ほど能力中心とありましたが、能力を中心的なものにして、そのほうにだんだん移行してきています。つまりこういう状況です。アメリカでも欧米でもコンテンツからコンピテンシーへ、二十数年前から変わってきています。日本は従来のコンテンツを重視したんですけど、今回の学習指導要領はコンピテンシーも非常に重要視しています。ですから学習指導要領も、コンテンツとコンピテンシーの両方が書かれています。

今度の日本の学習指導要領は、たぶんこういう位置付けになります。これだと欧米に追いついていないんじゃないかということですけど、

実は欧米のほうでもコンピテンシーが重要視され過ぎて、考えるべき知識が学ばれていないんじゃないかというのが、イギリスなんかで出てきていて、将来的に今の日本の学習指導要領に近づく可能性が出てきた。ということは、今度の学習指導要領は、「地理総合」を踏まえてですけども、結構、世界の最先端を行っている可能性があります。

日本の地理教育は、世界に遅れているということもあるかもしれませんが、1周遅れの世界最先端と考えていますけど、そういう可能性がある学習指導要領になってきている、ということになります。

以上で、時間が来ましたので、ここで終わらせていただきたいと思います。ご清聴、ありがとうございました。

(拍手)

○中澤：先生、どうもありがとうございました。コンピテンシーというのは、経営学部ではよく出てくる言葉ですけど、やはり単に地理を愛するだけでは駄目で、活用とか実用性が問われているということだと思います。そういった議論は後に回しまして、もし事実確認の質問等がありましたら、よろしく願います。よろしいでしょうか。

それではお二人目、文部科学省の濱野先生より、『「地理総合」に何を求めるのか？その改訂学習指導要領における位置付け』ということで、ご講演いただきたいと思います。よろしく願います。

■濱野 清 氏 (文部科学省 初等中等教育局 視学官)

## 『「地理総合」に何を求めるのか？ その改訂学習指導要領における位置付け』

○濱野：皆さん、こんにちは。井田先生の後にお話をするということで、ちょっと嫌な予感はしていたんですけど、手元のスライドのほぼ全部を言っていたかかなと思っています。私の方からは、先ほど中澤先生から話がありました政策的な、ということがございましたので、そのあたりを中心に、若干話が重なることがあるかと思いますが、お話のほうをさせていただければと思います。

基本的には「地理総合」で何を求めるのかというあたり、文部科学省として、国としてどういうことを期待しているのかというあたりにはなろうかなと思いますし、また、先ほど幾らか残していただいた、じゃあ「地理総合」は、「地理探究」もいくらか触れますけども、具体的にはどのような中身になるのか、というあたりのお話をさせていただければと思います。お手元の資料はたくさんの分量がございますので、お帰りになって、また後ほど見ていただければと思いますし、この説明の中でも若干割愛しながら、お話をしたいと思います。

高等学校の学習指導要領改訂の方向性についてです。今日も学校の先生だけではないと伺っておいりましたので、最初の資料あたりは、学習指導要領はそもそも何なのという、そんなところから書いてございます。今回は小学校、中学校、高等学校と、先ほどのお話にもありましたけども、かなり系統性というものを意識して、学習指導要領が作られています。

もちろんこれまでの学習指導要領もそこは意識していたんですけども、今回は解説の、それ

こそ一つ一つの言葉、部分まで、かなり意識して作っているつもりです。その中で、学習指導要領それ自体は、そうはいつでも大綱的なもので、最終的には現場の先生方が工夫しやすいように、というかたちで考えております。学習指導要領の本則は極めてざっくりと書いたものと、お捉えいただければと思います。

ただし、ちょうど時期が、ベテランの先生方がどんどん退職される時期ということなので、今回、高等学校の地理歴史科の学習指導要領は、それだけではなく解説というのを付けているんですけど、解説部分で極めて詳しく丁寧に、例えばということで事例も含めて書かせていただいております。その中で、先ほどご紹介のあった問題解決的、課題解決的、そのような事例が挙がっておりまして、そういうものをご参考にしていただきたいと考えているところです。

全体像で申しますと、学習指導要領は先ほどコンピテンシーのほうに移行していると言っていたいただきましたけども、まさに現行の段階でも、「生きる力」はキーコンピテンシーなんだということは、文部科学省も言っているところでございます。

先ほどバランスの話がございましたけども、知識・技能も当然ながら大事、思考力等も大事、学びに向かう態度、人間性も当然ながら大事で、それをバランス良く取っていくということです。やはり何かを覚えることに重きを置くという、社会科系、地理・歴史、公民もそうですけども、そういう傾向から今回はしっかりと脱却する、三つのバランスをしっかりと取って

くということが大事な改訂でございまして、現行の「生きる力」はもちろん、「基礎的・基本的な知識・技能の育成」も大事ですし、「思考力・判断力・表現力」とのバランスを取っていくということも大事で、そのところがかなり踏み出したかたちで書いてある改訂ではないかなと考えているところです。

そんな面が、地理が、歴史が、今回は新しい科目になっていきましたけど、地理でも大事、もちろん歴史でも世界史だって大事だし、日本史だって大事なわけです。また、今回は長らく必履修の中から外れていました地理は、これは後ほど申し上げますけども、やはり地理ならではの見方・考え方があろうと、そのところが地理に期待される大きな要素だったのかなと思っております。

地理の必修化ということで、なぜ地理が必修なのかということは、先ほど学術会議のお話もしていただきました。もちろんそれが大きな引き金だったんです。学術会議のほうでご検討いただく中で、やはり地理は地理ならではの見方・考え方、思考というのがあることを言及していただきました。

今回のコンテンツではなくて、コンピテンシー重視という中でいうと、その見方・考え方、思考力等に軸足を置いていくと、やはり世界史と日本史も共通するものがあるのではないかと、全くイコールにならないと思いますけれども、でもそれは歴史的思考力という形で育成することができるのではないかと、世界史、日本史は両方とも大事だけど、入り口段階では、そのベースになる歴史的な思考力というもの、「歴史総合」という一つの科目で育むことができるのではないかと、考えました。

その点、地理はやはり歴史とは違うわけです。

先ほど視点の話もございましたけども、地理ならではの見方・考え方というものを考えるときには、歴史と別に枠を置く必要があるのではないかとことです。今回は個別の中身が大事というよりは、考え方が大事という中で、長らく地理は必履修の歴史からは離れていたんですけども、今回、必履修になっていったということです。

それともう一つ、今回の学習指導要領の改訂に当たっては、高等学校がターゲットになっているという部分がございます。こちらのスライドは中央教育審議会の答申です。基本的に学習指導要領なり解説なりは、調査官や視学官が勝手に書いていくものではございませんで、中央教育審議会というところで、この設計図のようなものを作っていただきます。

井田先生も中央教育審議会の委員ですし、この後、ご発表いただきます高木先生も、中央教育審議会の委員です。そういう全国の現場の先生、大学の先生、そのほかにも実業界の方、多くの方々のご発言いただく中で、どういう学習指導要領にしていくかという、その方向性を考えていただくわけなんです。その場で議論をいただいているところで、小・中学校では成果が上がっている、アクティブ・ラーニングを重視する流れは、こうした実践というものを踏まえた結果なんだ、成果だというかたちで書いてあるわけです。

ところが、今日は高等学校の先生方がたくさんいらっしゃると思いますけども、他方、高等学校、特に普通科における教育については、自らの人生や社会の在り方を見据えて、どのような力を主体的に育むかよりも、大学入学者選抜に向けた対策が動機付けになりがちということが課題だと記されています。何かを覚えていく、



もちろん大学入試も覚えていくだけの問題ではないんですけど、ちょっとそちらに寄り掛かっているのではないかということで、今回の改訂の主要な部分としては、高等学校の学びをどのように変革していくか、小・中学校の成果をどのようなかたちで高等学校に受け継いでもらうか、ということを中心とした改訂になっております。

従いまして、高等学校については、恐らく皆さんが学習されたような、そういう科目とはまたちょっと違った科目になっているかと思えます。国語科もそうですし、「総合的な学習の時間」といわれていたものは、「総合的な探究の時間」になったりだとか、理科と数学は、さらにその上に立って、「理数探究」とか、教科を越えて何らかの探究的な学習をしていく科目ができたりしております。その中で高等学校の「地理歴史科」も、改めてその科目構成を見直していく中で、先ほど井田先生の中にもございましたけど、その見方・考え方というものを重視する中で、全ての科目を再編成したという流れがございます。

こちらのスライドを見ていただければと思います。後ほども資料がございますし、お手元の中にもございます。そのような中で、じゃあ入り口段階で、「地理歴史科」なわけですから、歴史だけじゃなくて地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方というものを、縦軸・横軸の関係で、両方をやっていく必要があるのではないかということが提案されました。そして公民科においても、「公共」という新たな科目が提案されました。その結果、小学校で学んだ上で、中学校ではちょうど社会科は3分野の構造になっておりますので、それをずどんと縦軸につないだかたちで、地理的分野の延長上に「地

理総合」、歴史的分野の延長上に「歴史総合」、そしてさらに公民的分野の延長上に「公共」というかたちになり、構造的に小・中・高等学校のカリキュラムを整理していく中で、それが生み出されました。そしてそれぞれの上には、さらにその学習を踏まえて探究していくという科目が、新たに設けられているところです。ですから今回、高等学校の部分は、資料中に「ポイント」と書いてございますけども、今、申し上げたのが資料の一番下の部分です。

また、高等学校と大学の接続も含めてということもポイントです。高等学校だけで何とかしてくださいといっても、大学入試がという話になるので、大学入試センターの問題が中心になりますけども、センターの入試の改善も行っていきたいというかたちになっております。さらに大学の授業改善等については、「質的転換答申」(「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(答申))ですが、その中で、大学自体がアクティブ・ラーニングをしてくださいという、これは後ほども資料の中にもございますけども、そのようなものを求めています。その中であって、高等学校と大学と、さらに高大の接続部分も含めて、三つをセットにして改革していきましょうというのが、今回のポイントの柱になっております。

それに加えて、先ほど申し上げたように、「知識・理解の質を高め」ということもあるわけで、「資質・能力」というかたちで、今回、三つの柱に整理をしています。とりわけ「社会に開かれた教育課程」ということで、学んだことが社会でどう活かされるのか、生きて働くのか、ということを中心として、学んだことが学校の中で完結して、学校の中では役に立つけども、社会



に出たら「これって、どう使うの?」ということではなくて、社会でこんなかたちで使われるんだという、そういう部分を見据えて、「地理総合」についても、その内容について検討していったということがございます。

そして先ほどの井田先生のご説明の中にもありましたけども、この三つの柱のバランスということが今回、極めて重要です。その中でも先ほど申し上げましたけども、とりわけ覚える、暗記ということに重点はないわけです。これからは個別の事柄であればスマートフォンだとか、タブレットだとかを持ち歩いていて、忘れていたけどそれはそういうことかと、個別の知識だったら、そういうかたちの取り返しができるわけです。

思考力等の部分は、やはりそういうものを授業の中で組み上げて、経験して、体験しないと前に進んでいきませんし、確実な習得が図られませんので、そういう部分を重視した改訂になっているかと思えます。

今、申し上げた「社会に開かれた教育課程」ですけど、とりわけ、子どもたちが社会・世界と向き合い、関わり合い、自分の人生を切り開いていくために求められる「資質・能力」とは何なのか、そのベースに、先ほど申し上げた、見方・考え方というものが入ってくるかと思えます。ですから個別の中身、事象については、覚えなければいけない基礎・基本もあるわけですけども、それをどのように使いこなしていくのかということ、生涯にわたって必要になってくるわけです。その中で地理がどのような役割を果たしていくのかということが重要であろうかと思えます。

次の資料の中で、教科を超えて強く言われているのが、「主体的・対話的で深い学び」という

部分でして、一般的にはアクティブ・ラーニングというかたちでいわれているものです。もともと大学の授業改善から出た言葉ですけど、それをまさに初等・中等教育においてもしっかりやっていこうという流れです。

その「深い学び」ということを考えていくときには、それは数学の学びなのか、理科の学びなのか、国語の学びなのかということが大切です。先ほども話があったんですけども、歴史の中で地理的なさまざまな思考がかなえられるんだったら、歴史だけが必履修で結構なんです。もっと言うと、それが国語でできるんだったら、歴史だって、地理だって要らないわけなんですけども、それはそうじゃないだろうということです。

こちらの資料ですけども、各教科ならではの特質に応じた見方・考え方というものがあるから、その教科・科目なり、そういうものを学ぶ意義があるだろうという、そういう整理をしております。

ですから、地理の必履修に関わって、なんで地理をしなくちゃいけないんだという議論が、文部科学省内でもありましたが、そのときに大きな支えになったのは、それは見方・考え方が地理にあるからではないかという、そういう指摘です。

改訂のスタート段階で、社会科系の担当官が集まって、なんで社会科を、その中でなんで歴史を、なんで地理を、という話になったときに、この見方・考え方というものがスタートラインになって、確かにそれは他の教科ではできない、他の分野、科目では期待できないとの意見が出ました。そうであるんだったら、地理、歴史はそれぞれに必要だと。じゃあ他教科にもやはり見方・考え方というものが必要ではないかとい

う議論がされました。じゃあ全体でも整理が必要だということで、今、全ての教科等において整理され、学習指導要領の一番最初、それぞれの教科の目標のところには、若干表現ぶりは異なりますけども、「見方・考え方を働かせて」という、そんな文言からスタートしております。

今回の学習指導要領の改訂の中で、授業改善ということが極めて重要な位置に置かれているんですけども、その授業改善に関わっては、見方・考え方を働かせること自体が、その教科科目の一番の目標なんだという、そういう書き方がされておりますので、そこのところをご確認いただければと思います。

その見方・考え方でですけども、先ほどご説明がありましたので結構かと思いますが、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかという、そういう要素です。

地理に関しましては、「見方や考え方」として全ての教科等の中で一番詳しく、現行の学習指導要領解説にも書いておりますし、先ほどIGU（国際地理学連合）の話とかもございましたけども、世界の動向も見据えながら、平成10年段階で既に見方・考え方のベースを作っています。それ以前の例えば、アメリカあたりの動向を見ると、地理学の五大テーマというかたちのものがございましたが、そういうものを踏まえながら、地理は比較的早い段階から、海外動向を見据えながら学習指導要領を組んできましたので、今回、特別に新たな見方・考え方を設定したとか、そういう印象はないのではないかなと思っています。

ですから地理歴史科、公民科に限らず、中学校の社会科もそうですけども、地理に関していうと、すでにこういう視点でもって授業が実際に行われていますし、それをブラッシュアップ

していただければ、結構ではないかと思っております。

その中で、この資料は、「別添3-5」なんて書いてありますけども、中央教育審議会の資料です。井田先生、高木先生などの中央教育審議会の委員の先生のお求めに応じて作ったものですけど、その中で地理だけ取り上げます。

先ほどご説明いただいたような視点の部分をベースにしながら、今、全国の先生方に、指導主事さんをお願いしているのは、そういう視点を持って、授業でしっかりと問いを提示していただくことです。先ほど問題解決的というお話が、井田先生の中にもございましたけども、そういう問題解決を考えるときに、じゃあ「それはどこに位置するか」とか、「それはなんでそこに位置するのか」とかを考えさせるようにしています。さらに最終的には地域の在り方を考えていくなんていうところで、中学校も高等学校もまとめとしているわけなんですけども、「それはどこにあるべきなんだろう」とか、そういう判断、意思決定を問うような問いを通して、子どもたちが実際に社会に出ても、僕はどこに住むべきだろうとか、どういうところに商店を立地させるべきだろうとか、そういうことをしっかりと考えていけるような、そういう地理ならではの視点を身に付けさせようとしています。

このような問いは、恐らくは歴史や公民、もっというと数学や理科ではやってくれないわけです。地理ならではの見方・考え方を使った、地理ならではの問いを発することによって、子どもたちにその思考力を培っていくということを、今回、強く求めているところです。

ESDに関わる動向は、先ほどお話がございましたので、ここでは一部申し上げます。今回は学習指導要領の全ての教科に関わる一番最初に、

前文というものが新たに掲載されておりまして、その中で、「持続可能な社会の創り手」を育成するという文言がございます。ですからESDは決して地理だけではなく、地理歴史科、公民科だけではなくて、これは全ての教科等で育むことが求められますが、とりわけ地理に関しては、先の国際的な学会の中でも地理教育の中核として位置付ける旨の宣言がなされてございます。応分の負担ということではないですけども、とりわけ地理についていえば、今回、ESDというものにはかなり力点を置いて、学習指導要領にも盛り込ませていただいたところです。

これは先ほど見ていただきました、科目の構造です。いくらか注目していただきたいのは、「地理総合」「歴史総合」「公共」、いずれもそうですけども、現代の地理的な諸課題を考察するとの記述です。歴史も、昔のことを勉強しようということではなく、近現代を中心としながら、現代的な諸課題の形成に関わる、近現代の歴史を考察するんだと明記しています。「現代的な諸課題の形成に関わる」ですとか、こちらのほうの「現代社会の諸課題の解決に向け」というかたちで、先ほど仰っていただきましたように、何らかの課題、問題解決というところを必ず視野に置いていかれて、そこを考察していくことが軸なんだということに力点を置いています。その結果、何らかの知識とか技能というのが、当然ながら身に付いていくという、そんな構造で考えている科目でございます。

じゃあ具体的に「地理総合」の概要ということですけど、「地理総合」についても「地理探究」についてもそうなんですけども、基本に現行における「地理A」なり「地理B」というものが、これはベースにはございます。と申しますのも、現行の学習指導要領改訂で、「地理A」「地理B」

というものが整理されたんですけども、実は現行が大改訂だったわけなんです。例えば、地球儀や地図から捉える現代世界ですとか、自然環境と防災ですとか、地域の生活圏の課題を考えるという項目は既にございました。

それらが引き続き重要であるのならば、その部分は引き続き大事にしながら、さらに先ほど申し上げたように、持続可能な社会づくりという視点で改めて捉え直していったところです。ですから、内容、コンセプトのところでは何か大きく変更したということではなくて、やはりそういう視点でもって、また見方・考え方と、先ほど申し上げたような部分をしっかり重視していくという視点で再編成されたものと考えていただければと思います。

もちろん今日的な課題として、例えば防災関係は東日本大震災を踏まえて、今回、新しく時間、重点を置きながら、内容も充実しながら編成したものでございまして、現行のものを基本的には大事にしながら再構成したところです。また、地理の先生、地理がご専門の先生だけが指導されるわけではありませんので、現行のものに比重を持たせながら、整理していったという側面もございます。

「地理総合」における主なポイントとして、6点ほど挙げておりますけども、こちらへんはお手元の資料で、またご確認いただければと思います。今回、全ての柱になっておりますけども、これは「歴史総合」でも同じで、「社会的事象の地理的な見方・考え方に基づく」、歴史のほうは「歴史的な見方・考え方に基づく」という話ですけども、ここがまずは大事なんだと考えています。内容うんぬんが変わったとか、付け加わったというよりも、一番上に来るのが見方・考え方で、だからこそ今回、必履修になっ

たんだという、そういうスタンスでお捉えください。

そして授業自体は、今回、授業改善という中で、子どもたちが思考していく、見方・考え方を鍛えていく、働かせていくということに力点が置かれることとなります。そこは先ほど見ていただいたような、問いを中核とした授業で、先生が1時間講義して終わっていくのではなくて、アクティブ・ラーニングという視点で、主体的・対話的で深い学びという視点でもって考えていくことが大切です。先生には発言をちょっと我慢していただいて、子どもたち自身がしっかりと考えることができるような、そんな授業展開、授業改善が求められているということになるかと思います。

内容的に最初の大型目については、今日的に地図は、ほとんどが地理情報システムを活用しているわけですから、そういうものの有用性もしっかり考えていただけるように位置付けたものです。ということで科目構成の柱として一番最初の導入段階にもってきているところです。ですからこの部分は、そういう有用性がしっかり分かればいいわけですから、全国の定時制、通信制、専門高校といった、そういう学校の多様な子どもたちに対しても、そういう指導をすることが求められるわけです。したがって、コンピューターが必須ということを行っているわけではなく、紙地図などもうまく使っていきながら、こんな便利なものもあるよ、というかたちで学習を展開していただければと思います。

そして二番目の大型目は、自他の文化の尊重と国際協力ということなので、先ほども強調してお話をいただきましたし、後の資料にも書いてございますけども、ここで地誌学習を求めるものではありません。既に中学校で地誌学習を

していて、場合によっては「地理探究」で地誌学習が可能であるのですから。先日、教科書会社の説明会も2回ほど行いましたけども、この部分は決して地誌学習ではございませんという話をさせていただきました。自他の文化の尊重と国際協力の重要性を重視する展開なんだという話を強調し、説明させていただいております。

その上で最終的に生活圏の防災や展望を考える大型目につないでいます。自然環境とか、自然災害と防災というものをそれぞれの地域の中で考えていき、さらにはそれを引き続いてテーマ設定していいですけど、他にも例えば、人口が減少していく中で、自分たちの地域をどのように考えていくのかといったことなどを考える項目です。中学校の地理的分野では公民的分野を経ておりませんので、やはり学習の対象が空間的な物事だけになりますけど、高等学校は中学校での公民的分野を経ておりますので、政策的なものをいくらか反映させながら、自分たちの地域はどうなるんだということを考えていくことができるような、そのような構造で考えているところです。

後ほどまたご質問等もあろうかと思いますが、でも、「地理探究」あたりも現行のものを大切にしながらというスタンスで整理をしております。じゃあ対象として何かガラッと変わったのかというと、そうではなくて、「地理総合」と同様に見方・考え方という、子どもたちに思考させることが中核になるんだという、そのような科目編成ということで、ご理解をいただければと思います。

お配りしたお手元資料を、また見ていただければと思います。どうもありがとうございます。

(拍手)

○中澤：濱野先生，どうもありがとうございます。いろいろと細かいこともあると思うんですけど，何か事実確認があれば，お受けしたいと思いますが，よろしいでしょうか。

それでは3人目，高木先生から，『「地理総合」をどのように実践したのか？神戸大学附属中等教育学校の取り組みから』ということで，ご講演いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

■高木 優氏（神戸大学附属中等教育学校教諭）

## 『「地理総合」をどのように実践したのか？神戸大学附属中等教育学校の取り組みから』

○高木：神戸大附属の高木です。よろしく申し上げます。今日は貴重な機会を与えていただき，ありがとうございます。

私のほうからは，どのように実践したのかということですので，本校での実践をお伝えします。先ほどからあったように，能動的な学習を「地理総合」で行うことになります。生徒参加型の能動的な学習の実践の様子を，このように講義形式でお伝えするという，非常に矛盾を抱えた状態で始まります（笑）。授業の実践は，やはり生徒の様子を，実際に授業を見学してもらって，見ていただかないと，伝わらないところがあります。

少しコマーシャルになりますが，10月22日に今年度の研究開発の公開授業をします。本校の生徒は頑張ると思うので，能動的な様子をお見せすることができるはずです。今日はその生徒に負けないように，できる限り能動的な様子を伝えるように頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

先ほどからありましたが，研究開発学校制度というものがあります。本校は文部科学省から研究開発学校制度に指定され，「地理総合」「歴史総合」の研究開発を行っております。学習指導要領等の国の基準によらない，教育課程の編

成・実施ができるというところにポイントがあります。

地理歴史科に関係する研究開発は，最初，京都府立西乙訓（にしおとくに）高校で地歴融合型の研究活動がはじまり，その後，日本橋女学館高校が「地理基礎」「歴史基礎」の開発を行っていました。私たち神戸大学附属がその後，「地理基礎」「歴史基礎」で平成28年度まで研究していました。その後，延長指定をいただきまして，来年度まで，今度は「地理総合」「歴史総合」という科目名で，研究開発を行っています。

最近はこの話を，必ず最初にさせてもらうことにしていますが，というのは，次期学習指導要領も告示になり，解説も発表になったので，いろんな先生方から，本校でも「歴史総合」をやっていますとか，例えば現行の4観点ではなくて，新しい三つの学力観の，3観点で生徒の評価をしていますという話をいただいたりすることがあります。まだちょっと早いかないところがあります。

学習指導要領等の国の基準によらない，教育課程の編成・実施ができるのは，研究開発学校に指定されたところということになっていますので，一応，念押しで言っておきます。

ただし，「地理総合」「歴史総合」を見据えて，



いろんな勉強を自分なりでしてもらうとか、準備をしてもらうということは、大切なことかなと思います。

また、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校も今年度から始まったということで、一緒にコマースルをしておきます。徳島県立脇町高校が、「歴史総合」「地理総合」を見据えた地理歴史科の授業改善ということで、取り組まれています。先日、公開授業もされていました。このように、関連して様々な授業を公開するという場が増えていきますので、ご関心がありましたら、生徒の様子をまずは見ていただくことをしていただけたらいいかなと思っています。それでは内容のほうに入らせてもらいます。

先ほど濱野先生から「地理総合」における要点ということで、ア、イ、ウ、エと、あったと思います。私は実践ということで担当していますので、イの、主題や問いを中心に構成する学習の展開をどのようにしてきたかというところを、お伝えできたらと思っています。

先ほどのイの、主題や問いを中心に構成する学習の展開ですが、それを本校では「主題的相互展開学習」とよんでいます。自然システム的アプローチや社会・経済システム的アプローチを、学習内容および学習活動の両面に相互に関連づけて学習する。さらに学習活動がここに加わっているところと、自然システム、社会・経済システムの両方からのアプローチというところで、本校のオリジナル性を出して、研究開発に取り組んでいることになります。

図にすると、このようになります。左側の学習内容も、従来のように系統地理的学習や地誌学習などを実施するのではなく、最初に主題、それから大きな問いを置き、さらに主題学習に取り組めます。それからそれぞれのアプローチ

から取り組んだり、いろいろと素材提供の場面もあれば、生徒の調査の場合もあると思います。最終的にはまた主題学習に戻ってきて、という構成で単元をつくっています。

それと同時に学習内容に取り組む際に、生徒の参加型の学習活動ということで、ただこちらから教えるのではなくて、生徒が能動的に活動できる場面を設けて、それも相互展開型でやっております。

育成すべき資質・能力は、知識と技能を分けた四つの観点でやっています。方向性は三つの柱と同じで、教員が教科書を順番に教えるのではなくて、教科書を活用しながら、生徒が様々なことに取り組んで、その結果、資質・能力の育成を目指すというかたちでやっております。

具体的に学習する項目は、大項目はA、B、Cというかたちで、今年度は行っています。ただしこれまで6年間研究開発を続けてきましたので、6年間の間に、こうすればいいかな、こうすればいいかなということで、1年間の単元構成は変わってきました。研究開発校をやらせてもらってよかったと思うのは、次期学習指導要領で、カリキュラム・マネジメントが重要視されていますが、1年間をどう構成していくのかを勉強させてもらったのは、すごくよかったと思っています。

もう少し細かく見ていくと、一つ目の大項目はこのようになります。地球的課題を主題に置きたいので、地球温暖化を主題に置き、GISを利用して、地図で標高の高い、低い所を実際に確認し、考察させています。

それから二つ目の大項目が、生活文化の多様性と国際理解と、地球的課題と国際協力になります。生活文化の多様性と国際理解は世界の衣食住を大きなテーマとしますが、熱帯雨林の減



少を地球的課題として、熱帯雨林の減少が起きている地域を比較することで、生活文化の多様性の違いにも触れていくという構成になっています。

地球的課題を順番に生徒に伝えるだけなら、なぜこの単元で、例えば水問題とかエネルギー問題とか、人口問題とかをずっと順番にやらないといけないのかと、生徒が疑問に思うのではないかと考えました。必然性がなければ生徒が能動的になれないんじゃないかと考えたわけです。

地球的課題と国際協力の単元では、どうすれば地球上にある課題について、生徒が調べてきたりするかなと考えたんです。本校の単元構成では、日本が地域共同体を組もうとすると、どこの国と一緒になりますか、構成国を考えてみましょう、という問いを出しました。

そのとき世界には、国と国との関係もあれば、世界の地域性によってさまざまな問題があることに取り組みました。水問題もあれば、エネルギー問題もあります。さまざまな資源は偏在しています。また、人口問題もあれば、食料問題もあります。

人口が多くて食料が充足しているところもあれば、人口が少ないのに食料が充足していないところもあります。ということを考える中で、世界にいろんな国があるということに気がきます。それでは日本はどのような国と構成しようかというときに、日本が加盟する地域共同体をつくるのなら、そのために構成国を考えるためには、さまざまな地球的課題を考えるのもありかなと思えると、生徒は次第に能動的になるのではないかというように、単元の構成を考えています。

三つ目の大項目は、持続可能な地域づくりと

私たちの中に自然環境と防災と生活圏の調査と地域の展望の二つの単元があります。本校が立地する神戸市は、阪神淡路大震災を経験しましたので、防災的な主題にも取り組んだり、生活圏の地域の中心地の活性化を実際に調べることにも取り組んだりしています。

もう少しだけ細かく紹介すると、これがBの大項目の二つ目の単元になります。まずワークシートNo.13で、日本はどの地域と地域共同体をつくればいいんだろうかと、一回、問いかけます。そのワークシートは回収します。回収して、一回こちらでPDF化して記録し、生徒に戻します。

その後、世界にはどんな地域共同体があるのかなと、既存の地域共同体を調べる作業をします。さらに、水資源の偏りとか、エネルギー資源の偏りから水問題、エネルギー問題の調査に取り組みます。中間まとめで、実際に地域共同体をつくってみます。

さらにその後、人口の偏在と食料問題の関係性のような、人口問題とか食料問題を調査し最終的にまたワークシートのNo.13に戻って、日本はどの地域と地域共同体をつくればよいのか、ということをも単元のまとめとします。

最初のNo.13で取り組んだときと、最後のNo.13に取り組んだときでは、どのような変容があるのかというところで、資質・能力の育成を見たいと思っています。言うのは簡単なんですけど、実際の変容を見るのはすごく難しいので、これが課題です。実際にどのように行っているかは、また後で触れます。

少しまとめると、本単元の単元を貫く主題は「地域共同体」にしています。主題と問いを中心に構成するので、単元を貫く問いは「日本はどの国・地域と地域共同体をつくればよいのか」

になります。地球的課題は水資源の偏在とか、エネルギー資源の偏在、これを水問題とか、エネルギー問題としてあつかえます。地球全体だけでやっている、漠然とする場合もあるので、事例地域を設定します。西アジアとかオーストラリアを比較したりします。

それで授業の実際なんです、重要なのは単元構成をつくるだけじゃなく、その単元構成通りに生徒に講義形式で伝え、教員が伝えきったと思うことが一番まずいかなと思います。そのためには事前調査で、生徒のレディネスの確認ですが、中学校までに生徒はどういうふうな学習してきたのか、というのを生徒に聞くところで、その単元構成のスタートが始まるというかたちでやっています。

それから単元の途中でも、生徒と相互的にさまざまなことを確認し合う時間が必要かなと考えます。最終的に単元を振り返ったりフレクションシートなどを集めると、生徒が能動的に活動した結果、どのようなことが身に付いたかということが分かるので、生徒の様子を受け止める時間が必要かなと思っています。

なぜそう思ったかという、例えば熱帯雨林の減少という地球的課題ですが、この東南アジアの熱帯雨林の減少の写真の場所を生徒に聞くと、大体同じような場所を指します。

次にこの南アメリカの写真を、これはどこですかと聞いたら、この場所は、生徒はアマゾン川の上流の、かなりペルー寄りの所を一齐に指すんですね。「え！」と思って、「そう思うんだ」と。

なぜ熱帯雨林は減少したのかと聞いたら、去年までは比較的ばらばらだったんですが、今年是一斉に「焼き畑」と答えたんですね。中学校の先生は相当頑張って教えたな、と思ったんで

すが、焼き畑だけなのかと。

それで「焼き畑で何を栽培しているの？」と。焼き畑なので、何を栽培していると学習してきたのかなと思ったら、フリーズだったんですね。そこはフリーズかと。焼き畑はしているけど、焼き畑で何が栽培されていたかが分かっていないという状態だったので、そういうことを知ってから単元構成をつくり直すということは、非常に大切ななと思っています。

それから振り返りを聞くのはなぜ必要かという、自然環境と防災の単元で、『防災白書』から死者数と被害額の関係についての図を用いて授業した後に、生徒が振り返りシートを書いたら、ある年は一斉に「日本でよかった」と書いてあったんです（笑）。ああ、そうかと、そうじゃなかったんだけど、と思いました。伝えたつもりだったのに、伝えたつもりじゃ駄目なのかというのが、私の反省です。

それでは生徒の活動の様子をみてもらいます。画像だけになり申し訳ないです。自分たちで調査した作品を見てもらうという授業を組み込んだりもしています。それから付箋をいろいろと活用しています。生徒の意見を書いてもらうのにも付箋を使ってみたい、いろんな発表をしたものに生徒が投票するときにも付箋を使ってみたいしています。10月22日の研究発表会の際にも、違った付箋の使い方してみようと思います。

それから掛け地図は必ず使用しています。最近掛け地図が軽くなったのでマグネットのフックでも黒板に固定できるようになったんです。非常によくなったなと思っています。

これは掛け地図に、熱帯雨林の減少の場所を実際に、インターネットで調べた地名を付箋を使ってその場所に貼る作業をしています。

本校の特徴の一つは、Tの字型の机の配置です。4人組みですが、後ろ側の2人は前を向いています。前の2人は向き合っています。こうなると、2人しか机を動かさないので、机の移動が早いです。それから2人は前を向いていますから、教員の指示が、必要なときに、すぐ気付いてくれます。ですから、この配置を取っています。

それから問いについてですが、いきなりグループ学習をすることはあまりありません。個人で問いに向き合う時間、それからその後にグループで共有し、さらに学級で共有し、最終的に個人で問いに向き合う時間を取っています。これをしないと、グループで話し合うときに自分の考えがなく、ほかの人の意見ばかりを採用してしまうことになるので、まずは自分で問いに向き合う時間を取っています。

また評価の具体になりますが、どの場面で評価するのかについてです。グループで共有している時間を、本当はinteractiveに評価できればいいんですけど、全てのグループを1人で見るとは不可能です。学級で共有した後、最終的に個人で振り返るという場面を持って、その振り返りのシートを評価したりします。その後、いいものは廊下に掲示したり、それからPDFでまとめたものを生徒に配ったりして、学級で共有する時間を取っていったりもしています。

これが最初、個人で取り組んでいるところです。机の配置は4人組になっているんですけど、自分でまず問いに取り組めます。

その後、今度はグループで、会話している様子がちょっと見えますね。こういう様子でやっています。

グループで共有した後、個人で振り返り、最終的に自分の考えを書いています。振り返って

改善しているところです。

同じ時間帯に問いを4種類、生徒に投げ掛けています。これが一つ目の問いを共有しているところです。二つ目の問いです。三つ目の問いです。四つ目です。分からなかったですね(笑)。だんだんと前のめりになってきている様子が分かりますか。分からなかったですね。毎年、新しいスライドを用意しているのですが、うまくいく年とうまく撮れなかった年があります。四つの問いを出して、四つの問いを出したら、だんだんと生徒がちょっと活発に。あ、ならない(笑)。

つまり、一回ぐらい生徒参加型の授業をやってみて、うまくいかなかった、生徒がしーんとしちゃった、ということがあっても諦めないでほしいということなんです。取りあえず繰り返し繰り返し、何度もやっていくと、生徒が慣れてきて、意外と共有することの面白さを感じたりするので、諦めずに何度かやってほしいと思います。

それから高校生になると少し恥ずかしがるので、スライドの右下にありますけど、役割分担を決めたりします。座席にA, B, C, Dを初めから固定しています。リーダーは順番に回ります。Aのリーダーの日、Bのリーダーの日、Cのリーダーの日、Dのリーダーの日と。リーダー以外の役割はタイムキーパー、計時係と報告する人です。

もう一つの役割は「もめないように」を私は使っています。

こういうふうに順番に役割分担をすると、だんだんなじんてくるので、これも何ローテーションか、してもらうといいかなと思います。

それから直交座標系シンキングツールです。意思の表示、意思決定の様子をしっかりと見せた

ければ、文字でなくて、このようなかたちで直交座標系シンキングツールに、班のマグネットを張ってもらうようにすれば、そのチームの様子が分かったりします。

これはホワイトボードですが、ホワイトボードは随分普及しました。6年ぐらい前に公開授業の際に使用すると大反響でした。

最初はこのように、ホワイトボードに書いた生徒の意見を、こっちのほうがいいんじゃないとか、このほうがいいよね、こちらはちょっとおかしいな、みたいな感じで、私のほうが添削をしていました。すると添削した後の結果だけを、生徒は振り返りシートに書くようになったんですね、これはまずいなど。

知識・技能の評価の観点のときに、統一した答えになるのはいいかなと思うんですが、思考力・判断力・表現力の評価の観点の日に統一した答えになるのは、ちょっとまずいなどと思いました。最近、このようにパネルを出した後に、自分のチームで大事だと思うところに、リーダーがラインを引きなさいと指示しています。いろんな意見があるけども、その上で生徒が何を思うかを個人で振り返りなさいという場面も取るようにしました。そうすることで生徒の思考の多様性を、引き出したいと思っています。

新しく「地理総合」「歴史総合」をすると、先生方はたくさん教材研究をしたいと思います。生は教材研究したから、それをすべて生徒に伝えたいと思うのではないのでしょうか。

能動的な授業の場合、生徒は、ある問いに向かっていろんなことを考えようと。その考えている様子を教員がサポートできるか、という感じの様子がいいかと思います。

生徒に能動的にやってもらうと知識の定着はどうかとよく質問を受けます。縦軸がエネ

ルギー資源、横軸が水資源のワークシートです。水資源とエネルギー資源の多い国と少ない国をどこに表すかということですが、最初に生徒は個人で、エネルギー資源と水資源の多い国、少ない国を、自分で表していきます。それをその後グループで共有します。

共有した結果、どうなるかという、これが個人で調べたときの分布です。結構ばらついているところもあるかなと思います。その後グループで共有したら、少しまとまっていると思います。教員全てが講義をするより、援助するほうが、生徒にとって知識の定着は進むようです。一度、お互いに共有することが大切なのだと思います。

それでは、最終的に単元を受けた後に、生徒がどうなったかということですが、これがちょうど今やっている単元です。この結果は去年のものです。日本がどのような地域共同体をつくれればいいのかという問いに取り組む単元です。

一番最初に与えたワークシートを、また改めて単元の最後にも渡します。

去年は最初のワークシートで、生徒が構成国と出していた分布がこのようになっていました。去年は構成国が少ないなと思いました。生徒が考える構成国がほとんどある国に偏っている。これを何とか広げたいなと思って、単元をつくりました。その結果がこれです。変わった様子が分かると思います。

今年はスタートの時点の構成国がこれです。最初の構成国が、意外とばらけています。次に、地域共同体がうまくいく秘訣を文章表記させます。単元が始まる前の文章表記をテキストマイニングし、共起ネットワークで分析すると、このような様子になります。

単元の最後で、同じワークシートに取り組ん

だ際の共起ネットワークは、こんな様子です。少し視野の広がりというか、そういうのが見えているのかなと思います。

最後に三つの柱に関連して生徒の感想をお見せして終わりたいと思います。

このように書いた生徒がいました。授業で目指したいところを、そのまま書いてくれています。

技能的な取り組みについて書いてくれたり、「思考力が鍛えられたと思います」と書いた生徒もいます。まだ6カ月ぐらいしかたっていないんですね（笑）。「考えなくてはいけないことが多く、大変でした」と書いた生徒もいます。また「関連づけて説明できるようになりたい」と生徒が感想として書けるようになっています。

それから「あまり発表できないので、発表を少しでもしたい」「主体的に考えることができるようになればいいと思う」と。生徒が「主体的に」とか、「多面的、多角的に」と感想に書くようになってきました。これもいい効果だと思います。「もっと班で考える授業を増やして欲しいと思った」という感想があります。9月から少し増やしました。最後です。「世界の地理は、今だけでなく過去ともつながり、未来になると

また変化していくという流れをつかみたいと思う。」

こういう感想を書いてもらってありがたいと思います。地理学者か地理教育学者になってほしいと思ったりしました。以上です。ありがとうございました。

（拍手）

○中澤：高木先生、ありがとうございました。すごい中高生ですね。何を聞いてもフリーズ、グループ学習をさせると醜い押し付け合い、こういうところから脱却していきたいと、私は思いました。ただ今の発表について、何か事実確認がある方は、お受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、講演していただいた先生方のご協力もありまして、少し時間が前倒して進んでおります。ですので、15分弱の休憩を取って、5分程度ですけど、ディスカッションの時間を増やしたいと思いますので、15時に再開したいと思います。ぜひ黄色い目立つシートに、何か聞きたいことを書いていただければと思います。それではいったん休憩に入ります。

（休憩／01:58:44～02:12:02）



## &lt;第二部&gt;

## ディスカッション・質疑応答

○中澤：それでは時間になりましたので、講演していただいた先生方もご登壇ください。今日は本当にたくさんの方々にお集まりいただいて、その結果、たくさんの方々のシートが私の手元にあります。一つ一つの問いにお答えしていくことはなかなか難しいので、できれば私たち4人でディスカッションをしながら、必要があればフロアのほうにも、質問の機会を与えさせていただきたいと思っております。

まず、本当にざっとなんですけど、見て、一番多い質問は何かというと、定期考査、定期テストです。とりわけ高木先生、あのような授業プログラムを組んだときに、どのようにして評価をするのかということと、これは私見なんですけれど、やっぱり思考力・判断力・表現力というのは、いい悪いというのではない評価軸があると思うんです。つまり回答が正しい正しくない、判断できない部分とかもあるわけじゃないですか。そういうところでどういう評価をされているのか、というのを伺いたいです。

○高木：評価の問題ですね、ありがとうございます。本校の「地理総合」「歴史総合」のテストは、全て論述問題としています。30文字から、倍でも60文字ぐらいまでの短文論述です。

ただし論述を書かせたからといって、思考力・判断力・表現力の評価が問えるかどうかというのは、また別の問題です。論述を書いたら知識・技能の評価になるのか、論述を書いたら思考力・判断力・表現力等の評価になるのかということになります。例えば授業で取り組んだ同じ問いに対して、生徒の中で共有をして、その共有をした考え方をそのままテストで覚えてき

て書けば、それは思考力・判断力・表現力等を評価したことにはならない、ということになってくると思います。

いろいろと分析もしています。例えば、いわゆる狭義の学力を問うであろう外部模試の成績を縦軸にして、思考力などを問うていると思われるテストの問題の生徒の正答率を横軸にして、どのような相関があるのかということで分析しています。学力が高い生徒ほどその問題の正答率が上がるのなら、それは学力との相関がかなり強いのではないかと考えています。

しかし、相関を見せないときがあります。そのような問題は、思考力・判断力・表現力等を問っている問題ではないのではないかと、ということも分析もしたりしています。

○中澤：そうすると、こっちはいい問題を作ったなと思ったけど、意外と選別力がちょっとどうかなくなってくると、例えば私なんかは入試も、そういうことを言っちゃいけないんですけど、作る可能性がある者としては、ちょっと思うところもあるわけですね。

それと先ほど、濱野先生の資料だったかと思うんですけど、中教審で結構、今の入試はけしからん、みたいなことがあるじゃないですか(笑)。そういうのを踏まえて、要するに教育政策の側から、定期考査とか入試に対して、どういうふうなお考えとか、スタンスというのはあるんでしょうか。

○濱野：決して今の入試はけしからんと言っているわけではないんです。特に地理学などは随分工夫していただいていると思うんです。これは高校入試もそうだし、大学入試もそうだし、



そういう面でいうと、とりわけ今回は思考力・判断力・表現力等を生かすという中で、工夫された問題が随分あると思っています。

政策的にというか、大きな方向性は間違いなくそれを重視していく方向にあります。特に評価については教科の垣根を越えて、中教審でワーキングをしています。この公開文化講座の会場には高等学校の先生方が多いと思いますけれども、今の議論では、高等学校も当然ながら観点別の、様式をどうするかは分からないですけども、その評価をしっかり重視していくという話になっています。また、そもそも例えば評定は要るかのという、今はそんな議論もしていただいています。

そういうことになると、今日、高木先生が紹介していただいたような授業をしっかりしていただいて、それを評価していくという方向性は、もう揺るがないんだろうと思うんです。

その中で、学校においてはペーパーテストだけが評価じゃないですから、日常的な指導の部分をもっと重視してほしいというのがワーキングの流れでもあるので、そういうことを考えると、さっき言っていただいたような、論文で書かせるだとか、子どもたちそれぞれの、個人個人の見通しみたいところを書いて、振り返らせるというのがありましたけど、そんなところで子どもたちの学習の進捗具合を見ていただくとか、ワークシートをポートフォリオ的に使っていただくかが期待されようかと思っています。

そういうことにしっかり自信を持って、これが思考力という観点なんだ、何でもかんでもペーパーテストをしなくてもいいんだ、と考えていただければと思います。その中でも、ペーパーテストも様々な工夫事例がありますから、そういうものを必要に応じて、活用していくという

ことでいいんだろうと考えています。

○中澤：井田先生、地理教育では『新地理』という学会誌がありますよね。それで毎年、センター試験は、今年是这样だった、ああだったと、批判的なことを、それから「ムーミン」がどうだこうだとか(笑)、いろいろと書いてありますけれども、地理教育者の立場からして、これはどういう方向が望ましいとお考えですか。

○井田：私は実は評価が大嫌いで(笑)、自分が評価されるのもあれですし、人を評価するのも嫌いなんですけども、しょうがないから、いろいろとやりますけど、基本的に短期的な評価と長期的な評価が、やっぱりあると思うんです。短期的な評価は、その授業が分かったかどうかということですけど、それは人生において、本当にその授業なりが役立ったかというのは、もう本当に死ぬまで分からない。

本当をいうと、評価はそこにあるんだろうなとは思っていますけど、ただ先生方は大学に入れなきゃいけないし、成績を付けなきゃいけないから評価しますけど、だから僕も学生の評価をしますけど、あるいは学生に評価されますけど、嫌ですけどね、お互いに(笑)。

そういう意味では、『新地理』での評価をどう考えるかということですけど、やっぱり今のように、短期的な評価というのも当然、考えますけど、それよりもやっぱり本当は成績を超えた、その子が本当に人生にとって、地理をやってよかったんだ、あるいは地理をやって心が豊かになれたのか、というのが本当の評価かなと。だからそういうところで、どういうふうに評価できるのか、それは本当に自分が墓場に入るまで分からないんですけど、でも本当はそういうところで評価が成り立つんだろうなと。だからそれを意識させてあげられるのがいいかなと思

ます。

ちなみに『新地理』の評価は、今、言っていたいただきましたけど、携わった方もたくさんいるので、そういう意味では、携わった方の身になると、ちゃんと褒めるところは褒めてねと。ですから『新地理』の評価は、褒めるところは褒めてあると思います。ここはまずいよねというのは、ちゃんと指摘してよろしいんですけども、ただ作っているほうは、どこが良かったかというのが分からないで、批判ばかりされると、どうしようもないんですね。

ですからそういう意味では、『新地理』なんかで評価してくれる場合には、いいところはちゃんと評価してください、駄目なところはそれなりにやってくださいね、というふうには頼んでいるところです。答えになっていませんか。

○中澤：いや、全く同感で、私なんて本当に地理学という学問を学んで、この世界に入って一回も後悔したことがないというか、本当にいい選択をしたなと思っているんですけど、そういう評価を「地理総合」に与える人が多くなってきたら、それはすごくいいことだなと思います。

もし高校の先生方で、私は高校の教育の現場に立ったことがないものですから、定期考査なり何なりのご苦勞が分からないんですけど、具体的に聞いてみたいという方がいらっしゃいましたら、ご質問をお受けしたいと思うんですけど、どうでしょうか。何かございますか。はい、じゃあ。

○質問者（鈴木）：失礼します。静岡県立韮山高高等学校の鈴木と申します。一応この卒業生で、地理学科を卒業させていただきました。

評価なんですけども、自分もいろいろと考えるところがあって、高木先生は論述を書かせるという話で、その評価を、今度は書いたその文

章をどういうふうにするか、ループリックのようなものを活用されとか。それでそれを作るのを、誰と相談して、どんなふうにやったらいいかと。実際に実践が始まったときに、周りにそれを相談する方がいらっしゃればいいんだけど、そうじゃない場合は、そういう組織であるとか、やっぱり専門の、学ぶコミュニティみたいなのが欲しくなるのかな、なんて思うんですけど、今、高木先生の論述のテストは、どんな感じで評価を付けていますか。

○中澤：今は高校の現場で、例えば地理は一人だけとか。

○質問者（鈴木）：そうですね、今は。

○中澤：例えば県単位での勉強会みたいなのは、あまりない感じですか。

○質問者（鈴木）：組織はあるんですけど、なかなか、一個一個の試験に関して持ち合って、とかはなかなかできなくて。

○中澤：具体的には。

○質問者（鈴木）：こんなかたちをやってみたいな、交換会ばりに何とかやろうと思えばできるんです。そんなに講義できない。

○中澤：高木先生はどういうところにご相談というか、相談相手とかはどういうところで。

○高木：地理の教員は、各校で少ないというのが現状ではあるので、校内ではなかなか相談はできません。そのうち各大学が入試で作られる地理の問題が、思考力・判断力・表現力を問う問題になっていくので、その対策本もたくさん出るでしょうから、それが高校現場も使えるようにきつとなるに違いないと思います。

それから地理オリンピックが、国内でも問題が作られています。先年その問題をまとめた本が出ました。ですから参考になる問題はどんどん出てくるだろうなと思っています。

現場は生徒のワークシートの評価にしる、テストの評価にしる、後でルーブリックを作っても、評価を最終的にすればいいので、大丈夫なんですよ。これは知識・技能と思って問いを作ったけど、思考力・判断力・表現力等になり得たと思ったら、後からでも変えられるので、現場はたぶん大丈夫だと思います。

○中澤：今、聞いていて思ったんですけど、正直、さっき私は申し上げましたけど、やっぱり神戸大附属はすごいよねと、誰しも思ったと思うんです。地理オリンピックも、私は日本地理学会の会員ですけど、大体、地理オリンピックに出ている高校って、東大寺学園とか、東大、京大に入っていくようなところなんですよ。

正直、ここにもいっぱいそういうのが書いてあるんですけど、これって学力水準からいったら一体どのレベルを問うているのかという話で、偏差値という言葉はあんまり使いたくないんですけど、偏差値が例えば50を下回るような高校において、これをどういうふうに展開するのかと、ここにもあるんですけど、そのあたりを濱野先生、どういうふうにお考えですか。

○濱野：基本的には、一つの基準として学習指導要領があるわけですけども、私の説明の中でも申し上げたように、極めて大綱的なかたちで示しています。事例なども今回は随分と挙げていますけども、レベルの高いものから低いものまで、いろいろあるかなと思っています。だからそういうものを参考にさせていただきながらということ。

ただ、確かに時間がかかるかもしれないけども、高木先生が今日、ご紹介いただいたような授業が、定時制、通信制、専門高校でできないかということ、必ずしもできないことではないのかなとは思っているんです。例えば資料などを

もうちょっと吟味していただくか、もうちょっと考える時間を取ってやるだとか、そういうことを工夫すれば。

そしてまた全ての授業でこのような授業をやるかは、それはまた別だと思うんです。だから基礎的・基本的な知識・技能というものをやはりしっかりと身に付けさせる必要があります。社会科系の教科は、内容教科といわれるようにそういうものに時間を取って、丁寧に確認していく時間も取りつつ、でもポイントのところでは、今回、ご紹介されているような授業をしていただくということで。だから、要はバランスだと思います。全国の協議会や授業公開では、そのドリル的なところはなかなか表には出てこないかと思いますが、基礎的・基本的な知識・技能を含めたバランスという、あの三角形の図の趣旨のところをしっかりと捉えていただければと思います。資料の工夫の仕方では、いろいろと授業の工夫ができるんだろうと思いますし、神戸大附属しかできないというかたちでは、神戸大附属もしていらっしゃいませんので、そういうかたちで見ていただければと思います。

○中澤：もし現場で具体的に、こんな苦勞が想定されそうという。じゃあ、ぜひお願いします。

○質問者(山内)：すみません、濱野先生、私の質問用紙だと思うんですけど、宮城県塩釜高等学校の山内と申します。先ほど中澤先生が仰ったような、まさにそういう学校で、大学受験も社会科の試験問題を取らないで入れるところに、入ればラッキーみたいな学校です。

日常的にやらせています。特に今の3年生は、昨年に4単位が終わっての、プラスアルファの4単位の生徒たちを、ただ今、持っていて、今はほぼ話し合いをしてはまとめ、知識の確認を

し、というスパイラルをつくりようとしているんですが、昨年にやったことが全く出てこない。教科書を開いて探せと言っても、出てこない。去年、用語をかみ砕いて説明したなと思うんですけど、そのときのプリントを出してみろ、ともやるんですけど、やっぱりきよんとする。それでもう一回説明すると、「ああ、されたわ」みたいな顔をする。

そこから始まるところで、2単位の「地理総合」に、中学校でどこまで基礎知識を身に付けてくるのか。特に地形とか気候は、去年、私も相当端折ってやらざるを得なかったといいますが、大気の大循環を、教室に赤道と回帰線と、40度はここだぞとって、私が空中を飛び回るような、大気の大循環をやりましたので、それをやらないと分からない子たちです、立体的に。そんな子たちを相手に、例えばそういうのをきっちり身に付けないと、防災はできないと思うんです。そういうことを、2単位でどこまでできるのかなと。つまりどこまで中学生の段階で、そういうものすごく基本的なところ身に付けてくるのを前提に「地理総合」がつくられているのか、というのが私のずっと疑問なんです。

そんなところをぜひお聞かせいただければと思います。

○中澤：そうしたら、まず濱野先生から、これはゴールというか、どこ水準が最終地点なのかということを知って、次に井田先生にお伺いしたいんですけど、これはこの中にも出てきたんですけど、「去年、やっただろう」と言ったら、出てこない。でも、学習指導要領なり何なりは、中学校でやっただろうということが書いてあるんです。それは絶対に分からないですね、もう忘れていると思うんです。

先ほどお昼を食べていたときに伺ったんです

けど、井田先生は中学校のほうにも関わっていらっしゃるということで、中高の連続性ですか、そのあたりのお話をいただきたいと思うので。まず、じゃあ濱野先生、お願いします。

○濱野：ありがとうございます。基本的に学習指導要領がゴールというかたちでしか、役目上は言えないところがありますけど、基本的には、さっきも言ったように、大綱的なもので書いてあると思うんです。確かに子どもたちの実態を考えると、でも「ああ、やったわ」というかたちで気付いてくれる。でもそれはやったからであって、それがゼロからじゃないという、一つの表れなのかなとは思っています。

私自身もアルファベットも十分書けないような生徒のいる学校にありましたけども、やはりそんな中でこそ個別の知識・技能じゃなくて、大気循環とか何だかんだもあると思いますけども、それがないとできないのかどうなのかということは、また考えていく必要があるのかなと思うんです。

だからそれをどうしても知らなくちゃいけないのか、それは基礎・基本なのか、ということになると、基礎・基本は社会で生きて働くということなので、それを知っていた方が便利な部分と、でもそれって生きていくために必ずいるよねという、どこに力点を置くかというのはあると思うんです。高等学校段階では、やはり自分たちがさまざまな災害に直面した場合に、事前に用意ができるとか、その災害に対応できるかどうかということ、これは極めて大事なことだろうと思います。

やはりそのために、そこにこそ時間を割く。そのために、たかだか2単位ものなので、どこに時間数を配分していくかということは、やはり子どもたちの実態に合わせながら熟考するこ

とが大切で、最終的に地理をやってよかった、これがあったから今、そこで身に付けた力が生きて働いていると思ってくれるだろうという部分に配分することが期待されます。大項目が三つありますけども、どれだけ時間をかけていくというところは、やはり学校現場に任されているところなのかなと思いますので、ぜひその視点で、70単位時間しかありませんけど、その部分に軽重を付けて、工夫していただくことが大事なのかなと思います。

○井田：先ほど打ち合わせのときに中澤先生から、中学校の教科書を見たら、これはすごいよねと、これを分かっていたら、もう十分じゃない、というご発言をいただきましたけども、確かにそうなんです。中学校のあの内容は、僕は学習指導要領には、その前からは関わっていませんけども、その前からあれは知識が多くて、量が多すぎるという批判はずっと受けていて、今回も減らしましたけども、その批判はずっと受けるだろうなとは思っています。

知識的には非常に多いんですが、高校に入ったら忘れていくというのも、それも分かります。実際、僕なんかは、昨日、起こったことも忘れていきますから、それはしょうがないんですけど。

ただ重要なのは、どういう観点で見ると地理としていいのか。こういう観点で見ると、やっぱり地域を良く知れるよねという、そこが重要な観点かと思います。だからそこで中学校で、中学校の先生がそれを意識されているかどうかというのは、結構大きなポイントかなと思います。

それからもう一つ、先ほどの高木先生が、高校に入るまでにどういうことまで子どもたちが分かっているか、という調査をする、あれはやっぱり重要だと思うんです。一応、高校入試があっ

て、偏差値で区切られちゃいますけども、でもその子どもたちがやっぱりどこまで分かって、だから高校でここを重点的にやろうというのが出てくるのかなと思います。

濱野先生がいるから怒られちゃいますけど、学習指導要領はやらなきゃいけないんですけども、その子どもたちに合った内容を考えるのは、やっぱり先生かなと。だからそこでどこを重点的に、さっきも言いました、軽重を付けるかというのは、軽重を付けたら全部やれということですけど(笑)、結局どこをやると子どもたちがついてくるかというのは、やっぱり現場の先生かなと。そのときに学習指導要領を無視しろとは言えないですけども、一応、そのあたりは考えてやらなきゃいけないのかなと。

その子どもたちも受験するとか何とかいうと、話はまたちょっと複雑になっちゃいますから、しませんけど、中学校の内容を全て、ほとんど理解しているような子どもたちが入ってくる高校と、うちの娘も実はいわゆる偏差値が低い学校に入学したのですが、そのときにある先生がテスト問題を出すときに、「これは全部、覚えるだけだから、簡単でしょう?」と言ったら、子どもたちが一齐に「覚えられないから、俺たちはこの高校にいるんだろ?」って、大反発しちゃったんですけど(笑)、それは先生が分かっていないということだったんですけど。

そういう意味では、時間をかければその子どもたちも、関心があるものに関しては考えることができる。ただ知識がどうしても限られてしまうので、そのときにどのぐらいの知識で考えられるかというのは、そこは申し訳ないですけど、先生方のところで。そういうことはAIでは教えられないことで、先生が人間である、大きなゆえんかなというふうには感じています。



○中澤：これはまさに今、見ている質問用紙と関わってくるんですけど、中高一貫の、高木先生のようなところだと、相対的に中学時点での知識のばらつきというのは、個人差といえと。しかし高校は、複数の中学校から学生というか、生徒を採ってきますので、中学段階での先生の力量とかやり方によっても、すごく大きな差が出てくる。それをどうするのかという質問があるんですけど、現場の先生方で、実際にそういうことに直面しているという方がいらっしゃったら、答えを紹介していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

要するに粒が揃わないという状態で、どこにスタートを設定したらいいのかというのは、たぶんあると思うんですね、学力というレベルだけを超えて、単純に「これ、やってきていないのかよ」みたいなのは。どうなんですかね。

高木先生はどうか、中学レベルでは、やっぱりほとんど自分で管理しているというか、少ない人数で管理しているから、一応、粒は揃う感じなんですか。

○高木：いつも誤解されるんですけど、本校は今の後期課程生は小学校1年生のときに入学して入った子たちが、ずっと12年間在籍しています。小6で入試をしていないんです。12年間、本校にいます。すると、小1で入試をしているので、いわゆる狭義の学力という面で見れば、非常に多岐にわたります。ですから、本校でできたら、たぶんどこでもできると思います。

○中澤：まさしく実験校ですね、ますます高木先生を見直したなと(笑)。それとは違った意味で、ばらつきがあるとかって、ないですか。じゃあ。

○質問者(鈴木)：うちのところは大体、中学校の40校から50校、静岡県の東部にある学校な

ので、学区が全県で、下田の果ての、伊豆半島の先の南伊豆から下宿している子、それからお父さん、お母さんが東京に新幹線で通勤している、もう地域のバックが全然違う、そういうばらつきもあったりして、たぶんうちの学校に来る子は、地域のトップの子が来るんですけど、塾に行っていた子、行っていない子、そういうのがあるし、家庭の雰囲気であるとか、親の職業であるとか、背後にある地域の経済の状態とか、その子が生まれ育ってきた環境が全く違うという。

今は授業の中での学力ということでお話されていますけど、生活全体が全く違う子たちが交ざっているという、そういうところがすごくあります、現実では。

○中澤：私は思うんですけど、やっぱり地理の場合は、親と一緒に旅行に行っただとか、例えば街に出てデパートで食事をしたことがあるとかないとか、意外とそういうのが大きいのかなという気がするんです。結局、地理の対象というのは現実の社会なので、その中でどれだけのことが経験できるかというのは、これは学校の中だけではたぶん完結しない問題で、やはり家族とか地域社会とか、そういうのも絡んでくると思うんですが、その点で何かありますか。地域との関連で現場で思うところがある、とかいうのは。じゃあお願いします。

○質問者(山内)：何度もすみません。塩釜は海辺です。津波の被害もありました。ところが全県一学区で、仙石線と東北本線の2本が通っているんで、北から南から、内陸から沿岸から来ます。学校が山の上にあるので、内陸から来る子は大体、本線を使って来ますから、海を見ないで学校に来ます。それで海を見ないで帰っていきます。そうすると友達と遊びに行くときに、



うっかり海辺にいろんな施設があるので、一緒に行っちゃいました。今の子どもたちは、ちょうど3年生が小学校4年生のときに震災でしたので、まだ何だかぼけっとして、よく分かっていない。そういう子どもたちが、さっきみたいな知識がないと、死にます。そう私は思っています。

だけど、まだ津波の映像を見せられないんです。去年に、見せてばたばたと倒れたという話を聞いたので、私も授業でできていません、その話を。去年、7年たってそれなので。だけど内陸の子たちは、そういう話を一切知らないです。その子どもたちが海辺の友達と一緒に遊びに行くのが怖いので、私も夏休みに必ず、街を探検してこいって、小学生の街探検みたいなワークシートを作って、夏休みにぐるっと回って、最後に海辺を終点にするよ、そこで写真を撮って、見せてねと。全員で行った証拠を見せてね、と出して出すんですけど、そこだけ一発、質問します、やっぱり。

じゃあこの地図に沿って、こういうふうに行くんだよ、最後にマリゲートが終点だよ。「さて、ここで揺れたらどうする？」だけは言います。それしか、でも言えないんですよ。そうすると生徒たちは、1.5キロ離れた学校までダッシュして帰ってくるというんですね。そういう距離感覚とか、高さ感覚とかは一切ないです。

そういうのを地理は育てなきゃならないと思うんですけど、そういうところをどこで育てるんだろうかというのは、私はずっと疑問なんです。そこが身に付いてこないで入った子どもたちに、やっぱり基礎をやらないといけないと思うんですけど、その基礎を何でやるのかなとかずっと考えながら、生徒たちと授業をしているという意味で、自然環境は非常に大事だろうなと思っているので、そこをどこに揃えるのか、という

のが知りたいことでした。

○中澤：このボールは結構、投げるのが難しいんですけど、井田先生、どうしたらいいんですか。地域の共同の記憶みたいなのがあって、本当に伝えたいこと、例えば防災をやると思ったときに、一番必要としている人がやっぱりトラウマを抱えていて、それを伝えられないという状況があったときに、どうすればいいですか。

○井田：それは結構いろんなところで問題になっていて、実は大学の資料でも、数年前ですけど、東日本大震災の映像を見せて、やっぱり気持ちが悪くなって、教室を出て行ってしまったという人はいます。ですから大学でも全く同じなんですけど、一つの考え方としては、今度の「地理総合」は、持続可能な社会のときに、地域調査というのをやります。だからそこをうまく使っていただく。つまりそこで外に出て行けるというのが一つ、大きな要因です。そこで防災なり、何なりというのを考えさせる。

さっき言った、1.5キロの距離感がない、高さの距離感がないというのは、実際に見せて、そこで説明することによって、全然違うはずですが、意識させることで。だからそういう意味では、そういうところをフルに活用していただく。実際に地域調査しているのは、高校では数%といわれていますけど、それをできるだけ高く上げていただいて、そういう学校こそ、そういうのが必要なとは考えます。

それからもう1点は、やっぱりトラウマがすごくある子とない子に関しては、ある意味、そこで授業を分けなきゃいけないかもしれない。実際に授業を分けるのは難しいのは重々承知していますけども、そのへんはうまく授業を交換できる先生方と共同を取ってもらって、地理じゃなくてもいいんですけど、ほかの授業とうまくか

み合わせることで、何とかできないかとは考えています。そういう工夫はやっぱり必要かなと。

どうしてもトラウマを抱えている子は配慮しなきゃいけないですから、そういう意味の、教員としての教育体制、学校としての教育体制は、やっぱり必要じゃないかなと考えます。

○中澤：これは本当に難しい問題だと思います。

どこで取り上げようかなと思っていて、取り上げないわけにはいかない、大きな問題が実はあって、しかも話が大きく変わっちゃうんですけど、やっぱりGISの話はしないといけないですね。期待もされていると思うんです。いろいろとGIS、GIS、GISと書いてあるんですけど、さっきの授業実践の話の中で、高木先生のところではGISそのものは、生徒が触っているという感じじゃなかったんですけど、どんな感じでGISについては取り組んでおられるんですか。

○高木：それも学校現場に合わせてなので、環境が整っているところは、GISで作るぐらいからやってみればいいんじゃないかと思います。教員が見せて、こういうのもできますよぐらいで終わる場合もあるだろうし、ICT環境が整っていなければ、パソコンを使用しないで授業する場合もあるだろうし、いろんな方法があると思います。ただし地図を比べたりすることから何がわかるのかを生徒が理解するために、主題だったり問いをいかに置くかが大切かと思えます。

自然環境と防災の単元なら、自分の命を守るためには、GISを学ぶことは有効とわかるとか必然性があればいいのかなと思います。

○中澤：じゃあ具体的には使っているんですか、パソコンは。

○高木：最初の単元で国土地理院の、「重ねるハザードマップ」を使っています。2画面表示

にして、写真と地図を見比べることもできるので、いったんそこまで学習します。

次に、今は3D化ができるようになっているので、ずっと単元が進んでいって、最後の自然環境と防災の単元で、自分の地域を3D化して、標高差をみたり、谷筋なのか尾根筋なのかというところにつなげていったりというところで、小出しにしている感じです。

○中澤：やっぱり現場の先生がすごく不安なのは、どこまでIT環境を、ということがあるので、一応、濱野先生から、この程度でいいんだよというのを言っていたら、安心できるんじゃないかなと（笑）。

○濱野：解説のほうには作図的なものもちょっとだけ書いているんですけど、基本は本則のところでは示しています。本則のところには基本は「読図」と書いたんです、限定的に。ですからそこで作図までを一番最初の導入段階でもってきちゃったら、子どもたちもそうですけど、その前に先生が疲弊しちゃいますから。なので、基本的にはこんな使い方があるんだとか、こんな便利なものなんだね、ということが分かればという、そんな書き方をしています。

中学校地理的分野の解説ともども、本則もそうなんですけども、地理は極めて固有名詞が少ないんです。少ないから、今回はGISという言葉が随分クローズアップされている感じはするんですけど、本当に極めて大綱的に書いてあって、でも今、申し上げたように、「読図」とかなり強調して書いてありますから。今、申し上げたようなことを、国土地理院などの資料等で使えるところは、うまくそういうものを提供していただいとということで、こんなものもある、あんなものもあるんだ、ということで結構なのではないかなと思います。

全国の指導主事会で、先般も説明会があったんですけど、そこでは国土地理院さんが、具体にはこんな使い方ができますよというものを用意してくださって、それは指導主事さんまでは取りあえず配布をしていますので、そういうものも、国土地理院の回し者のような感じですけども（笑）、ぜひご覧いただけたらと思います。

○中澤：井田先生、地理教員養成の現場では、GISはどんな感じですか。教員にやらせる環境とか、カリキュラムみたいなのはあるんですか。  
○井田：大学は、ここで言うと怒られちゃうんですけど、教員によってやり方が全く違います。「地理教育法」という授業がある学校もあるし、「地歴科教育法」だけで、ほとんど地理はやらないで、歴史ばかりの学校もあるし、それはさまざまです。

例えば、筑波大学の宣伝をするわけじゃないんですけど、明治大学もそうかもしれませんけど、筑波大学の場合はGISをかなりやっていますので、取ろうと思えばいくらでも授業は取れます。実際の地理教育で、僕なんかやっている授業でも、こういうことができるよぐらいは紹介しますが、実際にいじることはできないので、いじるまではしませんけども、それはほかの授業を取ってね、というかたちでやります。それから大学院なんかでも同じように、GISの専門家の先生が、教員養成の我々の教育研究科にいますから、その先生の授業を取っていただけると、GISを実際に動かしてやるようなことはしています。

そういう意味では、大学に関しては、高校よりももっとひどいんじゃないですか、いろんなものが。

○中澤：それは同感ですけど、そもそもそういう環境が整っていないので。

一応、明治大学のことをちょっとお話ししておく、和泉キャンパスのコンピューターには全部、「MANDARA」とかを入れてもらっています。あと、幾つかのソフトは入っていますね、「カシミール」とか。だから私なんかはゼミとか、「フィールドスタディ」という授業があるんです、経営学部なんですけど。事前学習をやって、その事前学習の中で地域の、いろんな地理情報なんかを分析して、その後、現地に行くと、僕はアポも取らせていますけど、アポイントも取らせて調査させるんです。そういうので使うということはできるんですけど、正直言って、全員が学べる環境にはやっぱりほど遠いし、カリキュラムの中できちんとできていたとは、文学部でもないんじゃないかなと思っています。

現場でもう少し具体的に、これは大学関係者でもよろしいですし、高校の先生でも、あるいはGISの業者の方でもいいんですけど、何かGISがらみで発言されたい方はいらっしゃいますでしょうか。

あるいはこういうソフトウェアじゃないですけど、枠組みがあれば活用したいということでもいいです。今のお話にあった、地理院なんか一生懸命にやっていますし、一部の教科書会社とかは、データがダウンロードできる状態で提供されているし、今はe-Statという、総務省統計局でもWeb GISが使える状況で、これは全て、インターネット環境が整っているという前提の下でのお話なんですけれど、何かございませうでしょうか。そうしたら、井田先生、どうですか。

○井田：ちょっとしゃべり過ぎている感もあるんですけど、3人の中で一番しゃべったのは僕かなと。与えられた時間の35分をきっちりしゃべってしまいましたけど、後の先生はちゃんと

質問の時間を取っておられましたけど、大学の先生はしゃべり過ぎというのはありますが。

先ほどのGISを今回の「地理総合」に入れるに当たっては、実はさまざまな議論がありました。GISを促進する先生方は、これはチャンスと、地理でGISを教えなきゃという、すごくたくさん資料をばっと出されて、これだけ出してねというのがありましたけど、いやいや、そうじゃないでしょうというのもあって、結論的にどういうことが考えられるかという、地図、GISなんですけども、大項目Aがあって、その下にB、Cがあります。結局、B、Cにつながるような、GISなり地図を使うことをAでやらなければ、実はあんまり意味がない。

具体的に言うと何カ月か、1カ月前でしたっけ、ここにいらっしゃる泉先生のところで、「地理総合」に関する研究授業をしていただきました。そのときは野外調査の話で、自分たちはどういう地形の所にいるのかという話が出たんですけども、そのときに泉先生は使っていませんでしたけど、使えるのは3D地図で、子どもたちが要するに平面の地図を見るのが得意なら問題ないんですけども、得意じゃなければ3D地図を使うことによって、いかに谷を越えて自分たちが通学しているか、というのがもう一目瞭然なんです。

ですから、そのときに反対に、国土地理院の平面図から3D地図が見られるという、それが分かっていたら、子どもたちはすぐ調べられるわけです。かつ、その谷が今は住宅地であって、なぜそういう谷ができたかというのは分かりにくいんですけど、住宅地ができるまでの地図を見ると、もっと先に川があって、そこから谷が延びているというのがはっきり分かるんですね。そうすると、「今昔マップ」みたいな地図を使え

ると、それはすぐ分かる。

だからそういう意味では、全体の単元を見て、ここでこれが見えるな、あるいは国際協力や国際理解のところで統計地図を作らせたほうが面白いとなれば、その統計地図のWeb GISか何かを使ってやると、全部つながっていきます。だから全部つながらないことを教えようとする、非常に無理があるんですけど、反対に単元を見て、つながるようなところで、そういうものをさせていくと、全然やり方が違ってくるんじゃないかと。

そうすると、反対に言うと、コンピューターを使わなくても、出てきた地図を使って、さっきの3Dマップもそうですけども、出てきた紙媒体でいいわけです。その紙媒体を使えば、当然そこでコンピューターが無くても、その場でできるという工夫ができるので、そういう意味では単元全体を通して、GISあるいは地図で何が必要か、というのを最初に見ていただけると、授業の構成が非常にしやすくなって、どういうGISをやらなきゃいけないかというのは、全部見えてくるんじゃないかと考えています。

○中澤：今のお話とも関連するんですが、ちょっとマニアックというか、細かいところなんですけど、学習指導要領とかにも、読図というのが非常に重視されているということで、今のお話にもありましたけれど、既に用意されている紙の地図から、何か重要な情報を読み取ることも非常に重要だと。

そうなったときに、今はどちらかというと、GISとかそういう話が、「地理総合」でやるときに、ちょっと主題図に偏っているかなという印象を、私は受けるんです。やはり地形図というものもあるわけですけど、これも最近、ウェブ上で見ることになって、縮尺もあんまり固定され

ていない。今、学生たちが使っている「Google マップ」とかは、北が上でもない場合があるじゃないですか。やっぱり一番、読図で難しいのは実際、地形図だと思うんです。

学習指導要領で読図といったときに、どういう地図を一番想定されているのかということと、あと、高校の先生でも、本当に歴史とかをやっている人だったら、地形図はほぼノーマークですね。それはどういうふうに対応するんだろうというのを、皆さんにお聞きしたいんですけど、お考えがあれば。じゃあ濱野先生。

○濱野：地理院地図についても、学習指導要領のほうにも書かせてもらっていて、もっと言うと、中学校でもそれを書いているんです。今回、中学校は、一番最初に地域構成で、地球儀を使ったり、世界地図を使ったりし、その後、世界の様々な地域を取り上げた上で、日本の様々な地域を取り上げます。日本の地域構成を扱うところでは日本地図も使うんですけども、そのあたりで、当然ながら地理院地図も出てきたりします。最終的に身近な地域を扱うところがやはりありますので、生活圏の在り方みたいな話なんですけど、そここのところでも当然ながら使っていくことを想定しています。このようにスパイラルなかたちで使っていくことを想定してまして、高等学校で突然、出てくるものでなく、中学校でも使ったよねという話での積み重ねが大事だと考えます。

もっと言うと小学校も、地理院地図は使わないでしょうけど、今回、3年生から地図帳を使うことになりまして、今までは4年生からだったんですけども。そここのところで、最初は学校の周りに何があるか、学校の周辺探検ですけども、そこでは地理院地図のようなもので、もっと子どもたちが使いやすいものをベースにそれ

を使いますので、小・中・高と段階を経て徐々に習熟を高めていくことが重要だと考えています。

○中澤：確かに息子が使っている小学校の地図なんかでも、地形図みたいなのが出てきますね。高木先生は、地形図は使っていますか、授業では。○高木：具体的には教材に何を使わないといけないのかということではなくて、「地理総合」になった限りには、主題と問いなので、この単元の主題と問いはどうあるべきで、そしてその単元をどのように構成するかにおいて、地形図がふさわしければ地形図を使えばいいし、主題図がふさわしければ主題図を使えばいいし、地理院地図のように、Web上地図のほうがいいならそれを使えばいいし、そういうところが大事なのかと思います。

例えばこの大項目でこの主題と問いなので、地形図のほうがふさわしいとか、そういうことになってくると思うんですけど。

○中澤：そうするとある意味で、カリキュラムを組む、あるいは問いを立てる段階で、ツールとして選択的に利用するという感じなんですかね。そうすると必ずしもそれも使わなくていいというか、それが読めなければ、教える側がやってもしょうがないので、そうじゃないものを使うということがあるんですね。

私はやっぱり、ちょっと危惧するところがあるんですね、地形図から情報が得られないとなると、ちょっとどうなのかなって。そのへんはどう思いますか、井田先生は。

○井田：急に振られますね。これもあれなんですけど、僕は地形図って、そんなに好きじゃないですよ（笑）。そう言うと怒られちゃう。

実際に地形図を僕が読み始めたのは、大学に入ってからです。高校まではたぶん地形図はそ



んなに使っていないです。地図帳を中心にやっていたから、地形図を使っていないんですけども。でも地図帳を読み慣れていると、地形図はそんなに苦なく読めるんですね。ですから、そういう意味では自然の流れの中で、そういうのはあってもいいのかな。

地形図を教えなきゃいけないとなると、例えば小学校で地図の学習をやったときに、小学校の先生方は何を教えるかという、等高線の幅は何メートルというのと、地図記号なんです。そうなってくると、本来の地図の意味ってほとんどなくて、それで地図嫌いが多くなるという指摘は受けています。

そういう意味では大学生でも、地域調査をやって、今と昔を比べてごらんとすると、ある学生が、今のいわゆる Google マップみたいな地図を持って来て、古いのは住宅地図を持って来て、これで比べますと。[それでどうやって比べるの?] と言ったら、地図記号で比べますというから、[同じ地図記号じゃないんじゃないの?] と言ったら、「え!」と驚いて、「今まで僕たちが習ってきた地図記号は何だったんですかとか」と言うから、それは2万5千とか5万分の1の地形図の地図記号で、外国に行ったら全然使えないよ、もってきた地図は地図記号では比較できないよと、大体そういう感じですね。

それは、筑波大学でもそういう感じなので、ですから結局、地図のもともとの使い方自体がやっぱり慣れていない、というところがあります。だから地形図を使うか、地図帳を使うかは、さっき高木先生からありましたけども、そんなにこだわる必要はないのかなと。

ただ、地形図の面白いところは、情報がたくさんあるので、知識をたくさん持っている人は

いろんなことが読めるんですけども、反対に知識がないときに情報が多すぎると、何を讀んでいいか分からない。そこがやっぱり欠点というか、大変なところなので、やっぱりある程度、段階を踏んで使っていかないと、地形図というのは難しいかなと思います。

ですので、そういう意味では、いろんな地図があって、それぞれに応じてうまく使い分けられるのが、一番ベストかなとは思っています。

○中澤：最近の地形図は工場が載っていないとか、あんまり役に立たないと言われてしまえば、それまでなんですけど、本当はそういうのも止めていかなきゃいけないんですけどね、我々が。コストの問題で、そういうのも削減されてきているわけなんですけど。

私も現場は知らないのですが、地図の使い方とかは理解していないんですけど、何そういうツールに関してありますか。じゃあ泉先生。

○質問者(泉)：専修大松戸の泉と申します。公開授業を、つい1カ月前にさせていただきました。私は実は地形図を駆使して、あのときは授業をさせていただいたんですが、要するに地形図の読み方の、基礎的なことは確かに中学校で。

ちょうど私の学校は中高一貫と、あと、高校から入る子たちと、そういった子たちで、学力は結構一定程度の子たちです。実際は専修大学といいながら、明治大学の中野高校を落ちたりとか、明大明治に落ちた子たちが、仕方なくやってくる学校なんですけど、それはちょっと置いておきまして、それはいいとしまして。

地形図にしる、主題図にしる、物事を関連付けて捉えるためのツールだと私は位置付けているので、やっぱり地形図にこだわる必要はないと思うんですが、ただやっぱり大事なのかな。いわゆる大縮尺の、しかも身近なスケールの中



で物事を考えていく際に、よく私は生徒たちに、地形図は謎解きパズルだよと。いろんな物との関連性を。

例えば旧式の地形図だと、ちょうど専松の周辺というのは台地があって、尾根があって、本当にくねくねした地形で、非常に地理の宝庫なんですね。それを古い地形図を、例えば70年前、50年前、ちょうど開発途上の地図をずっと探っていくことで、しかも田んぼを塗らせたり、あるいは畑を塗らせたり、果樹園を塗らせていく。これはまさに本当に地形と土地利用の関係性や、あるいは先人たちが何を思ってその土地を築いていったかということが、やっぱりそこから見えてくるんですね。

例えば地名でも初富とか、二和とか三咲とか、そういう地名があって、番号順に付けられている。あそこの中で先人たちが何を思っていくのか、そこに実はもしかしたらESDのヒントがあったりするかもしれないし。

だからこだわる必要はないけれども、教師がそのとき、その単元構成をする中で、思ったことを結局やればいい、思い付いたツールを使えばいい程度だと思うんです。だからさまざまなツールを駆使しながら、どうやって授業をできるかということが、むしろ教員が試されているし、そのための実は教員自身のコンピテンシーそのものが試されているのかなというのが、今度の指導要領ですごく感じているところなんです。

なので、地形図ということは一つ大事なことだし、これからもやっぱりこだわっていく人はこだわっていくべきだろうとは思いますが、またそれが地理院地図や、当然ながらもっといいソフトができて、それが自由自在に、楽に使えるようになれば、もっともっと普及するでしょうし、そのへんはもっと業者さんに頑張ってもらっ

て、我々ユーザーも、もちろんそれをうまく使えるようにしていければいいのかなと思っています。

ただちょっと1点、これはあれなんですけど、いわゆる今後、資質・能力やコンピテンシーが重視されるということは間違いなく、これはもう絶対に必要だと思うんですね。じゃあそのために、旧来型の学びをしてきた、我々のような中年の世代の人たちが、いわゆるそれを本当に転換できるのかというところが、正直、今は難しいかなと思っています。

いわゆる教育機関で、どうやってコンピテンシーベースの授業をつくっていくのか、それをどう、例えば仲間、同僚と共有していけるのか、ここがすごく課題だなと思って、恐らく各学校の先生方も、今、悩んでいるのはそこなのかなと。新しい情報を得ようとする先生方はいろんなことし、生徒たちに試していく。それで生徒たちの反応、リアクションを感じながら、よりいい授業をつくっていこうと努力する。

ところが正直なところ、その気がない先生もやっぱり現場にはたくさんいるわけで、そういう先生とどう共有していくのか、というところが難しいかな。つまり生徒は、大学と違って高校生、中学生は、先生を選べないというところがあるので、だからそのへんがやっぱり研修制度に来やすくできるような、またそういう意欲を先生方が持てるような、何か仕掛けがないのかなと、逆に大人の側が実は試されているかなと、私は思っているんです。

すみません、ちょっといろいろと言っちゃいました、全然違う話で。

○中澤：学習指導要領とか見ている、地理という科目の可能性をすごく開いてくれたなという気はするんです。ただ自由というのが、こう

いうこともできる、ああいうこともできるということ自体が、やっぱり逆に言うと、やる人はやるけど、やらない人、できない人にとっては非常に難しいという、たぶんそういう状況で、皆さん、不安を抱えたり、そういうのはすごくあるのかなと思っています。

もう時間も限られてきましたので、じゃあ先生方からお一言ずつだけ、いただければと思います。井田先生からお願いします。

○井田：今、お話がありましたように、ここに来ている方々は問題意識を非常に強く持たれて、そういう心配はないかと思えますけど、問題は、あまり考えていない先生ですよ。その先生たちをどう引き込んでいくかというのが、やっぱり大きな課題だと思います。

2022年という、まだ4年あるなという感じがするので、そうすると、慌てない先生が多いのかなという気がしますけども、ただ、関心がある先生たちがそれなりに前もって準備していただければ、関心がない先生が急に授業をやれといったときに、焦ったときに、適切な助言ができるのではないかと考えられますので、まずは関心を持っていただいている先生たちが、いろんな情報を集めながら、我々もいろんな情報を提供しながら、またいろんな問題点を聞きながら、どういうふうこれを改善したらいいかというのを考えながらつくっていくのが、今後の、2022年までの仕事かなとは考えています。

教科書も今、いろんな会社がありますけど、それぞれみんな苦労しているようですが、教科書を使えばそのままできる、というものでもないかもしれないということで、そういう意味では、まずは関心がある先生たちが一緒になって、広められる準備をしていただければ、とは考えています。

○濱野：ありがとうございました。私も今、井田先生が仰ったところが一番大事なんだろうなと思います。大綱的、大綱的というかたちで逃げるわけではないですけども、現場の工夫、そこが生命線だと思うんです。

行政の立場から、こういうのはどうなのかなというのはありますけども、例えば、文部科学省でも指導主事会とかをやっていますけど、そのところを通して、一方的にこうしろと言われてたからやるというのは、それはあまり面白くないですね。だから情報提供としては、こんなものもあります、あんなものもあります、それで全国で様々なものを持ち寄って、それを還元しましょう、現場のほうに伝えてくださいという話の仕方しております。

『中等教育資料』という月刊誌に、毎月書いているんですけど、こちらのほうでも、例えばこんなものがあります、あんなものがありますということを紹介しています。でも一番大事なのは、やはり各高等学校現場で、それこそ子どもたちとの対応の中で、どうやって工夫していくのが最も大切だと思います。カリキュラム・マネジメントという言葉がありますけども、年間で例えば2単位もの、70時間をどう工夫して配置するというのを、もちろん教育委員会の指導もあるでしょうけども、ここは学校に任されている部分が大きいわけです。とりわけ高等学校は、そうだと思うんです。

そのところを、やはりそれぞれの先生方が工夫して行って、そしてそれを共有していただくということが大切だと思います。例えば、このようなかたちの会での報告であったりだとか、様々な地域で研究会とかがあったりしますが、そういう会で、こんなものがあるよ、こんなものもあるよ、というものを自発的に研修の場で

さらしていただく、共有していただく、見える化していただくというのが、やはり本筋なのかなと思います。

私どものほうも、先ほど申し上げたようなかたちでの資料提供とかはしていきますけども、やはり最終的には、そこだと思えます。

2030年になろうが40年になろうが、教師という仕事がないというのはそこなのでしょう。個々の学校が一人一人の子どもたちに、どのようなかたちで指導・評価に当たっていかるところが、やはり教師がなくなるといふための生命線だと思います。それぞれの先生方がアンテナを広げながら工夫していただくということが、極めて大事なんだろうと思います。

○高木：今日はありがとうございました。いろいろ大変なこともあります、いろいろやってみると、さきほどの生徒の感想のように、あのような感想をもらえたりするので、やはりやってみるといいことがあるな、というのが実感ですので、先生方もいろいろと取り組んだら、教えてください。自分一人ではなかなかつらいと、先ほどありましたから、いろいろと実践すると、こういうのをやったよというのを教えていただけるとありがたいです。ただし現行の学習指導要領で、よろしく願います（笑）。

それから二つ目ですけど、本校の公開授業も、6年目になると、大学院生とか大学生とか、たくさん参加するようになりました。この様子を見ると、未来は明るいのかなと思ったりもします。

最後に三つ目なんですけど、とはいうものの、このような講座や、本校で公開授業をしても、来ていただく先生はいいんですが参加できない先生の方が多いのが現状です。誰が各学校にいろんなことを伝えに行くかと思うと、教科書会

社の営業の方が、日本全国の様々な学校に訪問するのかなと思うので、今日も参加されているかなと思うんですけど、新しい教科書をよりよく、資質・能力育成のために作ってもらい、このように教科書を活用すると資質能力が育成できると紹介をしていただけると、ありがたいです。いろいろとありがとうございました。

○中澤：先生方、どうもありがとうございました。

## ■閉会挨拶

中澤 高志（明治大学経営学部教授）

○中澤：それでは、最後に閉会の挨拶ということで、私がすることになっておりますので、簡単にさせていただければと思います。

主体的な学びということなんですけど、私自身が今日のこの時間で、主体的に学ぶことができたという充実感でいっぱいです。私が知らないことが、あまりにも多すぎたということあると思うんです。一つは、すごく責任を感じているのは、やはり私が明治大学で地理学に携わっている中で、やはり高校の教員になりたいという学生があまりいないわけです。もう本当に待たなしで地理が必修化されると、絶対に必要になってくるわけです。どうやったら地理の教員を目指す大学生を育てていけるかなというのは、ずっと考えていかなきゃいけないことなのかなと、痛感しました。

それで宣伝なんですけれど、明治大学は、私は文学研究科の地理学教室にも携わっておりますけれど、地理を勉強したいという人に、誰にでも開かれている大学で、非常に立地もよろしいと、私は思っております、ですので、もう少し地理について勉強してみたい、あるいは高校の先生で、もう少しアカデミックなことを勉強してみたいということがございましたら、私に連

絡をくださってもいいですし、あるいはほかの先生にコンタクトを取っていただければと思っています。

今日は皆様のご協力で、非常にいい会になったかなと思っています。どうもありがとうございました。

(拍手)

(以上／03:12:33)

# 明治大学人文科学研究所紀要

第八十五冊 二〇一九年三月

明治大学人文科学研究所